令和６年度版

（R6・4・1～R7・3・31）

長崎市上下水道事業概要

長 崎 市 上 下 水 道 局

目　次

第１部　共通事項
Ⅰ　長崎市上下水道事業マスタープラン2025……1
Ⅱ　主要統計表
１　水道主要統計年次比較表……………………4
２　下水道主要統計年次比較表…………………5
Ⅲ　組織と機構
１　機構表…………………………………………6
２　職員配置表……………………………………7
３　勤続年数別職員構成…………………………8
４　年齢別職員構成………………………………8
５　事務分掌………………………………………9
６　行政改革及び行財政改革プラン………… 12

第２部　水道事業
Ⅰ　水道事業の概要
１　創設からの歩み…………………………… 14
２　本年度の歩み……………………………… 20
Ⅱ　水道施設
長崎市の主な水道施設……………………… 22
１　事業の沿革………………………………… 23
２　水源一覧表………………………………… 26
３　水系別施設一覧表………………………… 27
４　配水施設設置状況………………………… 33
５　水位高低模式図…………………………… 34
Ⅲ　水道統計
１　主要統計…………………………………… 47
Ⅳ　水道料金
１　水道料金及び加入金変せん表…………… 74
Ⅴ　財政
１　収支概況…………………………………… 78

第３部　下水道事業
Ⅰ　下水道事業の概要
１　下水道の役割……………………………… 91
２　下水の排除方法…………………………… 92
３　下水道の種類……………………………… 92
４　下水道の法手続き………………………… 93
５　下水道計画の概要………………………… 94
６　下水道事業計画の沿革…………………… 95
７　下水道の現況………………………………120
８　排水設備の概要と普及促進制度…………127
Ⅱ　下水道施設
１　下水道の施設………………………………132
２　下水道施設の維持管理……………………141
Ⅲ　下水道統計
１　主要統計……………………………………149
Ⅳ　下水道使用料
１　下水道使用料及び受益者負担金…………169
Ⅴ　財政
１　下水道事業の財源…………………………173
２　収支概況……………………………………174
Ⅵ　その他
１　組織の変遷…………………………………184
２　下水道事業年表……………………………195

資料
主要施設の所在地……………………………205
記念施設等……………………………………206
文化財等………………………………………206

第１部　共通事項

Ⅰ　長崎市上下水道事業マスタープラン2025

１　上下水道事業の基本理念

上下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要なインフラとして、将来にわたって安定的に継続することが求められています。

安全・安心な上下水道事業を続けていくためには、市民からの信頼が必要不可欠であり、そのためにも、 健全な水循環を次世代に引き継ぎ、未来に向かって安定したサービスを提供し、また、経営の健全性を確保する必要があります。

長崎市では、今から５０年後、１００年後の将来を見据え、上下水道事業の経営の健全化を維持しつつ、水道事業は、時代や環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合した 安全な 水が、いつでも、どこでも、必要な量を、適正な料金により、持続的に受け取ることが可能な水道を目指します。

また、下水道事業は、汚水処理・雨水排除等の基本的機能を適切にマネジメントすることにより、サービスの安定性や効率性の向上を図り、資源・エネルギー利用等の多様な取組みが可能となることを目指します。

そこで、長崎市上下水道事業の「基本理念」を次のように定め、今後１０年間の上下水道事業を推進していきます。

“基本理念”－信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道－

２　３つの基本方針

これまでの上下水道事業の基本方針 として掲げていた「安全」「強靭」「持続」の３つのキーワードを引継ぎ、「上下水道事業の現況」と、「将来の事業環境」を踏まえ、「信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道」という基本理念を実現するため、次の３つの「基本方針」 を定めます。

“基本方針”１　未来に向けて発展的に持続する上下水道
２　強靭で安定した上下水道
３　安全で信頼され、良好な水環境を確保する上下水道

３　計画の位置付け

・長崎市第五次総合計画に示す上下水道事業の基本施策を補完し具体化する分野別計画。
・国の「新水道ビジョン」・「新下水道ビジョン」を踏まえた上下水道事業の基本計画。
・総務省が策定を求める中長期的な経営の基本計画である経営戦略。

４　計画期間

令和７年度から令和１６年度までの１０年間

５　施策体系

基本理念の元、基本方針３項目、基本施策９項目、主な取組５１項と、投資・財政計画（収支計画）を定めている。

“基本施策と主な取組み一覧”

基本方針	基本施策	主な取組み
1　未来に向けて発展的に持続する上下水道	1　健全で持続可能な事業経営	1　純利益の確保
		2　収入の確保
		3　資金の確保
		4　局有財産の効率的利活用
		5　アセットマネジメントを活用した事業経営
		6　広域連携 (1)　長崎県水道広域化推進プランの推進 (2)　長崎県汚水処理広域化・共同化計画の推進
		7　施設の統廃合 (1)　新浄水場の共同整備 (2)　集落排水処理施設の公共下水道への統合 (3)　し尿等の公共下水道への投入
	2　環境負荷の低減	1　浄水汚泥の有効利用
		2　下水汚泥の有効利用
		3　ＧＸの推進
	3　業務の効率化・高度化	1　官民連携による効率的な事業運営の推進
		2　ＤＸの推進
		3　新技術の導入
	4　組織力の強化・向上	1　行政経営プラン等の着実な実施
		2　職員の適正配置と人材育成の推進
		3　ワークライフバランスの推進
		4　広域連携 (1)　長崎県水道広域化推進プランの推進 (2)　長崎県汚水処理広域化・共同化計画の推進
	5　戦略的広報の推進	1　効果的な広報・広聴活動の推進・充実
		2　上下水道事業の理解・認識を深める取組みの促進

基本方針	基本施策	主な取組み
2　強靭で安定した上下水道	1　施設の機能強化	1　計画策定 (1)　給水区域・排水区域の見直し (2)　水道事業基本計画の策定 (3)　アセットマネジメントの推進 (4)　ストックマネジメントの推進
		2　適切な施設の維持管理 (1)　包括的民間委託(ウォーターPPP)の推進 (2)　新技術の活用 (3)　ＤＸの推進 (4)　ＧＸの推進 (5)　漏水防止対策 (6)　不明水対策
		3　施設の計画的更新 (1)　配水施設整備事業 (2)　浄水施設・配水施設の改良事業 (3)　ストックマネジメント
		4　施設の統廃合 (1)　新浄水場の共同整備 (2)　集落排水処理施設の公共下水道への統合 (3)　し尿等の公共下水道への投入
	2　危機管理体制の強化	1　災害・事故対応マニュアルの充実化
		2　応急給水・応急復旧体制の整備
		3　関係機関との連携強化
		4　施設の耐震化・地震対策
		5　管路の複線化
		6　雨水渠の整備

基本方針	基本施策	主な取組み
3　安全で信頼され、良好な水環境を確保する上下水道	1　安全な水道水の供給	1　水質管理水準の維持
		2　自然災害等に伴う影響への対応
		3　直結式給水の拡大
	2　排水処理の適正化と水質保全	1　放流水の水質保全
		2　関係者との連携強化
		3　下水道の普及・水洗化の促進

“成果指標一覧”

基本方針	基本施策	指標名	直近値 （令和５年度）	目標値 中間目標 （令和１１年度）	 最終目標 （令和１６年度）
１　未来に向けて発展的に持続する上下水道	１　健全で持続可能な事業運営	経常収支比率(水道)	112.57%	100%以上	100%以上
		料金回収率(水道)	107.18%	100%以上	100%以上
		企業債残高対給水収益比率（水道）	102.71%	110.00%	125.00%
		経常収支比率（公共下水道）	96.39%	100%以上	100%以上
		経費回収率（公共下水道）	84.82%	100%以上	100%以上
		企業債残高対事業規模比率（公共下水道）	299.78%	250.00%	200.00%
		有収率（水道）	87.0%	88.0%	90.0%
		施設利用率（水道）	64.7%	60.0%	60.0%
		管路更新率（水道）	0.44%	0.44%	0.44%
		有収率（下水道）	82.0%	83.0%	83.0%
		施設利用率（下水道）	78.1%	80.0%	80.0%
		管渠改善率（下水道）	0.02%	0.08%	0.08%
	２　環境負荷の低減	水道施設のエネルギー消費量削減率	―	令和６年度から５%削減	令和６年度から10%削減
		下水道施設のエネルギー消費量削減率	―	令和６年度から５%削減	令和６年度から10%削減
	３　業務の効率化・高度化	窓口手続き等の電子化率	16.0%	56.0%	100.0%
	４　組織力の強化・向上	研修のプログラム数	45件	45件	45件
		男性の育児休業取得率	20%	50%	85%
	５　戦略的広報の推進	情報提供に対する満足度	―	75.0%	75.0%
２　強靭で安定した上下水道	１　施設の機能強化	有効率	91.1%	95.0%	95.0%
		コンクリート管更生率	24.7%	31.1%	35.8%
		幹線管路の事故件数	3.1件	1.3件	1.3件
	２　危機管理体制の強化	基幹管路の耐震化率（水道）	68.2%	70.9%	73.0%
		浄水施設の耐震化率	19.7%	41.8%	58.7%
		雨水管整備率	77.5%	78.1%	78.2%
		基幹管路の耐震化率（下水道）	58.7%	59.8%	60.8%
		コンクリート管更生率	24.7%	31.1%	35.8%
３　安全で信頼され、良好な水環境を確保する上下水道	１　安全な水道水の供給	水質基準適合率	100%	100%	100%
	２　排水処理の適正化と水質保全	排水基準適合率	100%	100%	100%

Ⅱ　主要統計表

1　水道主要統計年次比較表

区　分＼年　度	単　位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※行政区域内人口 (A)	人	403,197	400,472	395,591	389,895	385,105
給水人口 (B)	人	394,529	391,862	387,086	381,512	377,403
普及率 (B／A)	％	97.85	97.85	97.85	97.85	98.00
行政区域内世帯数	世　帯	185,506	185,906	185,952	185,617	185,695
給水戸数	戸	217,321	216,468	216,125	216,250	215,915
年間給水量 (C)	m^3	43,294,160	41,877,520	41,697,190	41,707,340	41,554,380
１日最大給水量 (D)	m^3	134,320 (R2.9.6)	125,200 (R3.12.31)	148,070 (R5.1.26)	124,090 (R5.8.3)	124,790 (R6.12.31)
１人１日最大給水量	ﾘｯﾄﾙ	340	320	383	325	331
１日平均給水量 (E)=(C／年間日数)	m^3	118,614	114,733	114,239	113,954	113,848
１人１日平均給水量	ﾘｯﾄﾙ	301	293	295	299	302
負荷率 (F)=(E／D)	％	88.3	91.6	77.2	91.8	91.2
公称施設能力	m^3／日	176,150	176,150	176,150	176,150	176,150
有収水量 (G)	m^3	38,094,480	37,398,454	36,808,782	36,272,634	36,027,990
有収率 (H)=(G／C)	％	87.99	89.30	88.28	86.97	86.70
送配水管延長（導水管を含む）	m	2,655,462	2,663,024	2,617,395	2,621,319	2,626,418
給水原価（有収水量１㎥に係る費用）	円	214.77	213.85	222.62	216.72	222.19
供給単価（給水収益/有収水量）	円	230.19	230.68	231.53	232.27	232.50
資本費	円	93.70	97.06	99.56	101.02	101.23

※行政区域内人口は、翌年４月１日現在の推計人口（国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値を基にした人口。）。

※令和４年度の１日最大給水量・負荷率の値は寒波時の数値を採用している。

２　下水道主要統計年次比較表

区　　分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
行政区域内人口 （A）	人	409,158	403,628	398,747	393,052	388,261
処理区域内人口 （B）	人	385,972	381,084	376,668	371,559	373,511
水洗化人口 （C）	人	375,380	370,867	366,521	361,645	363,046
普及率 （B／A）	％	94.3	94.4	94.5	94.5	96.2
水洗化率 （C／B）	％	97.3	97.3	97.3	97.3	97.2
処理世帯	戸	194,210	193,559	193,636	193,433	196,983
全体計画 処理施設能力	m^3/日	145,700	145,700	145,700	115,920	121,089
１日最大汚水量	m^3	139,982	138,908	131,606	139,254	135,351
１日平均汚水量	m^3	131,441	126,074	119,664	119,360	119,476
１人１日 最大汚水量	ﾘｯﾄﾙ	373	375	359	385	373
１人１日 平均汚水量	ﾘｯﾄﾙ	350	340	326	330	329
年間汚水量 （D）	m^3	47,976,056	46,016,949	43,677,488	43,685,876	43,608,665
年間有収水量 （E）	m^3	37,321,164	36,758,619	36,179,106	35,761,184	36,281,052
有収率 （E／D）	％	77.8	79.9	82.8	81.9	83.2
総管路延長	Km	2,093	2,096	2,100	2,105	2,227
汚水処理原価 （有収水量１㎥に係る費用）	円	171.0	176.3	175.8	240.5	169.0
使用料単価 （使用料収入/有収水量）	円	201.7	203.2	204.7	206.5	207.9

※行政区域内人口は、年度末現在の住民基本台帳登録人口
※処理原価について、国の財政措置の変更（汚水公費負担率の見直し）に伴い、平成18年度から分流式下水道等に要する経費を除いて算定した数値

Ⅲ　組織と機構

1　機構表

令和7年3月31日現在

- 上下水道事業管理者 (245)
  - 業務部 (47)
    - 総務課 (11)
      - 総務係 (8)
      - 職員係 (3)
    - 経理課 (16)
      - 経理係 (9)
      - 管財係 (7)
    - 料金サービス課 (20)
      - 収納管理係 (8)
      - 受付サービス係 (5)
      - 給排水相談係 (7)
  - 事業部 (198)
    - 事業管理課 (21)
      - 管理係 (13)
      - 企画係 (8)
      - 新浄水場整備室 (7)
        - 係 (7)
    - 水道建設課 (23)
      - 建設1係 (8)
      - 建設2係 (8)
      - 建設3係 (7)
    - 給水課 (49)
      - 維持1係 (23)
      - 維持2係 (19)
      - 南部上下水道事務所 (3)
      - 北部上下水道事務所 (4)
    - 浄水課 (42)
      - 浄水施設係 (6)
      - 電機係 (9)
      - 手熊浄水場 (14)
      - 浦上浄水場 (8)
      - 道ノ尾浄水場 (2)
      - 東長崎浄水場 (2)
      - 小ヶ倉浄水場 (1)
    - 水質管理室 (10)
      - 係 (10)
    - 下水道建設課 (19)
      - 建設1係 (7)
      - 建設2係 (6)
      - 維持係 (6)
    - 下水道施設課 (27)
      - 施設管理係 (7)
      - 電機係 (8)
      - 水質係 (4)
      - 東部施設係 (4)
      - 西部施設係 (4)

＊（ ）内は配置職員数を示す。ただし上下水道事業管理者は含まない。

２ 職員配置表

令和7年3月31日現在

部	課	係（職名／職種名）	事務系 部長	事務系 次長級	事務系 課長級	事務系 課長補佐	事務系 係長級	事務系 主任	事務系 事務 上席専門官	事務系 事務 専門官	事務系 事務 主事	事務系 事務 その他	事務系 計	技術系 部長	技術系 次長級	技術系 課長級	技術系 課長補佐	技術系 係長級	技術系 主任	技術系 技術 上席専門官	技術系 技術 専門官	技術系 技術 技師	技術系 技術 その他	技術系 計	技能労務系 水道整備士	技能労務系 計	合計
総計			1	0	4	1	8	4	1	1	23	14	57	1	1	7	3	26	9	0	22	39	36	144	44	44	245
業務部	総務課	総務係	1		1	1	1				3	1	8											0		0	8
		職員係					1				1	1	3											0		0	3
		計	1		1	1	2				4	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	経理課	経理係			1		1	1			2	4	9											0		0	9
		管財係					1	1		1	2	2	7											0		0	7
		計			1		2	2		1	4	6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	料金サービス課	収納管理係			1		1	1			3	1	7				1							1		0	8
		受付サービス係					1	1			2	1	5													0	5
		給排水相談係											0					1	1		1	1	3	7		0	7
		計	0	0	1	0	2	2	0	0	5	2	12	0	0	0	1	1	1	0	1	1	3	8	0	0	20
	業務部計		1	0	3	1	6	4	0	1	13	10	39	0	0	0	1	1	1	0	1	1	3	8	0	0	47
事業部	事業管理課	管理係			1		1				6	3	11	1	1									2		0	13
		企画係			0								0					1			3	2	2	8		0	8
		計	0	0	1	0	1	0	0	0	6	3	11	1	1	0	0	1	0	0	3	2	2	10	0	0	21
	新浄水場整備室								1			1	2			1		1				3		5		0	7
	水道建設課	建設1係											0			1		1			1	4	1	8		0	8
		建設2係											0					1			3	1	3	8		0	8
		建設3係											0					1			1	4	1	7		0	7
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	5	9	5	23	0	0	23
	給水課	維持1係					1				1		2			1	1	1	1		1	1	1	7	14	14	23
		維持2係											0					1	1		2		2	6	13	13	19
		南部上下水道事務所									2		2					1						1	0	0	3
		北部上下水道事務所									1		1					1	1					2	1	1	4
		計	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	5	0	0	1	1	4	3	0	3	1	3	16	28	28	49
	浄水課	浄水施設係											0			1		1	1		3			6	0	0	6
		電機係											0					1				5	3	9	0	0	9
		手熊浄水場											0					1	1			1	1	4	10	10	14
		浦上浄水場											0					1	1					2	6	6	8
		道ノ尾浄水場											0					1					1	2	0	0	2
		東長崎浄水場											0					1				1		2	0	0	2
		小ヶ倉浄水場											0					1						1	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	3	0	3	7	5	26	16	16	42
	水質管理室												0			1		1			2	2	4	10	0	0	10
	下水道建設課	建設1係											0			1	1	1	1		1	2		7		0	7
		建設2係											0					1			1	2	2	6		0	6
		維持係											0					1	1		1	1	2	6		0	6
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	0	3	5	4	19	0	0	19
	下水道施設課	施設管理係											0			1		1				2	3	7		0	7
		電機係											0					1				3	4	8		0	8
		水質係											0					1			2		1	4		0	4
		東部施設係											0					1				1	2	4		0	4
		西部施設係											0					1				3		4		0	4
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	2	9	10	27	0	0	27
	事業部計		0	0	1	0	2	0	1	0	10	4	18	1	1	7	2	25	8	0	21	38	33	136	44	44	198

※ 部長は各部の筆頭課の筆頭係に含め、次長、課長及び課長補佐は該当課の筆頭係に含める。
主幹・部付は課長級に、副主幹・主任は係長級に含める。

3 勤務年数別職員構成

（令和7年3月31日）

区　分	事務職員		技術職員		技労職員		合　計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
1年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1年以上 3年未満	5	8.8	12	8.3	7	15.9	24	9.8
3年以上 5年未満	4	7.0	9	6.2	7	15.9	20	8.2
5年以上10年未満	10	17.5	25	17.4	6	13.6	41	16.7
10年以上15年未満	7	12.3	26	18.1	1	2.3	34	13.9
15年以上20年未満	4	7.0	0	0.0	0	0.0	4	1.6
20年以上25年未満	9	15.8	12	8.3	0	0.0	21	8.6
25年以上30年未満	12	21.0	9	6.2	3	6.8	24	9.8
30年以上35年未満	3	5.3	26	18.1	20	45.5	49	20.0
35年以上	3	5.3	25	17.4	0	0.0	28	11.4
合　計	57	100.0	144	100.0	44	100.0	245	100.0
平均勤続年数	17年1月		19年6月		18年3月		18年8月	

4 年齢別職員構成

（令和7年3月31日）

区　分	事務職員		技術職員		技労職員		合　計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
20歳未満	0	0.0	1	0.7	0	0.0	1	0.4
20歳以上25歳未満	5	8.8	8	5.6	3	6.8	16	6.5
25歳以上30歳未満	8	14.0	26	18.1	11	25.0	45	18.4
30歳以上35歳未満	8	14.0	16	11.1	5	11.3	29	11.8
35歳以上40歳未満	6	10.5	19	13.2	1	2.3	26	10.6
40歳以上45歳未満	6	10.5	3	2.1	1	2.3	10	4.1
45歳以上50歳未満	13	22.8	9	6.2	0	0.0	22	9.0
50歳以上55歳未満	8	14.1	23	16.0	4	9.1	35	14.3
55歳以上60歳未満	2	3.5	30	20.8	11	25.0	43	17.6
60歳	1	1.8	9	6.2	8	18.2	18	7.3
合　計	57	100.0	144	100.0	44	100.0	245	100.0
平均年齢	39歳7月		42歳6月		43歳5月		42歳0月	

5 事務分掌

（令和7年3月31日現在）

部	課・室	分掌事務
業務部	総務課	(1) 条例、規則、規程及び議案に関すること。 (2) 公印に関すること。 (3) 文書の収受及び発送に関すること。 (4) 広報に関すること。 (5) 上下水道事業運営審議会に関すること。 (6) 公益社団法人日本水道協会及び公益社団法人日本下水道協会に関すること。 (7) 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。 (8) 苦情処理共同調整会議及び労働組合に関すること。 (9) 職員の配置に関すること。 (10) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。 (11) 職員の給与、児童手当及び旅費に関すること。 (12) 職員の研修に関すること。 (13) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。 (14) 職員の公務災害補償等に関すること。 (15) 労働安全衛生委員会に関すること。 (16) 組織管理及び職員の定数管理に関すること。 (17) 事業経営の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 (18) 事業経営の調査及び分析に関すること。 (19) 事務改善の推進に関すること。 (20) 特命事項に関すること。 (21) 局内及び部内事務の連絡調整に関すること。
	経理課	(1) 財政計画及び資金計画に関すること。 (2) 予算の編成・経理及び決算に関すること。 (3) 業務状況説明書に関すること。 (4) 企業債及び一時借入金に関すること。 (5) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。 (6) 物品等に係る入札参加者の資格に関すること。 (7) 物品等の購入（契約検査課の所管に係るものを除く。）、製造及び修繕の契約に関すること。 (8) 物品（たな卸資産を含む。）の出納及び保管に関すること。 (9) 固定資産の取得に関すること。 (10) 資産の処分に関すること。 (11) 固定資産の登記又は登録に関すること。 (12) 固定資産の管理の総括事務に関すること。 (13) 資産の評価及び減価償却に関すること。 (14) 庁内及び公舎の維持管理に関すること。 (15) 施設、自動車その他の車両の損害賠償保険に関すること。 (16) 公用車の安全運転管理に関すること。

業務部	料金サービス課	(1)　上下水道の使用に関する諸届の受付に関すること。 (2)　検針及び収納事務の委託契約に関すること。 (3)　給水装置使用者台帳の管理に関すること。 (4)　水道メーターの検針及び使用水量の認定に関すること。 (5)　水道料金等の調定及び減免に関すること。 (6)　水道料金等の収納及び過誤納金の還付に関すること。 (7)　水道料金等の滞納に係る給水の停止に関すること。 (8)　水道料金等の欠損処分に関すること。 (9)　電子計算機の運用に関すること。 (10)　給水装置並びに排水設備及び除害施設の調査、設計審査及び検査に関すること。 (11)　給水工事指定業者、排水設備指定工事店に関すること。 (12)　水道利用加入金に関すること。 (13)　給水装置工事費の調定等に関すること。 (14)　臨時用水道料金に関すること。 (15)　水道メーターの維持管理に関すること。 (16)　公共下水道事業受益者負担金・分担金に関すること。 (17)　水洗便所改築資金貸付金に関すること。 (18)　水洗化の普及及び促進に関すること。 (19)　集落排水処理施設の使用料に関すること。 (20)　集落排水処理施設に係る排水設備の計画の確認及び工事の検査に関すること。
事業部	事業管理課	(1)　部内の予算及び決算の総括に関すること。 (2)　部内の工事の施行及び精算の総括に関すること。 (3)　部内の国庫支出金等に関すること。 (4)　上下水道事業に係る事業計画の策定に関すること。 (5)　上下水道事業に係る認可申請に関すること。 (6)　所管の建設改良事業の調査及び計画に関すること。 (7)　統計年報の作成に関すること。 (8)　開発行為に関すること。 (9)　給配水状況の調査に関すること。 (10)　下水道情報管理システムに関すること。 (11)　部内事務の連絡調整に関すること。 (12)　集落排水処理施設の維持管理（下水道建設課及び下水道施設課の所管に係るものを除く。）に関すること。
	新浄水場整備室	(1)　新浄水場整備に関すること
	水道建設課	(1)　拡張工事に関すること。 (2)　浄水施設（浄水課の所管に係るものを除く。）の工事に関すること。 (3)　送水及び配水施設の工事に関すること（給水課及び浄水課の所管に係るものを除く。）。 (4)　受託工事に関すること。

事業部		(5)　所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。
	給水課	(1)　貯水、取水、導水、送水及び配水施設並びに附属施設の工事及び維持管理に関すること（水道建設課及び浄水課の所管に係るものを除く。）。 (2)　給水装置工事の設計及び施行に関すること。 (3)　給水装置の修繕工事に関すること。 (4)　漏水防止に関すること。 (5)　所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。 (6)　所管の工事等に係る停水措置に関すること。 (7)　所管の修繕工事に係る苦情相談及び調査に関すること。 (8)　無線施設の運用管理に関すること。 (9)　配水管図面の管理に関すること。 (10)　水道料金等（集落排水処理施設の使用料を含む。）の収納に関すること（南部上下水道事務所及び北部上下水道事務所に限る。）。 (11)　給水装置並びに排水設備（集落排水処理施設に係るものを含む。）及び除害施設の設計審査に係る書類の受付に関すること（南部上下水道事務所及び北部上下水道事務所に限る。）。
	浄水課	(1)　貯水、取水、導水、浄水、送水及び配水施設の工事及び維持管理に関すること（水道建設課及び給水課の所管に係るものを除く。）。 (2)　所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。 (3)　電気施設の総括管理に関すること。 (4)　ポンプ場の維持管理に関すること。 (5)　浄水場の運営に関すること。 (6)　水源流域の水質保全に関すること。 (7)　水利権に関すること。
	水質管理室	(1)　水道水質検査に関すること。 (2)　水道水質の調査研究に関すること。 (3)　水道水源の汚染防止に関すること。 (4)　供給水の異臭味対策に関すること。
	下水道建設課	(1)　下水処理場及びポンプ場施設等の土木工事に関すること。 (2)　汚水管渠及び雨水管渠施設の工事に関すること。 (3)　所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。 (4)　汚水管渠及び雨水管渠施設の維持管理に関すること。 (5)　集落排水処理施設の維持管理（事業管理課及び下水道施設課の所管に係るものを除く。）に関すること。
	下水道施設課	(1)　下水処理場及びポンプ場施設の電気・機械工事に関すること。 (2)　所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。 (3)　下水道水質検査に関すること。 (4)　下水処理場及びポンプ場施設の維持管理に関すること。 (5)　集落排水処理施設の維持管理（事業管理課及び下水道建設課の所管に係るものを除く。）に関すること。

６　行財政改革の状況

本市では、これまで全ての事務事業について見直しを行うなど、行財政改革を積極的に推進しており、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする長崎市行財政改革プランにおいては、浄水場の運転監視業務の民間委託の拡大、事務処理体制の見直しなどにより、水道事業 22 人、下水道事業 8 人、あわせて 30 人の職員削減を行い、職員配置の適正化を図りました。

また、令和元年度に作成した、令和元年度から令和 5 年度までを計画期間とする行政経営プランに基づき、様々な効率化により生み出すことができる効果（人員や財源）を、新たな市民サービスの提供や、上下水道局の職場環境の改善に活用するという考え方のもと、浄水場・下水処理場の運営業務の民間委託拡大、新浄水場の共同整備の検討、経営体制の強化、広報・広聴活動の推進などを行いました。

今後も、令和 6 年度に策定した、令和 7 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第 2 期行政経営プランに基づき、「人員体制の適正化」や「財政の健全化」、「業務の効率化」の推進に努めます。

行財政改革プランの実績

項目名	実施項目の概要	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
窓口サービスの一元化の検討	ワンストップサービスの充実			◎			
契約事務の一元化の推進	物品購入に係る契約事務の一元化	◎					
浄水場運転監視業務の民間委託の拡大等	浄水場の運転監視業務の民間委託の拡大など維持管理に係る業務の効率化		◎	◎	◎※	◎	◎
事務処理体制の見直し	上下水道局の事務処理体制の見直し		◎	◎	◎	◎	◎
職員削減数	水道事業		6 人	4 人	4 人	4 人	4 人
(30 人)	下水道事業			2 人	4 人		2 人

※ 平成 26 年度から東長崎浄水場の運転監視業務を民間に委託

行政経営プランの実績

項目名	実施項目の概要	R1.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
組織・人員見直し	下水道部門における定員適正化・水洗化勧奨体制の見直し・浄水場配置職員の見直し		◎			
事務処理体制の見直し	上下水道局の事務処理体制の見直し			◎	◎	◎
職員削減数	水道事業		2 人	3 人	5 人	1 人
(16 人)	下水道事業		2 人	2 人		1 人

第２期行政経営プランの実施計画

取組内容	取り組み概要	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経営基盤の強化	人口減少に伴い有収水量の減少による料金収入の減少が予測される中、将来にわたり安定的かつ持続可能な事業を運営するため、将来の投資計画及び適正な資金残高に基づいた料金（使用料）水準への見直しを検討する。 また、今後の施設の更新や安定的な維持管理を行うため、基金を創設する。	◇	△	△	△	△	△
旧町の廃止された浄水場跡地などの遊休資産の活用	旧町地区を中心に増加している売却困難な浄水場跡地について、駐車場として貸し付けるなどの財源を確保する手法を含め、現在未利用となっている土地の活用について企業や地元自治会等にアイデアを募り、土地の売却や貸付を行う。	◇	◇	△	○	○	○
上下水道料金納付書の発注・発送業務委託の見直し	上下水道料金の納付書の発送について、用紙の調達や印刷など、業務を分割して発注しているが、保管場所の確保や工程が非効率であるため、納付書等の作成、印刷・発送を一連の業務として印刷発注し、直接発送業者へ成果物を引き渡すよう、委託内容を見直す。	△	○	○	○	○	○
上下水道局における事務系業務におけるDXの推進	電子決裁システム（文書管理システム）と企業会計システムの一体化や帳票類の電子化等に取り組み、DXの推進を図る。 また、料金システムの更新及びアセットマネジメントシステム支援情報システムの活用を図るため、企業会計システムとの連携を検討する。	△	△	△	△	△	○
浄水場の維持管理業務に係る委託業務の拡大	浄水場（東長崎・本河内、小ヶ倉、道ノ尾）の維持管理業務について、更新時期に合わせ、段階的に委託内容の見直し・拡大を行う。	△	△	○	○	○	○
施設点検等に係る業務のDX化	各現場での漏水確認を効率的に実施するため、遠隔監視（WEB、テレメーター、スマートメーター等）を導入する。 また、高所の施設においてドローンに搭載したカメラで状況確認を行うなど、効率的に点検業務が実施できるものについては業務のDX化を進める。	△	△	△	△	△	△
集落排水施設の統廃合	農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の排水施設の老朽化に伴う機器等の改築費用が増大する見込みであるほか、将来の需要を見越した施設規模にしていく必要があることから、令和15年度までに9箇所ある集落排水施設のうち費用対効果が見込める6箇所を最寄りの公共下水道へ統合する。	◇	◇	○	○	○	○
宅地側給水管の修繕見直し	老朽化が進む宅地側給水管が破損した場合、修繕しても再び破損する可能性が高く、所有者による給水管自体の取り換えが必要であることから、応急復旧（仮設ポリ管）による修繕へと見直す。 また、公平性や経費節減の観点から、修繕費用は所有者負担とする。	◇	○	○	○	○	○
新浄水場の共同整備	長崎市及び長与町では浄水場の更新時期を迎えており、単独で新たな施設を整備するのではなく、施設の更新費用の削減や経営基盤の強化を図るため、新たな浄水場の共同整備及び関連施設の再編を行う。	○	○	○	○	○	○
下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）の導入検討	民間のノウハウを活用した下水道施設の維持管理・更新計画案の一連の業務を適切にストックマネジメント計画に反映し、これに基づき更新することで、効率的で持続可能な施設の管理・運営を検討する。	◇	◇	◇	○	○	○

◇：検討、△：一部実施、○：実施、●：拡充

第２部　水道事業

1 創設からの歩み

（1）創設前の水道…倉田水樋

延宝元年（1673）

寛文3年（1663）3月18日、筑後町（現玉園町）より、出火した火の手は、たちまちのうちに長崎の市中を焼き尽くし、66か町のうち被害を免れた3か町を除いて半焼6か町、全焼57か町という極めて大きな被害をもたらしました。これが世にいう「寛文の大火」で、被害を大きくした理由のひとつに消防水利の不備がありました。

元来、長崎の町では、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、日常の生活用水にも恵まれず、町民たちは多大な不自由を強いられてきました。

この「寛文の大火」により一念発起し、自費により水道を引こうという町民があらわれました。本五島町の乙名（現在の自治会長）で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門その人です。

次郎右衛門は、水源を銭屋川に設け、木樋や石樋等を通して溜桝により給水する工事を行いましたが、当時としては大規模な工事であったため膨大な出費を要しました。宅地や回送船など自分の財産を投げうち、また長崎奉行所の援助を受けて、延宝元年（1673）、7年の歳月をかけて完成させました。

これが『倉田水樋』と呼ばれるもので、明治24年（1891）に長崎の近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮しを支えてきましたが、このような大計画を町民の発意により、私財を投じて完成させたという例は、全国的にみても非常にまれでした。

（2）近代水道の創設

明治22年(1889)4月～明治24年(1891)3月

明治18年(1885)7月、浪ノ平町に発生した「コレラ」は猛威をふるい、多くの人命を失いました。このような悪疫の流行は、住民の衛生観念の欠如もさることながら、倉田水樋の老朽化による飲料水の汚染が原因のひとつとされ、居留地の外国人を中心に水道施設の必要性が叫ばれてきました。

明治19年(1885)2月に着任した日下義雄県令(同年7月官制改正で県知事となる）は、港湾都市長崎の発展のためには衛生環境の改善が緊急課題であるとして、下水溝の改良工事に着手するとともに、上水道建設の緊急性について金井俊行長崎区長(現在の市長)と協議を持ち、区長もその必要性を痛感していたことから意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせました。

吉村氏の設計は、給水人口を6万人、1人1日最大使用水量を20英ガロン(91リットル)、1日最大給水量120万英ガロン(5,460立方メートル)と想定し、本河内に貯水池を築造し、給水・浄水・配水をしようとするもので、工事費を30万円と算出しました。しかしこれは、当時の区の年間予算4万円の7.5倍という莫大な金額でしたので、区費で支払うことはとうてい不可能であり、また、住民から調達するのも困難でした。

そこで、所要の金額を政府から無利子若しくは低利子で一時借用する方針のもと「私設水道会社設置」の準備に着手しましたが、区内88か町のうち55か町に反対の火の手が上がり各町連名で反対意見書を日下知事に提出する一方で、これに対する33か町の賛成派も連合して、水道布設に関する対立が激化していきました。

水道賛成派に対する嫌がらせや脅迫は、身に危険を感じるほどでした。その間にあっても、日下知事と金井区長は身辺の危険も顧みず連日反対者の説得に努め緩和工作に奔走を続けるかたわら、反対の主な理由が区民の賦課に対する負担の過重にあるところから工事負担額の軽減について熟議し、民情をつぶさに査察した結果、一転して「区立水道布設」に計画を変更しました。

この計画は、資本金30万円のうち5万円を政府からの補助、6万円は県の交付金（旧貿易五厘金)、残額19万円は年6分利子で一般から公借することとし、明治22年（1889）1月22日の臨時区議会において『区立水道布設議案』として可決されました。その後、工事期間2年余りにして、横浜（明治20年10月)、函館（明治22年9月）につぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として、明治24年（1891）3月に本河内高部貯水池及び本河内浄水場が

完成し、同年５月 16 日から待望の給水が開始されました。

（3）第１回拡張事業

明治33年（1900）8月～明治37年（1904）3月

明治 24 年（1891）3 月本河内高部水源地の完成によって、旧長崎区内と外国人居留地に１人１日 72 リットルを基準に給水され、市民の日常生活、健康維持に好影響を与えました。

しかし､水道完成後３年目の明治 27 年(1894)8 月、日清戦争の勃発で長崎港は兵員及び物資輸送の一拠点となり、船舶の出入り、人馬の往来が激しくなり、市況は活発になっていきました。このため、当然のように給水量に不足をきたし、７月には給水開始以来最初の制限給水を実施しました。

また、明治 31 年（1898）4 月、スペインとアメリカが戦争状態になると、アメリカ軍用艦の寄港が多くなり、市況は一段と活況を増し、加えて、各地からの転入者で人口は著しく増加しました。

さらに同年 10 月、第１次市域拡張によって市内の人口は膨張し、市勢の進展による住宅の低地部建設もすでに飽和状態となり、住家は高部地域へと移行し、水の不便は次第に深刻度を増していきました。

このような中で、新水源の拡張計画が検討されたにもかかわらず創設当時の水騒動のことが懸念され実施を見合わせていましたが、明治 33 年（1900）8 月、ついに意を決して第１回拡張工事に着手しました。

この事業は、西山高部貯水池・本河内低部貯水池・西山高部浄水場・西山低部浄水場を築造し、計画給水人口 18 万２千人、１人１日平均給水量３立方尺（83.4 リットル）を確保するもので、明治 37 年（1904）3 月に完成しました。

（4）第２回拡張事業

大正９年（1920）10 月～大正 15 年（1926）3 月

第１回拡張事業の完成後、しばらくは給水制限の脅威から解放されていましたが、大正 6 年（1917）、連日の旱天で降雨が少なく、しばしば給水制限や断水が繰り返されました。また、当時は第１次世界大戦の影響を受けて経済界は好況を示し、この波に乗る商工業の活発化は必然的に周辺地区人口の都市集中化につながり、給水の需要量は日増しに増大していきました。ここに、鹿尾川上流を水源とする第２回拡張事業が計画されました。

この事業は、小ヶ倉貯水池・出雲浄水場を築造するもので、計画給水人口 26 万９千人、１人１日平均給水量３．２立方尺（89 リットル）とし、大正８年（1919）11 月に認可を受け、翌大正９年（1920）10 月に起工しましたが、工事は意外と難行し、大正 15 年（1926）3 月に完成しました。

この小ヶ倉貯水池は常時 190 万立方メートルの水量を貯え、当時の長崎市の貯水池のうちで最大のものであり、都心部以南の高部地域一帯の住民は多大な水の恩恵にあずかるようになりました。

［全計量給水制］

昭和７年(1932)10 月～昭和８年(1933) 7 月

第2回拡張事業の完了により水不足は一応解決され、いわば長崎水道史の小康時代ともいうべき状態がしばらく続きましたが、その間にもたびたび干ばつに見舞われ、給水制限が実施されていました。そうした中、市民に節水を呼びかけるとともに漏水防止などに努める一方、昭和 7 年（1932）10 月、それまで放任制となっていた水の使用を全計量制にすることとし、昭和 8年(1933)7 月までに各戸にメーターを設置しました。

全計量制の実施により節水の効果が現われ使用水量も明瞭になり、将来にむけての全体計画の樹立に役立つことになりました。

（5）第３回拡張事業

昭和16年（1941）9月～昭和20年（1945）2月

昭和 12 年（1937）、日華事変の勃発により、長崎市は外港施設の完備をはじめ軍事後方基地として重工業を中心とする生産都市としての飛躍的発展を遂げることになりました。このことにより給水量の著しい増大を招き、さらに、昭和 14 年（1939）から翌年にかけての干ばつは長崎水道創設以来最大の水飢饉をもたらしました。各貯水池はすべて地底をあらわしはじめ、水事情は悪化の一途をたどりました。

ここに至り、昭和 16 年（1941）9 月、給水の安定を

図るべく第3回拡張事業が開始されました。

この事業は、浦上貯水池・浦上浄水場及び鹿尾水源地を築造し、浦上及び立神・飽ノ浦地区の軍需工場地区、また、土井ノ首地区に給水しようというものであり、本市水道創設以来の大事業でした。そのため、市当局では従来の水道課を水道部に改め機構を一新して事業体制を整え工事に万全を期して着手することになりました。

しかし、第2次世界大戦のさなかにあって、資材・資金・労力不足の悪条件が重なって工事は計画通りには進まず、ついに鹿尾水源地は工程50パーセント余りの途上で中止状態となり、浦上水源地に全力を集中し、予定の昭和20年（1945）1月にようやくえん堤の満水面までの築造工事が完成しました。このとき、全国で初めての試みで防空施設として隧道配水池（容量8,695立方メートル）が造られました。

［鹿尾川水道組合］

昭和24年（1949）5月～昭和25年（1950）9月

第3回拡張事業として着手した鹿尾水源地は工程半ばで終戦を迎え、そのまま放置されていました。しかし、市南部の給水区域の拡張と同時に、伊王島・高島両鉱業所の振興と両町に住む人々への給水のため、上水道施設設置の要望が高まり、ここに県の斡旋により長崎市及び伊王島・高島両鉱業所の三者で鹿尾川水道組合が組織されました。同組合の鹿尾浄水場は昭和24年（1949）5月に着手、昭和25年（1950）9月に完成し、一日最大給水量6,000立方メートルのうち、長崎市は3,000立方メートルを受水することになりました。

その後、昭和62年（1987）に小ヶ倉浄水場（第7回拡張事業）からの通水が開始されるとその任務を終え、組合は37年間の歴史に終止符を打つことになりました。

（6）第4回拡張事業

昭和29年（1954）3月～昭和39年（1964）3月

浦上水源地の築造、鹿尾川水道組合の設立によって、本市の給水状況は一応の緩和をみましたが、それも一時的な現象にすぎませんでした。戦後の著しい人口の増加につれて給水区域の拡大はもとより、国際文化都市として発展途上にある本市は、造船界の再興・水産・貿易・観光・各種商工業の発展によって、水の需要量も急激に上昇し、渇水期には給水制限を実施するなど断水一歩手前の危機をしばしばはらむ状況でした。

一方、施設面においては、送水管の老朽化による漏水と出水不良箇所が続出し、給水事情はますます困難性を増してきました。

おりしも、昭和28年（1953）から翌年にかけては異例の大干ばつに見舞われ、4次にわたる給水制限を実施しました。

これを機に、昭和29年（1954）1月、矢上水源地の築造を主体とする第4回拡張事業が計画されました。この事業は、計画給水人口25万6千人、1人1日最大給水量276リットル、計画1日最大給水量70,700立方メートルを目標として、同年3月に着工し、昭和33年（1958）11月に完成しました。

①　第1次変更

昭和33年（1958）3月～昭和36年（1961）3月

新開発地区として住宅建設が急増しつつある滑石地区、大規模な水族館や各種商店、病院などが建設された日見地区は、ともに将来の市街化が予想されましたので、これらの地区に給水区域を拡大することとしました。

このため、既認可の第4回拡張事業を変更した第1次変更事業が計画されました。この事業は、川平川より3,200立方メートルを取水し、さらに、矢上浄水場の計画取水量は15,000立方メートルを16,000立方メートルに増加し、給水の円滑化を図ることとしました。昭和33年（1958）3月に着工し、昭和36年（1961）3月に完成しました。

②　第2次変更

昭和36年（1961）4月～昭和37年（1962）3月

愛宕町方面は愛宕台地（標高80～200メートル）と呼ばれる景勝の地で好適な住宅団地として開発が進められましたが、地勢上、水に恵まれないため、この地区に給水区域を拡大することにしました。

このため、既認可の第1次変更事業をさらに変更した第2次変更事業が計画されました。この事業は、鹿

尾川水道組合より、1，500立方メートルの追加分水を受けることとし、昭和36年（1961）4月に着工し、翌年3月に完成しました。

③　第3次変更

昭和37年（1962）7月～昭和39年（1964）3月

浦上水系の既認可区域に接する比較的緩勾配の谷間においては、しだいに人口が増加し、給水区域の拡大に迫られました。

このため、既認可の第2次変更事業をさらに変更した第3次変更事業が計画されました。この事業は、第4回拡張事業当初から交渉を重ねてきた長与川からの取水について旧長与村の同意が得られましたので、1日最大7,500立方メートルを取水することとし、昭和37年（1962）7月に着工し、昭和39年（1964）3月に完成しました。

（7）第5回拡張事業

昭和38年（1963）4月～昭和42年（1967）3月

第4回拡張事業の完成により、給水状況も幾分緩和されたかにみえました。

しかし、人口の増加に加えて、生活水準の向上に伴う生活用水の増加、産業界からの供給増加についての強い要望、また、地域的に水源を望めない福田地区への給水区域の拡大、さらには岩屋団地・川平団地・愛宕団地・百合野団地・三川団地・本原団地・滑石団地などの周辺高台地区における住宅建設等により、近い将来、給水の悪化を招くことが予測されました。

そういう中、昭和36年(1961)の年間降雨量は1,476ミリメートルという稀有の渇水年となり、9月から実施された給水制限は次第に強化され、ついには1日3時間の給水になりました。

この危機を打開するため新規水源の開発が必要とされましたが、市域内に適当な水源を求め難いところから、大村市の郡川を水源とする第5回拡張事業が計画されました。

この事業は、大村市の郡川上流に建設される萱瀬ダム（多目的）から1日12,000立方メートルの分水を受け、大村湾海底導水（約6キロメートル）を含む総延長約33キロメートルの導水管により道ノ尾浄水場へ導水するもので、昭和38年（1963）4月に着工し、昭和40年（1965）10月に一部導水、昭和42年（1967）3月に完成しました。

①　第1次変更

昭和41年（1966）6月～昭和42年（1967）3月

昭和27年（1952）から着手した本市中央地区の都市下水道も昭和39年（1964）9月をもって処理施設が完成し、下水処理を行うようになりました。このように、ここ数年における日本経済の成長、生活水準の向上は、都市用水の需要を大幅に増大させ、水不足は次第に深刻度をましていきました。

このため、既認可の第5回拡張事業を変更した第1次変更事業が計画されました。その事業は、宮摺川より1日最大2,100立方メートルを取水し、小ヶ倉ダムへ導水しようとするもので、昭和41年（1966）6月に着工し、翌年3月に完成しました。

（8）第6回拡張事業

昭和42年（1967）4月～昭和56年（1981）3月

第5回拡張事業の推進期間中の昭和39年（1964）9月21日から翌年5月28日までの8ヶ月間続いた給水制限は、昭和40年（1965）4月には浦上水系で2日に3時間の給水という戦後かつてない厳しいものでした。テレビ、新聞等で「長崎砂漠」として全国に報道されたのもこの頃でした。

ここに至って本市は、総合的な給水管理を進めるために給水計画を再検討する一方、新水源開発について、県とも協議を重ね調査検討していた神浦・河通・雪浦及び式見ダムの建設を主体とする第6回拡張事業が計画されました。

この事業は、市外の西彼杵郡外海町に神浦ダム（多目的ダム、1日取水量36,000立方メートル）、大瀬戸町に雪浦ダム（多目的ダム、1日取水量32,700立方メートル）及び河通ダム（専用ダム、1日取水量12,000立方メートル）、また、市域内の式見町に式見ダム（多目的ダム、1日取水量12，000立方メートル）の4つのダムを建設し、これらのダムから1日92,700立方メートルを取水し、総延長28.4キロメートルの導水管及び12本のトンネル導水路によって、市内の手熊浄水

場まで導水するもので、昭和42年（1967）4月に着工しました。その後、神浦ダムは昭和 45 年（1970）11月に完成し、翌年4月より取水を開始しました。また、河通ダムは昭和48年（1973）3月に、雪浦ダムは昭和52年（1977）3月にそれぞれ完成し、河通導水トンネルの昭和53年（1978）5月完成を待って、6月より取水を開始しました（正式取水は翌年 4 月から）。さらに、本事業の最終ダムとして昭和50年（1975）4月より施行してきた式見ダムは、昭和55年（1980）3月に完成し、昭和56年（1981）3月をもって全事業が完了しました。

このことにより、本市の施設能力は著しく増加し、安定した供給体制を確立することができました。

［浄水施設整備統合事業］

昭和51年（1976）4月～昭和56年（1981）3月

本市水道事業創設時からの浄水場である本河内浄水場と西山高部浄水場、西山低部浄水場は、それぞれ独立した水系を持ち相互の連絡がなく、配水計画に支障を生じることも珍しくありませんでした。

たまたま、都市計画の道路拡幅によって西山低部浄水場を他へ移さなければならなくなり、その機会に三浄水場を本河内浄水場の一か所に統合して、従来の緩速ろ過方式を急速ろ過方式に改め、最新式の浄水場を建設して給水の円滑化を図ることを目的に、浄水施設整備統合事業が計画され、昭和51年（1976）4月に起工し、昭和56年（1981）3月に完了しました。

この事業の完了で、本河内・西山水系の統合のみならず、手熊水系とも連係することとなり、市内の配水系統が完全に一元化され、相互の融通が可能になりました。

（9）第7回拡張事業

昭和54年（1979）4月～平成10年（1998）3月

昭和56年（1981）3月に完了した第6回拡張事業により、当面安定した水供給体制が確立されましたが、生活用水は将来にむけてさらに増大するものと見込まれることから、第7回拡張事業が計画されました。

この事業は、当初昭和61年度を目標年次として、計画給水人口453,600人、計画1日最大給水量186,000立方メートルとし、鹿尾、鳴見両多目的ダムを建設し、1日最大15,700立方メートルの新規水源を開発して水需要の安定を図るとともに、計画給水区域の全面的な見直しにより実情に見合った区域の設定を行い、あわせて、相川・樫山・平地・東部の各簡易水道事業を中央水道事業へ統合することを計画し、三重浄水場の完成により昭和59年度までに統合を完了し、鹿尾ダムは昭和63年（1988）3月に完成しました。

①　第1次変更

昭和63年（1988）4月～平成3年（1991）3月

昭和63年（1988）3月の第1次変更認可では、行政人口の伸びの鈍化に伴う給水人口の見直し、市周辺部の給水区域の拡大、鹿尾川水道組合から継承した増加水量（1日取水量3,000立方メートル）の上水道事業への組み入れ、鳴見、式見両ダムの取水量の見直し（鳴見ダム1日当たり3,400立方メートルの増、式見ダム1日当たり3,000立方メートルの減）による水需給計画の見直し、あわせて、水質及び水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と市周辺地域の未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）により普及率の向上を図ることとし、目標年次を平成7年度に改め、計画給水人口を436,400人に、計画1日最大給水量を186,900立方メートルに変更しました。

②　第2次変更

平成元年（1989）4月～平成10年（1998）3月

平成2年（1990）3月第2次変更認可では、長崎県施行の長崎水害緊急治水ダム建設事業により、新規水源施設の建設及び既存水源施設の改築等が行われることに伴って、水道水源の位置及び新規水源の開発が見込まれることから、これらの水源に関連する水道施設全般にわたる見直しを行い、計画的、合理的かつ経済的な施設の再構築を行うとともに、茂木地区の給水に万全を期するため茂木水道事業を中央水道事業に統合し、長崎市水道事業として一元化するもの（上水道統合整備事業）で、給水区域の拡大、給水人口、給水量の増加を含む長期的な水需給計画の見直しを行うこととし、目標年次を平成18年度に定め、計画給水人口を

446,800 人に、計画 1 日最大給水量を 191,300 立方メートルに変更しました。

なお、鳴見ダムは平成 4 年（1992）3 月に完成しました。

［上水道統合整備事業］

平成元年（1989）4 月～平成 23 年（2011）3 月

昭和 57 年 7 月 23 日、長崎県南部を襲った未曾有の大水害は、改めて防災対策の大切さを知らしめ、県は浦上・中島川両河川の抜本的治水化対策として、長崎水害緊急ダム事業を計画しました。これは、現在長崎市水道専用ダムとして機能している中島川の本河内高部、低部ダム及び西山ダム、並びに浦上川の浦上ダムの利水容量を一部治水目的に変更し、これにより失われる利水機能の代替として、近傍の中尾川（八郎川水系）に中尾ダムを、雪浦川（雪浦川水系）に雪浦第２ダムを建設し、洪水調節、既設水道用水及び水道用水の供給を目的とするもので、本市においては新たに 1 日 1,400 立方メートルの水源開発が見込まれるとともに、既存取水源・取水量等の変更が必要となりました。

そこで、これら水源に関連する水道施設全般を見直し、計画的・合理的かつ経済的な施設の再構築を行うとともに、茂木水道事業を中央水道事業に統合し、長崎市上水道事業として一元化するため、上水道統合整備事業を計画し、平成元年度から平成 22 年度までの 22 ヶ年継続事業として施行しています。

なお、茂木水道事業については、平成 7 年（1995）12 月をもって中央水道事業に統合し、長崎市水道事業として一元化しました。

［太田尾・飯香浦統合簡易水道施設設備事業］

昭和 63 年（1988）4 月～平成 4 年（1992）3 月

第 7 回拡張事業の認可の一環として、太田尾・飯香浦地区における給水の季節的な不安定状態を解消し、あわせて近隣未給水地区の解消を図るため、太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業が計画されました。

この事業は、太田尾・飯香浦両地区の簡易水道を上水道事業へ統合するとともに、山川河内地区の未給水解消を図るもので、昭和 63 年（1988）4 月に着手、平成 4 年（1992）3 月完成しました。

この中で、本市水道初の市民開放型の水道施設として平成 2 年（1990）3 月に展望台型のこしき岩配水槽が完成しました。

［未給水地区無水源簡易水道事業］

昭和 60 年（1985）4 月～平成 8 年（1996）3 月

第 7 回拡張事業の認可の一環として、上水道から未給水地区へ配水管を布設しようとするもので、平成 8 年（1996）3 月に完了しました。

③　第 3 次変更

平成 10 年（1998）4 月～平成 23 年（2011）3 月

水道未普及地域解消事業については、平成元年度から平成 7 年度にかけて国庫補助事業である無水源地域簡易水道事業を活用し、その解消を図ってきたところですが、本市においてはこの事業完了後もなお水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている未給水地区が存在することから、引き続きその解消に努めることとし、第 7 回拡張事業の一環として給水区域を、畦別当町、田中町（中尾地区）、平間町（間の瀬地区）、松崎・三京町（松崎・三京地区）、船石町（上座地区）、見崎町（見崎地区）、古賀町（正念地区）の各 7 地区の一部に拡張して、国庫補助事業として上水道整備を図ることとしました。

また、今回の変更認可に際しては、給水区域の一部拡張を目的としながら、計画給水人口、計画一日最大給水量についても長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成 22 年度に定め、計画給水人口を 423,100 人、計画一日最大給水量 187,800 立方メートルに変更しました。

なお、この変更認可は、長崎県が策定した「長崎県南部広域的水道整備計画」（目標年次･･･平成 27 年）との整合を図ったものとなっています。

④　第 4 次変更

平成 19 年（2007）4 月～平成 27 年（2015）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている春日町、潮見町、大山町、宮摺町、大崎町の 5 地区における上水道整備を図ること、市町村合併に伴い引継いだ旧 7 町の水道事業及び千々簡易水道事業を長崎市水道事業

に統合・一元化し、より効率的な事業運営を図るに必要な水道施設の統廃合に係る整備（水道施設統合整備事業）を進めるため、給水区域の拡張を行うこととしました。

また、水需給計画においても、合併後の新長崎市を一体とした長期的な見直しを行うなど、目標年度を平成 27 年度とし、計画給水人口 435,300 人、計画 1 日最大給水量 178,700 立方メートルと変更しています。

さらに、主要水源である神浦ダム、矢上水源（八郎川）及び落矢ダムについては、近年の気象状況や河川流況に基づく利水安全度の検証結果から、取水可能量を変更するとともに、河道改修に伴い伏流水から表流水へと取水形態が変更となった矢上水源（八郎川）の水源種別の変更も併せて行いました。

⑤　変更届（給水区域の拡張）

平成 27 年（2015）4 月～平成 31 年（2019）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている長浦町の桜谷地区及び西海町の琴海ﾛｲﾔﾙﾀｳﾝの 2 地区に上水道の整備を図るため、給水区域の拡張を行いました。

⑥　変更届（給水区域の拡張）

令和 2 年（2020）7 月～令和 5 年（2023）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化、高齢化のため不便で不安な日常生活を強いられている毛首地区に上水道の整備を図るため、給水区域の拡張を行いました。

⑦　変更届（給水区域の拡張）

令和 5 年（2020）7 月～令和 7 年（2023）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化、高齢化のため不便で不安な日常生活を強いられている以下宿地区に上水道の整備を図るため、給水区域の拡張を行いました。

2　令和 6 年度の歩み

（1）　給水状況

①　給水量

本年度の年間給水量は、41,554,380 立方メートルと、前年度に比して 152,960 立方メートル減少しました。対して、有収水量は 36,027,990 立方メートルと、前年度に比して 244,644 立方メートル減少し、有収率は、0.27 ポイント減少して 86.70％となりました。

②　給水人口、普及率及び戸数

本市の行政区域内人口は、385,105 人と、前年度に比べて 4,790 人減少しました。この傾向を反映して令和 6 年度末の給水人口も、令和 5 年度末に比べて 4,109 人減の 377,403 人となりました。

この結果、水道の普及率は 98.0％となっています。給水戸数は、335 戸減少して 215,915 戸となりました。

（2）財政状況

収益においては、営業収益が 8,743,340,621 円と、前年度と比べて 49,677,566 円円の減収（対前年度比 0.6 パーセント減）となっており、うち給水収益は 8,376,586,943 円と前年度と比べて 48,595,139 円の減収（対前年度比 0.6 パーセント減）となっています。また、営業外収益が 1,467,418,984 円で、前年度と比べて 89,455,509 円の増収（対前年度比 6.5 パーセント増）、特別利益が 1,116,152 円で、前年度と比べて 53,165,317 円の減収（対前年度比 97.9 パーセント減）となっています。この結果、総収益は 10,211,875,757 円で、前年度と比べて 13,387,374 円の減収（対前年度比 0.1 パーセント減）となっています。

費用においては、営業費用が 8,991,660,306 円で、前年度と比べて 117,875,550 円増加（対前年度比 1.3 パーセント増）、営業外費用が 145,895,784 円で、前年度と比べて 15,470,058 円の減少（対前年度比 9.6 パーセント減）、特別損失が 169,082,660 円で、前年度と比べて 157,789,799 円の増加（対前年度比 1,000 パーセント以上増）となっており、総費用は 9,306,638,750 円で、前年度と比べて 260,195,291 円の増加（対前年度比 2.9 パーセント増）となっています。この結果、損益勘定におきましては、905,237,007 円の純利益が生じました。

一方、資本的収支では、5,931,112,457 円の財源不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 362,715,034 円、繰越工事資金 76,600,000 円、損益勘定留保資金 4,642,056,560 円、減債積立金 42,488,000 円及び建設改良積立金 807,252,863 円で補

てんしています。

長崎市水道事業基金においては、156,671,108 円積立て、191,300,835 円処分したため、基金総額は 1,172,956,756 円となっています。

長崎市の主な水道施設

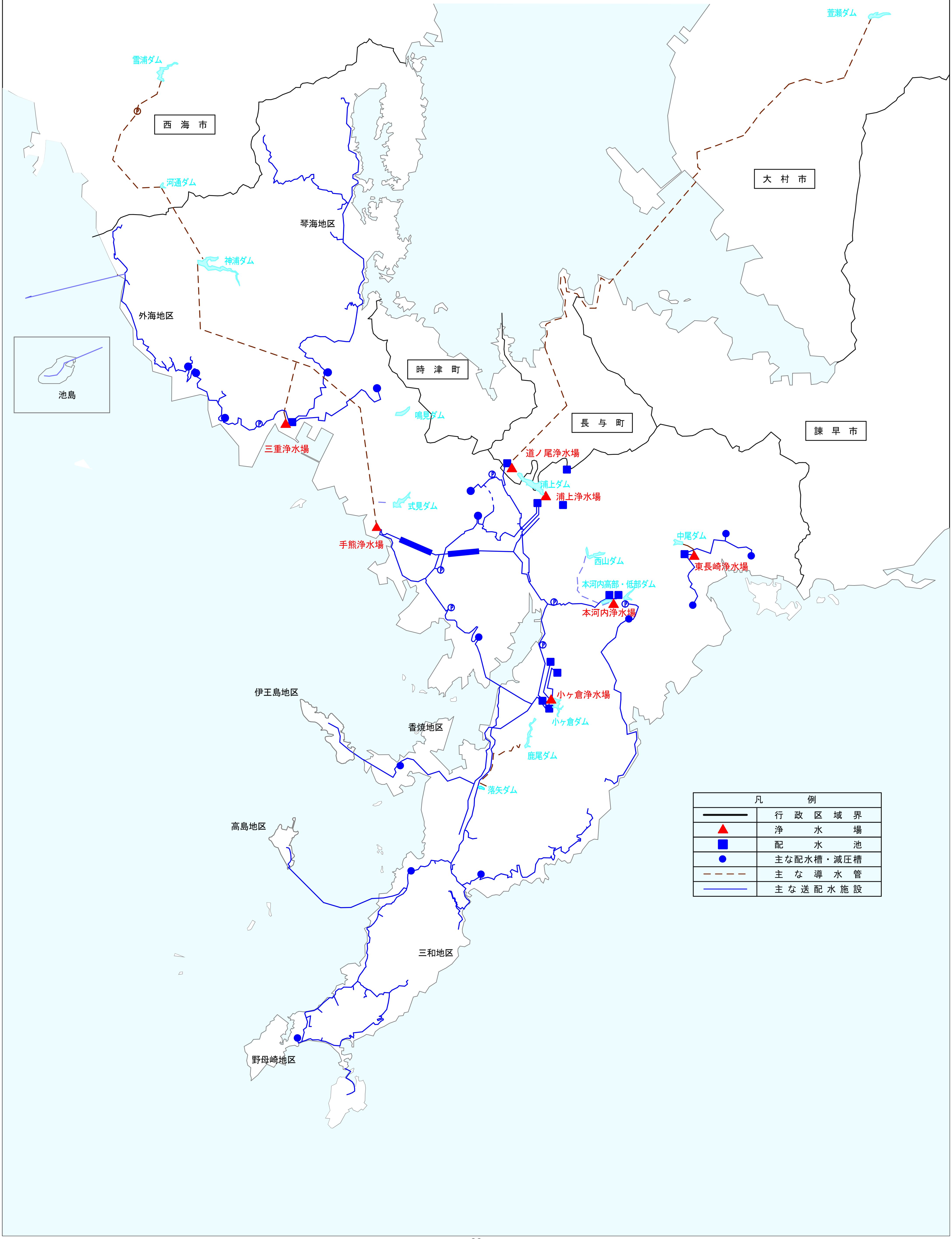

西海市
大村市
時津町
長与町
諫早市
萱瀬ダム
雪浦ダム
河通ダム
琴海地区
神浦ダム
外海地区
池島
鳴見ダム
三重浄水場
道ノ尾浄水場
浦上ダム
浦上浄水場
式見ダム
手熊浄水場
中尾ダム
東長崎浄水場
西山ダム
本河内高部・低部ダム
本河内浄水場
小ヶ倉浄水場
小ヶ倉ダム
伊王島地区
香焼地区
鹿尾ダム
落矢ダム
高島地区
三和地区
野母崎地区
凡例
行政区域界
浄水場
配水池
主な配水槽・減圧槽
主な導水管
主な送配水施設

1　事業の沿革

(1)　旧長崎市

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区域内人口及び面積	給水区域	主要工事	主要配管ルート
創設 (本河内高部)	M22.1.25	人/km² 60,000 (0.7)	ﾘｯﾄﾙ 83	m³/日 5,000	千円 282	M22. 4 M24. 3	M24. 5	不明	m³/日 5,200	人/km² 40,187 (7.0)	勝山、新興善、磨屋、各校区、及び本石灰、船大工、籠、丸山、寄合、梅香崎、松が枝、大浦、浪の平、古河各町 (旧長崎区及び大浦外人居留地) M25. 2.27より 伊良林、新中川、夫婦川、桜馬場、寺、片淵、西山、御船、瀬崎、八千代、館内、十人、中新、稲田、小島各町の一部	本河内高部貯水池 本河内浄水場 これに伴う 導・送・配水管	**本河内高部配水池** ↓ ↓　勝山町→県庁前 ↓　↑ 桜馬場→新大工町角→伊勢町→八幡町→中通り→西浜町→東浜町→鍛冶屋町→広馬場→梅香崎町→大浦町→浪の平町→古河町
第1回拡張事業 (本河内低部) (西　山)	M33. 4.13	182,000 (1.6)	110	20,000	1,461	M33. 8 M37. 3	M37. 4	不明	本低　4,200 西山　11,400	106,574 (16.0)	高平･愛宕･小島･中新町 (下長崎村) 大浦各町、小管町、戸町風頭山下墓地、伊良林小以南 (上長崎村一部) 中川、立山、西坂、銭座、坂本各町平戸小屋、水の浦、飽の浦、立神各町（淵村）、西泊	本河内低部、西山各貯水池 西山低部、同高部各浄水場 西山低部、同高部各配水池 これに伴う 導・送・配水管	本河内→伊良林→八幡→寺町→鍛冶屋町→① ①→高平町→愛宕町 ①→正覚寺下→上小島旧街道 ①→寄合町→中小島町→西小島町 **西山低部配水池→**西山町→馬町→本紙屋町→西坂町 **西山高部配水池→**②→上西山町→日銀前→立山町→筑後町→西坂町→宝町→坂本町→浜口町、②→竹の久保町、②→旭町→稲佐町→平戸小屋町→水の浦町→飽の浦町→立神町→西泊町
第2回拡張事業 (小　ケ　倉)	T 8.11.24	269,000 (市内一円)	108	29,000	5,179	T 9.10 T15. 3	T15. 4	不明	9,400	197,500 (42.0)	本河内、西山、片淵2･3丁目、鳴滝各町（上長崎村一部） 浜口、松山、城山、大橋、岡、山里各町（山里村）	小ヶ倉貯水池、大山取水堰及びトンネル導水路 出雲浄水場・出雲配水池 これに伴う導・送・配水管	**出雲配水池**→③→大浦下町→常磐町→梅香崎町→広馬場町→船大工町→思案橋 ③→大浦川上町→大浦上田町→大浦出雲町→弁天橋→小曾根町→戸町2丁目 馬町→東中町→銭座町→目覚町→岩川町→浜口町→松山町→岡町→大橋→城山町
全計量制実施	－	－	－	－	125,114	S 7.10 S 8. 7	S 8. 8	－	－	－	－	計量整備	全市一斉
第3回拡張事業 (浦　上) (鹿　尾　川)	S16. 5. 5	294,300 (市内一円)	190	55,900	5,444	S16. 9 S20. 2	S20. 2	S32.12	浦上　25,000 鹿尾　3,000	259,928 (92.3)	浦上、対岸軍需工場地区 鹿尾水系（工事中断）Ｓ25.12より分水	浦上貯水池･浦上浄水場 浦上･鹿ノ尾各配水池 これに伴う導・送・配水管	**浦上配水池**→岩屋橋下→大橋下→岡町→井桶ノ口町→寿町→稲佐橋 **鹿ノ尾配水池**→鹿ノ尾橋→磯道町→土井の首支所→土井首町
第4回拡張事業 (矢　上)	S29. 3. 3	256,000 (市内一円)	276	69,200	321,011	S29. 3 S33.11	S32. 4	S40.12	矢上　16,000 川平　3,200 鹿尾　1,500 長与　7,500	278,350 (92.4)	木鉢地区、日見地区、滑石地区、土井首地区、愛宕高部地区	矢上川、川平川、長与川各取水、矢上浄水場 御手水配水池 日見、朝日ケ峰、芒塚、愛宕、高田越、稲佐各配水槽 西小島減圧槽 これに伴う導・送・配水管	**御手水配水池**→本河内高部→螢茶屋→矢の平町（彦山橋） **日見配水槽**→網場町、**芒塚配水槽**→芒塚町、**朝日ケ峰配水槽**→宿町→界町 **高田越配水槽**→滑石町（平宗）→滑石町（打坂） **本河内高部配水池**→螢茶屋→伊良林小裏通り→④→八幡町→勝山町→西坂町→岩川町→御船蔵町 ④→寺町→八坂町→八坂ポンプ場→**愛宕配水槽**→愛宕団地入口→田上切通し入口 **出雲配水池**→川上町→大浦中学校前→西小島減圧槽→⑤→大浦元町→海星高校、⑤→仁田小前→佐古小、⑤→鶴鳴高校横→上小島旧街道 **稲佐配水槽**→⑥→淵中学校裏→西高西側→城山町 ⑥→稲佐小学校裏通り→国際墓地→朝日小学校→平戸小屋町谷間→水の浦町
一次変更 (川　平　川)	S33. 3. 6	283,500 (17.07)	260	74,000	98,000	S33. 3 S36. 3	S36. 5			321,827 (123.3)			
二次変更 (鹿尾川追加分水)	S35.12.27	292,130 (18.96)	258	75,500	55,000	S36. 4 S38. 3	S36.5			344,086 (123.3)			
三次変更 (長　与　川)	S37. 3.31	314,000 (21.67)	262	83,000	67,000	S37. 7 S39. 3	S39. 4			350,230 (123.3)			
第5回拡張事業 (道　ノ　尾)	S37.12.20	367,500 (31.64)	259	95,000	1,180,000	S38. 4 S42. 3	S40.10 （一部給水）	S47.12	萱瀬　12,000 宮摺　2,100	375,080 (165.4)	福田本町、小浦町、大浜町、高尾町、本原3丁目（三原町）、三川町、滑石団地、川上町、出雲町、大浦元町（高丘町）、早坂町	大村萱瀬ダム、宮摺川各取水、大村海底、陸路導水管 宮摺トンネル導水路 道ノ尾浄水場、大手配水池 滑石1号、立山各配水槽 これに伴う送・配水管	**道ノ尾配水池**→⑦→道ノ尾駅前→**滑石1号配水槽**→滑石団地一円、 ⑦→赤迫→若葉町→⑧→本大橋水管橋→橋口町→平和町→日銀社宅前大学病院前→目覚町→緑町→銭座変電所→浜平町→**立山配水槽**、 ⑧→大橋町→三芳町→宝栄町→梁川公園前→稲佐町 **大手配水池**→⑨→三原町一円→フランシスコ病院、⑨→三川町 **福田配水槽**→大浜町→小浦町→福田本町
一次変更 (宮　摺　川)	S40. 2.19		262	96,340	1,603,400	S38. 4 S42. 3				392,730 (206.6)			
第6回拡張事業 (神　浦) (式　見)	S42. 2.22	415,000 (52.40)	364	151,120	5,835,000	S42. 4 S47. 3	S46. 4 （一部給水）	S49. 3	神浦　48,000 戸石　290 深堀　580 矢上　700 古賀　310 各簡易水道を中央水道へ統合	406,165 (206.6)	深堀、矢上、古賀、戸石各簡易水道地区 小江原団地、横尾町、田上町、星取町、弥生町 式見、手熊、小江各簡易水道地区	神浦、河通、雪浦、式見各ダム及びトンネル・管路導水 手熊浄水場 福田トンネル、長竜寺各配水池 小ケ倉、小江原、稲佐、星取山、岩屋各高部配水槽 これに伴う送・配水管	**手熊トンネル配水池**→⑩→小江原ポンプ場→**小江原配水槽**→小江原団地→北高校前→**西町減圧槽**→西町→錦町→油木町 ⑩→西城山小学校→宝栄町→⑪→梁川町→長崎病院前→淵町→稲佐ポンプ場→稲佐町→**稲佐高部配水槽**→稲佐山中腹→**飽の浦減圧槽**→三菱飽の浦寮→**福田減圧槽**→**西泊減圧槽**、⑪→三芳町→浦上川→本大橋→大橋町→昭和町→浦上ポンプ場 ⑪→竹岩橋水管橋→川口町→井樋ノ口町→ＮＨＫ前→長崎第一ﾎﾃﾙ前→大和橋→元船町→玉江橋水管橋→松ケ枝ポンプ場→大浦市場→出雲町→**出雲浄水場**→**小ケ倉配水槽**→⑫→小ケ倉ポンプ場→**星取配水槽**→⑬ ⑫→戸町中学校→新戸町→塩屋橋→鹿尾橋水管橋→江川町→⑭→深堀町→深堀外港、⑭→土井首中学校前→平山町 ⑬→田上切通三叉路→早坂町→田手原町、⑬→愛宕自動車学校→南高校前 **矢上配水池**→東町→⑮→八郎川裏通り→八郎川横断→諫早農高分校→つつじケ丘団地、⑮→長崎第2自動車学校前→かき道橋前 **岩屋高部配水槽**→⑯→大園幼稚園前→⑰→北栄町→**滑石2号減圧槽** ⑯→**岩屋減圧槽**→岩屋ﾆｭｰﾀｳﾝ→道の尾病院→工業ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ→西北町 ⑰→滑石大神宮→大園小学校前→滑石消防署→**滑石1号減圧槽** **手熊浄水場**→式見トンネル→三叉路→せんぶ橋→式見小学校前→**式見配水池**→式見本町
一次変更 (雪　浦)	S45. 8. 5	459,300 (52.40)	410	188,900	11,080,000	S42. 4 S51. 3	S53. 6	S59. 3		418,810 (206.6)			
二次変更	S49. 3.28	439,800 (54.65)	415	182,520	17,390,000	S42. 4 S56. 3	S46. 4 (神浦) S56.4 (式見) S53.6 (雪浦)	S56. 3	雪浦　32,700 式見　12,000 式見　660 手熊　300 小江　130 各簡易水道を中央水道へ統合	424,421 (207.6)			

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区域内人口及び面積	給水区域	主要工事	主要配管ルート
浄水施設整備統合事業	S51. 3.22	439,800 (54.65)	415	182,520	3,588,000	S51. 4 S56. 3	S55. 4	S56. 3	—	424,421 (207.6)		本河内高部、西山高部、西山低部の三浄水場統合に伴う浄水場送・配水施設	中町ポンプ場→ＮＢＣ裏通り→日銀前→国道→馬町→螢茶屋→本河内浄水場→① ①→本河内高部給水区域、①→西山高部給水区域、①→西山低部給水区域
第7回拡張事業 （鹿　尾） （鳴　見）	S56. 3.31	453,600 (70.60)	410	186,000	14,700,000	S54. 4 S61. 3	S59. 4 （一部給水）	S61. 3	鹿尾　7,600 鳴見　8,100 平地　540 東部　280 樫山　180 相川　120 各簡易水道を中央水道へ統合	444,602 (240.43)	大籠町 田手原町，本河内町，彦見町，早坂町，八つ尾町，弥生町	鹿尾ダム，鳴見ダム及び導水管路 小ヶ倉浄水場，三重浄水場善長，大籠，赤土各配水槽・ポンプ場及び送配水管 田手原配水槽，田手原高部・中部減圧槽，本河内高部減圧槽，芒塚高部・中部減圧槽，日見高部・中部減圧槽，ポンプ場及び送・配水管	平山配水槽→②→大籠ポンプ場 →善長配水槽→大籠町 ②→大籠減圧槽→赤土減圧槽→大籠町 ②→大籠町 本河内浄水場→田手原配水槽→③→こしき岩配水槽→飯香浦，太田尾 ③→重籠 ③→本河内高部減圧槽→御手水配水槽→④→伊良林町，中川，片淵，鳴滝 ④→本河内 ④→本河内（奥山） ③→田手原高部減圧槽→⑤→田手原中部減圧槽→彦見町 ⑥→早坂減圧槽→弥生町，八つ尾町，早坂町 ⑥→茂木第1減圧槽→早坂町 ⑥→茂木第2減圧槽→茂木町，北浦町 ③→芒塚高部減圧槽→⑦→本河内町 ⑦→芒塚中部減圧槽→芒塚町 ⑦→日見高部減圧槽→日見中部減圧槽→界，網場，宿町 ⑦→日見低部減圧槽→界，網場，春日町 ⑦→宿町，田中町
1次変更 （鹿　尾　川）	S63. 3.31	436,400 (74.60)	428	186,900	26,317,000	S54. 4 H 8. 3	S63.10 （一部給水）	H 8.3	鹿尾川　3,000 鳴見　11,500 式見　9,000 太田尾　90 飯香浦　130 各簡易水道を中央水道へ統合	446,393 (241.78)	現川町 牧島町，かき道2～4丁目，川内町	加勢首，払畑配水槽，尾崎，小藤減圧槽，ポンプ場及び送・配水管 川内配水槽，ポンプ場及び送・配水管	矢上浄水場→長龍寺配水槽→現川ポンプ場→⑧ ⑧→加勢首配水槽→⑨→尾崎減圧槽→現川町 ⑨→現川町 ⑨→払田配水槽→⑩→小藤減圧槽→現川町 ⑩→現川町 東長崎配水池→戸石配水池→⑪→かき道2～4丁目，川内町，上戸石町，戸石町 ⑪→かき道第1減圧槽→かき道1～2丁目，田中町 ⑫→かき道第2減圧槽→⑬→牧戸橋→牧島町（全町） ⑬→かき道4丁目，戸石町
2次変更 （雪浦第2） （中　尾）	H 2. 3.30	446,800 (75.41)	428	191,300	31,700,000	H元. 4 H10. 3	H 5. 4 （一部給水）	H11.3		443,498 (241.78)	三重町,三重田町,京泊町,樫山町,畦町,畝刈町,三京町,多以良町,鳴見町,鳴見台1・2丁目 太田尾町，飯香浦町の一部（平成3年4月統合） 船石町,三川町,三ッ山町,川平町,早坂町，茂木町，西山4丁目，木場町，松原町の各一部	三重配水槽，三重高部第1・2減圧槽，三重中部第1・2減圧槽及び送・配水管	三重浄水場→⑭→平地配水槽→⑮→三重高部地区・京泊 ⑮→樫山町 ⑭→三重町（全町）・新漁港地区 ⑭→京泊→畝刈→三重配水槽→三重高部第1減圧槽→⑮ ⑮→鳴見町（全町），鳴見台1・2丁目 ⑮→北陽町 ⑮→三重高部第2減圧槽→⑯→多以良配水槽→多以良町 ⑯→三重中部第1減圧槽→畝刈町 ⑯→三重中部第2減圧槽→三重団地
暫定変更	H10. 4. 3	446,800 (75.81)	428	191,300	280,000	H10. 4 H11. 3	H11.7	H11.3	雪浦第2　35,000 中尾　8,700 本河内高部　5,500 本河内低部　1,000 西山　8,100 浦上　7,100 雪浦　14,500 茂木　1,980 中央水道へ統合	431,404 (241.24)	畦別当町の一部		三川配水槽→三ツ山町（流合橋）→畦別当町の一部
3次変更	H10.12.18	423,100 (77.77)	444	187,800	4,453,000	H11. 4 H23. 3	H14.4 （一部給水）	H23.3		431,404 (241.24)	田中町、平間町、松崎町、三京町、船石町、見崎町、古賀町の各一部	中尾配水槽、ポンプ場及び送・配水管 間の瀬第1･2減圧槽及び配水管 松崎配水槽、三京第1･2減圧槽、日田尾減圧槽、ポンプ場及び送・配水管 上座配水槽、ポンプ場及び送・配水管 正念減圧槽及び配水管 見崎配水槽、ポンプ場及び送・配水管	東長崎配水池→⑰→中尾配水槽→田中町中尾地区高部地区 ⑰→田中町中尾地区低部地区 松原配水槽→間の瀬第1減圧槽→平間町間の瀬高部地区→間の瀬第2減圧槽→ →平間町間の瀬低部地区 平地配水槽→松崎配水槽→⑱→松崎町高部地区→三京第1減圧槽→三京町高部地区→ →三京第2減圧槽→三京町低部地区 ⑱→松崎町高部地区→日田尾減圧槽→松崎町低部地区 船石配水槽→上座配水槽→船石町上座地区 松原配水槽→正念減圧槽→古賀町正念地区 式見配水池→見崎配水槽→見崎町

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区域内人口及び面積	給水区域	主要工事	主要配管ルート
4次変更	H19.10.16	435,300 (128.77)	411	178,700	12,673,000	H17. 4 H27. 3	H20.4 (一部給水)	H28.3	同上 広域受水 7,500	459,628 (406.35)	春日町、潮見町、千々町、大崎町、宮摺町、大山町の各一部 香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区 琴海地区	上黒崎調整池、口福配水槽、ポンプ場、送水管、配水管 琴海調整池、ポンプ場、送水管 川原調整池、蚊焼調整池、新遠見配水池、大崎宮摺配水層、大崎減圧槽、宮摺減圧槽、ポンプ場、導水管・送水管 春日潮見配水槽、潮見減圧槽、ポンプ場、送水管・配水管 大山第1配水槽、大山第2配水槽、送水管・配水管	三重浄水場→⑲→上黒崎調整池→外海地区既設配水池→外海地区給水区域 ⑲→永田配水池→永田給水区域 ⑲→下黒崎配水池→下黒崎給水区域 三重浄水場→琴海調整槽→琴海地区既設配水池→琴海地区給水区域 手熊浄水場→新木鉢配水池→⑳→三和地区既設配水池→三和地区給水区域 ⑳→川原調整池→㉑→橋の山配水槽→橋の山給水区域 ㉑→川原低部1号配水池→川原低部1号給水区域 ㉑→川原低部2号配水池→川原低部2号給水区域 ⑳→岳路調整池→金堀1号配水池、金堀2号配水池→高島地区給水区域 ⑳→藤田尾配水池→㉒→藤田尾給水区域 ㉒→千々配水槽→千々給水区域 ㉒→大崎宮摺配水槽→㉓→大崎減圧槽→大崎地区 ㉓→宮摺減圧槽→宮摺地区 ⑳→蚊焼調整池→野母崎地区既設配水池→野母崎地区給水区域 小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水池→新遠見配水槽→㉔→香焼地区給水区域 ㉔→伊王島地区給水区域 東長崎浄水場→東長崎配水池→日見高部減圧槽→春日潮見配水槽→㉕ ㉕→春日地区 ㉕→潮見減圧槽→潮見地区 小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水池→大山第1配水槽→㉖ ㉖→大山地区（低部） ㉖→大山第2配水槽→大山地区（高部）
5次変更	H27.2.18	399,200 (128.95)	405	161,500	288,000	H27.4 H31.3	H31.4	H38.3	-	430,953 (406.35)	長浦町、西海町の各一部	長浦岳減圧槽･ポンプ場 桜谷低部配水槽･ポンプ場 桜谷中部配水槽･ポンプ場 桜谷高部配水槽	三重浄水場→琴海調整槽→長浦岳減圧槽･ポンプ場→㉗ ㉗→桜谷低部配水槽･ポンプ場→㉘→桜谷低部地区 ㉘→桜谷中部配水槽･ポンプ場→㉙→桜谷中部地区 ㉙→桜谷高部配水槽･ポンプ場→桜谷高部地区
変更届	H31.3.15	413,600 (139.55)	358	148,000	30,000	R3.7 R4.3	R4.6	R9.3		419,929 (406.35)	新戸町4丁目、八郎岳町、新牧野町の各一部、大野地区	新戸町ポンプ場・新戸町配水槽	小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水地→㉚ ㉚→新戸町ポンプ場→新戸町配水槽→新戸町4丁目 ㉚→八郎岳町 大首浄水場→㉛ ㉛→内平減圧槽→新牧野町 ㉛→下里減圧槽→新牧野町 以下宿浄水場→野ヶ串配水地→山明減圧槽→高浜減圧槽・ポンプ場→山明配水池→大野地区
変更届	R6.9.13	389,300	337	131,400	216,697	R2.7 R6.6	R6.10	R14.3		385,105 (406.35)	以下宿地区、田中町の一部	以下宿減圧槽	手熊浄水場→手熊２号トンネル配水池→木鉢配水槽→以下宿減圧槽→以下宿地区

2　水源一覧表

種別	河川名	名称	ダム形式及び規模 型式	堤高	堤頂長	堤頂巾	湛水面積	満水面標高	利水有効水深	集水面積	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1日最大取水量	取水管	備考
				m	m	m	m²	m	m	m²	m³	m³	m³	m³	mm	
表流水（貯水池）	中島川上流	本河内高部	コンクリート重力式 (ゾーン型アースフィル)	28.20	158.00	4.00	52,000	(+)91.20	8.80	3,500,000	496,000	386,000	386,000	5,500	φ600	ダム型式欄の（　）は、旧堰堤を示す。改築後平成18年7月1日から取水
	中島川上流	本河内低部	コンクリート重力式	27.80	118.80	2.70	65,000	(+)49.80	2.80	4,600,000 (高部を含む)	607,000	577,000	43,000	1,000	φ400	←改築後平成25年5月1日から取水
	西山川上流	西山	コンクリート重力式	40.00	216.00	4.00	130,000	(+)84.00	12.00	3,600,000	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100	φ 450	
	鹿尾川上流	小ヶ倉	コンクリート重力式	41.20	135.60	3.03	157,000	(+)90.60	20.40	4,839,000	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500	φ 450	← 集水面積及び一日最大取水量には、大山･宮摺分を含む
	大井手川	浦上	コンクリート重力式	20.80	91.60	4.60	265,400	(+)42.00	12.00	15,400,000	1,972,000	1,900,000	1,900,000	22,500	φ 600	
	郡川	萱瀬	コンクリート重力式	65.50	240.00	6.10	371,000	(+)228.00	17.00	18,900,000	6,810,000	5,940,000	(1,830,000) 813,000	12,000	φ 800	←水道有効量（ ）は大村市を含む
	神浦川	神浦	コンクリート重力式	51.00	210.00	3.50	414,000	(+)115.00	26.80	16,500,000	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000	φ 600	昭和46年4月1日より36,000m³取水 昭和53年6月1日より48,000m³取水
	河通川	河通	コンクリート重力式	17.50	60.00	2.00	5,500	(+)124.00	5.48	8,500,000						
	雪浦川	雪浦	コンクリート重力式	44.00	146.00	3.50	317,000	(+)46.60	12.80	19,900,000	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700	φ 500	昭和53年6月1日から取水
	式見川	式見	コンクリート重力式	45.50	136.00	3.50	158,000	(+)62.30	20.30	3,300,000	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000	φ 400	昭和56年6月1日から取水
	鹿尾川	鹿尾	コンクリート重力式	34.60	88.00	3.03	150,000	(+)31.20	9.90	6,400,000	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600	φ 300 φ 500 φ 800	
	二股川	鳴見	コンクリート重力式	53.50	180.00	3.50	149,000	(+)108.00	29.50	2,700,000	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500	φ 300 φ 450	
	中尾川	中尾	コンクリート重力式	40.00	201.00	6.00	110,000	(+)57.50	18.50	3,600,000	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700	φ 300 φ 350 φ 800	
	落矢川	落矢	コンクリート重力式	24.40	140.00	2.00	24,200	(+)37.00	13.00	1,580,000	200,000	177,000	177,000	2,500	φ 300	現在、休止中
計										113,319,000	31,565,000	28,600,000	17,209,000	179,600		

区分	集水面積	一日最大取水量
大山	600,000 m²	1,200m³
宮摺	939,000 m²	2,100m³

種別	河川名	名称	取水の方法	取水施設	集水面積	河口より取水地点までの距離	取水位	1日最大取水量	取水管	備考
					m²	km	m	m³	mm	
表流水	~~長与川下流~~	~~長与~~	~~取水堰~~	~~コンクリート水路~~	~~19,154,000~~	~~0.8~~	~~5.8~~	—	φ300	浦上ダムへ導水（平成19年10月認可変更で廃止）
	~~千々川上流~~	~~千々~~	~~取水堰~~	~~第1取水堰……堰高 0.5m　堰頂高 5.40m~~ ~~第2取水堰……堰高 0.6m　堰頂高 1.20m~~	~~7,700,000~~	~~1.5~~ ~~2.0~~	~~165.6~~ ~~280.7~~	~~130~~	~~φ 65~~ ~~φ 80~~	（令和3年3月水道施設統合整備事業で廃止）
	八郎川	矢上	取水堰	ゴム引布製起伏堰　H=1.40m　L=28.90m 取水管φ800mm×L＝31.8m	26,300,000	1.3	2.2	12,000	φ800	
計					26,300,000			12,000		
合計　〔ダム 14箇所、表流水　1箇所〕					139,619,000			191,600		

3 水系別施設一覧表

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力 速度	ろ過能力 ろ過量	滅菌設備	
本河内	本河内高部ダム	取水塔 取水管 φ600mm(S.I.P) L=18.5m	自然流下	導水管 φ450mm (S.I.P) L=196.5m	急速	120m/日	20,800m³/日	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 前 41ﾘｯﾄﾙ/hr×2台 中・後 19ﾘｯﾄﾙ/hr×2台	14,100m³/日
	本河内低部ダム	取水塔 取水管 φ450mm(S.I.P) L=14.5m 本河内低部ダム ↓ ポンプ ↓ 本河内高部着水井	ポンプ送水	導水管 φ250～300mm (S.I.P) L=967.0m ポンプ場 Q=3.1m3/min H=38.0m 37Kw×2台 (1台予備)					
	西山ダム	取水管 φ350mm(S.I.P) L=77.5m φ450mm(S.I.P) L=82.5m	自然流下	導水管 φ450～600mm (S.I.P) L=2,790.0m					
		西山ダム ↓ 本河内高部着水井	自然流下	導水管 φ600mm (S.I.P) L=956.0m					

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m³	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	自然流下	φ750mm L=120m	本河内高部配水池	7,640 (4,180) (500) (1,140) (1,820)	71.67	67.67	麹屋町 炉粕町 東小島町 中川1・2丁目 諏訪町 八幡町 愛宕1丁目 大黒町 西山本町 桜馬場1・2丁目 油屋町 勝山町 矢の平2丁目 伊良林1・2丁目 古川町 馬町 新中川町 銀座町 高平町 寺町 新大工町 伊勢町 浜町 鍛冶屋町 鳴滝1丁目 中町 筑後町 上西山町 西山2丁目 上町 西坂町 下西山町 玉園町 立山1丁目 夫婦川町 八百屋町 片淵1～4丁目
手熊2号トンネル配水池	Q=5.25m³/min H=65m 90Kw×3台	φ350mm L=3,789m					
本河内高部配水池	Q=3.06m³/min H=248m 185Kw×7台	φ700mm L=1,776m	田手原配水槽	6,000	308.00	298.00	本河内3丁目 芒塚町 田手原町
田手原配水槽	Q=0.33m³/min H=96m 11Kw×2台	φ150mm ～100mm L=1,357m	こしき岩配水槽	270	375.90	370.50	飯香浦町
こしき岩配水槽	自然流下	φ150mm ～100mm L=1,447m	飯香浦第1減圧槽	12	264.50	262.50	飯香浦町
飯香浦第1減圧槽	自然流下	φ100mm L=1,093m	飯香浦第2減圧槽	12	169.00	167.00	飯香浦町
		φ75mm L=452m	山川河内減圧槽	30	180.00	177.50	太田尾町
飯香浦第2減圧槽	自然流下	φ100mm L=638m	飯香浦第3減圧槽	30	114.00	111.50	飯香浦町
		φ75mm L=77m	太田尾減圧槽	50	93.00	90.50	太田尾町
田手原配水槽	自然流下	φ400mm L=74m φ350mm L=1,557m φ300mm L=143m	田手原高部減圧槽	1,000	271.80	264.80	田手原町 早坂町 三景台 弥生町 白木町 八つ尾町
田手原高部減圧槽	自然流下	φ250mm L=1,067m	早坂減圧槽	500	227.00	223.00	矢の平4丁目 白木町 八つ尾町 彦見町 愛宕4丁目
	自然流下	φ150 ～50mm L=3,175m	田手原中部減圧槽	1,000	235.50	228.50	矢の平1～4丁目 白木町 伊良林2～3丁目 風頭町 彦見町 鍛冶屋町 高平町 愛宕1～4丁目 弥生町 上小島1～5丁目 桜木町
	Q=0.8m³/min H=69m 15Kw×2台	φ100mm L=485m	三景台配水槽	300	271.90	268.90	三景台町
	自然流下	φ250mm L=772m	茂木第1減圧槽	500	130.00	125.00	早坂町 北浦町 茂木町
茂木第1減圧槽	自然流下	φ250mm L=2,807m	茂木第2減圧槽	1,000	84.00	78.00	茂木町 北浦町
茂木第2減圧槽	自然流下		宮摺減圧槽	16	53.20	51.20	宮摺町
宮摺減圧槽	Q=0.106m³/min H=83m 5.5Kw×2台		宮摺配水槽	10	130.10	128.40	宮摺町
田手原配水槽	自然流下	φ350mm L=325m φ250mm L=294m	本河内高部減圧槽	500	179.00	175.00	本河内2～4丁目
		φ400mm L=80m φ350mm L=794m φ300mm L=1,300m	芒塚高部減圧槽	1,500	256.00	248.00	本河内3丁目
芒塚高部減圧槽	自然流下	φ250mm L=65m φ150mm L=478m	芒塚中部減圧槽	250	173.00	169.00	芒塚町 宿町
本河内高部減圧槽	自然流下	φ300mm L=75m φ250mm L=632m	御手水減圧槽	1,000	137.00	131.70	本河内1～3丁目中川2丁目 矢の平1～2丁目 新中川町 桜馬場2丁目 伊良林1～2丁目 寺町 夫婦川町 鳴滝1～3丁目

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力 速度	ろ過能力 ろ過量	滅菌設備	
小ケ倉	小ケ倉ダム	取水塔 取水管 ϕ450mm(S.I.P) L=29.39m 大山取水堰 ↓ 小ケ倉ダム 宮摺取水堰 ↓ 小ケ倉ダム	自然流下	導水管 ϕ450mm(S.I.P) L=154.0m 開水路 L=70.0m 隧道 L=417.6m 開水路 (宮摺側) L=47.2m 隧道 L=1,542.2m 開水路 (小ケ倉側) L=13.6m	急速	120	21,100	前後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 36.4ﾘｯﾄﾙ/hr×4台 8.7ﾘｯﾄﾙ/hr×2台	17,000m^3/日
	鹿尾ダム	取水管 ϕ300mm(S.I.P) L=44.0m ϕ800mm(S.I.P) L=13.4m ϕ500mm(S.I.P) L=22.7m 計 L=80.1m 鹿尾ダム ↓ 小ケ倉着水井	ポンプ送水	導水管 ϕ500mm(S.I.P) L=4,036.0m ポンプ場 Q=4.5m^3/min H=56.0m 75Kw×3台 (1台予備)					
浦上	浦上ダム	取水塔 取水管 ϕ600mm(C.I.P) L=17.0m 浦上川取水堰 (ゴム引布製起伏堰) H=600mm L=10.4m ↓ 浦上ダム ↓ 着水井	自然流下	導水管 ϕ600mm(C.I.P) L=63.0m 開水路 L=300.0m 隧道 L=860.0m	急速	120	32,500	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 66ﾘｯﾄﾙ/hr×3台	21,500m3/日

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m^3	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	Q=3.9m^3/min H=47m 45Kw×3台	ϕ500mm ～600mm L=320m	上戸町2号配水池	5,000	95.00	85.00	船大工町 館内町 十人町 西小島1丁目 本石灰町 稲田町 上田町 東琴平1丁目 梅香崎町 相生町 古河町 出雲1･2丁目 椎の木町 丸山町 中新町 東山手町 小曽根町 寄合町 新地町 大浦東町 日の出町 川上町 東山町 南山手町 浪の平町 下町 籠町 松が枝町
上戸町2号配水池	自然流下	ϕ500mm ～300mm L=1,930m	出雲低部減圧槽	2,500	74.90	72.50	
浄水場	Q=4.1m^3/min H=140m 135Kw×3台	ϕ450mm L=1,830m	出雲配水池	1,150 (500) (650)	184.98	180.48	上小島1･4丁目 中小島2丁目 西小島2丁目 中新町 相生町 元町 川上町 椎の木町 高丘1～2丁目 南町 八景町出雲1～3丁目 南山手町 東琴平1～2丁目 上田町 戸町2丁目 上戸町
出雲配水池	自然流下	ϕ250mm L=300m	出雲高部減圧槽	30	127.10	125.10	川上町 出雲3丁目
		ϕ250mm ～200mm L=2,100m	中小島減圧槽	1,000	121.40	114.90	油屋町 東小島町 上小島1･2丁目 丸山町 寄合町 中小島1･2丁目 西小島1･2丁目 稲田町 中新町 東山手町 東山町 日の出町 元町 椎の木町 川上町 高丘1･2丁目
		ϕ250mm ～150mm L=1,700m	上戸町減圧槽	100	104.80	101.30	西琴平町 戸町2丁目 小菅町 新戸町3丁目 上戸町1･3･4丁目
浄水場	Q=2.2m^3/min H=227m 125Kw×3台	ϕ250mm L=560m	星取山配水池	1,000	269.00	263.00	弥生町 星取1～2丁目 田上1･3･4丁目
星取山配水池	自然流下	ϕ300mm L=1,000m	大浦元町減圧槽	230	235.14	228.64	上小島4･5丁目 桜木町 南が丘町 南町 高丘2丁目 星取1丁目 田上1～3丁目 八景町 茂木町(河平地区)
	Q=0.6m^3/min H=75m 15Kw×2台	ϕ100mm L=780m	唐八景配水槽	200	300.00	296.00	星取2丁目 田上4丁目 茂木町(仏田地区)
浄水場	Q=3.9m3/min H=47m 45Kw×3台		上戸町1号配水池	7,000	95.00	85.00	古河町 東琴平1丁目 西琴平町 国分町 小菅町 戸町1～5丁目 上戸町1～3丁目 新戸町1～3丁目 新小が倉町1･2丁目 古道町 磯道町 大山町 三和町 草住町 柳田町 平瀬町 竿浦町 末石町 江川町 平山町 香焼町 京太郎町 土井首町 毛井首町 八郎岳町 小ヶ倉町1～3丁目 鶴見台1･2丁目 深堀町1～6丁目
手熊2号トンネル配水池	Q=5.3m3/min H=78m 110Kw×4台	ϕ1,350mm ～700mm L=6,778m ϕ500mm L=2,716m					
上戸町1号配水池	Q=0.26m^3/min H=91m 11Kw×2台	ϕ75mm L=800m	新戸町配水槽	180	120.75	117.65	新戸町4丁目
	Q=0.06m^3/min H=124m 7.5Kw×2台	ϕ75mm L=1,807m	大山第1配水槽	56	195.40	193.40	大山町
	Q=2.0m^3/min H=110m 55Kw×3台	ϕ300mm L=1,216m	小ヶ倉配水槽	2,000	166.50	160.00	ダイヤランド1～4丁目
	Q=0.6m^3/min H=151m 37Kw×3台	ϕ150mm L=1,630m	平山配水槽	530	164.00	160.00	平山台2丁目
大山第1配水槽	Q=0.06m^3/min H=122m 7.5Kw×2台	ϕ75mm L=923m	大山第2配水槽	56	300.40	298.40	大山町
小ヶ倉配水槽	自然流下	ϕ150mm L=538m	小ヶ倉減圧槽	200	126.00	123.00	新戸町1丁目 小ケ倉町2丁目 新小ヶ倉1～2丁目 ダイヤランド1～4丁目
平山配水槽	自然流下	ϕ250mm L=689m	平山減圧槽	100	110.00	107.00	平山台1丁目
		ϕ150mm L=329m ϕ250mm L=305m	大籠減圧槽	30	145.00	142.00	大籠町
	Q=0.1m3/min H=105m 5.5Kw×2台	ϕ75mm L=800m	善長配水槽	30	259.00	256.50	大籠町
大籠減圧槽	自然流下	ϕ75mm L=336m	赤土減圧槽	10	75.50	73.50	大籠町
浄水場	Q=5.5m^3/min ～11m^3/min H=70m 110Kw～180Kw ×各3台	ϕ600mm L=286m	浦上配水池	8,695	74.64	70.09	石神町 小嶺町 大橋町 坂本1～3丁目 橋口町 上野町 平野町 江平1丁目 松山町 浜口町 本尾町 八千代町 川口町 岩川町 扇町 御船蔵町茂里町 西坂町 岡町 銭座町 平和町 緑町 目覚町 天神町 宝町 高尾町 本原町 幸町 青山町 若草町 金堀町 竹の久保町 城山町 油木町 城栄町 富士見町 江里町 三芳町 梁川町 花園町 立岩町 淵町 宝栄町 岩見町 春木町 花丘町 家野町 住吉町 若葉町 赤迫1･2丁目 中園町 千歳町 花丘町 家野町泉1･2丁目 昭和1～3丁目 川平町 文教町 女の都1丁目 大手1･3丁目
小江原配水槽	自然流下	ϕ800mm～ 450mm L=5,395m					
		ϕ800mm～ 200mm L=6,249m	大手配水池	800	169.00	165.00	辻町 石神町 高尾町 三原1･2丁目 大手1～3丁目 川平町 三川町
浄水場	Q=4.2m^3/min H=125m 135Kw×1台	ϕ200mm L=854m					
浦上配水池	Q=3.3m^3/min H=171m 145Kw×2台	ϕ300mm L=2,240m ϕ200mm L=500m	女の都配水池	1,280 (640×2)	197.90	194.00	女の都1～4丁目 長与町高田郷 長与町吉無田郷 泉町 昭和3丁目 川平町
	Q=4.2m^3/min H=125m 135Kw×3台	ϕ350mm L=1,185m	赤迫高部配水槽	2,000	154.30	147.00	住吉台町 赤迫1～3丁目 長与町高田郷
女の都配水池	自然流下	ϕ100mm L=379m	女の都減圧槽	160	154.00	150.00	昭和3丁目 女の都4丁目
		ϕ200mm ～100mm L=870m	川平台減圧槽	200	155.00	151.00	川平町 大手3丁目 女の都1丁目 けやき台町
赤迫高部配水槽	自然流下	ϕ300mm L=140m	赤迫減圧槽	200	109.00	105.00	長与町高田郷 住吉町 泉町 泉1～3丁目 花丘町 昭和2丁目
		ϕ350～ 200mm L=2,335m	高田越減圧槽	1,400	99.50	95.00	岩屋町 長与高田郷 西北町 赤迫2･3丁目 若竹町 滑石1･2丁目 柳谷町 葉山1･2丁目

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力		滅菌設備	
						速度	ろ過量		
東長崎	中尾ダム	取水管 φ300mm(S.I.P) L=90.0m φ350mm(S.I.P) L=11.0m φ800mm(S.I.P) L=50.0m	ポンプ送水	導水管 φ400mm (D.I.P) L=850m ポンプ場 Q=3.1m^3/min H=25.0m 22Kw×3台	急速	120	26,000	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 43ﾘｯﾄﾙ/hr×2台 22ﾘｯﾄﾙ/hr×2台 10ﾘｯﾄﾙ/hr×1台	19,460m^3/日
	なし	八郎川 取水堰 (ゴム引布製起伏堰) H=1.40m L=28.90m ↓ RC造付帯設備 スクリーン 制水扉 0.8×0.8 ↓ 取水管 φ 800mm L＝31.8m	ポンプ送水	導水管 φ500mm (S.I.P) L=2,446m ポンプ場 Q=4.8m^3/min H=70.0m 90Kw×3台					

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m^3	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	Q=6.11m^3/min H=125m 190Kw×4台	φ 600mm L=800m	東長崎配水池	5,000	167.00	159.00	田中町　宿町
東長崎配水池	自然流下	φ 600mm ～250mm L=3,580m	長龍寺減圧槽	1,000	95.70	91.70	矢上町　現川町　平間町　鶴の尾町 中里町　松原町　古賀町　船石町 船石町　東町　つつじが丘1・2丁目
長龍寺減圧槽	Q=0.10m^3/min H=115.5m 7.5Kw×1台	φ 80mm L=1,584m	払畑配水槽	100	179.00	176.50	現川町
払畑配水槽	自然流下	φ 150mm L=998m	小藤減圧槽	30	138.50	136.00	現川町
長龍寺減圧槽	Q=0.10m^3/min H=131m 7.5Kw×1台	φ 80mm L=1,750m	加勢首配水槽	100	194.50	192.00	現川町
加勢首配水槽	自然流下	φ 100mm L=1,074m	尾崎減圧槽	30	132.50	130.10	現川町
長龍寺減圧槽	Q=0.17m^3/min H=190m 15.0Kw×2台	φ100mm L=2,876m	松原配水槽	70	264.00	260.00	松原町
松原配水槽	自然流下	φ150mm ～75mm L=1,197m	松原減圧槽	30	201.00	198.50	松原町
		φ150～ 75mm L=818m	間の瀬第1減圧槽	100	221.10	218.10	平間町
		φ150～ 75mm L=546m	正念減圧槽	60	204.00	201.00	古賀町
間の瀬第1減圧槽	自然流下	φ100 L=365m	間の瀬第2減圧槽	30	163.60	160.60	平間町
長龍寺減圧槽	Q=0.06m^3/min H=74m 5.5Kw×2台	φ100mm ～80mm L=1,341m	船石配水槽	90	150.00	146.00	船石町　中里町
	Q=0.8m^3/min H=70m 18.5Kw×2台	φ 350mm ～200mm L=4,445m	つつじが丘配水槽	400	114.86	109.86	つつじが丘1～5丁目　古賀町
東長崎配水池	自然流下	φ600mm ～350mm L=4,380m	戸石減圧槽	2,500	120.50	108.00	東町　かき道2～5丁目　上戸石町
戸石減圧槽	自然流下	φ 200mm L=1,478m	かき道1号減圧槽	500	75.50	72.50	田中町　矢上町　かき道1丁目
	Q=0.026m^3/min H=40m 0.75Kw×2台	φ 50mm L=444m	上戸石配水槽	30	129.50	127.50	上戸石町
	Q=0.017m^3/min H=51m 1.5Kw×2台	φ 50mm L=534m	川内配水槽	12	139.50	137.50	川内町
	自然流下	φ200mm L=182m	かき道2号減圧槽	500	84.00	80.00	かき道1・4・6丁目　上戸石町 戸石町　牧島町
東長崎配水池	自然流下	φ500mm ～250mm L=2,860m	日見高部減圧槽	1,000	148.00	140.00	宿町　田中町
日見高部減圧槽	自然流下	φ250mm L=134m	日見中部減圧槽	500	109.00	104.00	芒塚町　宿町　界1・2丁目　網場町 田中町　春日町
		φ300mm ～75mm L=3,628m	春日減圧槽	50	126.00	123.00	春日町
		φ250mm L=110m φ200mm L=120m	日見低部減圧槽	200	60.50	56.50	宿町　界1・2丁目　網場町　春日町
春日減圧槽	自然流下	φ100mm ～75mm L=1,239m	潮見減圧槽	50	90.00	87.00	潮見町
東長崎配水池	Q=0.05m^3/min H=126m 7.5Kw×2台	φ 80mm L=1,512m	中尾配水槽	70	277.40	274.40	田中町
東長崎配水池	自然流下	φ600～ 150mm L=4,540m	東長崎第1減圧槽	710	129.00	124.00	現川町　平間町　高城台1・2丁目
東長崎第1減圧槽	自然流下	φ 200～ φ 150mm L=775m	東長崎第2減圧槽	100	75.50	72.50	田中町　矢上町　平間町 高城台1丁目
船石配水槽	Q=0.024m^3/min H=140m 2.2Kw×2台	φ 80～ φ 75mm L=1.623m	上座配水槽	52.5	251.50	249.00	船石町

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力 速度	ろ過能力 ろ過量	滅菌設備	
道ノ尾	萱瀬ダム	取水管 φ800mm(S.I.P) L=235.6m	自然流下	導水管 大村市 φ 450mm (D.I.P S.I.P) L=11,991.0m ↓ 大村湾 φ450mm(S.I.P) L=5,715.0m ↓ 長与町 φ450mm(S.I.P) L=14,971.0m 計 L=32,677.0m	急速	120m/日	12000m^3/日	前・中・後次亜 塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 25ﾘｯﾄﾙ/hr×3台 15ﾘｯﾄﾙ/hr×1台	11,160m^3/日
手熊	雪浦ダム	取水管 φ500mm(S.I.P) L=35.0m 取水槽	自然流下 ポンプ送水	ダムより河通トンネル入口まで 導水管 φ 700mm～500mm (S.I.P) L=7,492.0m (水管橋L=15.9m) ポンプQ=9.0m^3/min H=145.0m 340Kw×4台 (1台予備)					
	河通ダム	取水門 (2.0m×2.0m)	自然流下	水路トンネル L=3,667.0m 神浦分水井 ～ 1号トンネル 入口導水管 φ700～500(S.I.P) L=852.5m (水管橋 L=39.5m) 計 L＝4,519.5m	急速	120m/日	84,600m^3/日	前後塩素 注入設備 D.V.H.S-2 8kg/hr×2台 D.V.H.S 8kg/hr×3台	77,630m^3/日
	神浦ダム	取水管 φ600mm(S.I.P) L=51.8m 取水槽	自然流下	水路トンネル L=13,906.5m 導水管 φ1,200mm(S.I.P) L=2,361.0m (水管橋 L=447.0m) 水路渠 L=116.0m 計 L=16,383.5m					

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m^3	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	自然流下	φ 450mm L=64m	道ノ尾配水池	4,000 (2,000×2)	86.60	78.60	音無町 白鳥町 江里町 三芳町 清水町 緑が丘町
道ノ尾配水池	自然流下 ポンプ送水 Q=4.584m^3/min H=174.6m 200Kw×3台	φ450mm L=1,001m φ450mm ～400mm L=2,384m	岩屋配水槽	2,500	218.00	210.00	大宮町 虹が丘町 エミネント葉山町 滑石3丁目 北栄町 北陽町
岩屋配水槽	自然流下	φ400mm ～300mm L=258m	岩屋減圧槽	1,000	150.00	144.00	滑石4～6丁目 葉山2丁目 大園町 虹が丘町 エミネント葉山町 岩屋町 西北町 若竹町 柳谷町
	自然流下	φ400mm ～250mm L=1,720m	滑石1号減圧槽	800	151.75	147.55	長与町高田郷 滑石1～5丁目 横尾1～3丁目 葉山1・2丁目 大園町
	自然流下	φ400mm ～100mm L=1,660m	滑石2号減圧槽	300	179.30	175.55	滑石3～6丁目 大宮町 北栄町 北陽町
	自然流下	φ400mm ～200mm L=2,850m	横尾減圧槽	200	171.50	167.50	横尾2～5丁目
浄水場	Q=1.86m^3/min H=53m 30kw × 2 台	φ250mm ～200mm L=1,751m	式見配水池	500	88.00	84.00	式見町 向町 相川町 四杖町 見崎町
	自然流下	φ1,100mm L=1,102m	手熊1号トンネル配水池	14,800	51.20	48.32	小江町
式見配水池	Q=0.03m3/min H=85m 1.5kw × 2 台	φ75mm L=2,479m	見崎配水槽	30	146.00	143.00	見崎町
手熊1号トンネル配水池	Q=0.1m^3/min H=37m 2.2kw × 2 台	φ50mm L=278m	柿泊配水槽	30	78.45	75.95	柿泊町
	Q=2.50m^3/min H=113m 75kw × 2 台	φ200mm L=1,500m	福田配水槽	950	92.20	84.75	大浜町 小浦町 福田本町
	自然流下	φ1,500mm L=370m	手熊2号トンネル配水池	15,000	51.20	47.96	光町 曙町 旭町 弁天町 大鳥町 丸尾町 江の浦町 飽の浦町 平戸小屋町 宝町 幸町 茂里町 川口町 稲佐町 馬町 古町 栄町 賑町 築町 浜町 勝山町 桶屋町 諏訪町 魚の町 古川町 万屋町 銅座町 出島町 大井手町 今博多町 鍛冶屋町 出来大工町 桜町 籠町 江戸町 元船町 五島町 樺島町 万才町 金屋町 興善町 大黒町 東古川町 尾上町 新地町 常磐町 銀屋町 大浦町 本石灰町 梅香崎町 東山手町 南山手町 松が枝町 恵美須町 船大工町 八千代町
	Q=3.6m^3/min H=200m 175kw × 3 台	φ 150 ～50mm L=3,175m	小江原高部配水槽	5,000 (2,500×2)	237.50	229.50	柿泊町 小江原1～5丁目 油木町 城山台2丁目
	Q=8.13m^3/min H=165m 320kw × 2 台	φ800mm L=2,961m	小江原配水槽	5,000	205.00	197.00	浦上配水池 大手配水池
	Q=9.95m3/min H=109m 280kw × 3 台		木鉢配水槽	10,000 (5,000×2)	135.00	125.00	
小江原高部配水槽	自然流下	φ450mm ～100mm L=2,344m	小江原減圧槽	150	177.20	174.00	小江原町 油木町
		φ200mm L=884m	西町減圧槽	400	121.42	116.42	若竹町 柳谷町 錦1～3丁目 音無町 江里町 緑が丘町 三芳町 油木町
		φ200mm L=570m	城山台1号減圧槽	300	163.40	160.40	城山台1・2丁目
		φ200mm L=1,250m	城山台2号減圧槽	300	114.00	110.00	岩見町 青山町 若草町 金堀町 城山台1丁目 立岩町
手熊2号トンネル配水池	Q=2.1m^3/min H=260m 150Kw × 3 台	φ250mm L=1,800m	金比羅配水槽	2,000	254.00	246.00	三原1～3丁目 木場町 高尾町
福田配水槽	Q=0.024m^3/min H=170m 3.7Kw × 2 台	φ80mm L=2,183m	岳配水槽	60	252.00	249.00	福田本町
金比羅配水槽	自然流下	φ150mm～100mm L=216m	高尾1号減圧槽	200	170.50	167.50	坂本3丁目 高尾町 江平1～3丁目
		φ150mm L=720m	高尾2号減圧槽	30	112.00	110.00	坂本3丁目 江平1～3丁目 小峰町 高尾町 本尾町
		φ250mm L=1,166m	西山1号減圧槽	70	172.00	168.50	西山3・4丁目 三原1・2丁目
		φ200mm L=1,108m	西山2号減圧槽	600	220.50	216.50	西山4丁目 西山台1～2丁目 三原2丁目 三川町
		φ75mm L=18m	三原台減圧槽	100	196.00	193.00	三原3丁目
西山2号減圧槽	Q=0.38m^3/min H=141m 18.5Kw × 2 台	φ150mm ～200mm L=2, 634m	三川配水槽	310	347.00	343.00	三川町 三ツ山町 畦別当町
三川配水槽	自然流下	φ150mm L=570m	三ツ山高部減圧槽	30	269.00	266.50	三ツ山町
三ツ山高部減圧槽	自然流下	φ100mm L=577m	三ツ山低部減圧槽	30	181.00	178.50	三ツ山町 川平町
金比羅配水槽	自然流下	φ200mm L=3,305m	木場減圧槽	30	195.00	192.50	木場町 片淵4・5丁目

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力 速度	ろ過能力 ろ過量	滅菌設備	
手熊	式見ダム	分岐式見接合井 ↓ 式見ダム φ800mm(S.I.P) L=484.0m ↓ 取水管 φ 600mm(S.I.P) L=122.0m ↓ 取水槽	自然流下 及び ポンプ送水 ↓ 12号トンネル	導水管 φ400mm(S.I.P) L=277.0m ポンプ場 Q=6.25m^3/min H=20.0m 22Kw×2台 (1台予備)		m/日	m^3/日		m^3/日
	なし (白川取水堰)	取水管 φ450mm(S.I.P) L=4.95m	自然流下	鳴見ダムへ放流 導水管 φ450mm ～600mm (S.I.P) L=727.4m					
	鳴見ダム	取水管 φ500mm(S.U.S) L=161.42m φ450mm(S.U.S) L=23.8m φ800mm(S.I.P) L=53.312m 計 L=238.532m	河川により 自然流下						
		多以良川取水 取水門 ↓ 沈砂池 ↓ ポンプ場 ↓ 11号トンネル	ポンプ 送水	ポンプ Q=5.0m^3/min H=80.0m 110Kw×2台 (予備なし) Q=1.24m^3/min H=71.0m 37Kw×1台 (予備なし) 導水管					

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名　称	容量 m^3	H,W,L m	L,W,L m	
手熊2号トンネル配水池	Q=4.7m^3/min H=173m 220kw × 3 台	φ600mm L=1,337m φ350mm L=1,457m	稲佐高部配水槽	1,500	191.50	185.50	平戸小屋町　大谷町　秋月町 梁川町　稲佐町　淵町　曙町 江の浦町　入船町
稲佐高部配水槽	自然流下	φ350mm L=1,457m	稲佐減圧槽	1,000	119.16	114.56	梁川町　淵町　稲佐町　曙町 江の浦町　平戸小屋町 大鳥町 大谷町　水の浦町
		φ150mm L= 5m	入船減圧槽	100	120.20	117.80	秋月町
		φ150mm L=202m	飽の浦減圧槽	1,000 (2×500)	89.70	85.00	大谷町　塩浜町　秋月町 入船町 飽の浦町　水の浦町 岩瀬道町
		φ150mm L=90m	福田減圧槽	250	87.22	82.22	大浜町
		φ150mm L=283m	みなと坂第1減圧槽	830	155.80	150.50	みなと坂1･2丁目
みなと坂第1減圧槽	自然流下	φ150mm L=5m	みなと坂第2減圧槽	100	115.00	111.00	みなと坂1丁目
手熊2号トンネル配水池	Q=2.85m^3/min H=230m 165Kw×3台	φ500mm ～300mm L=663m φ250mm L=1,153m	立山配水槽	1,000	231.50	223.50	西山1丁目 浜平2丁目 立山5丁目
立山配水槽	自然流下	φ250mm ～150mm L=357m	立山1号減圧槽	200	174.00	170.00	立山2～5丁目　西山1丁目
	自然流下	φ 150 ～50mm L=3,175m	浜平1号減圧槽	200	152.83	147.33	御船蔵町　浜平1～2丁目 西坂町　天神町　銭座町 上銭座町　緑町 目覚町　坂本2～3丁目
立山1号減圧槽	自然流下	φ200mm L=549m	立山2号減圧槽	250	126.85	123.55	筑後町　玉園町 立山1～4丁目　上西山町 西山本町　夫婦川町 西山1～3丁目　片淵2～5丁目
浜平1号減圧槽	自然流下	φ150mm L=120m	浜平2号減圧槽	30	103.00	100.00	西坂町　御船蔵町 天神町　浜平1丁目
木鉢配水槽	自然流下	φ200mm L=95m	木鉢減圧槽	700	89.90	84.20	木鉢町2丁目　小瀬戸町 神ノ島町1～3丁目
		φ350mm ～150mm L=4,611m	西泊減圧槽	350	87.00	83.00	岩瀬道町　東立神町 西立神町　西泊町 木鉢町1･2丁目
			元宮減圧槽	400	91.20	87.20	布巻町
			為石減圧槽	350	85.45	81.95	為石町　布巻町　藤田尾町　千々町　大崎町
			川原高部減圧槽	150	85.60	81.10	川原町　為石町
			川原低部減圧槽	200	50.50	47.00	宮崎町　布巻町
			田別当減圧槽	20	65.55	63.55	宮崎町
			晴海台低部減圧槽	700	88.79	83.59	晴海台町
			岳路減圧槽	500	87.28	84.28	蚊焼町　黒浜町　高島町
			橋の山配水槽	1,000	130.58	122.48	椿が丘町　蚊焼町
			以下宿減圧槽	16	56.10	54.10	以下宿町
			高浜減圧槽	400	68.95	64.85	高浜町
			野母減圧槽	800	56.40	52.80	野母町

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設				公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力		滅菌設備	
						速度	ろ過量		
三重	神浦ダム	導水トンネル 神浦導水施設 φ1,200mm 導水管より	自然流下	φ500導水管 (S.I.P、D.I.P) L=3,390.6m (水管橋 L=41.30m)	急速	120m/日	16,600m^3/日	前後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 8.7ﾘｯﾄﾙ/hr×4台	15,300m^3/日

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m^3	H.W.L m	L.W.L m	
浄水場	自然流下		三重配水池	2,850	56.50	51.50	三重町 畦町 京泊1～3丁目 畝刈町 多比良町
三重配水池	Q=3.1m^3/min H=215m 165Kw×3台	φ450mm L=5,783m	三重配水槽	1,500	254.00	248.00	鳴見町
三重配水槽	自然流下	φ400mm L=4,704m φ200mm L=630m	三重高部第1減圧槽	880	187.00	182.00	鳴見町 鳴見台1・2丁目
		φ200mm L=768m	三重高部第2減圧槽	700	160.00	155.00	西海町 畝刈町 鳴見町
		φ450mm ～75mm L=7,900m	上床減圧槽	100	213.00	210.00	北陽町
		φ150mm L=276m	豊洋台減圧槽	810	187.20	180.20	豊洋台1・2丁目
	Q=0.75m^3/min H=105m 37Kw×2台	φ300mm L=498m φ150mm L=963m	牧野配水槽	500	333.50	327.00	牧野町
牧野配水槽	自然流下	φ200 ～100mm L=768m	牧野減圧槽	55	235.00	233.50	牧野町 園田町 四杖町
牧野減圧槽	自然流下	φ150 ～100mm L=684m	四杖減圧槽	50	173.00	170.00	四杖町
三重高部第2減圧槽	自然流下	φ100mm L=1,234m	多以良高部減圧槽	20	130.50	128.00	多以良町
多以良高部減圧槽	自然流下	φ75mm L=780m	多以良低部減圧槽	70	87.50	84.70	多以良町
三重高部第2減圧槽	自然流下	φ200mm L=19m φ150mm L=343m	三重中部第1減圧槽	400	110.00	105.00	畝刈町 多以良町
		φ300mm L=491m φ200mm L=705m φ150mm L=2,365m	三重中部第2減圧槽	400	99.90	95.90	京泊1丁目
三重中部第1減圧槽	自然流下	φ150 ～50mm L=3,175m	田子浦減圧槽	10	77.30	75.10	多以良町
三重配水槽	自然流下	φ50mm L=22m	日当減圧槽	10	221.25	218.85	鳴見町
三重配水池	Q=1.5m^3/min H=49m 22Kw×2台	φ200mm L=1,807m	平地配水槽	500	91.40	88.90	三重町 三京町 樫山町
平地配水槽	Q=0.15m^3/min H=72m 5.5Kw×2台	φ75mm L=1,345m	鬼岩配水槽	100 (40) (60)	144.50	142.00	三重田町
三重配水池	Q=1.5m^3/min H=110m 45Kw×2台	φ450mm ～200mm L=3,730m	桜の里配水槽	900	133.00	128.00	桜の里1～3丁目 京泊3丁目
平地配水槽	Q=0.2m^3/min H=260m 22Kw×2台	φ80mm L=3,161m	松崎配水槽	140	313.00	310.00	松崎町 三重町
松崎配水槽	自然流下	φ150mm ～100mm L=1,360m	日田尾減圧槽	30	182.80	180.30	三重町
	自然流下	φ150mm ～50mm L=2,671m	樫の久保第1減圧槽	50	162.00	160.00	西海町
	自然流下	φ150mm ～75mm L=4,348m	岩立減圧槽	80	297.00	293.00	西海町
	自然流下	φ150mm ～100mm L=2,752m	三京第1減圧槽	30	158.00	155.50	三京町
三京第1減圧槽	自然流下	φ100mm L=740m	三京第2減圧槽	30	90.00	87.50	松崎町

4　配水施設設置状況

(1) 配水タンク一覧表

配水池

番号	名称	完成年月	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
1	本河内高部	M 24.3	4,180	71.67	67.67
		S 34.3	500		
		S 55.3	1,140		
		S 55.3	1,820		
2	上戸町1号	S 47.3	7,000	95.00	85.00
3	上戸町2号	S 63.3	5,000	95.00	85.00
4	出雲	S 37.3	500	184.98	180.48
		S 45.3	650		
5	星取山	S 47.3	1,000	269.00	263.00
6	大手	S 40.3	800	169.00	165.00
7	女の都	S 47.3	640	197.90	194.00
		S 56.3	640		
8	浦上	S 19.3	8,695	74.64	70.09
9	東長崎	H 11.3	5,000	167.00	159.00
10	道ノ尾	S 42.3	2,000	86.60	78.60
		S 42.3	2,000		
11	式見	S 49.3	500	88.00	84.00
12	手熊1号トンネル	S 45.3	14,800	51.20	48.32
13	手熊2号トンネル	S 45.6	15,000	51.20	47.96
14	三重	S 59.3	2,850	56.50	51.50
14			74,715		

配水槽

番号	名称	完成年月	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
1	田手原	S 59.3	6,000	308.00	298.00
2	こしき岩	H 2.3	270	375.90	370.50
3	三景台	S 59.3	300	271.90	268.90
4	唐八景	S 60.5	200	300.00	296.00
5	宮摺	R7.3	10	130.10	128.40
6	赤迫高部	S 55.3	2,000	154.30	147.00
7	金比羅	S 53.7	2,000	254.00	246.00
8	三川	H 7.3	310	347.00	343.00
9	払畑	S 63.3	100	179.00	176.50
10	加勢首	S 62.3	100	194.50	192.00
11	松原	H 8.3	70	264.00	260.00
12	船石	H 7.3	90	150.00	146.00
13	つつじが丘	R 3.3	400	114.86	109.86
14	上戸石	H 元.7	30	129.50	127.50
15	川内	H 元.3	12	139.50	137.50
16	中尾	H 14.3	70	277.40	274.40
17	上座	H 15.2	52.5	251.50	249.00
18	岩屋	S 51.3	2,500	218.00	210.00
19	柿泊	H 15.3	30	78.45	75.95
20	福田	S 56.3	950	92.20	84.75
21	小江原高部	S 49.3	2,500	237.50	229.50
		S 62.8	2,500		
22	稲佐高部	S 46.10	1,500	191.50	185.50
23	岳	H 15.3	60	252.00	249.00
24	立山	S 43.3	1,000	231.50	223.50
25	小ケ倉	S 60.3	2,000	166.50	160.00
26	平山	S 59.3	530	164.00	160.00
27	善長	S 59.12	30	259.00	256.50
28	三重	S 59.3	1,500	254.00	248.00
29	桜の里	H 12.9	900	133.00	128.00
30	平地	H 16.3	500	91.40	88.90
31	鬼岩	S 41.2	40	144.50	142.00
		S 53.12	60		
32	牧野	H 10.7	500	333.50	327.00
33	松崎	H 16.3	140	313.00	310.00
34	小江原	H 16.2	5,000	205.00	197.00
35	見崎	H 19.3	30	146.00	143.00
36	新戸町	H 22.12	180	120.75	117.65
37	木鉢	H 24.11	5,000	135.00	125.00
			5,000		
38	大山第1	H 25.9	56	195.40	193.40
39	大山第2	H 25.9	56	300.40	298.40
40	遠見	R7.1	440	110.50	105.00
41	丸尾頭	S60.11	600	115.50	110.50
42	金堀1号	H 5	330	83.90	80.00
43	金堀2号	S 34	500	82.60	79.60
44	脇岬木場	H 26.9	72	261.00	259.00
45	山明	H 30	60	120.05	118.05
46	南越	H 8	56	84.10	80.60
47	藤田尾	H 27.12	352	165.95	161.95
48	橋の山	S 52	1,000	130.58	122.48
49	口福	H 25.3	12	196.00	194.00
50	外海第1	H 26.1	97	87.90	85.40
51	外海第2	R2	310	74.60	71.10
52	黒崎高部	H 29.3	50	163.10	161.10
53	黒崎低部	H 30	360	129.80	126.80
54	扇山	H 8	40	474.50	473.00
55	新屋敷1号	S 56.3	125	188.95	187.00
56	九十九	H 9.2	84	157.50	150.00
57	有道	H 7.2	10	85.00	84.00
58	大石岳	H 8.3	78	158.50	156.50
59	大子	S 44.3	6	101.00	99.00
60	大平	S 44.4	6	82.00	80.00
61	張岳	H 30	100	119.91	115.91
62	琴海	H 30.6	900	135.00	130.00
		H 30.6	900		
63	桜谷高部	H 30.6	10	388.50	386.80
64	桜谷中部	H 30.6	10	279.00	277.30
65	桜谷低部	H 30.6	10	156.00	154.30
66	楠原	R 2.3	20	527.00	525.00
66			51,114.5		

減圧槽

番号	名称	完成年月	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
1	田手原高部	S 59.3	1,000	271.80	264.80
2	田手原中部	S 59.3	1,000	235.50	228.50
3	早坂	S 50.3	500	227.00	223.00
4	茂木第1	H 4.12	500	130.00	125.00
5	茂木第2	H 6.10	1,000	84.00	78.00
6	宮摺	R7.3	16	53.20	51.20
7	本河内高部	S 59.3	500	179.00	175.00
8	御手水	S 33.11	1,000	137.00	131.70
9	芒塚高部	S 59.3	1,500	256.00	248.00
10	芒塚中部	S 59.9	250	173.00	169.00
11	日見高部	S 59.3	1,000	148.00	140.00
12	日見中部	S 59.7	500	109.00	104.00
13	日見低部	H 25.2	200	60.68	56.50
14	飯香浦第1	H 2.3	12	264.50	262.50
15	飯香浦第2	H 2.3	12	169.00	167.00
16	飯香浦第3	H 3.3	30	114.00	111.50
17	山川河内	H 3.3	30	180.00	177.50
18	太田尾	S 30.3	50	93.00	90.50
19	出雲低部	T 15.3	2500	74.85	71.95
20	出雲高部	H 10.3	30	127.10	125.10
21	中小島	S 59.3	1,000	121.40	114.90
22	上戸町	H 23.9	100	104.80	101.30
23	大浦元町	H 26.7	230	235.14	228.64
24	川平台	H 12.1	200	155.00	151.00
25	女の都	S 52.3	160	154.00	150.00
26	赤迫	S 55.3	200	109.00	105.00
27	高田越	S 33.3	1,400	99.50	95.00
28	高尾1号	S 53.3	200	170.50	167.50
29	高尾2号	S 40.3	30	112.00	110.00
30	木場	H 4.3	30	195.00	192.50
31	西山1号	R7.3	70	172.00	168.50
32	西山2号	S 52.3	600	220.50	216.50
33	三ツ山高部	H 7.3	30	269.00	266.50
34	三ツ山低部	H 7.3	30	181.00	178.50
35	長龍寺	S 47.3	1,000	95.70	91.70
36	小藤	S 63.3	30	138.50	136.00
37	尾崎	S 63.3	30	132.50	130.10
38	戸石	S 58.9	2,500	120.50	108.00
39	かき道1号	S 59.3	500	75.50	72.50
40	かき道2号	S 59.3	500	84.00	80.00
41	松原	H 8.3	30	201.00	198.50
42	東長崎第1	H 13.6	710	129.00	124.00
43	東長崎第2	H 13.6	100	75.50	72.50
44	滑石1号	S 41.3	800	151.75	147.55
45	滑石2号	H 23.2	150	179.30	175.55
		H 22.3	150	179.30	175.55
46	横尾	S 54.3	200	171.50	167.50
47	岩屋	S 51.3	1,000	150.00	144.00
48	城山台1号	S 56.1	300	163.40	160.40
49	城山台2号	S 54.3	300	114.00	110.00
50	小江原	S 39.3	150	177.20	174.00
51	西町	H 30.3	400	121.42	116.42
52	稲佐	H 28.3	1000	119.16	114.56
53	入船	H 14.3	100	120.20	117.80
54	飽の浦	S 25.2	500	89.70	85.00
		S 37.	500		
55	木鉢	S 56.3	700	89.90	84.20
56	西泊	S 46.3	350	87.00	83.00
57	立山1号	S 42.3	200	174.00	170.00
58	立山2号	H 24.3	250	126.85	123.55
59	浜平1号	R 6.1	200	152.83	147.33
60	浜平2号	S 37.3	30	103.00	100.00
61	小ケ倉	S 60.3	200	126.00	123.00
62	平山	S 59.3	100	110.00	107.00
63	大籠	S 59.12	30	145.00	142.00
64	赤土	S 59.12	10	75.50	73.50
65	三重高部第2	S 58.11	700	160.00	155.00
66	多以良高部	S 46.9	20	130.50	128.00
67	多以良低部	S 46.9	70	87.50	84.70
68	田子浦	S 46.9	10	77.30	75.10
69	三重中部第1	S 58.10	400	110.00	105.00
70	三重中部第2	S 59.3	400	99.90	95.90
71	日当	S 46.9	10	221.25	218.85
71			30,540.0		

番号	名称	完成年月	容量 m³	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
72	三重高部第1	S 60.3	880	880	187.00	182.00
73	牧野	S 56.10	55	40	235.00	233.50
		H 8.10		15		
74	四杖	S 54.3	50	50	173.00	170.00
75	上床	S 51.3	100	100	213.00	210.00
76	豊洋台	H 15.3	810	810	187.20	180.20
77	日田尾	H 16.3	30	30	182.80	180.30
78	三京第1	H 16.3	30	30	158.00	155.50
79	三京第2	H 16.3	30	30	90.00	87.50
80	みなと坂第1	H 15.7	830	830	155.80	150.50
81	みなと坂第2	H 15.7	100	100	115.00	111.00
82	三原台	H 16.3	100	100	196.00	193.00
83	間の瀬第1	H 21.12	100	100	221.10	218.10
84	間の瀬第2	H 21.12	30	30	163.60	160.60
85	正念	H 21.12	60	60	204.00	201.00
86	春日	H 25.7	50	50	126.00	123.00
87	潮見	H 25.10	50	50	90.00	87.00
88	福田	H 31.3	250	250	87.22	82.22
89	大崎第1	H 30.6	83	83	135.80	133.30
90	大崎第2	H 30.6	40	40	80.00	78.00
91	千々	S 33.3	40	40	78.50	76.00
92	丹馬	S 35	100	100	91.40	89.00
93	浦	S 35	210	210	64.78	62.65
94	海老瀬	不詳	5	5	65.80	64.10
95	仲町	S 50.3	100	100	64.00	61.50
96	丘町1号	S 49.8	130	130	91.50	89.00
97	丘町2号	S 47.3	1000	1,000	66.00	60.00
98	三軒町	H 4.3	200	200	84.20	80.70
99	脇岬	H 26.1	400	400	60.70	58.20
100	井上	H 27.12	32	32	154.50	152.50
101	高浜	H 30	400	400	68.95	64.85
102	野母	H 30.4	840	420	56.40	52.80
		H 30.4		420		
103	古茶屋	S 52	50	50	90.23	87.23
104	晴海台高部	S 54	600	600	126.66	122.66
105	晴海台低部	S 54	700	700	89.79	83.59
106	為石	H 27.1	350	350	85.45	81.95
107	川原高部	H 27.8	150	150	85.60	81.10
108	川原低部	R2.3	200	200	50.50	47.00
109	元宮	H 13	400	400	91.20	87.20
110	岳路	S32	500	500	87.28	84.28
111	西道上	S 43	2.8	2.8	86.70	85.20
112	田別当	H 16	20	20	65.55	63.55
113	高平	H 16.12	30	30	65.00	63.00
114	新屋敷2号	H 5.1	10	10	157.00	155.00
115	畑杭	H 13.2	5.1	5	146.30	145.00
116	四方岳	H 14.8	100	100	114.85	110.85
117	四谷河内	H 6.1	20	20	137.90	136.70
118	赤首	S 56.3	5.6	6	96.50	95.00
119	越首	H 16	30	30	165.20	165.00
120	扇山1号	H 8.3	5	5	413.60	412.00
121	扇山2号	H 8.3	5	5	352.60	351.00
122	マルコ	S 49	30	30	88.00	85.50
123	上大野	H 7	5	5	68.70	67.70
124	夏井	H 30	180	180	68.75	65.75
125	道徳	R2	60	60	107.00	105.00
126	下大野	H 5.12	10	10	161.40	160.00
127	角		25	25	140.00	125.00
128	琴海ニュータウン	S 46.3	300	300	64.30	61.30
129	海陽の丘団地	H 10	96	96	51.46	49.14
130	コスモヒル	H 9.3	80	80	56.37	51.91
131	小口	S 59.4	90	90	37.00	34.50
132	楠原第1	H 5.8	2	2	386.00	385.00
133	楠原第2	H 5.8	1	1	187.00	186.00
134	形上岳第1	H 5.8	3	3	384.00	383.00
135	形上岳第2	H 5.8	2	2	317.00	316.00
136	形上岳第3	H 5.8	2	2	266.00	265.00
137	形上岳第4	H 5.8	1	1	189.00	188.00
138	形上岳第5	H 5.8	0.5	0.5	130.50	130.00
139	形上岳第6	H 5.8	0.5	0.5	248.50	248.00
140	桂山	H 3.11	23	22.8	219.00	217.00
141	大石岳	H 8.3	2	2	101.5	100.5
70				11,231.3		

番号	名称	完成年月	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
142	樫ノ久保第1	H 7.3	50	162.00	160.00
143	樫ノ久保第2	H 7.3	1	111.00	110.50
144	岩立	H 17	80.0	297.00	293.00
145	村松低部	S 41	414	75.80	72.80
146	村松高部	S 62	1,000	92.95	87.95
147	形上	S 53	550	79.60	76.60
148	長浦岳	S 60	140	73.00	70.00
149	長浦	S 28,H 10	314	73.00	70.00
150	戸根	H 6	296	75.50	72.50
151	楠原	S 62	40	454.30	452.50
152	旭ヶ丘	H30.3	108	99.00	96.00
153	以下宿	R7.3	16	56.10	54.10
12			3,008.5	総箇所数	233
		容量合計			170,609.3

ポンプ場(受水槽)

番号	名称	完成年月	容量 m³	H.W.L m	L.W.L m
1	小ヶ倉	S60.3	350	71.00	68.00
2	平山	S59.3	100	35.50	33.00
3	新戸町	H22.12	20	52.05	49.65
4	つつじヶ丘	S49.3	40		
5	三景台	S59.3	50		
6	南越中継		13		
7	金堀管理棟		36	20.30	19.30
8	さくらの里	H12.3	150		
9	張岳中継	R3.3	20	55.10	53.10
10	蚊焼浦				
11	外海第1				
12	松ノ迫中継				
13	大石岳中継				
14	大平中継				
15	有道中継				
16	大子中継				
17	ゴルフ場中継				
18	田浦				
18			779.0	総箇所数	18
		ポンプ場容量合計			779.0

ポンプ場容量は配水池容量には含まない

(2) 容量別

容量(m³) / 区分	0～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	計
配水池	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	3	2	14
配水槽	10	6	17	4	12	6	6	1	0	2	2	0	66
減圧槽	29	31	21	17	27	24	2	2	0	0	0	0	153
計	39	37	38	21	40	32	10	4	1	4	5	2	233

(3) 標高別(L,W,L)

標高(m)	配水池	配水槽	減圧槽	計	貯水池容量
0 ～ 50	2	0	3	5	30,186.0
51 ～ 100	7	11	56	74	57,752.4
101 ～ 150	0	19	40	59	31,862.1
151 ～ 200	4	13	31	48	24,239.0
201 ～ 250	0	7	12	19	16,290.8
251 ～	1	16	11	28	10,279.0
不明	0	1	6	7	56.5
計	14	67	159	240	170,665.8

5 水位高低模式図

本河内水系

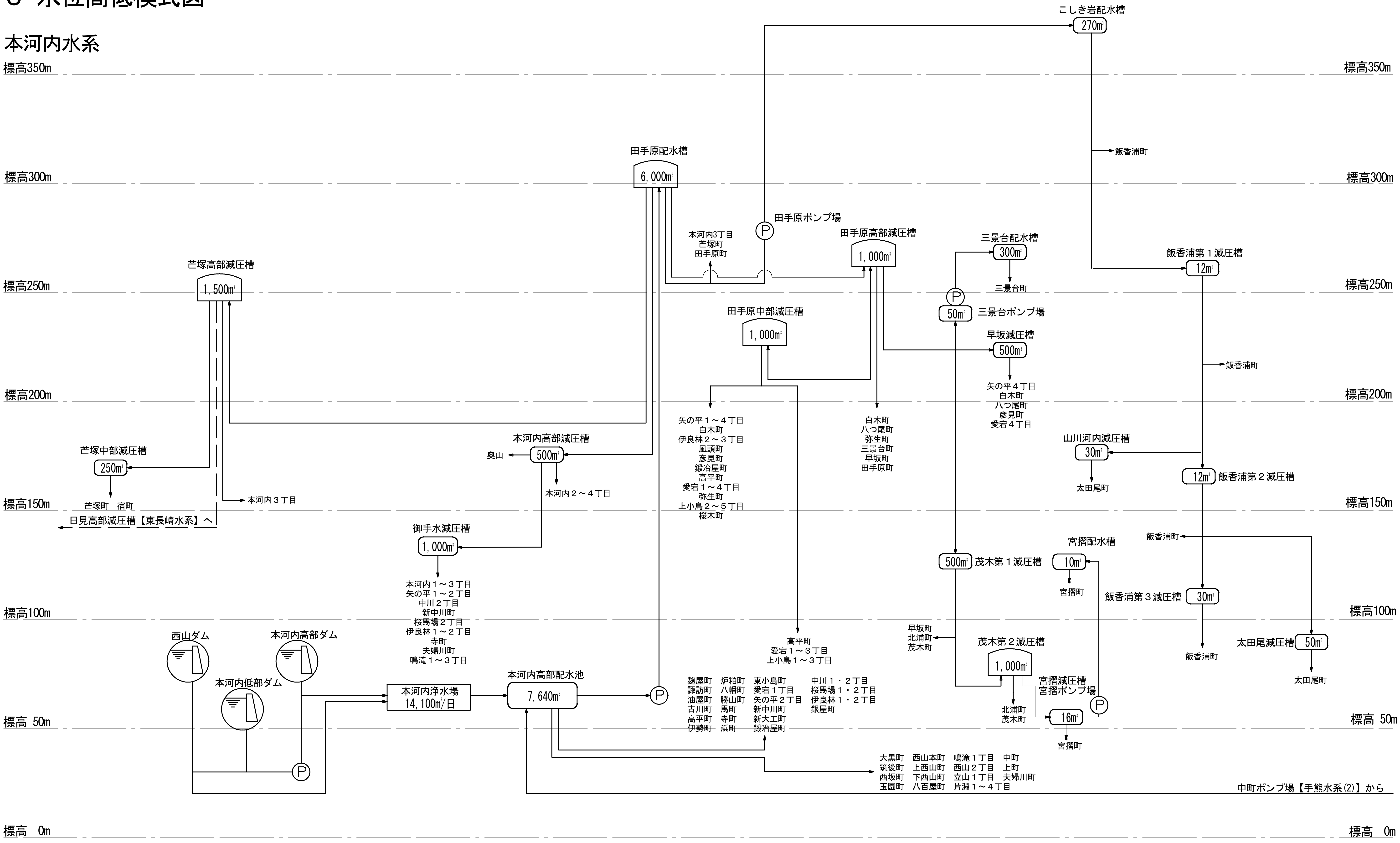

小ケ倉水系

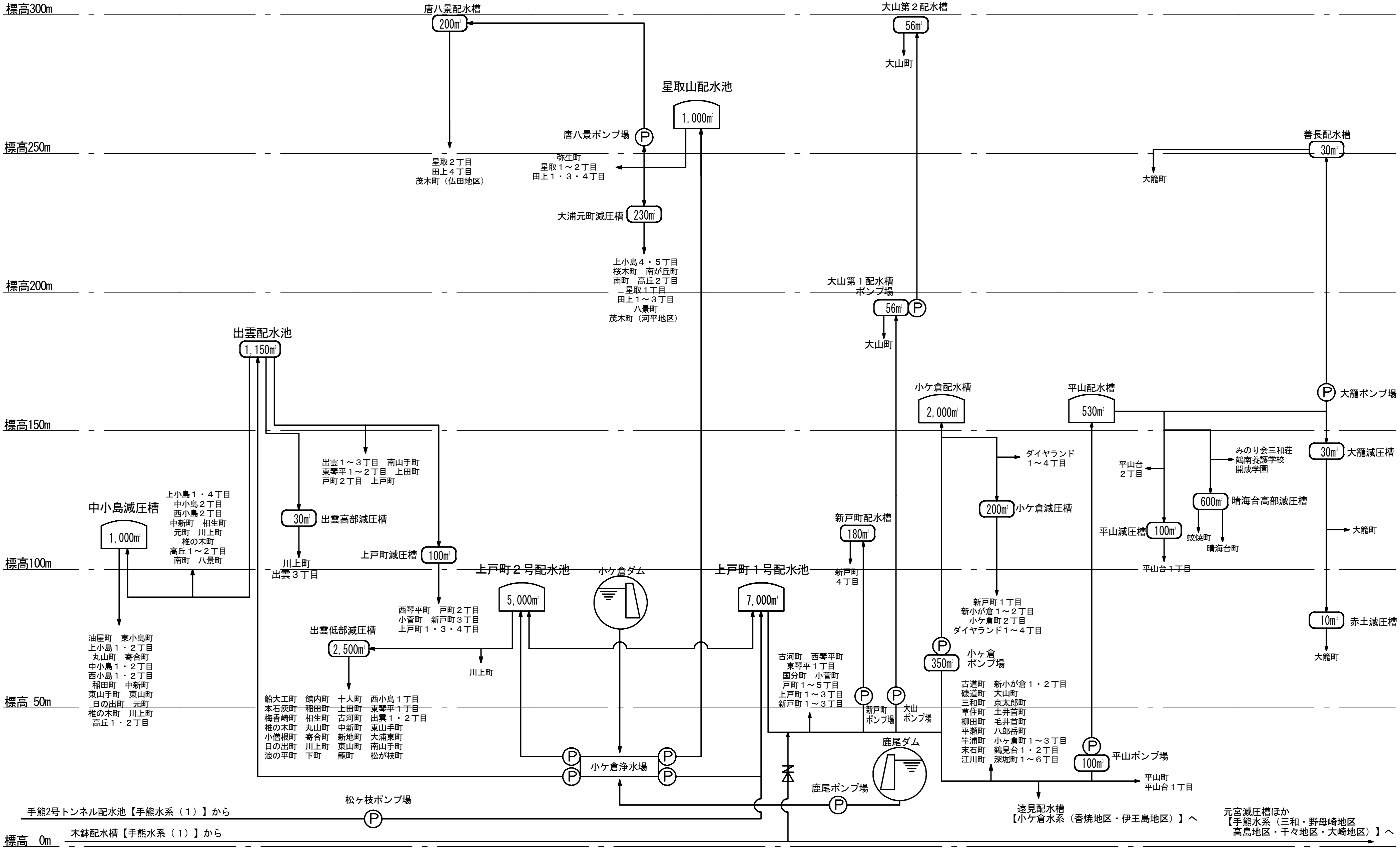

標高300m
標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
唐八景配水槽
200㎥
星取２丁目
田上４丁目
茂木町（仏田地区）
唐八景ポンプ場
星取山配水池
1,000㎥
弥生町
星取１～２丁目
田上１・３・４丁目
大浦元町減圧槽
230㎥
上小島４・５丁目
桜木町　南が丘町
南町　高丘２丁目
星取１丁目
田上１～３丁目
八景町
茂木町（河平地区）
大山第２配水槽
56㎥
大山町
大山第１配水槽
ポンプ場
56㎥
大山町
善長配水槽
30㎥
大籠町
大籠ポンプ場
30㎥
大籠減圧槽
大籠町
10㎥
赤土減圧槽
大籠町
出雲配水池
1,150㎥
出雲１～３丁目　南山手町
東琴平１～２丁目　上田町
戸町２丁目　上戸町
30㎥
出雲高部減圧槽
川上町
出雲３丁目
上戸町減圧槽
100㎥
西琴平町　戸町２丁目
小菅町　新戸町３丁目
上戸町１・３・４丁目
中小島減圧槽
1,000㎥
上小島１・４丁目
中小島２丁目
西小島２丁目
中新町　相生町
元町　川上町
椎の木町
高丘１～２丁目
南町　八景町
油屋町　東小島町
上小島１・２丁目
丸山町　寄合町
中小島１・２丁目
西小島１・２丁目
稲田町　中新町
東山手町　東山町
日の出町　元町
椎の木町　川上町
高丘１・２丁目
出雲低部減圧槽
2,500㎥
川上町
船大工町　館内町　十人町　西小島１丁目
本石灰町　稲田町　上田町　東琴平１丁目
梅香崎町　相生町　古河町　出雲１・２丁目
椎の木町　丸山町　中新町　東山手町
小曽根町　寄合町　新地町　大浦東町
日の出町　川上町　東山町　南山手町
浪の平町　下町　籠町　松が枝町
上戸町２号配水池
5,000㎥
小ケ倉ダム
上戸町１号配水池
7,000㎥
小ケ倉浄水場
松ヶ枝ポンプ場
手熊2号トンネル配水池【手熊水系（１）】から
木鉢配水槽【手熊水系（１）】から
新戸町配水槽
180㎥
新戸町
４丁目
古河町　西琴平町
東琴平１丁目
国分町　小菅町
戸町１～５丁目
上戸町１～３丁目
新戸町１～３丁目
新戸町
ポンプ場
大山
ポンプ場
鹿尾ダム
鹿尾ポンプ場
小ケ倉配水槽
2,000㎥
ダイヤランド
１～４丁目
200㎥
小ケ倉減圧槽
新戸町１丁目
新小が倉１～２丁目
小ケ倉町２丁目
ダイヤランド１～４丁目
小ケ倉
ポンプ場
350㎥
古道町　新小が倉１・２丁目
磯道町　大山町
三和町　京太郎町
草住町　土井首町
柳田町　毛井首町
平瀬町　八郎岳町
竿浦町　小ケ倉町１～３丁目
末石町　鶴見台１・２丁目
江川町　深堀町１～６丁目
平山配水槽
530㎥
平山台
２丁目
みのり会三和荘
鶴南養護学校
開成学園
600㎥
晴海台高部減圧槽
平山減圧槽
100㎥
蚊焼町
晴海台町
平山台１丁目
平山ポンプ場
100㎥
平山町
平山台１丁目
遠見配水槽
【小ケ倉水系（香焼地区・伊王島地区）】へ
元宮減圧槽ほか
【手熊水系（三和・野母崎地区
高島地区・千々地区・大崎地区）】へ

小ヶ倉水系（香焼地区・伊王島地区）

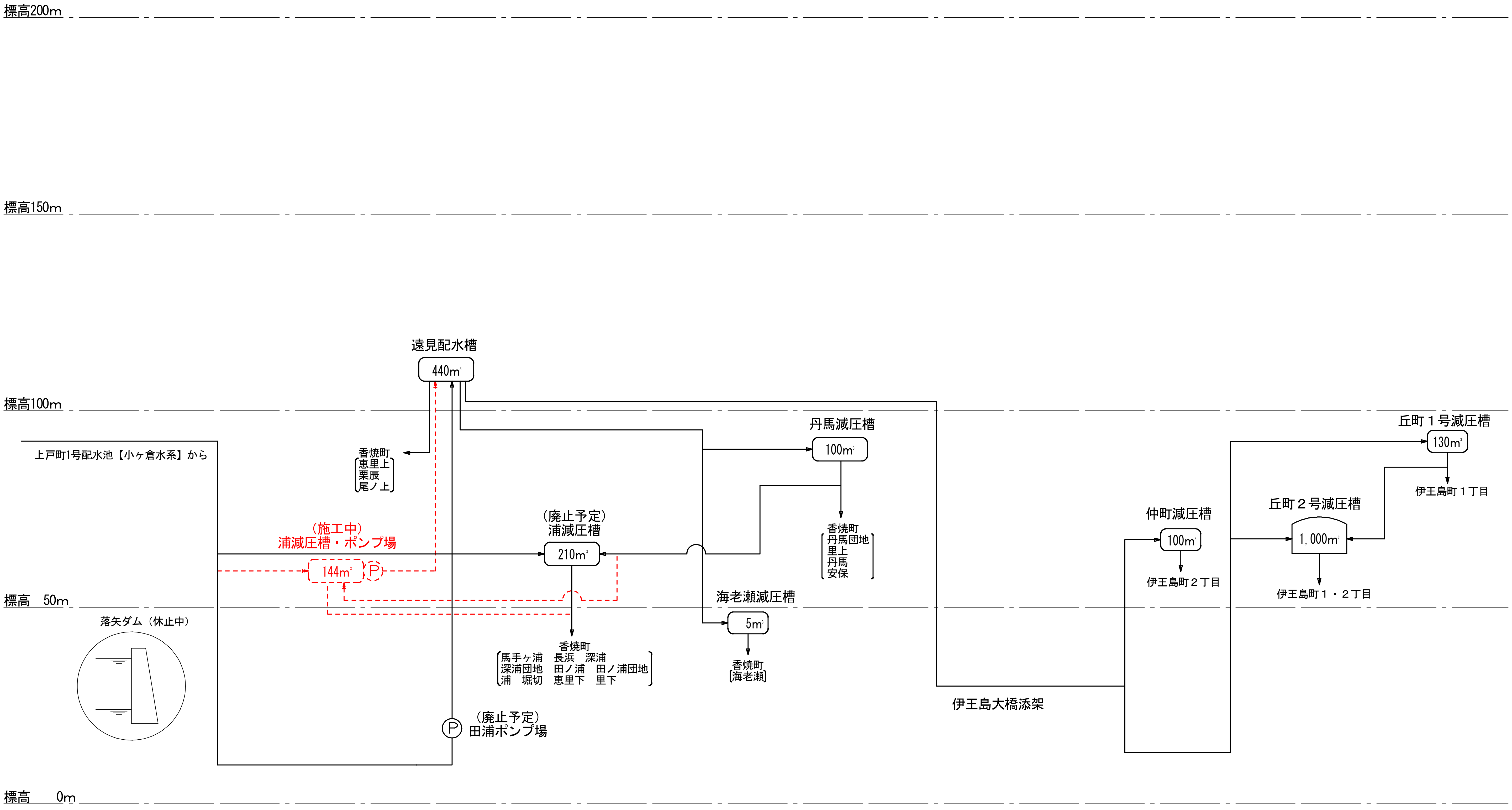

浦上水系

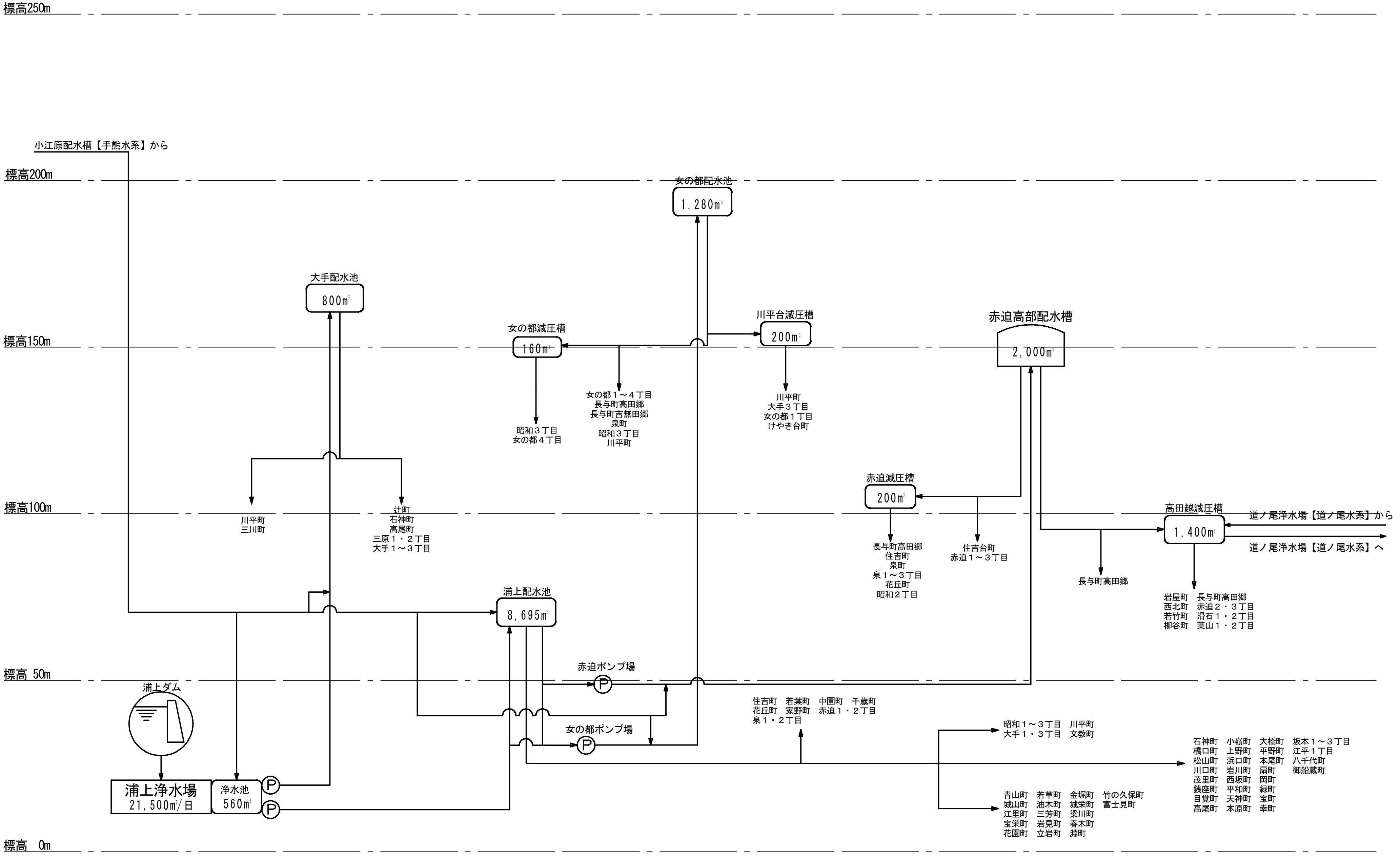

標高250m
小江原配水槽【手熊水系】から
標高200m
女の都配水池
1,280㎥
大手配水池
800㎥
女の都減圧槽
160㎥
川平台減圧槽
200㎥
赤迫高部配水槽
2,000㎥
標高150m
女の都１～４丁目
長与町高田郷
長与町吉無田郷
泉町
昭和３丁目
川平町
昭和３丁目
女の都４丁目
川平町
大手３丁目
女の都１丁目
けやき台町
赤迫減圧槽
200㎥
標高100m
川平町
三川町
辻町
石神町
高尾町
三原１・２丁目
大手１～３丁目
高田越減圧槽
1,400㎥
道ノ尾浄水場【道ノ尾水系】から
道ノ尾浄水場【道ノ尾水系】へ
長与町高田郷
住吉町
泉町
泉１～３丁目
花丘町
昭和２丁目
住吉台町
赤迫１～３丁目
長与町高田郷
岩屋町　長与町高田郷
西北町　赤迫２・３丁目
若竹町　滑石１・２丁目
柳谷町　葉山１・２丁目
浦上配水池
8,695㎥
赤迫ポンプ場
標高 50m
浦上ダム
住吉町　若葉町　中園町　千歳町
花丘町　家野町　赤迫１・２丁目
泉１・２丁目
女の都ポンプ場
昭和１～３丁目　川平町
大手１・３丁目　文教町
石神町　小嶺町　大橋町　坂本１～３丁目
橋口町　上野町　平野町　江平１丁目
松山町　浜口町　本尾町　八千代町
川口町　岩川町　扇町　御船蔵町
茂里町　西坂町　岡町
銭座町　平和町　緑町
目覚町　天神町　宝町
高尾町　本原町　幸町
浦上浄水場
21,500㎥/日
浄水池
560㎥
青山町　若草町　金堀町　竹の久保町
城山町　油木町　城栄町　富士見町
江里町　三芳町　梁川町
宝栄町　岩見町　春木町
花園町　立岩町　淵町
標高　0m

東長崎水系

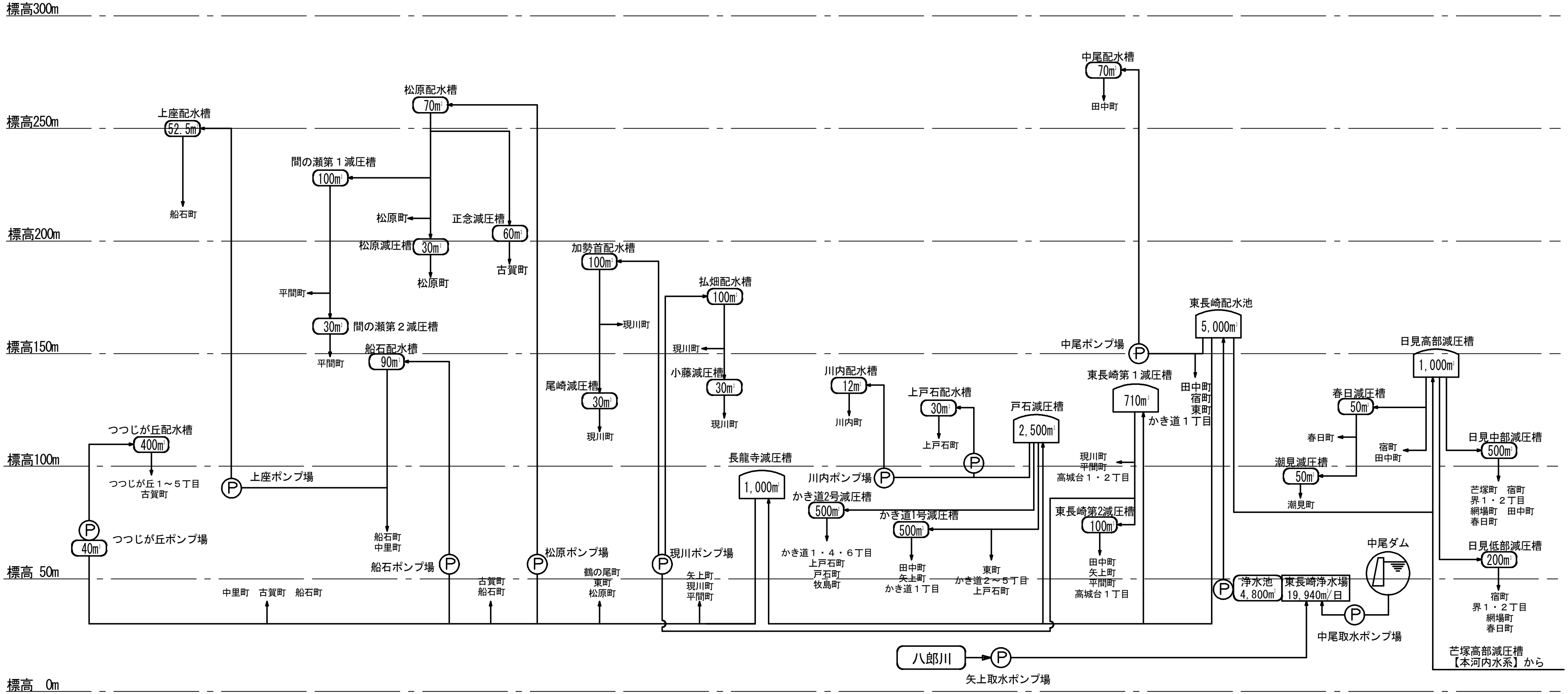
標高300m
標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
中尾配水槽 70㎥
田中町
松原配水槽 70㎥
上座配水槽 52.5㎥
船石町
間の瀬第１減圧槽 100㎥
松原町
正念減圧槽 60㎥
松原減圧槽 30㎥
古賀町
松原町
加勢首配水槽 100㎥
平間町
払畑配水槽 100㎥
現川町
30㎥ 間の瀬第２減圧槽
平間町
船石配水槽 90㎥
現川町
小藤減圧槽 30㎥
尾崎減圧槽 30㎥
現川町
現川町
川内配水槽 12㎥
川内町
上戸石配水槽 30㎥
上戸石町
戸石減圧槽 2,500㎥
東長崎配水池 5,000㎥
中尾ポンプ場
東長崎第１減圧槽 710㎥
田中町
宿町
東町
かき道１丁目
日見高部減圧槽 1,000㎥
春日減圧槽 50㎥
春日町
宿町
田中町
日見中部減圧槽 500㎥
つつじが丘配水槽 400㎥
つつじが丘１～５丁目
古賀町
上座ポンプ場
長龍寺減圧槽 1,000㎥
川内ポンプ場
現川町
平間町
高城台１・２丁目
潮見減圧槽 50㎥
潮見町
芒塚町 宿町
界１・２丁目
網場町 田中町
春日町
かき道2号減圧槽 500㎥
かき道1号減圧槽 500㎥
東長崎第2減圧槽 100㎥
40㎥ つつじが丘ポンプ場
船石町
中里町
かき道１・４・６丁目
上戸石町
戸石町
牧島町
田中町
矢上町
かき道１丁目
東町
かき道２～５丁目
上戸石町
田中町
矢上町
平間町
高城台１丁目
中尾ダム
日見低部減圧槽 200㎥
船石ポンプ場
松原ポンプ場
現川ポンプ場
古賀町
船石町
鶴の尾町
東町
松原町
矢上町
現川町
平間町
浄水池 4,800㎥
東長崎浄水場 19,940㎥/日
宿町
界１・２丁目
網場町
春日町
中里町 古賀町 船石町
中尾取水ポンプ場
八郎川
矢上取水ポンプ場
芒塚高部減圧槽
【本河内水系】から

道ノ尾水系

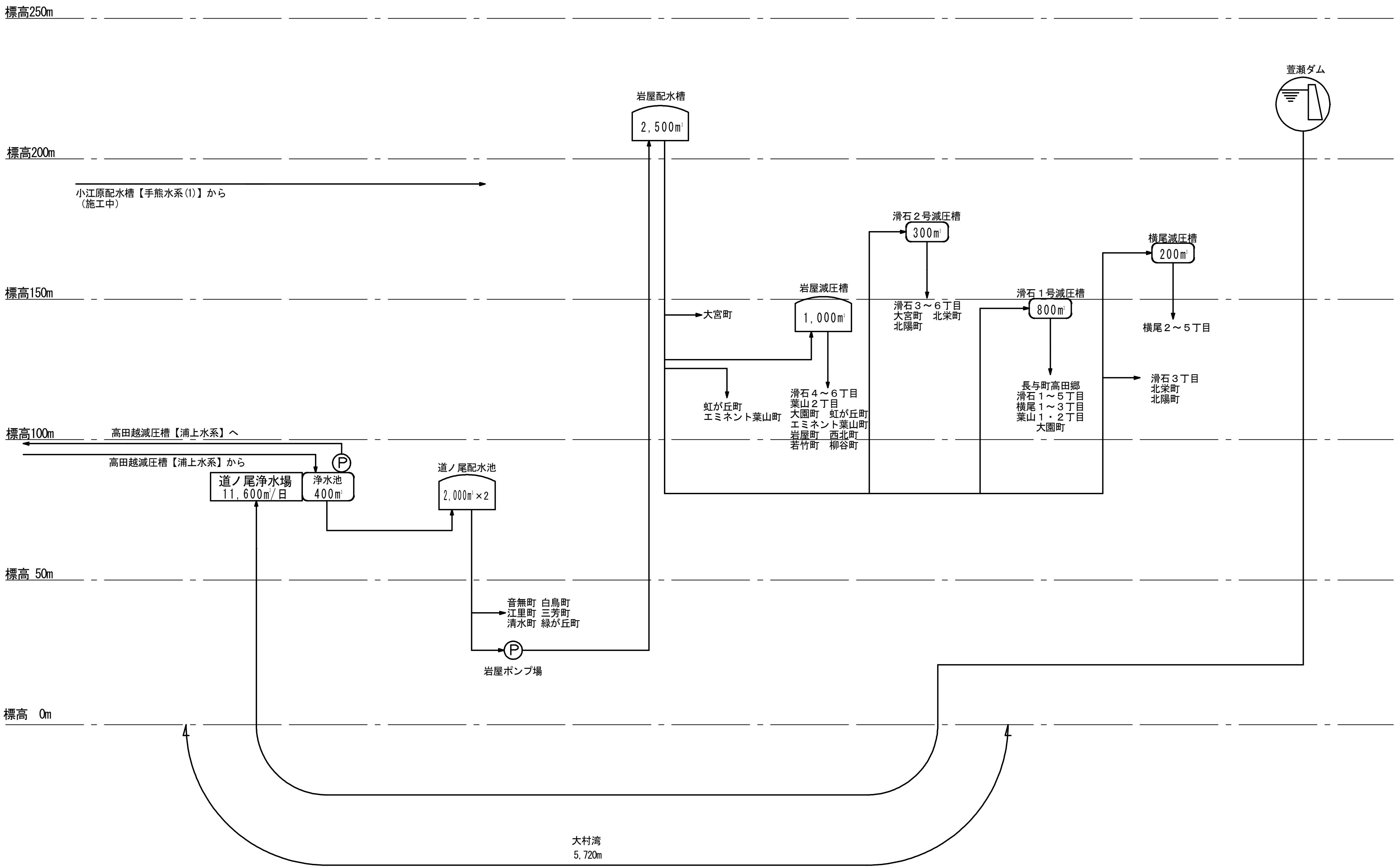

標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
岩屋配水槽
2,500㎥
萱瀬ダム
小江原配水槽【手熊水系(1)】から
（施工中）
滑石２号減圧槽
300㎥
横尾減圧槽
200㎥
岩屋減圧槽
1,000㎥
滑石１号減圧槽
800㎥
大宮町
滑石３～６丁目
大宮町　北栄町
北陽町
横尾２～５丁目
長与町高田郷
滑石１～５丁目
横尾１～３丁目
葉山１・２丁目
大園町
滑石３丁目
北栄町
北陽町
滑石４～６丁目
葉山２丁目
大園町　虹が丘町
エミネント葉山町
岩屋町　西北町
若竹町　柳谷町
虹が丘町
エミネント葉山町
高田越減圧槽【浦上水系】へ
高田越減圧槽【浦上水系】から
道ノ尾浄水場
11,600㎥/日
浄水池
400㎥
道ノ尾配水池
2,000㎥×2
音無町 白鳥町
江里町 三芳町
清水町 緑が丘町
岩屋ポンプ場
大村湾
5,720m

手熊水系（1）

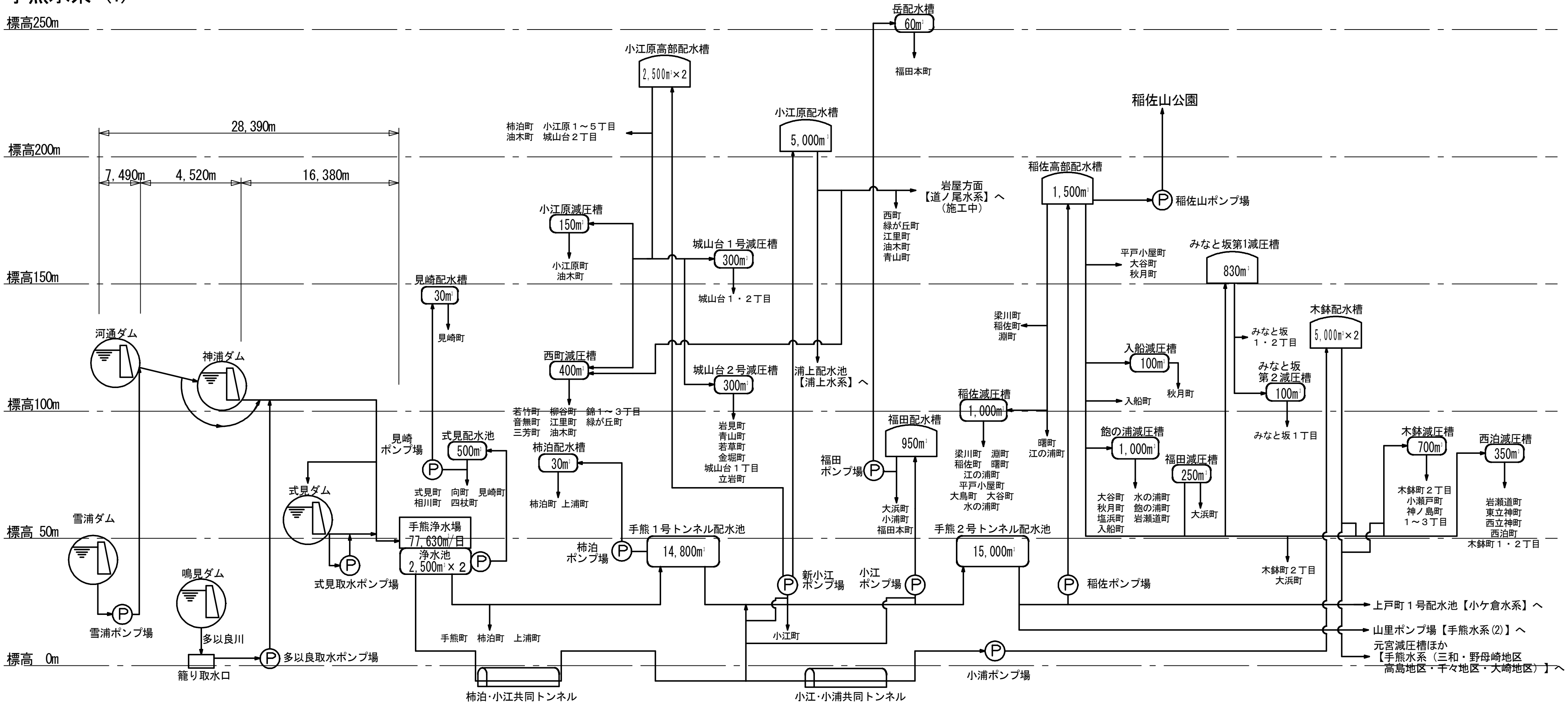

標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
28,390m
7,490m
4,520m
16,380m
河通ダム
神浦ダム
雪浦ダム
雪浦ポンプ場
鳴見ダム
多以良川
籠り取水口
多以良取水ポンプ場
式見ダム
式見取水ポンプ場
見崎ポンプ場
見崎配水槽 30m³
見崎町
式見配水池 500m³
式見町 向町 見崎町
相川町 四杖町
手熊浄水場 77,630㎥/日
浄水池 2,500m³×2
手熊町 柿泊町 上浦町
柿泊・小江共同トンネル
柿泊配水槽 30m³
柿泊町 上浦町
柿泊ポンプ場
手熊1号トンネル配水池 14,800m³
小江原高部配水槽 2,500m³×2
柿泊町 小江原1～5丁目
油木町 城山台2丁目
小江原減圧槽 150m³
小江原町 油木町
西町減圧槽 400m³
若竹町 柳谷町 錦1～3丁目
音無町 江里町 緑が丘町
三芳町 油木町
城山台1号減圧槽 300m³
城山台1・2丁目
城山台2号減圧槽 300m³
岩見町 青山町 若草町 金堀町 城山台1丁目 立岩町
小江原配水槽 5,000m³
浦上配水池【浦上水系】へ
新小江ポンプ場
小江町
岳配水槽 60m³
福田本町
岩屋方面【道ノ尾水系】へ（施工中）
西町 緑が丘町 江里町 油木町 青山町
福田ポンプ場
福田配水槽 950m³
大浜町 小浦町 福田本町
小江ポンプ場
小江・小浦共同トンネル
小浦ポンプ場
手熊2号トンネル配水池 15,000m³
稲佐減圧槽 1,000m³
梁川町 淵町
稲佐町 曙町
江の浦町
平戸小屋町
大鳥町 大谷町
水の浦町
梁川町 稲佐町 淵町
曙町 江の浦町
稲佐高部配水槽 1,500m³
稲佐ポンプ場
稲佐山ポンプ場
稲佐山公園
平戸小屋町 大谷町 秋月町
入船減圧槽 100m³
秋月町
入船町
飽の浦減圧槽 1,000m³
大谷町 水の浦町
秋月町 飽の浦町
塩浜町 岩瀬道町
入船町
福田減圧槽 250m³
大浜町
みなと坂第1減圧槽 830m³
みなと坂 1・2丁目
みなと坂第2減圧槽 100m³
みなと坂1丁目
木鉢配水槽 5,000m³×2
木鉢町2丁目 大浜町
木鉢減圧槽 700m³
木鉢町2丁目 小瀬戸町 神ノ島町 1～3丁目
西泊減圧槽 350m³
岩瀬道町 東立神町 西立神町 西泊町 木鉢町1・2丁目
上戸町1号配水池【小ケ倉水系】へ
山里ポンプ場【手熊水系⑵】へ
元宮減圧槽ほか
【手熊水系（三和・野母崎地区 高島地区・千々地区・大崎地区）】へ

手熊水系(2)

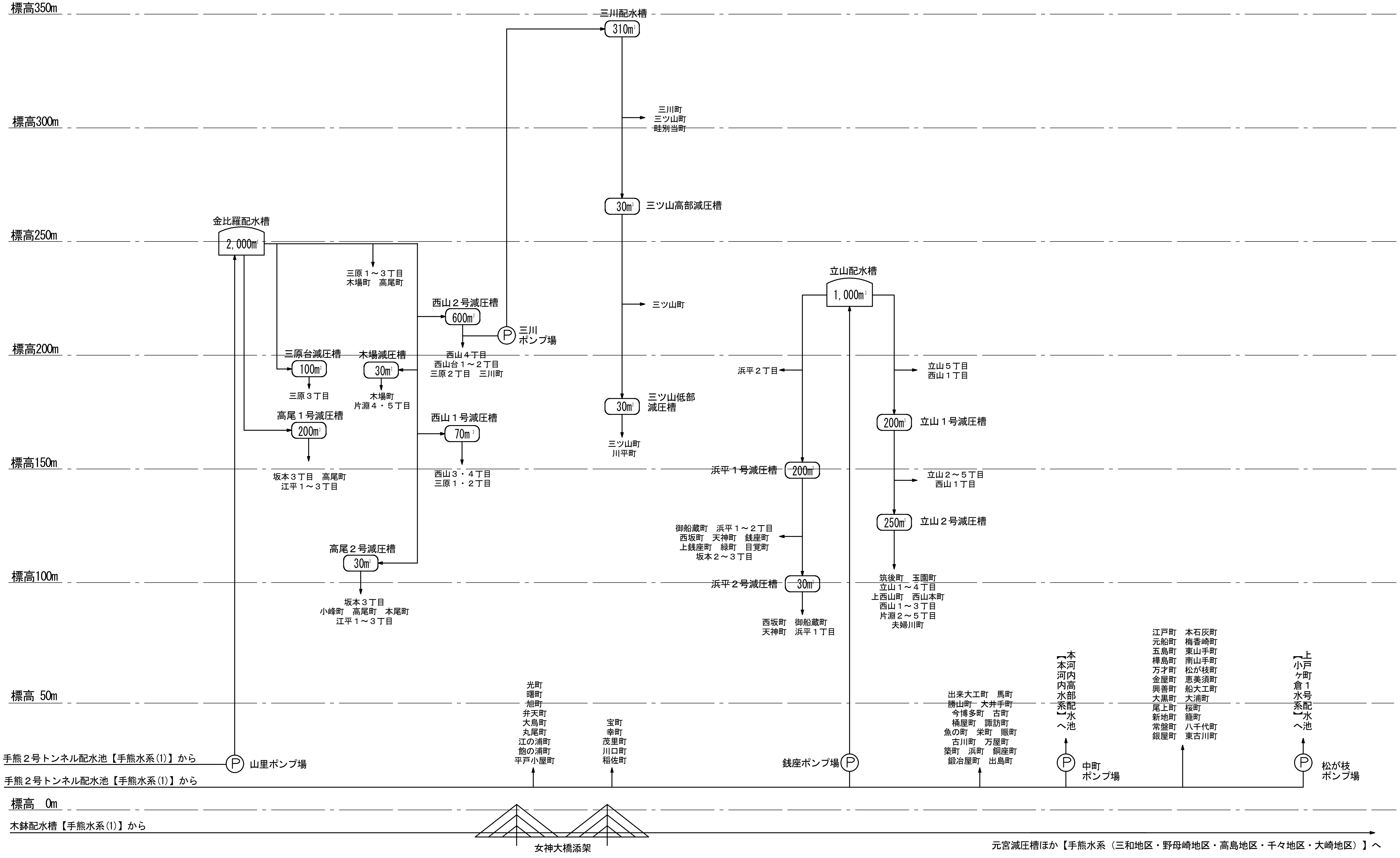

標高350m
標高300m
標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
三川配水槽
310㎥
三川町
三ツ山町
畦別当町
30㎥ 三ツ山高部減圧槽
三ツ山町
30㎥ 三ツ山低部減圧槽
三ツ山町
川平町
金比羅配水槽
2,000㎥
三原1～3丁目
木場町 高尾町
西山2号減圧槽
600㎥
三川ポンプ場
西山4丁目
西山台1～2丁目
三原2丁目 三川町
三原台減圧槽
100㎥
三原3丁目
木場減圧槽
30㎥
木場町
片淵4・5丁目
高尾1号減圧槽
200㎥
坂本3丁目 高尾町
江平1～3丁目
西山1号減圧槽
70㎥
西山3・4丁目
三原1・2丁目
高尾2号減圧槽
30㎥
坂本3丁目
小峰町 高尾町 本尾町
江平1～3丁目
立山配水槽
1,000㎥
浜平2丁目
立山5丁目
西山1丁目
200㎥ 立山1号減圧槽
浜平1号減圧槽 200㎥
立山2～5丁目
西山1丁目
250㎥ 立山2号減圧槽
御船蔵町 浜平1～2丁目
西坂町 天神町 銭座町
上銭座町 緑町 目覚町
坂本2～3丁目
浜平2号減圧槽 30㎥
西坂町 御船蔵町
天神町 浜平1丁目
筑後町 玉園町
立山1～4丁目
上西山町 西山本町
西山1～3丁目
片淵2～5丁目
夫婦川町
光町
曙町
旭町
弁天町
大鳥町
丸尾町
江の浦町
飽の浦町
平戸小屋町
宝町
幸町
茂里町
川口町
稲佐町
出来大工町 馬町
勝山町 大井手町
今博多町 古町
桶屋町 諏訪町
魚の町 栄町 賑町
古川町 万屋町
築町 浜町 銅座町
鍛冶屋町 出島町
【本河内高部配水池】へ
中町ポンプ場
江戸町 本石灰町
元船町 梅香崎町
五島町 東山手町
樺島町 南山手町
万才町 松が枝町
金屋町 恵美須町
興善町 船大工町
大黒町 大浦町
尾上町 桜町
新地町 籠町
常盤町 八千代町
銀屋町 東古川町
【上小戸ヶ町倉1号配水池】へ
松が枝ポンプ場
手熊2号トンネル配水池【手熊水系(1)】から
山里ポンプ場
手熊2号トンネル配水池【手熊水系(1)】から
銭座ポンプ場
木鉢配水槽【手熊水系(1)】から
女神大橋添架
元宮減圧槽ほか【手熊水系(三和地区・野母崎地区・高島地区・千々地区・大崎地区)】へ

手熊水系（三和地区・野母崎地区・高島地区・千々地区・大崎地区）

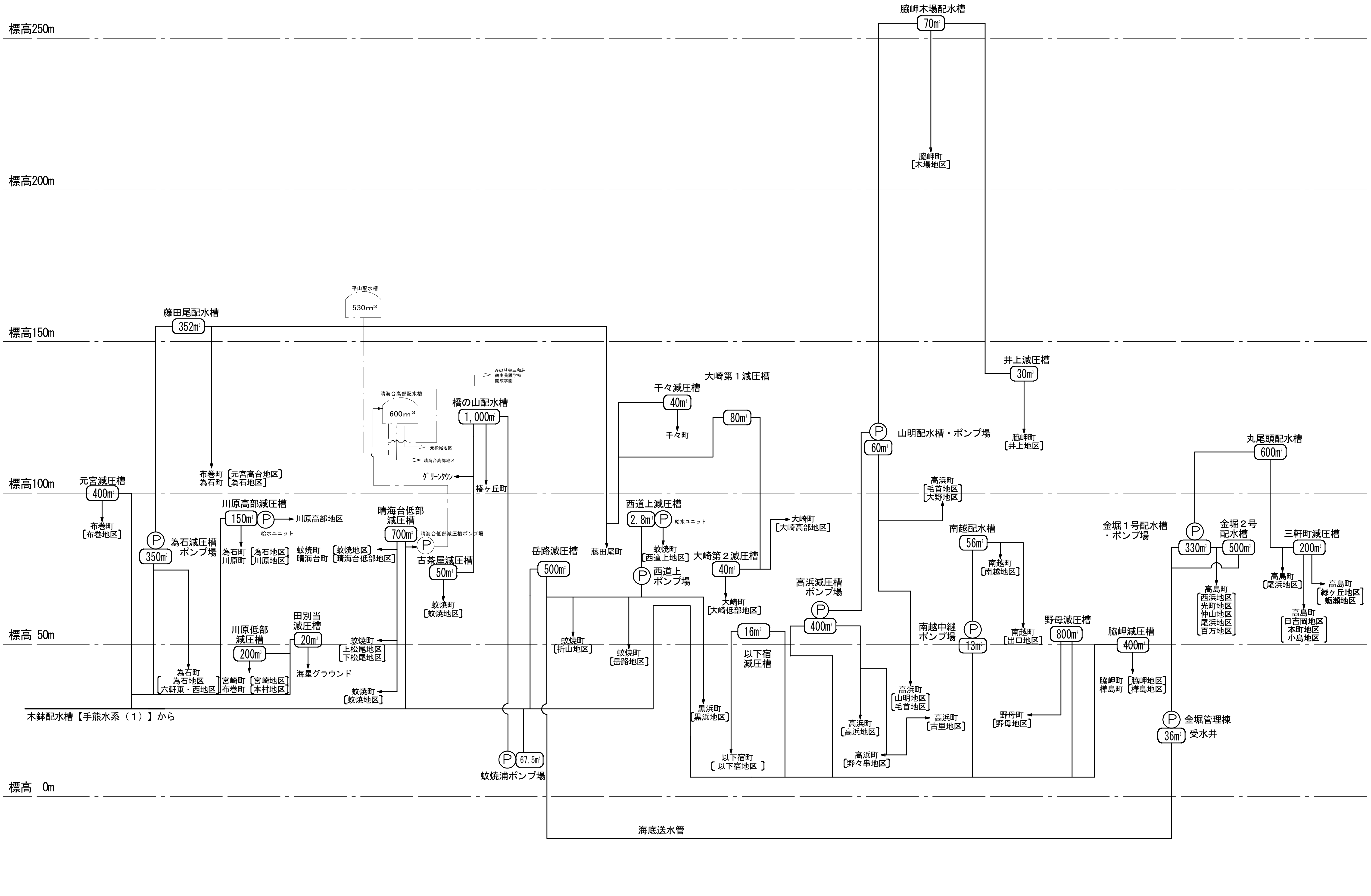

三重水系

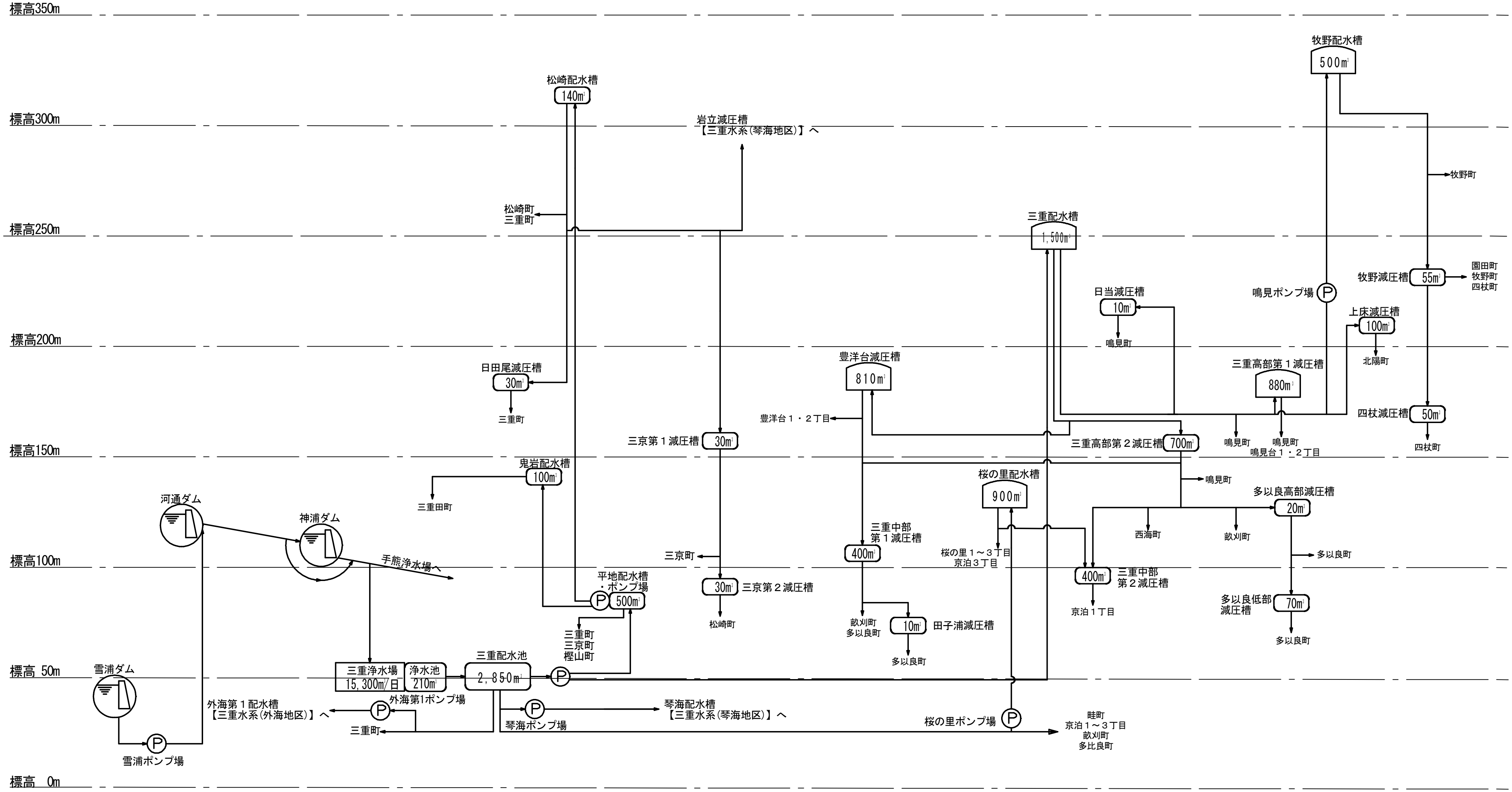
標高350m
標高300m
標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
松崎配水槽
140㎥
岩立減圧槽
【三重水系(琴海地区)】へ
松崎町
三重町
牧野配水槽
500㎥
牧野町
三重配水槽
1,500㎥
牧野減圧槽
55㎥
園田町
牧野町
四杖町
日当減圧槽
10㎥
鳴見ポンプ場
上床減圧槽
100㎥
鳴見町
北陽町
日田尾減圧槽
30㎥
三重町
豊洋台減圧槽
810㎥
三重高部第１減圧槽
880㎥
四杖減圧槽
50㎥
豊洋台１・２丁目
三京第１減圧槽
30㎥
三重高部第２減圧槽
700㎥
鳴見町
鳴見町
鳴見台１・２丁目
四杖町
鬼岩配水槽
100㎥
三重田町
鳴見町
桜の里配水槽
900㎥
多以良高部減圧槽
20㎥
河通ダム
神浦ダム
三重中部
第１減圧槽
400㎥
西海町
畝刈町
桜の里１～３丁目
京泊３丁目
三京町
多以良町
手熊浄水場へ
平地配水槽
・ポンプ場
500㎥
30㎥
三京第２減圧槽
400㎥
三重中部
第２減圧槽
多以良低部
減圧槽
70㎥
京泊１丁目
三重町
三京町
樫山町
松崎町
畝刈町
多以良町
10㎥
田子浦減圧槽
多以良町
多以良町
雪浦ダム
三重浄水場
15,300㎥/日
浄水池
210㎥
三重配水池
2,850㎥
外海第１配水槽
【三重水系(外海地区)】へ
外海第1ポンプ場
三重町
琴海配水槽
【三重水系(琴海地区)】へ
琴海ポンプ場
桜の里ポンプ場
畦町
京泊１～３丁目
畝刈町
多比良町
雪浦ポンプ場

三重水系（琴海地区）

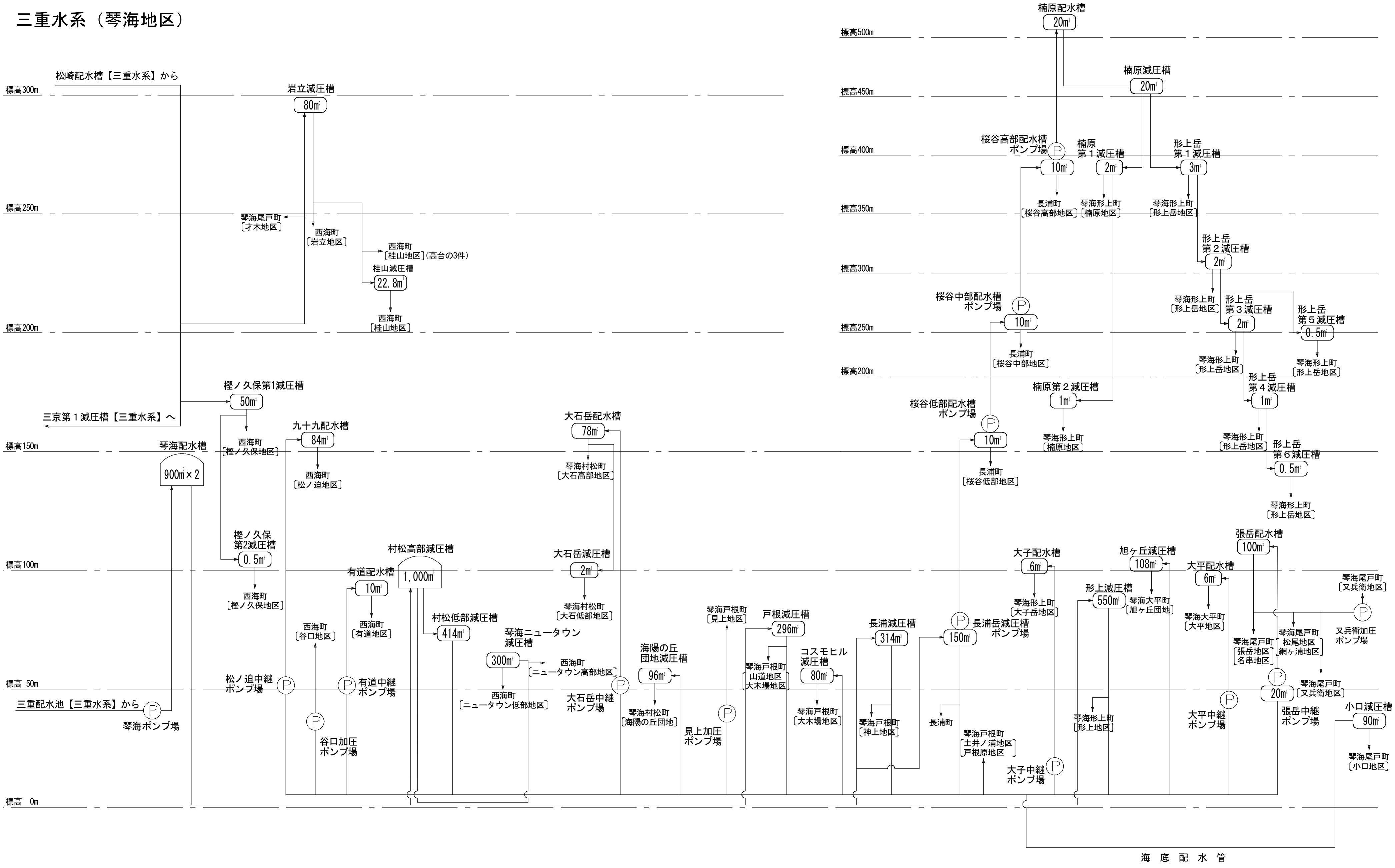

楠原配水槽
20㎥
楠原減圧槽
20㎥
桜谷高部配水槽ポンプ場
10㎥
長浦町〔桜谷高部地区〕
楠原第１減圧槽
2㎥
琴海形上町〔楠原地区〕
形上岳第１減圧槽
3㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
形上岳第２減圧槽
2㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
形上岳第３減圧槽
2㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
形上岳第５減圧槽
0.5㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
桜谷中部配水槽ポンプ場
10㎥
長浦町〔桜谷中部地区〕
楠原第２減圧槽
1㎥
琴海形上町〔楠原地区〕
形上岳第４減圧槽
1㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
形上岳第６減圧槽
0.5㎥
琴海形上町〔形上岳地区〕
桜谷低部配水槽ポンプ場
10㎥
長浦町〔桜谷低部地区〕
松崎配水槽【三重水系】から
岩立減圧槽
80㎥
琴海尾戸町〔才木地区〕
西海町〔岩立地区〕
西海町〔桂山地区〕（高台の3件）
桂山減圧槽
22.8㎥
西海町〔桂山地区〕
樫ノ久保第1減圧槽
50㎥
三京第１減圧槽【三重水系】へ
西海町〔樫ノ久保地区〕
琴海配水槽
900㎥×2
九十九配水槽
84㎥
西海町〔松ノ迫地区〕
大石岳配水槽
78㎥
琴海村松町〔大石高部地区〕
樫ノ久保第2減圧槽
0.5㎥
西海町〔樫ノ久保地区〕
村松高部減圧槽
1,000㎥
有道配水槽
10㎥
西海町〔有道地区〕
西海町〔谷口地区〕
村松低部減圧槽
414㎥
大石岳減圧槽
2㎥
琴海村松町〔大石低部地区〕
琴海ニュータウン減圧槽
300㎥
西海町〔ニュータウン高部地区〕
西海町〔ニュータウン低部地区〕
海陽の丘団地減圧槽
96㎥
琴海村松町〔海陽の丘団地〕
琴海戸根町〔見上地区〕
見上加圧ポンプ場
戸根減圧槽
296㎥
琴海戸根町〔山道地区 大木場地区〕
コスモヒル減圧槽
80㎥
琴海戸根町〔大木場地区〕
長浦減圧槽
314㎥
琴海戸根町〔神上地区〕
長浦岳減圧槽ポンプ場
150㎥
長浦町
琴海戸根町〔土井ノ浦地区〕戸根原地区〕
大子配水槽
6㎥
琴海形上町〔大子岳地区〕
大子中継ポンプ場
形上減圧槽
550㎥
琴海形上町〔形上地区〕
旭ヶ丘減圧槽
108㎥
琴海大平町〔旭ヶ丘団地〕
大平配水槽
6㎥
琴海大平町〔大平地区〕
大平中継ポンプ場
張岳配水槽
100㎥
琴海尾戸町〔張岳地区〕名串地区〕
琴海尾戸町〔松尾地区〕網ヶ浦地区〕
琴海尾戸町〔又兵衛地区〕
又兵衛加圧ポンプ場
琴海尾戸町〔又兵衛地区〕
20㎥
張岳中継ポンプ場
小口減圧槽
90㎥
琴海尾戸町〔小口地区〕
松ノ迫中継ポンプ場
有道中継ポンプ場
谷口加圧ポンプ場
大石岳中継ポンプ場
三重配水池【三重水系】から
琴海ポンプ場
海底配水管
標高500m
標高450m
標高400m
標高350m
標高300m
標高250m
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m

三重水系（外海地区）

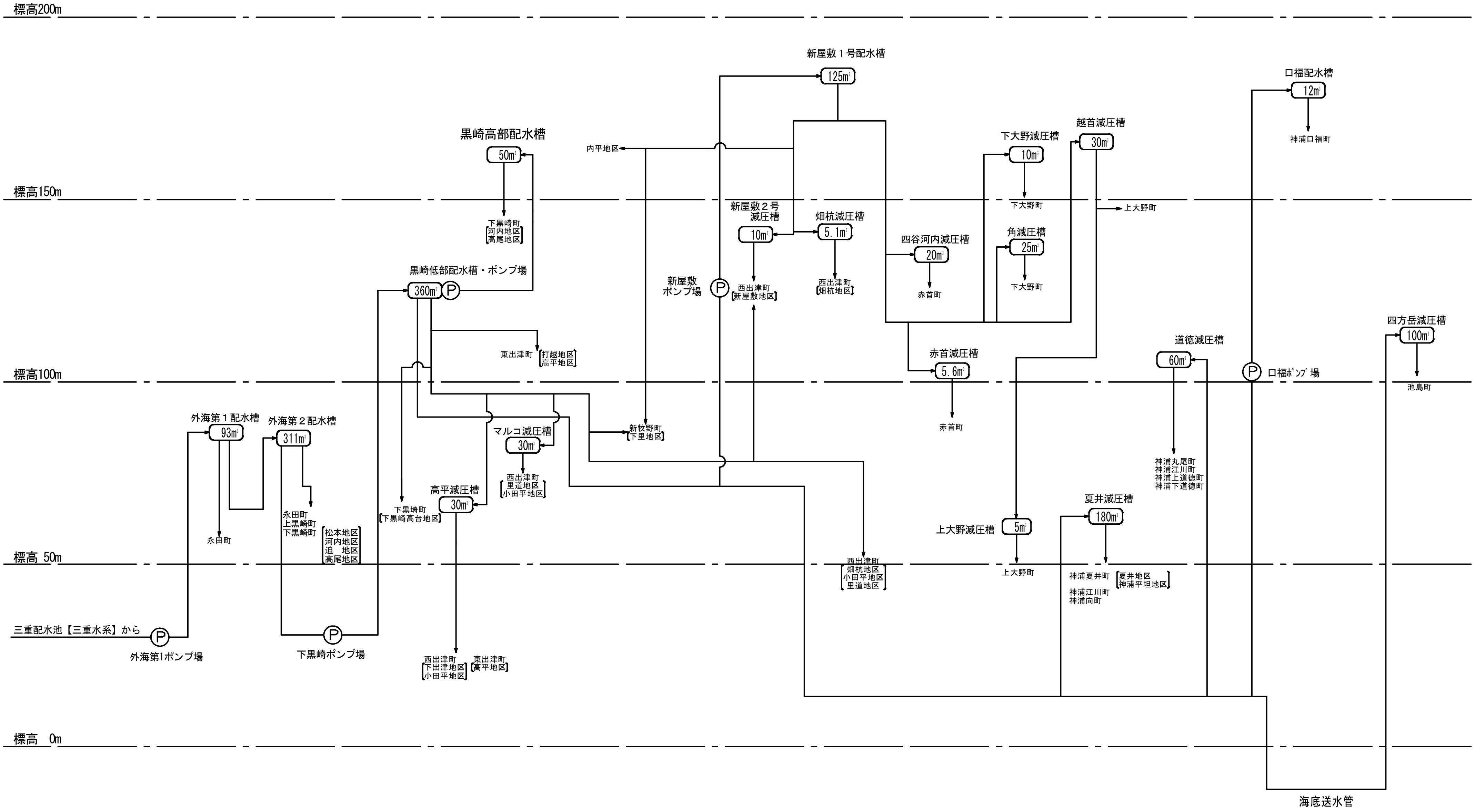
標高200m
標高150m
標高100m
標高 50m
標高 0m
新屋敷１号配水槽
125㎥
口福配水槽
12㎥
神浦口福町
黒崎高部配水槽
50㎥
内平地区
越首減圧槽
30㎥
下大野減圧槽
10㎥
下大野町
上大野町
下黒崎町
河内地区
高尾地区
新屋敷２号
減圧槽
10㎥
畑杭減圧槽
5.1㎥
四谷河内減圧槽
20㎥
角減圧槽
25㎥
黒崎低部配水槽・ポンプ場
360㎥
新屋敷
ポンプ場
西出津町
新屋敷地区
西出津町
畑杭地区
赤首町
下大野町
四方岳減圧槽
100㎥
道徳減圧槽
60㎥
赤首減圧槽
5.6㎥
東出津町
打越地区
高平地区
口福ポンプ場
池島町
赤首町
外海第１配水槽
93㎥
外海第２配水槽
311㎥
マルコ減圧槽
30㎥
新牧野町
下里地区
西出津町
里道地区
小田平地区
神浦丸尾町
神浦江川町
神浦上道徳町
神浦下道徳町
高平減圧槽
30㎥
夏井減圧槽
180㎥
下黒埼町
下黒崎高台地区
永田町
上黒崎町
下黒崎町
松本地区
河内地区
迫 地区
高尾地区
永田町
上大野減圧槽
5㎥
上大野町
西出津町
畑杭地区
小田平地区
里道地区
神浦夏井町
夏井地区
神浦平坦地区
神浦江川町
神浦向町
三重配水池【三重水系】から
外海第1ポンプ場
下黒崎ポンプ場
西出津町
下出津地区
小田平地区
東出津町
高平地区
海底送水管

扇山地区水系（旧飲料水供給施設水系）

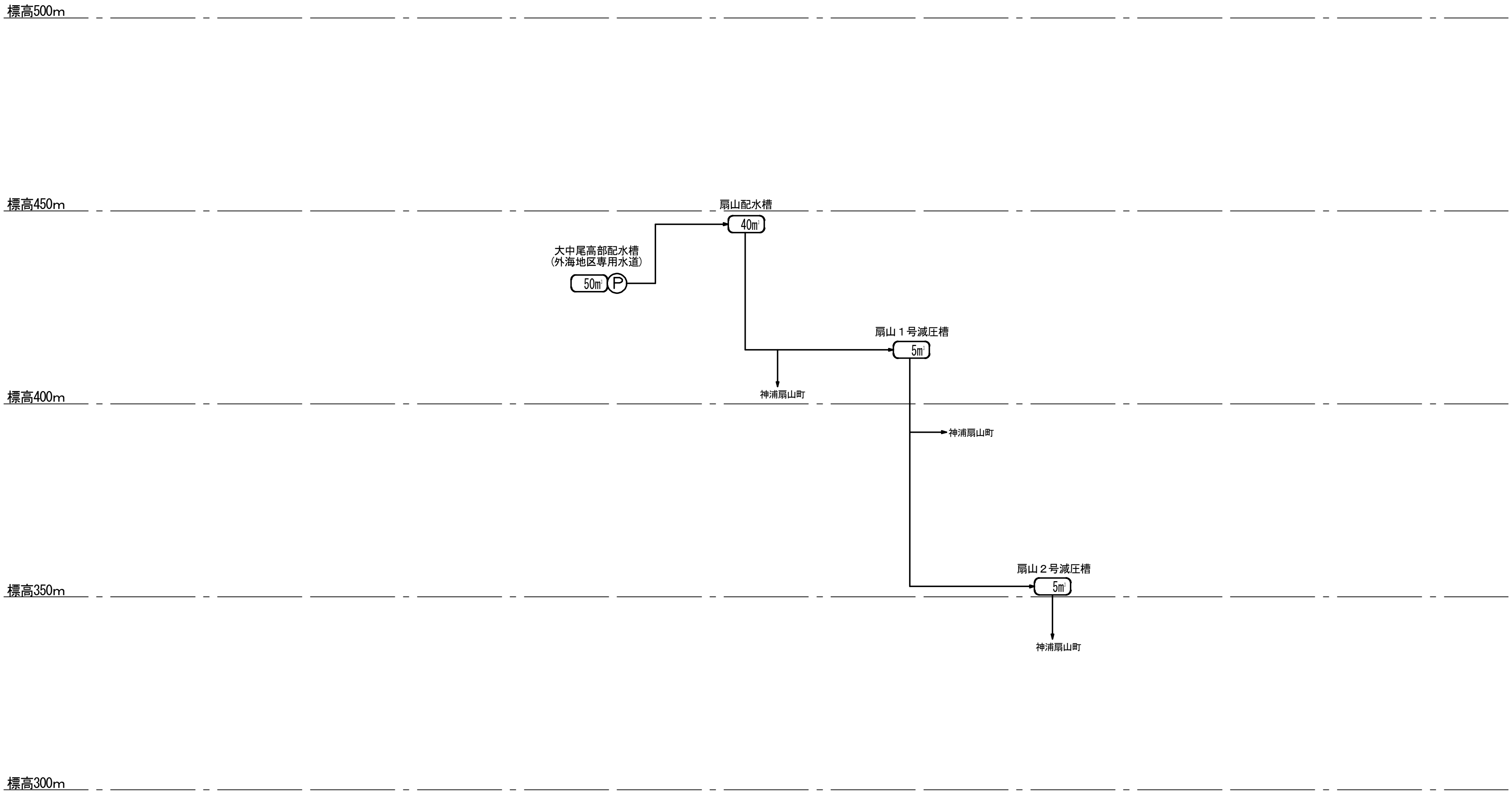

Ⅲ 水道統計

1 主要統計

（1）水源別年間給水量依存割合

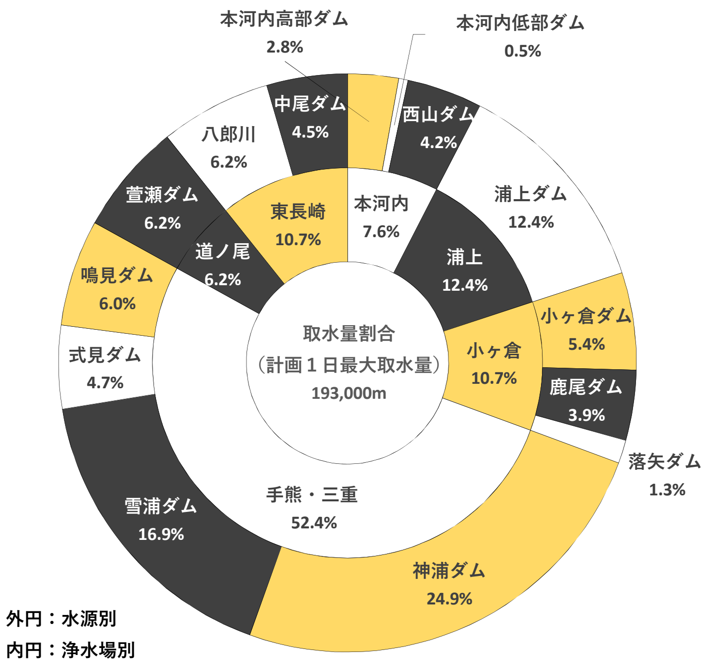

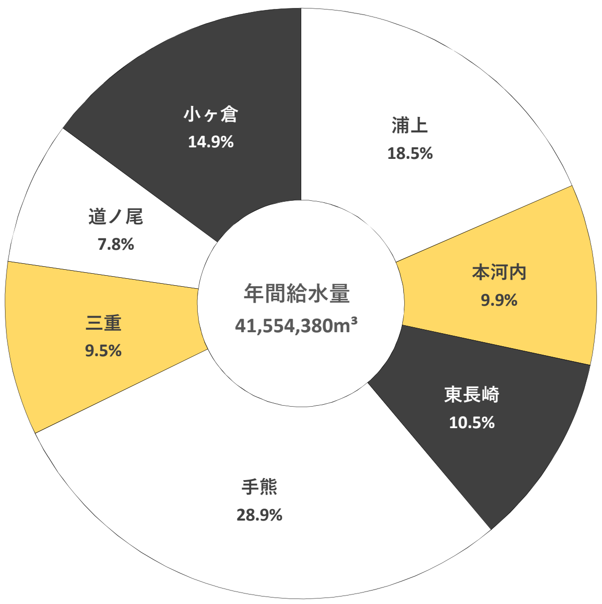

（2）水道有効量総数に占める割合

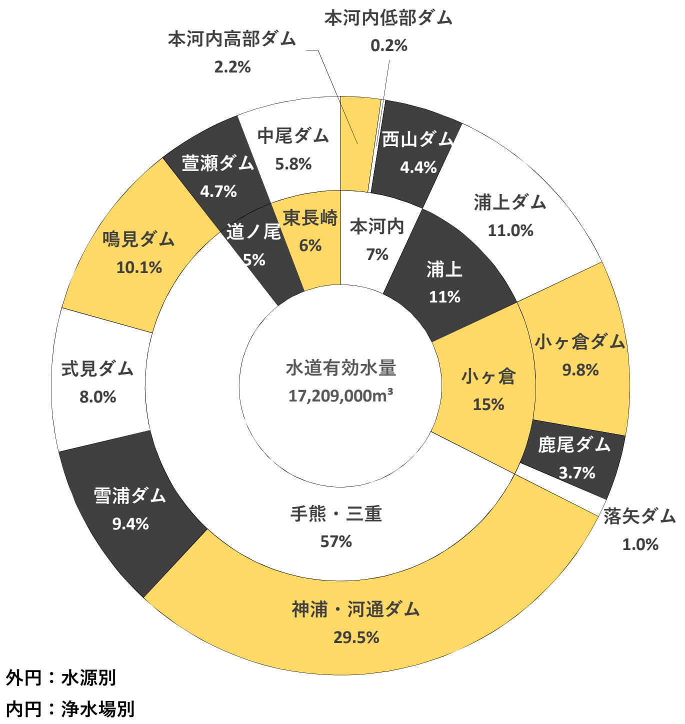

(3)降雨量･平均気温･日照時間

年度月別＼項目	降 雨 量 (mm)		平均気温 (℃)		日照時間 (時間)	
	本　年	平　年	本　年	平　年	本　年	平　年
令和2年度	2,557.50	1,894.70	17.7	17.4	1,948.10	1,863.10
令和3年度	2,247.50	1,894.70	17.7	17.4	2,014.30	1,863.10
令和4年度	1,881.50	1,894.70	18.1	17.4	1,909.60	1,863.10
令和5年度	2,329.50	1,894.70	18.3	17.4	2,027.40	1,863.10
令和6年度	**1,786.50**	**1,894.70**	**18.3**	**17.4**	**1,934.00**	**1,863.10**
R6年 4月	187.5	153.0	17.7	15.6	121.6	178.1
5月	205.5	160.7	20.0	19.7	201.0	189.6
6月	393.0	335.9	23.2	23.0	134.3	125.0
7月	301.0	292.7	28.4	26.9	195.5	175.3
8月	121.5	217.9	29.0	28.1	277.7	207.0
9月	69.5	186.6	28.6	24.9	240.5	172.2
10月	103.0	102.1	22.6	20.0	127.9	178.9
11月	168.5	100.7	16.5	14.5	145.5	137.2
12月	20.0	74.8	9.0	9.4	117.6	114.3
R7年 1月	46.5	63.1	6.9	7.2	131.0	103.7
2月	62.0	84.0	5.8	8.1	118.1	122.3
3月	108.5	123.2	12.1	11.2	123.3	159.5

(注) 平年の数値は世界気象機関の技術規則に基づき、1991年～2020年の30年間の平均値を使用しています。

(4)月別貯水率及び降雨量

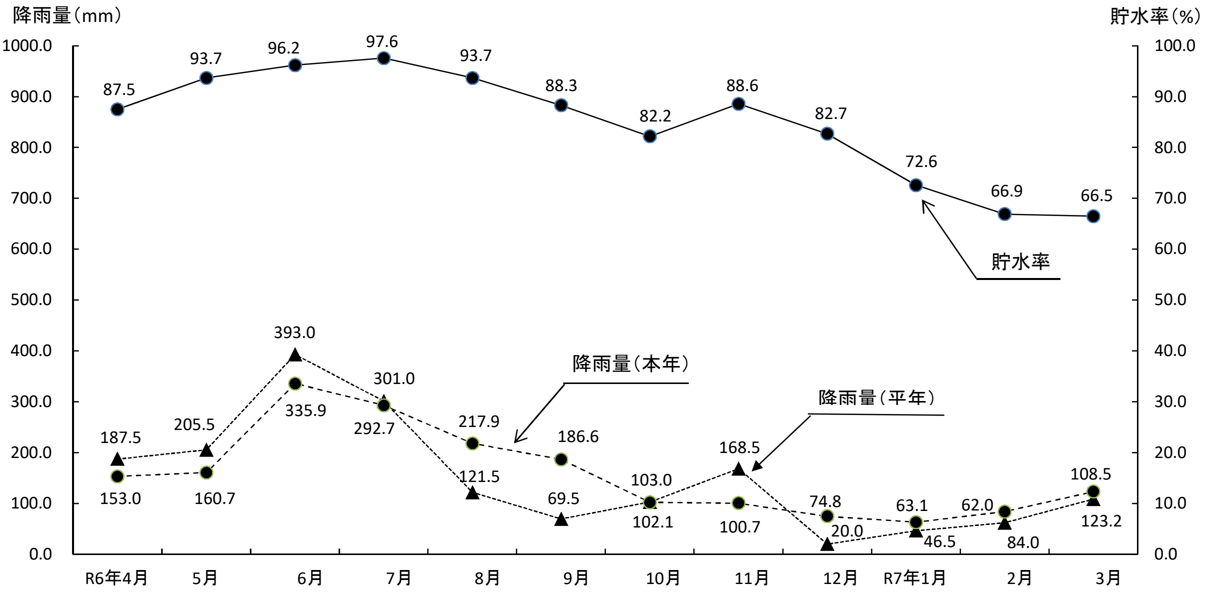

(最低貯水率　令和7年3月3日　63.8%)

年　度＼項　目	年間降雨量	1日最大給水量	給水制限実施日数
令和6年度	1,786.50mm	124,790㎥	0日
令和5年度	2,329.50mm	124,090㎥	0日
令和4年度	1,881.50mm	123,200㎥ (148,070㎥)	0日
令和3年度	2,247.50mm	125,200㎥	0日
令和2年度	2,557.50mm	134,320㎥	0日

※( )書きは、寒波の影響によるもの。なお、寒波は、R5.1.24に発生し、影響期間はR5.1.25～R2.2.5

（5）給水量分析表

- 給水量 41,554,380 m^3 （100.00%）
  - 有効水量 37,466,551 m^3 （90.16%）
    - 有収水量 36,027,990 m^3 （86.70%）
    - 無収水量 1,438,561 m^3 （3.46%）
  - 無効水量 4,087,829 m^3 （9.84%）
    - 調定減額水量 207,190 m^3 （0.50%）
    - 漏水量 3,880,639 m^3 （9.34%）

（単位：m^3）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間給水量		43,294,160	41,877,520	41,697,190	41,707,340	41,554,380
有効水量	有 収 水 量	38,094,480	37,398,454	36,808,782	36,272,634	36,027,990
	無 収 水 量	1,681,948	1,754,127	1,741,186	1,716,809	1,438,561
	計	39,776,428	39,152,581	38,549,968	37,989,443	37,466,551
無効水量	調 定 減 額 水 量	193,360	188,234	199,412	204,138	207,190
	漏 水 量	3,324,372	2,536,705	2,947,810	3,513,759	3,880,639
	計	3,517,732	2,724,939	3,147,222	3,717,897	4,087,829

（6） 漏水防止状況

（ア）漏水防止工事件数

（単位：件）

区分＼年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	**令和6年度**
総　件　数			437	465	473	509	466	**512**
内訳	配水管	φ75mm以上	20	22	14	7	8	**7**
		φ50mm以下	5	13	19	23	22	**52**
		弁　栓　類	4	3	3	4	3	**3**
	給水管	給　水　管	408	427	437	475	433	**450**
		（うち鉛管）	(5)	(1)	(1)	0	0	**0**

（イ）漏水防止関連工事に伴う防止量

（単位：m^3）

区分＼年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	**令和6年度**
防　止　量			2,154,632	1,909,425	2,251,430	2,268,184	2,067,602	**2,668,698**
内訳	配水管	φ75mm以上	52,560	125,232	165,126	49,056	49,517	**43,143**
		φ50mm以下	25,185	65,262	83,914	144,540	75,323	**270,812**
		弁　栓　類	6,789	5,256	5,694	10,257	1,976	**876**
	給水管	給　水　管	2,070,098	1,713,675	1,996,696	2,064,331	1,940,786	**2,353,867**
		（うち鉛管）	(55,845)	(6,570)	(9,636)	0	0	**0**

（7）給水普及状況

ア　給水人口

	行政人口	給水人口総数	上水道	簡易水道	飲料水供給施設
令和2年度	403,197	394,529	386,558	7,888	83
令和3年度	400,472	391,862	391,782	0	80
令和4年度	395,591	387,086	387,014	0	72
令和5年度	389,895	381,512	381,441	0	71
令和6年度	385,105	377,403	377,333	0	70
6年4月	390,153	381,765	381,694	0	71
6年5月	389,894	381,511	381,439	0	72
6年6月	389,457	381,084	381,012	0	72
6年7月	389,194	380,826	380,754	0	72
6年8月	388,679	380,322	380,250	0	72
6年9月	383,490	380,720	380,649	0	71
6年10月	388,165	380,402	380,332	0	70
6年11月	387,829	380,072	380,002	0	70
6年12月	387,395	379,647	379,577	0	70
7年1月	386,941	379,202	379,132	0	70
7年2月	386,275	378,550	378,480	0	70
7年3月	385,105	377,403	377,333	0	70

イ　給水戸数

	行政世帯	給水戸数総数	上水道	簡易水道	飲料水供給施設
令和2年度	185,506	217,321	212,010	5,257	54
令和3年度	185,906	216,468	216,402	0	66
令和4年度	185,927	216,125	216,072	0	53
令和5年度	185,590	216,250	216,184	0	66
令和6年度	185,590	208,882	208,815	0	67
6年4月	185,617	216,125	216,059	0	66
6年5月	186,414	216,023	215,957	0	66
6年6月	186,479	216,071	216,005	0	66
6年7月	186,408	216,016	215,950	0	66
6年8月	186,459	215,849	215,783	0	66
6年9月	186,247	215,829	215,763	0	66
6年10月	186,386	215,689	215,623	0	66
6年11月	186,380	215,649	215,583	0	66
6年12月	186,318	215,467	215,400	0	67
7年1月	186,167	215,303	215,236	0	67
7年2月	185,948	215,183	215,116	0	67
7年3月	185,590	208,882	208,815	0	67

(8)給水量

ア　水系別給水量

（単位：m^3）

月	計	浦上	本河内	東長崎	手熊	三重	道ノ尾	小ケ倉	高島地区	野母崎地区	外海地区	三和地区	琴海地区	千々
令和2年度	**43,294,160**	8,117,880	4,252,750	4,408,130	10,680,850	3,064,940	3,199,760	7,316,130	55,660	489,350	103,270	853,960	741,050	10,430
令和3年度	**41,877,520**	7,881,290	4,007,950	4,291,280	10,688,920	3,737,180	3,287,420	7,466,180	0	108,670	0	408,630	0	0
令和4年度	**41,697,190**	5,562,690	1,801,510	4,345,290	18,863,090	3,767,200	3,928,250	3,429,160	0	0	0	0	0	0
令和5年度	**41,707,340**	5,163,300	1,813,670	4,533,680	18,675,300	3,833,320	3,857,840	3,830,230	0	0	0	0	0	0
令和6年度	**41,554,380**	5,311,470	1,800,800	4,373,710	18,371,830	3,959,370	3,957,550	3,779,650						
6年4月	**3,360,150**	430,750	143,970	354,240	1,429,540	330,510	326,210	344,930	0	0	0	0	0	0
6年5月	**3,485,710**	451,320	152,180	366,510	1,494,470	332,970	332,910	355,350	0	0	0	0	0	0
6年6月	**3,365,990**	441,380	153,470	353,540	1,440,520	313,020	317,970	346,090	0	0	0	0	0	0
6年7月	**3,580,200**	478,870	153,040	373,340	1,531,030	330,000	345,900	368,020	0	0	0	0	0	0
6年8月	**3,645,840**	445,040	163,850	386,800	1,646,880	333,370	346,010	323,890	0	0	0	0	0	0
6年9月	**3,480,540**	418,000	160,100	362,160	1,616,240	323,990	327,280	272,770	0	0	0	0	0	0
6年10月	**3,553,310**	429,100	159,070	370,950	1,645,830	331,040	332,190	285,130	0	0	0	0	0	0
6年11月	**3,431,410**	462,300	144,550	361,290	1,539,000	320,390	325,060	278,820	0	0	0	0	0	0
6年12月	**3,578,150**	470,920	150,010	379,130	1,574,810	343,140	341,200	318,940	0	0	0	0	0	0
7年1月	**3,493,850**	451,740	145,470	370,690	1,537,030	344,570	335,890	308,460	0	0	0	0	0	0
7年2月	**3,161,960**	399,250	126,790	334,900	1,405,550	320,740	301,290	273,440	0	0	0	0	0	0
7年3月	**3,417,270**	432,800	148,300	360,160	1,510,930	335,630	325,640	303,810	0	0	0	0	0	0
1日平均	113,848	14,552	4,934	11,983	50,334	10,847	10,843	10,355	0	0	0	0	0	0

イ　給水量推移グラフ(30年)

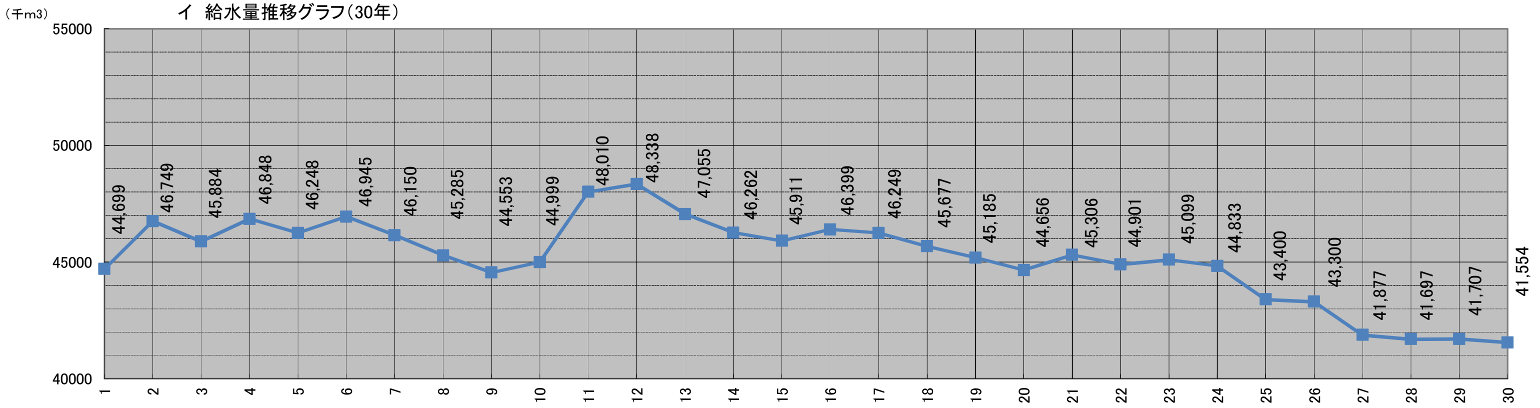

(9)有収水量

ア　事業別有収量

（単位：m³）

	上水道				
	計	一般用	浴場用	共用 給水装置	船舶用
令和元年度	37,152,851	37,066,930	1,709	-	84,212
令和2年度	37,197,847	37,165,574	1,183	-	31,090
令和3年度	37,398,454	37,361,856	6,790	-	29,808
令和4年度	36,808,782	36,774,191	4,766	-	29,825
令和5年度	36,272,634	36,218,786	4,169	-	49,679
令和6年度	36,027,990	35,952,813	3,197		71,980
6年4月	2,874,282	2,866,273	286	-	7,723
6年5月	2,998,884	2,993,075	269	-	5,540
6年6月	3,042,303	3,035,753	207	-	6,343
6年7月	3,022,139	3,016,070	254	-	5,815
6年8月	3,025,046	3,017,390	274	-	7,382
6年9月	3,110,073	3,103,347	266	-	6,460
6年10月	3,015,239	3,010,259	274	-	4,706
6年11月	2,923,080	2,917,841	266	-	4,973
6年12月	2,987,920	2,982,024	323	-	5,573
7年1月	3,042,439	3,037,466	294	-	4,679
7年2月	3,093,368	3,086,827	230	-	6,311
7年3月	2,893,217	2,886,488	254		6,475
1日平均	98,707	98,501	9		197

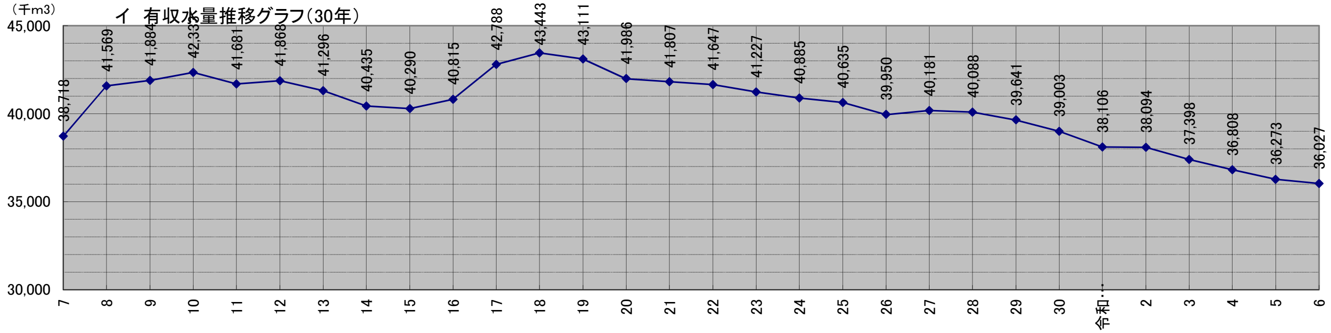

(10)薬品使用状況

上段:注入量(単位:ﾘｯﾄﾙ)

下段:平均注入率(単位:ppm)

薬品名 / 月別	次亜塩素酸ナトリウム							
	合　計	東長崎	本河内	小ケ倉	浦　上	道ノ尾	手　熊	三　重
総　数	687,700	109,447	48,000	71,344	146,400	31,610	231,661	49,238
	1.49	2.32	2.48	1.75	2.21	0.72	1.16	1.10
令和6年	46,340	6,597	2,441	5,172	9,694	2,180	16,602	3,655
4月	1.23	1.71	1.55	1.42	1.79	0.61	1.04	0.99
5月	53,296	7,444	3,604	5,886	11,829	2,615	17,945	3,972
	1.33	1.89	2.18	1.57	2.10	0.55	1.08	1.06
6月	57,775	8,700	3,932	6,098	13,117	2,720	19,076	4,131
	1.54	2.29	2.47	1.68	2.40	0.77	1.20	1.17
7月	64,539	10,461	3,921	6,992	14,392	2,995	21,124	4,654
	1.63	2.60	2.38	1.81	2.46	0.82	1.26	1.25
8月	77,273	14,198	5,051	7,164	18,427	3,135	24,304	4,994
	1.91	3.38	2.87	2.02	3.29	0.86	1.35	1.33
9月	74,401	13,259	5,412	7,072	16,621	3,025	23,950	5,062
	1.93	3.37	3.23	2.32	3.12	0.85	1.38	1.39
10月	68,844	10,461	4,689	6,904	13,449	3,100	25,223	5,017
	1.75	2.61	2.89	2.17	2.45	0.85	1.42	1.34
11月	57,424	8,386	4,656	5,618	12,045	3,035	19,711	3,973
	1.52	2.17	3.01	1.85	2.12	0.86	1.19	1.10
12月	52,386	7,667	4,192	6,260	10,098	2,580	17,662	3,927
	1.33	1.89	2.58	1.85	1.74	0.71	1.04	1.02
令和7年	47,040	7,348	3,514	5,418	8,620	2,255	16,320	3,565
1月	1.21	1.84	2.16	1.63	1.54	0.62	0.98	0.92
2月	41,442	6,850	3,074	4,346	7,919	1,870	14,342	3,041
	1.18	1.90	2.14	1.44	1.57	0.57	0.94	0.85
3月	46,941	8,075	3,514	4,414	10,189	2,100	15,402	3,247
	1.24	2.08	2.15	1.35	1.92	0.57	0.94	0.86

上段：注入量(単位：ﾘｯﾄﾙ)
下段：平均注入率(単位：ppm)

薬品名 / 月別	ポリ塩化アルミニウム							
	合　計	東長崎	本河内	小ケ倉	浦　上	道ノ尾	手　熊	三　重
総　数	1,064,614.4	160,085	60,000	104,383	206,031	66,875	384,534	82,707
	23.02	33.94	30.94	25.67	31.11	15.14	19.20	18.55
令和6年	89,948.5	13,633	1,413	9,427	18,140	5,770	34,407	7,159
4月	23.83	35.30	8.98	25.96	33.57	16.12	21.50	19.38
5月	91,874.8	13,225	5,498	8,811	15,375	5,855	35,607	7,505
	22.89	33.49	33.31	23.57	27.31	12.30	21.37	20.01
6月	93,097.4	12,945	5,184	8,277	17,622	5,405	36,316	7,349
	24.85	34.11	32.53	22.76	32.27	15.26	22.83	20.82
7月	103,840.5	13,790	5,529	8,821	20,730	5,815	41,118	8,038
	26.29	34.28	33.53	22.89	35.49	15.88	24.56	21.59
8月	100,966.7	15,580	6,126	9,188	18,877	5,940	37,940	7,317
	24.90	37.11	34.79	25.93	33.71	16.27	21.03	19.46
9月	97,051.3	13,541	5,812	9,269	19,097	6,025	36,243	7,064
	25.19	34.39	34.68	30.39	35.87	17.00	20.89	19.33
10月	90,405.4	12,534	5,215	9,430	16,545	5,430	34,407	6,845
	22.96	31.32	32.13	29.64	30.15	14.90	19.43	18.32
11月	83,886.9	13,099	5,278	8,442	19,498	5,205	26,211	6,154
	22.17	33.84	34.17	27.83	34.25	14.75	15.85	16.98
12月	84,330.2	13,193	5,152	8,971	18,670	5,295	26,706	6,343
	21.46	32.58	31.74	26.52	32.22	14.48	15.77	16.40
令和7年	80,855.2	13,005	5,089	8,742	15,965	5,415	26,140	6,499
1月	20.88	32.59	31.23	26.24	28.45	14.91	15.69	16.79
2月	71,028.5	12,408	4,490	7,203	11,879	5,125	23,863	6,060
	20.15	34.37	31.26	23.92	23.49	15.49	15.66	16.90
3月	77,329.0	13,133	5,215	7,803	13,633	5,595	25,576	6,374
	20.36	33.90	31.92	23.87	25.66	15.28	15.55	16.83

単位:ﾘｯﾄﾙ

月別＼薬品名	液体苛性ソーダ				
	合　計	本 河 内	小ヶ倉	手熊	三　重
年間合計	316,313	0	28,780	232,417	55,116
平均注入率(ppm)	2.20	0.00	1.42	2.32	2.47
令和6年　4月	27,741	0	2,928	20,001	4,812
5月	28,660	0	2,540	21,059	5,061
6月	28,645	0	2,582	21,251	4,812
7月	32,726	0	2,876	24,424	5,426
8月	30,859	0	2,966	23,080	4,813
9月	29,871	0	3,250	21,923	4,698
10月	28,987	0	2,974	21,155	4,858
11月	23,189	0	2,312	16,155	4,722
12月	22,704	0	2,158	16,346	4,200
令和7年　1月	21,857	0	1,684	16,155	4,018
2月	20,007	0	1,260	15,001	3,746
3月	21,067	0	1,250	15,867	3,950

単位:kg

月別＼薬品名	ソーダ灰	
	合　計	道ノ尾
年間合計	18,947	18,947
平均注入率(ppm)	4.29	4.29
令和6年　4月	1,653	1,653
5月	1,448	1,448
6月	1,610	1,610
7月	1,719	1,719
8月	1,747	1,747
9月	1,730	1,730
10月	1,685	1,685
11月	1,570	1,570
12月	1,676	1,676
令和7年　1月	1,391	1,391
2月	1,241	1,241
3月	1,477	1,477

単位:kg

月別＼薬品名	炭酸ガス		
	合　計	東長崎	浦上
年間合計	12,624	8,724	3,900
令和6年　4月	692	692	0
5月	761	401	360
6月	708	498	210
7月	554	554	0
8月	853	793	60
9月	908	518	390
10月	1,191	591	600
11月	1,151	491	660
12月	1,807	997	810
令和7年　1月	2,039	1,319	720
2月	1,067	977	90
3月	893	893	0

単位:kg

薬品名 / 月別	粉末活性炭						
	合　計	東 長 崎	本 河 内	小 ケ 倉	浦　上	道 ノ 尾	手熊
年間合計	47,759	44,442	859	2,138	320	0	0
平均注入率(ppm)	8.64	9.42	1.93	0	0.88	0	0
令和6年　4月	3,288	2,988	0	0	300	0	0
5月	3,044	3,044	0	0	0	0	0
6月	4,540	4,540	0	0	0	0	0
7月	4,895	4,895	0	0	0	0	0
8月	5,740	5,267	0	454	20	0	0
9月	6,524	4,840	0	1,684	0	0	0
10月	3,090	3,090	0	0	0	0	0
11月	3,795	2,936	859	0	0	0	0
12月	3,034	3,034	0	0	0	0	0
令和7年　1月	2,996	2,996	0	0	0	0	0
2月	2,967	2,967	0	0	0	0	0
3月	3,845	3,845	0	0	0	0	0

単位:kg

薬品名 / 月別	硫　酸　銅						
	合　計	本河内高部	本河内低部	中　尾	浦　上	鹿　尾	式　見
年間合計	605	80	0	0	525	0	0
令和6年　4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	425	0	0	0	425	0	0
9月	100	0	0	0	100	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0
11月	80	80	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0
令和7年　1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0

（11） 薬 品 費

ア）ろ過水量1m³当たりに対する薬品費　　単位:円

年度 / 浄水場名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全　体	2.09	2.11	2.65	3.08	3.35
東長崎浄水場	5.39	5.55	6.81	7.81	7.49
本河内浄水場	2.19	2.98	3.49	4.03	3.95
小ケ倉浄水場	1.43	1.77	2.25	3.13	3.15
浦上浄水場	1.88	2.06	2.67	3.42	3.67
道ノ尾浄水場	1.42	1.77	2.02	2.62	2.65
手熊浄水場	1.68	1.52	1.82	1.94	2.62
三重浄水場	1.76	1.45	1.89	1.73	2.68

（イ）浄水薬品費構成表

② 令和5年度

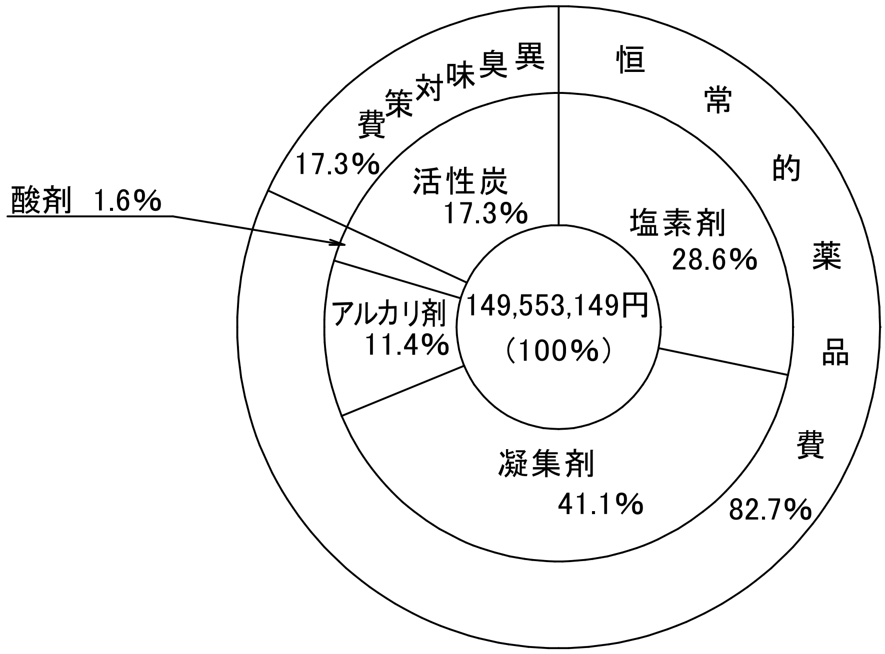

② 令和6年度

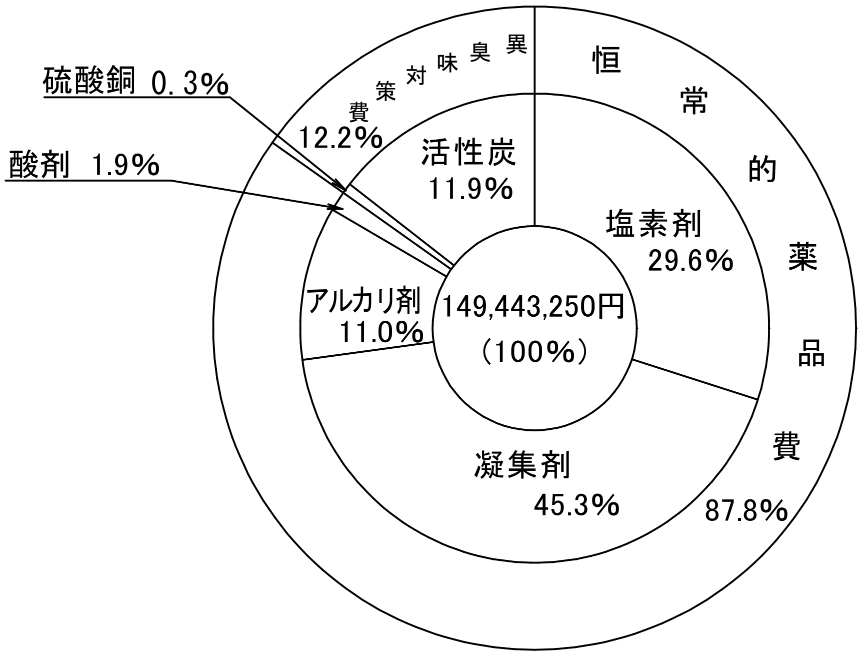

(12)水質試験成績

(ア)原水水質試験成績

	浄水場		本河内浄水場		小ヶ倉浄水場		浦上浄水場		東長崎浄水場	
	項目	単位	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
	気温	度	12	19.7	12	19.7	12	19.9	12	19.4
	水温	度	12	18.4	12	17.0	12	19.2	12	18.7
健康に関連する項目	一般細菌	個/mL	12	340	12	110	12	410	12	790
	大腸菌	MPN/100mL	12	26	12	14	12	74	12	210
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	mg/L	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003
	水銀及びその化合物	mg/L	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	ｾﾚﾝ及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	ﾋ素及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	六価ｸﾛﾑ化合物	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	亜硝酸態窒素	mg/L	12	<0.004	12	<0.004	12	0.012	12	<0.004
	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	12	0.38	12	0.35	12	0.16	12	0.51
	ﾌｯ素及びその化合物	mg/L	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ﾎｳ素及びその化合物	mg/L	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
	四塩化炭素	mg/L	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/L	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
水道水が有すべき性状に関連する項目	亜鉛及びその化合物	mg/L	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	mg/L	2	0.72	2	0.06	2	0.52	2	0.94
	鉄及びその化合物	mg/L	2	0.30	2	0.22	2	0.32	2	0.40
	銅及びその化合物	mg/L	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	mg/L	12	6.3	12	6.1	12	8.8	12	9.6
	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	mg/L	2	0.022	2	0.063	2	0.061	2	0.023
	塩化物ｲｵﾝ	mg/L	12	7.4	12	8.3	12	9.4	12	8.8
	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/L	12	27.7	12	31.6	12	56.0	12	60.0
	蒸発残留物	mg/L	2	69	2	70	2	102	2	126
	陰ｲｵﾝ界面活性剤	mg/L	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ(ng/L)	ng/L	4	2	4	1	4	2	4	<1
	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ(ng/L)	ng/L	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
	非ｲｵﾝ界面活性剤	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	0.002
	ﾌｪﾉｰﾙ類	mg/L	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	12	1.6	12	1.2	12	1.6	12	1.2
	pH値		12	7.4	12	7.0	12	8.3	12	7.8
	臭気		1/12	1回検出	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
	色度	度	12	11	12	6.2	12	11	12	8.8
	濁度	度	12	7.6	12	3.0	12	13	12	4.8

道ノ尾浄水場		手熊浄水場		三重浄水場		牧野浄水場		黒崎浄水場		大中尾浄水場	
回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
12	18.5	12	19.8	12	18.5	12	18.4	12	18.4	12	18.4
12	16.4	12	17.8	12	18.0	12	17.4	12	17.8	12	16.9
12	49	12	140	12	66	12	160	12	130	12	80
12	1.8	12	27	12	5.8	12	8.4	12	11	12	10
2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003
2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
12	0.27	12	0.38	12	0.40	12	0.38	12	0.38	12	0.19
12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
2	<0.01	2	0.01	2	0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002
2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005
2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
2	0.05	2	0.06	2	0.03	2	0.22	2	0.22	2	0.04
2	0.16	2	0.16	2	0.20	2	0.19	2	0.19	2	0.17
2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
12	4.7	12	6.2	12	5.8	12	5.8	12	5.8	12	6.2
2	0.076	2	0.062	2	0.083	2	0.044	2	0.056	2	0.032
12	4.2	12	8.8	12	8.4	12	8.4	12	8.3	12	8.4
12	16.1	12	24.8	12	23.4	12	21.5	12	21.7	12	36.7
2	55	2	54	2	50	2	46	2	48	2	88
2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
12	0.6	12	0.8	12	0.7	12	0.8	12	0.8	12	0.5
12	6.9	12	7.3	12	7.2	12	7.3	12	7.2	12	7.3
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
12	3.9	12	5.3	12	4.7	12	5.0	12	4.8	12	4.0
12	1.9	12	1.4	12	1.2	12	1.9	12	1.7	12	0.9

(12)水質試験成績

(イ)給水栓水水質試験成績(1)

	浄水場 項目	基準値	本河内浄水場 回数	本河内浄水場 平均値	小ヶ倉浄水場 回数	小ヶ倉浄水場 平均値	浦上浄水場 回数	浦上浄水場 平均値
	気温	－	12	17.9	12	17.9	12	17.9
	水温	－	12	19.1	12	19.9	12	19.4
健康に関連する項目	一般細菌	100個/mL以下	12	0	12	0	12	0
	大腸菌	検出されないこと	12	不検出	12	不検出	12	不検出
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003mg/L以下	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾋ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	0.41	12	0.33	12	0.22
	ﾌｯ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ﾎｳ素及びその化合物	1mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	塩素酸	0.6mg/L以下	4	0.17	4	0.11	4	0.12
	ｸﾛﾛ酢酸	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06mg/L以下	4	0.016	4	0.020	4	0.017
	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.006	4	0.010	4	0.006
	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/L以下	4	0.005	4	0.004	4	0.002
	臭素酸	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/L以下	4	0.033	4	0.035	4	0.028
	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.012	4	0.012	4	0.007
	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03mg/L以下	4	0.010	4	0.011	4	0.008
	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08mg/L以下	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
水道水が有すべき性状に関連する項目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2mg/L以下	4	0.04	4	0.03	4	0.09
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200mg/L以下	12	8.6	12	8.5	12	10.2
	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	塩化物ｲｵﾝ	200mg/L以下	12	12.3	12	12.4	12	14.0
	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	12	26.4	12	31.9	12	52.2
	蒸発残留物	500mg/L以下	4	62	4	67	4	94
	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2mg/L以下	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	1	4	2
	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02mg/L以下	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005mg/L以下	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	0.7	12	0.8	12	0.9
	pH値	5.8以上8.6以下	12	7.3	12	7.3	12	7.6
	味	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
	臭気	異常でないこと	1/12	1回検出	0/12	異常なし	0/12	異常なし
	色度	5度以下	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
	濁度	2度以下	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
	残留塩素	(目)1mg/L以下	12	0.70	12	0.74	12	0.84

東長崎浄水場		道ノ尾浄水場		手熊浄水場(江戸町)		手熊浄水場(蚊焼町)		手熊浄水場(脇岬町)		手熊浄水場(川原町)	
回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
12	18.4	12	18.4	12	17.9	12	18.6	12	18.6	12	18.6
12	20.9	12	17.6	12	18.8	12	20.3	12	21.2	12	20.3
12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出
4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
12	0.52	12	0.29	12	0.40	12	0.38	12	0.37	12	0.37
12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.15	4	0.08	4	0.10	4	0.10	4	0.10	4	0.10
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.012	4	0.007	4	0.011	4	0.014	4	0.016	4	0.015
4	0.006	4	<0.002	4	0.003	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.004	4	0.001	4	0.005	4	0.005	4	0.006	4	0.005
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.023	4	0.012	4	0.024	4	0.029	4	0.031	4	0.030
4	0.007	4	0.004	4	0.005	4	0.007	4	0.007	4	0.007
4	0.008	4	0.004	4	0.009	4	0.010	4	0.010	4	0.010
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	0.05	4	0.02	4	0.07	4	0.08	4	0.08	4	0.08
4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
12	12.5	12	7.3	12	8.9	12	9.0	12	9.0	12	8.9
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
12	16.5	12	6.5	12	11.6	12	11.8	12	11.8	12	11.8
12	63.2	12	16.3	12	25.0	12	25.6	12	25.7	12	25.5
4	123	4	60	4	60	4	57	4	60	4	57
2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
12	0.6	12	0.3	12	0.6	12	0.5	12	0.5	12	0.5
12	7.5	12	7.2	12	7.6	12	7.6	12	7.6	12	7.6
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
12	0.78	12	0.37	12	0.67	12	0.48	12	0.44	12	0.46

(13)水質試験成績

(イ)給水栓水水質試験成績(2)

	浄水場 項目	基準値	三重浄水場(畝刈町)		三重浄水場(長浦町)		三重浄水場(神浦下道徳町)	
			回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
	気温	―	12	18.4	12	18.9	12	19.5
	水温	―	12	20.4	12	20.2	12	21.9
健康に関連する項目	一般細菌	100個/mL以下	12	0	12	0	12	0
	大腸菌	検出されないこと	12	不検出	12	不検出	12	不検出
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003mg/L以下	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾋ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	0.42	12	0.40	12	0.40
	ﾌｯ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ﾎｳ素及びその化合物	1mg/L以下	4	0.01	4	<0.01	4	<0.01
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	塩素酸	0.6mg/L以下	4	0.13	4	0.14	4	0.15
	ｸﾛﾛ酢酸	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06mg/L以下	4	0.010	4	0.010	4	0.013
	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.002	4	0.004	4	0.002
	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/L以下	4	0.005	4	0.005	4	0.006
	臭素酸	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/L以下	4	0.023	4	0.022	4	0.029
	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.005	4	0.004	4	0.005
	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03mg/L以下	4	0.008	4	0.008	4	0.010
	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08mg/L以下	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
水道水が有すべき性状に関連する項目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	0.01
	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2mg/L以下	4	0.05	4	0.05	4	0.05
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200mg/L以下	12	8.7	12	8.7	12	8.7
	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	塩化物ｲｵﾝ	200mg/L以下	12	11.4	12	11.2	12	11.3
	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	12	23.5	12	23.8	12	24.0
	蒸発残留物	500mg/L以下	4	57	4	59	4	60
	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2mg/L以下	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02mg/L以下	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005mg/L以下	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	0.4	12	0.4	12	0.4
	pH値	5.8以上8.6以下	12	7.4	12	7.5	12	7.4
	味	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
	臭気	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
	色度	5度以下	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
	濁度	2度以下	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
	残留塩素	(目)1mg/L以下	12	0.56	12	0.64	12	0.56

扇山配水池		乾場配水池		狸岩減圧槽		牧野浄水場		黒崎浄水場		大中尾浄水場	
回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
12	19.5	12	19.5	12	19.5	12	18.5	12	18.5	12	18.5
12	18.2	12	17.7	12	21.2	12	17.6	12	18.4	12	19.1
12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出
4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
12	0.18	12	0.40	12	0.40	12	0.40	12	0.40	12	0.19
12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.18	4	0.20	4	0.24	4	0.20	4	0.24	4	0.16
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.012	4	0.023	4	0.020	4	0.022	4	0.019	4	0.008
4	0.003	4	0.008	4	0.006	4	0.005	4	0.012	4	0.007
4	0.004	4	0.004	4	0.003	4	0.003	4	0.003	4	0.003
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.025	4	0.038	4	0.034	4	0.036	4	0.031	4	0.018
4	0.012	4	0.010	4	0.009	4	0.011	4	0.010	4	0.009
4	0.008	4	0.011	4	0.010	4	0.010	4	0.009	4	0.006
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
4	0.02	4	<0.01	4	0.03	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	0.04	4	<0.01	4	<0.01	4	0.01	4	0.01	4	0.04
4	<0.03	4	<0.03	4	0.06	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
12	7.4	12	7.1	12	7.3	12	7.1	12	7.3	12	7.4
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
12	10.4	12	11.0	12	11.5	12	11.1	12	11.5	12	10.4
12	42.0	12	21.5	12	21.7	12	22.1	12	21.8	12	41.4
4	77	4	53	4	53	4	48	4	47	4	64
2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
4	<1	4	2	4	2	4	1	4	2	4	<1
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
12	<0.3	12	0.4	12	0.4	12	0.5	12	0.5	12	<0.3
12	7.6	12	7.2	12	7.3	12	7.3	12	7.3	12	7.6
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
12	<0.5	12	<0.5	12	1.1	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
12	0.52	12	0.59	12	0.47	12	0.49	12	0.75	12	0.78

(13) 電力使用量と電力料金

項目 年度	揚送水量 (m³)	電力量 (kWh)	電気料金 (円)	揚送水量１m³あたり 電力量（kWh）	揚送水量１m³あたり 料金（円）
令和２年度	73,574,771	27,981,819	529,151,218	0.38	7.19
令和３年度	77,020,040	28,844,866	579,083,120	0.37	7.52
令和４年度	78,863,605	28,409,555	707,141,013	0.36	8.97
令和５年度	76,391,028	26,552,777	545,625,672	0.35	7.14
令和６年度	**77,105,546**	**27,853,375**	**632,723,816**	**0.36**	**8.21**

イ　揚送水量１m³あたりの電力比

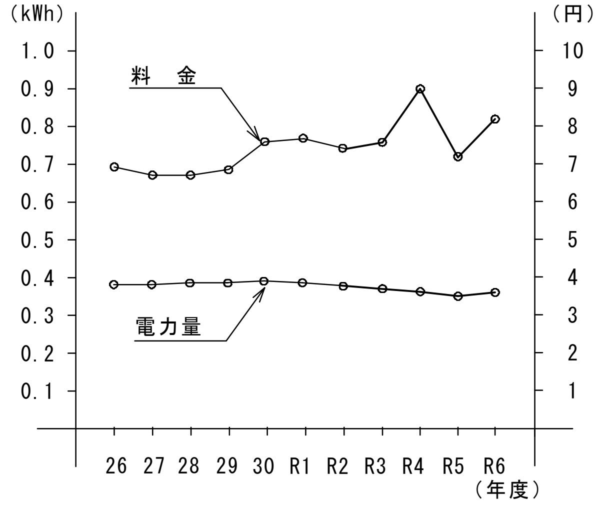

ア　主要水系配水動力コスト模式図（令和６年度）

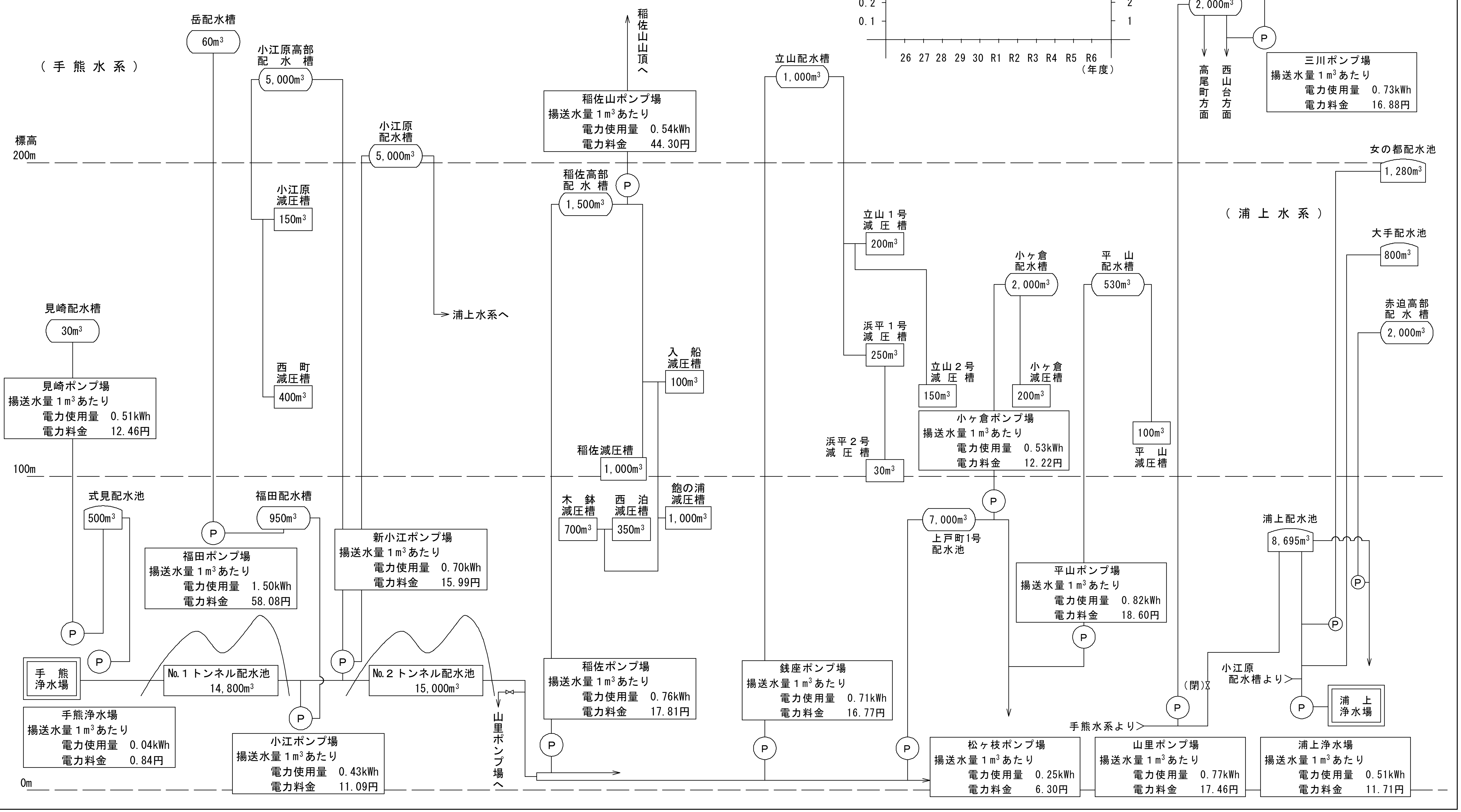

(14)管路総延長

年度末現在（単位：m）

区分 / 年度	総数	75mm未満	75～200mm	250～450mm	500～900mm	1,000mm以上
令和2年度	2,655,462	819,634	1,443,910	291,288	69,618	31,012
令和3年度	2,663,024	821,910	1,446,294	292,473	71,043	31,304
令和4年度	2,617,395	816,388	1,406,958	283,230	79,649	31,170
令和5年度	2,621,319	818,519	1,408,179	283,301	80,150	31,170
令和6年度	**2,626,418**	**820,519**	**1,409,432**	**284,658**	**81,000**	**30,809**
導　水　管（取水管・ずい道等を含む）	80,999	0	0	38,066	22,998	19,935
送　水　管	242,625	19,817	128,870	77,482	9,736	6,720
配　水　管	2,302,794	800,702	1,280,562	169,110	48,266	4,154

令和6年度　　北海道　根室本線　新得駅　付近

(15)給水装置工事

給水装置工事申込受付件数

（単位:件）

年度 / 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設工事	1,170	1,206	1,394	1,161	1,516
臨 時 用	93	91	102	78	83
外線工事	37	73	68	45	50
内線工事	1	6	0	1	0
改造工事	1,028	1,094	874	870	754
増設工事	22	24	20	17	12
撤　去	9	11	13	13	21
計	2,360	2,505	2,471	2,185	2,436

(16) 修繕及び調査等

(単位：件)

区分 年度・月別	総計	局負担分	需要者・原因者負担分
平成29年度	9,325	9,309	16
平成30年度	9,251	9,232	19
令和元年度	9,479	9,462	17
令和2年度	8,388	8,375	13
令和3年度	9,336	9,320	16
令和4年度	9,418	9,403	15
令和5年度	9,341	9,331	10
令和6年度	**8,276**	**8,261**	**15**
令和6年 4月	478	477	1
5月	599	596	3
6月	579	576	3
7月	849	848	1
8月	968	967	1
9月	966	966	0
10月	836	836	0
11月	654	653	1
12月	642	640	2
令和7年 1月	644	642	2
2月	569	568	1
3月	492	492	0

備考：※平成21年度からメーター上流は局負担
※平成22年度からメーター下流の修繕は民間移譲
※平成23年度からメーター下流の漏水調査は民間移譲
※給・配水施設維持管理業務のうち修繕工事に分類されるもの
(配水管破損修繕、給水管破損修繕、栓類の取替・修理、ﾒｰﾀｰ呼びﾈｼﾞ及びﾊﾟｯｷﾝ取替、
不要管処理、道路復旧工事、漏水調査、配管調査、赤水調査、出水不良調査、移設工事、その他)

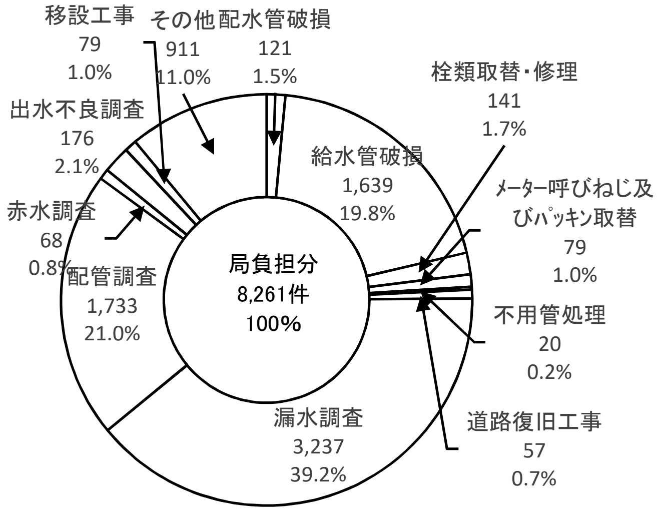

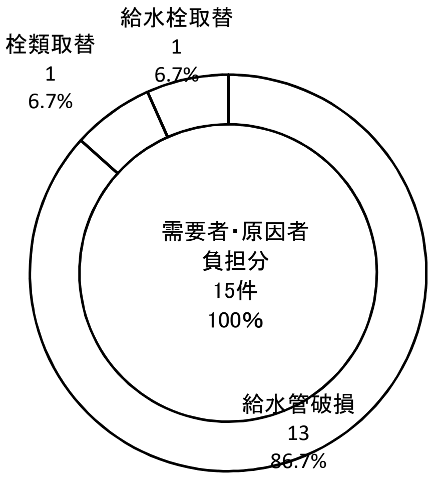

(17) 水道メーター

（ア）検査実績　（単位：件）

		計	合格	不合格	検査不能
検査件数		8	8	0	0
内訳	現場検査	0	0	0	0
	引上検査	8	8	0	0

（イ）取付・取替・撤去・修理状況　（単位：件）

口径＼区分	総数	取付			取替			撤去	改造修理
		計	新規	復活	計	事故	検定		
総数	40,755	2,246	1,395	851	20,327	54	20,273	2,154	16,028
13mm	27,663	1,233	558	675	12,501	29	12,472	1,829	12,100
20mm	11,738	942	790	152	6,931	20	6,911	265	3,600
25mm	948	39	24	15	678	5	673	31	200
30mm	2	0	0	0	2	0	2	0	0
40mm	183	17	11	6	125	0	125	21	20
50mm	164	11	9	2	76	0	76	4	73
75mm	44	3	3	0	8	0	8	3	30
100mm	9	0	0	0	3	0	3	1	5
150mm	2	1	0	1	1	0	1	0	0
250mm	1	0	0	0	1	0	1	0	0
300mm	1	0	0	0	1	0	1	0	0

（ウ）設置状況（令和7年3月31日現在）　（単位：個）

口径＼区分	総　数	設置数	臨時用
総数	172,378	172,052	326
13mm	112,521	112,328	193
20mm	53,557	53,459	98
25mm	3,798	3,777	21
30mm	18	18	0
40mm	1,662	1,651	11
50mm	609	607	2
75mm	169	168	1
100mm	34	34	0
150mm	7	7	0
200mm	1	1	0
250mm	1	1	0
300mm	1	1	0

（18）給水・廃止受付状況

（単位:件）

受付区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話	申込	12,199	11,627	11,353	11,248	10,857
	移転	4,109	4,091	3,780	3,730	3,964
	廃止	12,419	12,955	12,790	12,217	11,640
	その他	6,840	6,586	6,897	6,653	6,547
	計	35,567	35,259	34,820	33,848	33,008
窓口	新規	1,859	2,109	1,726	2,185	1,505
	申込	711	887	1,344	641	1,394
	移転	225	194	203	159	171
	廃止	806	868	795	930	979
	その他	7,433	7,169	9,102	9,246	7,761
	計	11,034	11,227	13,170	13,161	11,810
インターネット	申込	1,824	1,885	2,638	2,717	2,843
	移転	1,685	474	415	473	446
	廃止	413	1,790	1,990	2,046	2,222
	計	3,922	4,149	5,043	5,236	5,511
職権		498	457	531	496	566
合計		51,021	51,092	53,564	52,741	50,895

（19） 検針状況

（単位:件、%）

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検針数 (A)		1,389,763	1,384,456	1,395,432	1,388,490	1,397,358
検針不能数（B）	メーター故障	31	33	25	43	21
	埋没・その他	216	185	173	264	247
	計	247	218	198	307	268
実検針数 (C) ＝ (A) － (B)		1,389,516	1,384,238	1,395,234	1,388,183	1,397,090
実検針率 (C) ／ (A)		99.98	99.98	99.99	99.98	99.98

（20）　水道料金調定状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件、円）

年度／区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件　　数	2,518,090	2,512,531	2,507,232	2,501,775	2,503,526
金　　額	9,645,687,037	9,489,940,727	9,374,706,854	9,263,268,678	9,214,228,313

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

（21）　料金支払方法別調定件数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件、%）

年度／区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座制	件 数	149,713	146,613	143,749	141,249	140,022
	割 合	71.33	70.04	68.71	67.70	67.15
納付制	件 数	39,651	39,654	40,578	40,993	40,904
	割 合	18.89	18.94	19.40	19.65	19.62
クレジット制	件 数	20,529	23,060	24,881	26,403	27,593
	割 合	9.78	11.02	11.89	12.65	13.23
件数合計		209,893	209,327	209,208	208,645	208,519

※ 件数は、各年度３月分の当初調定件数

令和2年度

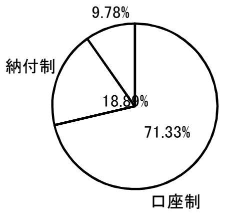

令和3年度

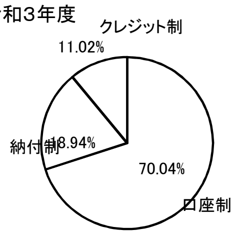

令和4年度

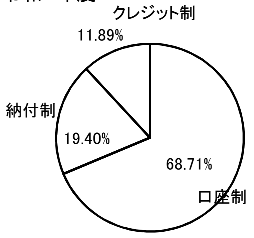

令和5年度

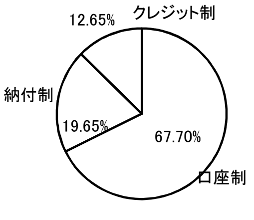

令和6年度

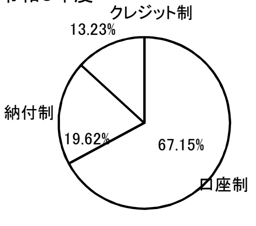

（22）水道料金収納状況

（上段：件数（件）、下段：金額（円））

区分＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
口座振替	1,780,876 6,992,827,372	1,745,184 6,763,414,491	1,708,826 6,627,393,691	1,675,526 6,497,623,722	1,659,647 6,416,603,946
金融機関窓口	95,480 889,717,034	90,320 854,507,007	81,106 797,837,675	79,993 771,392,210	80,198 759,807,098
コンビニ	332,721 826,060,071	334,117 816,254,642	353,117 848,636,665	362,190 854,265,484	365,278 861,550,705
料金サービス課窓口	85,738 257,105,587	79,888 235,285,586	78,512 230,009,691	77,169 220,799,468	78,475 220,602,564
クレジット	228,434 774,891,125	261,768 860,506,993	286,068 914,097,003	306,227 957,775,168	320,331 1,005,365,944
収納合計	2,523,249 9,740,601,189	2,511,277 9,529,968,719	2,507,629 9,417,974,725	2,501,105 9,301,856,052	2,503,929 9,263,930,257

※ 収納額には、過年度分の水道料金も含む。

（23）口径別加入金調定状況

（上段：件数（件）、下段：金額（円））

区分＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
新設工事	13mm	242 15,972,000	200 13,200,000	299 19,734,000	247 16,302,000	259 17,094,000
	20mm	274 40,086,200	301 44,036,300	211 30,869,300	217 31,747,100	355 51,936,500
	25mm	14 3,850,000	11 3,025,000	17 4,675,000	5 1,375,000	7 1,925,000
	40mm	3 2,508,000	4 3,344,000	4 3,344,000	1 836,000	3 2,508,000
	50mm	2 2,552,000	2 2,552,000	0 0	4 5,104,000	3 3,828,000
	75mm	2 6,160,000	0 0	0 0	1 3,080,000	0 0
	100mm	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	150mm	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	200mm	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小　計	537 71,128,200	518 66,157,300	531 58,622,300	475 58,444,100	627 77,291,500
改　造　工　事		1,256 108,097,000	1,230 105,164,400	1,185 99,652,300	1,262 117,928,800	1,261 107,451,300
総　　　　計		1,793 179,225,200	1,748 171,321,700	1,716 158,274,600	1,737 176,372,900	1,888 184,742,800

加入金調定件数推移表

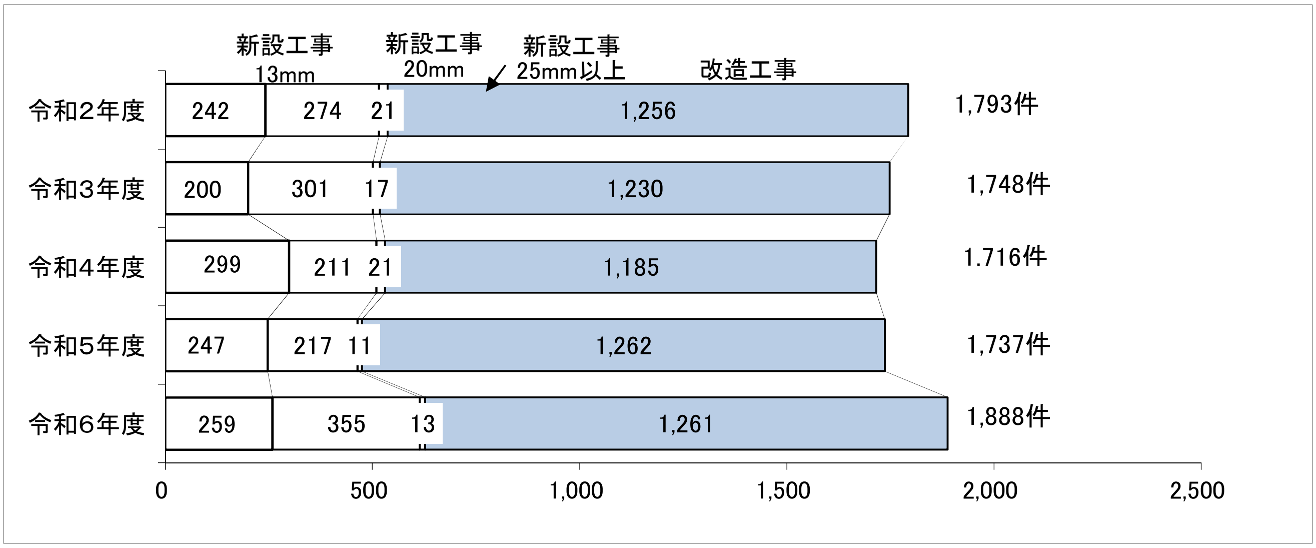

年度	年度別延長一覧(km)	
	年度別延長	累積延長
～昭和29	4.3	4.2
昭和30	0.0	4.2
昭和31	0.0	4.3
昭和32	0.1	4.3
昭和33	0.0	4.5
昭和34	0.2	5.3
昭和35	0.8	5.3
昭和36	0.0	5.5
昭和37	0.3	5.5
昭和38	0.0	10.5
昭和39	5.1	10.5
昭和40	0.0	40.4
昭和41	30.8	42.7
昭和42	2.4	47.8
昭和43	5.3	48.9
昭和44	1.2	52.2
昭和45	3.4	67.2
昭和46	15.4	82.2
昭和47	15.4	105.9
昭和48	24.4	146.4
昭和49	41.8	176.2
昭和50	30.7	189.3
昭和51	13.6	202.7
昭和52	13.8	218.7
昭和53	16.5	263.9
昭和54	46.6	305.7
昭和55	43.1	364.2
昭和56	60.3	446.4
昭和57	84.8	482.7
昭和58	37.4	556.3
昭和59	75.9	670.2
昭和60	117.4	751.4
昭和61	83.6	801.6
昭和62	51.8	859.4
昭和63	59.6	923.4
平成元	65.9	968.7
平成2	46.7	1048.3
平成3	82.1	1133.9
平成4	88.2	1183.7
平成5	51.3	1237.3
平成6	55.3	1264.9
平成7	28.4	1332.4
平成8	69.6	1373.5
平成9	42.4	1419.9
平成10	47.8	1459.4
平成11	40.8	1529.4
平成12	72.1	1582.2
平成13	54.5	1652.2
平成14	72.1	1724.6
平成15	74.7	1796.2
平成16	73.8	1833.6
平成17	38.6	1997.3
平成18	168.7	2034.3
平成19	38.2	2333.1
平成20	32.4	2351.5
平成21	36.1	2369.9
平成22	37.6	2390.1
平成23	26.6	2399.3
平成24	33.3	2415.1
平成25	56.1	2444.0
平成26	65.1	2486.7
平成27	53.8	2525.7
平成28	21.5	2533.0
平成29	45.0	2559.7
平成30	55.0	2607.2
令和1	16.3	2613.7
令和2	29.9	2635.0
令和3	14.6	2642.6
令和4	16.9	2597.0
令和5	11.8	2600.9
令和6	8.7	2605.9

年度別水道管路延長

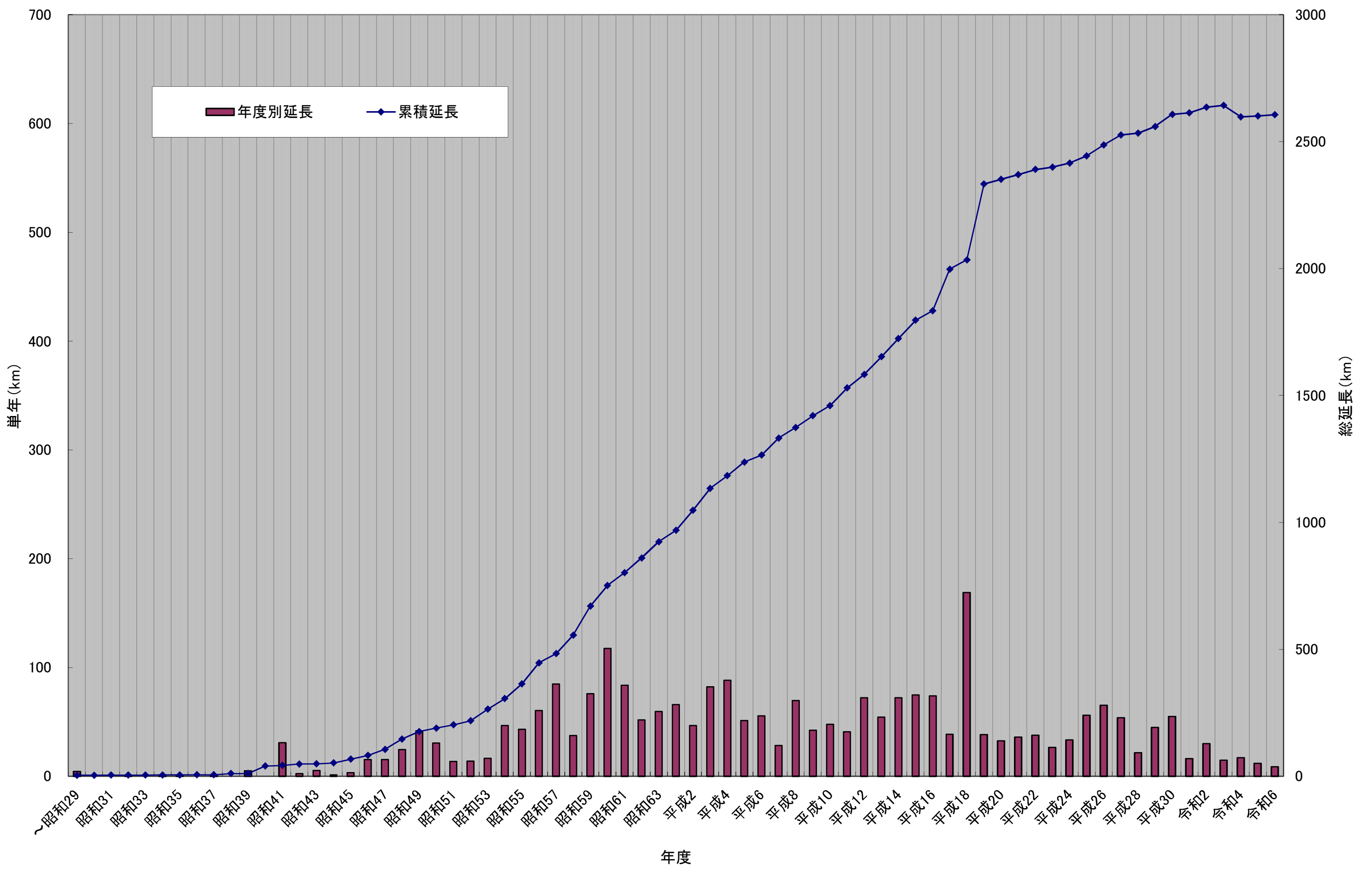

年齢別水道管路布設状況

年齢別	～10年	11年～20年	21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～
各計	338.6 km	541.3 km	557.6 km	722.5 km	388.4 km	109.1 km

Ⅳ 水道料金

1 水道料金及び加入金変せん表

(1)水道料金

区分			昭和27年8月 基本料金	昭和27年8月 超過料金	昭和30年8月 基本料金	昭和30年8月 超過料金	昭和33年7月 基本料金	昭和33年7月 超過料金
専用せん	放任給水	家事用	170円	—	200円	—	—	—
		営業用 第1種	340円	—	400円	—	—	—
		〃 第2種	510円	—	600円	—	—	—
		〃 第3種	680円	—	800円	—	—	—
	計量給水	家事用	10㎥まで 170円	20円	10㎥まで 200円	24円	10㎥まで 200円	24円
		営業用 第1種	20㎥まで 340円	20円	20㎥まで 400円	24円	20㎥まで 400円	24円
		〃 第2種	30㎥まで 510円	20円	30㎥まで 600円	24円	30㎥まで 600円	24円
		〃 第3種	40㎥まで 680円	20円	40㎥まで 800円	24円	40㎥まで 800円	24円
	湯屋用		100㎥まで 1,300円	15円	100㎥まで 1,500円	17円	100㎥まで 1,500円	17円
	船舶給水用		1㎥につき 20円		1㎥につき 25円		1㎥につき 25円	
共用せん	放任給水	家事用	120円	—	140円	—	—	—
		営業用 第1種	225円	—	265円	—	—	—
		〃 第2種	300円	—	350円	—	—	—
	計量給水	家事用	8㎥まで 120円	17円	8㎥まで 140円	20円	8㎥まで 140円	20円
		営業用 第1種	15㎥まで 225円	17円	15㎥まで 265円	20円	15㎥まで 265円	20円
		〃 第2種	20㎥まで 300円	17円	20㎥まで 350円	20円	20㎥まで 350円	20円
私設消火せん			1口5分間までごとに 250円		1口5分間までごとに 250円		1口5分間までごとに 250円	

区分		昭和34年11月	昭和37年8月	昭和40年10月	昭和44年4月
一般用	基本料金	10㎥まで 200円	10㎥まで 250円	8㎥まで 280円 ただし、4㎥まで 250円	8㎥まで 350円 ただし、4㎥まで 250円
	超過料金	24円	30円	超過水量7㎥までの部分 45円 7㎥を超える部分 50円	超過水量12㎥までの部分 70円 12㎥を超える部分 80円
浴場用	基本	100㎥まで 1,500円	100㎥まで 1,875円	100㎥まで 2,625円	100㎥まで 3,030円
	超過	17円	21円	30円	35円
共用	基本	8㎥まで 140円	8㎥まで 155円	6㎥まで 170円	6㎥まで 170円
	超過	20円	22円	30円	40円
船舶用		1㎥につき 20円	1㎥につき 25円	1㎥につき 35円	1㎥につき 55円
臨時用		1㎥につき 20円	1㎥につき 30円	1㎥につき 50円	1㎥につき 80円
改定率		—	23.36%	44.36%	43.93%
算定期間		—	5年間 (S37～41年度)	5年間 (S40～44年度)	4年間 (S44～47年度)

備考	※ 超過料金欄中はすべて「基本料金をこえて使用する場合に、そのこえる1㎥につき」の料金である。

区分			昭和50年10月	昭和55年4月	昭和59年4月	平成元年4月	平成5年4月
一般用	基本料金	8㎥まで	550円	730円	920円	1,050円	1,170円
		ただし、4㎥まで	350円	460円	600円	685円	760円
	超過料金	8㎥を超え15㎥までの部分	110円	135円	165円	185円	205円
		15㎥を超え25㎥までの部分	120円	150円	185円	210円	235円
		25㎥を超え50㎥までの部分	140円	180円	220円	250円	280円
		50㎥を超え100㎥までの部分	160円	210円	260円	300円	335円
		100㎥を超え500㎥までの部分	180円	240円	300円	350円	390円
		500㎥を超える部分	200円	270円	330円	380円	425円
浴場業用	基本	80㎥まで	3,030円	3,500円	4,300円	4,950円	5,500円
	超過	1㎥につき	70円	80円	100円	115円	130円
共用	基本	6㎥まで	270円	350円	440円	510円	590円
	超過	1㎥につき	65円	80円	100円	115円	130円
船舶用		1㎥につき	90円	150円	180円	210円	235円
臨時用		1㎥につき	200円	270円	330円	380円	425円
改定率			89.35%	30.17%	23.69%	14.17%	11.52%
算定期間			4年間（S50～53年度）	2年間（S55～56年度）	4年間（S59～62年度）	3年間（H元～3年度）	3年間（H5～7年度）
備考	※ 超過料金欄中はすべて「基本料金をこえて使用する場合に、そのこえる1㎥につき」の料金である。 ※ 平成26年5月分より、消費税及び地方消費税相当額（8%）を加算する。 ※ 平成9年5月分より消費税及び地方消費税相当額（5%）を加算する。 ※ 平成元年～平成9年5月までは消費税及び地方消費税相当額（3%）を加算する。						

実施年度	平成13年4月				平成22年8月			
用途	基本料金		従量料金		基本料金		従量料金	
	メーターの口径	金額（1か月につき）	単位	金額（1m^3につき）	メーターの口径	金額（1か月につき）	単位	金額（1m^3につき）
一般用	20mm以下	805円	$1m^3$～$10m^3$	70円	20mm以下	805円	$1m^3$～$10m^3$	70円
	25mm	1,000円			25mm	1,000円		
	40mm	2,500円	$11m^3$～$50m^3$	270円	40mm	2,500円	$11m^3$～$50m^3$	260円
	50mm	4,500円			50mm	4,500円		
	75mm	9,500円	$51m^3$～$100m^3$	350円	75mm	9,500円	$51m^3$～$100m^3$	330円
	100mm	16,000円			100mm	16,000円		
	150mm	33,000円	$101m^3$以上	425円	150mm	33,000円	$101m^3$以上	396円
	200mm以上	45,000円			200mm以上	45,000円		
公衆浴場用	一般用と同じ		$1m^3$以上	70円	一般用と同じ		$1m^3$以上	70円
船舶用	一般用と同じ		$1m^3$以上	175円	一般用と同じ		$1m^3$以上	170円
臨時用	―		$1m^3$以上	425円	―		$1m^3$以上	396円
改定率	6.998%				▲3.14%			
算定期間	4年間（H13～16年度）				3年7カ月間（H22～25年度）			
備考	※ 水道料金は、上記の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額（5%）を加算した額である。 ※ 平成13年5月分より適用。				※ 水道料金は、上記の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額（10%）を加算した額である。 ※ 平成22年9月分より適用。			

(2) 水道利用加入金

改定年月 / 加入金 / メーター口径	昭和51年5月（創　設）	昭和55年4月	昭和59年4月
	金　額(円)	金　額(円)	金　額(円)
13mm	35,000	45,000	60,000
20mm	100,000	118,000	133,000
25mm	170,000	200,000	250,000
40mm	500,000	605,000	760,000
50mm	800,000	930,000	1,160,000
75mm	2,000,000	2,300,000	2,800,000
100mm	3,300,000	3,850,000	4,850,000
150mm	7,000,000	8,350,000	10,500,000
200mm以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

※ 令和元年10月1日からは昭和59年4月改定額に消費税及び地方消費税相当額（10%）を加算した額としている。

Ⅴ　財　　政

1　収支概況

（1）令和６年度長崎市水道事業決算報告書

ア　収益的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款　水道事業収益	11,003,030,000	6,813,000	―
第1項　営業収益	9,571,414,000	―	―
第2項　営業外収益	1,431,612,000	6,813,000	―
第3項　特別利益	4,000	―	―

支　　出

区　　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 予備費支出額	予算額 流用増減額	予算額 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	予算額 小計
第1款　水道事業費用	10,197,998,000	18,039,000	―	―	―	10,216,037,000
第1項　営業費用	9,689,321,000	18,039,000	―	△ 31,702,688	―	9,675,657,312
第2項　営業外費用	329,493,000	―	―	31,702,688	―	361,195,688
第3項　特別損失	178,184,000	―	―	―	―	178,184,000
第4項　予備費	1,000,000	―	―	―	―	1,000,000

イ　資本的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款　資本的収入	847,958,000	238,810,000	1,086,768,000	212,135,745
第1項　企業債	100,000,000	―	100,000,000	―
第2項　出資金	116,888,000	―	116,888,000	100,900,000
第3項　工事負担金	139,384,000	―	139,384,000	12,644,200
第4項　補助金	74,507,000	223,000,000	297,507,000	86,227,000
第5項　固定資産売却代金	152,423,000	―	152,423,000	―
第6項　基金収入	2,575,000	―	2,575,000	―
第7項　基金繰入金	192,181,000	15,810,000	207,991,000	12,364,545
第8項　有価証券収入	70,000,000	―	70,000,000	―

支　　出

区　　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 流用増減額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	予算額 継続費逓次繰越額
第1款　資本的支出	6,032,126,000	910,066,000	―	6,942,192,000	836,442,602	1,791,200,680
第1項　建設改良費	3,587,102,000	910,066,000	△ 1,165,806	4,496,002,194	836,442,602	1,791,200,680
第2項　企業債償還金	990,429,000	―	1,165,806	991,594,806	―	―
第3項　投資	1,454,595,000	―	―	1,454,595,000	―	―

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,931,112,457円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金807,252,863円で補てんした。

（単位：円）

合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
11,009,843,000	11,097,637,026	87,794,026	
9,571,414,000	9,608,805,888	37,391,888	（うち仮受消費税及び地方消費税865,465,267円）
1,438,425,000	1,487,714,986	49,289,986	（うち仮受消費税及び地方消費税 20,374,447円）
4,000	1,116,152	1,112,152	

（単位：円）

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
―	10,216,037,000	9,818,848,421	―	397,188,579	
―	9,675,657,312	9,284,011,600	―	391,645,712	（うち仮払消費税及び地方消費税292,351,294円）
―	361,195,688	365,127,508	―	△ 3,931,820	
―	178,184,000	169,709,313	―	8,474,687	（うち仮払消費税及び地方消費税 626,653円）
―	1,000,000	―	―	1,000,000	

（単位：円）

継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
671,936,000	1,970,839,745	1,637,638,449	△ 333,201,296	
―	100,000,000	100,000,000	―	
239,000,000	456,788,000	454,588,000	△ 2,200,000	
―	152,028,200	82,350,259	△ 69,677,941	翌年度繰越額に対する財源充当額 4,741,000円 （うち仮受消費税及び地方消費税 819,270円）
432,936,000	816,670,000	582,056,000	△ 234,614,000	翌年度繰越額に対する財源充当額223,000,000円 （うち仮受消費税及び地方消費税 5,272円）
―	152,423,000	152,480,290	57,290	
―	2,575,000	4,863,065	2,288,065	
―	220,355,545	191,300,835	△ 29,054,710	翌年度繰越額に対する財源充当額 20,722,728円
―	70,000,000	70,000,000	―	

（単位：円）

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
9,569,835,282	7,568,750,906	606,595,600	1,118,034,172	1,724,629,772	276,454,604	
7,123,645,476	5,126,444,992	606,595,600	1,118,034,172	1,724,629,772	272,570,712	（うち仮払消費税及び地方消費税 423,117,230円）
991,594,806	991,594,806	―	―	―	―	
1,454,595,000	1,450,711,108	―	―	―	3,883,892	

362,715,034 円、繰越工事資金 76,600,000 円、損益勘定留保資金 4,642,056,560 円、減債積立金 42,488,000 円

（２）令和６年度長崎市水道事業損益計算書
（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

単位：円

１営　業　収　益			
（１）給　水　収　益	8,376,586,943		
（２）受託工事収益	4,182,966		
（３）負　担　金	360,111,362		
（４）補　助　金	2,416,000		
（５）その他の営業収益	43,350	8,743,340,621	
２営　業　費　用			
（１）原水及び浄水費	1,745,293,582		
（２）配　水　費	894,228,753		
（３）給　水　費	515,370,995		
（４）受託工事費	22,923,437		
（５）業　務　費	568,919,477		
（６）総　係　費	520,211,149		
（７）減価償却費	4,613,066,006		
（８）資産減耗費	111,646,907	8,991,660,306	
営　業　損　失			△ 248,319,685
３営業外収益			
（１）受　取　利　息	26,432,560		
（２）負　担　金	26,321,456		
（３）補　助　金	6,813,000		
（４）加　入　金	167,948,000		
（５）長期前受金戻入	1,096,772,517		
（５）雑　収　益	143,131,451	1,467,418,984	
４営業外費用			
（１）支　払　利　息	130,728,888		
（２）雑　支　出	15,166,896	145,895,784	1,321,523,200
経　常　利　益			1,073,203,515
５特　別　利　益			
（１）過年度損益修正益	1,116,152	1,116,152	
６特　別　損　失			
（１）固定資産売却損	162,813,635		
（２）過年度損益修正損	6,269,025	169,082,660	△ 167,966,508
当年度純利益			905,237,007
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			849,740,863
当年度未処分利益剰余金			1,754,977,870

（3）令和６年度長崎市水道事業剰余金計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

	資本金	剰余金 資本剰余金 受贈財産評価額	工事負担金	補助金	補償金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前年度末残高	94,434,521,809	2,311,136,445	46,482,383	457,247,629	1,472,825,541	179,455,411	4,467,147,409
前年度処分額	1,223,298,903	―	―	―	―	―	―
条例第5条による処分額	―	―	―	―	―	―	―
積立て	―	―	―	―	―	―	―
条例第6条による処分額	1,223,298,903	―	―	―	―	―	―
組入れ	1,223,298,903	―	―	―	―	―	―
処分後残高	95,657,820,712	2,311,136,445	46,482,383	457,247,629	1,472,825,541	179,455,411	4,467,147,409
当年度変動額	555,465,651	16,657	―	△100,877,651	15,790	4,847,275	△95,997,929
出資金の受入れ	454,588,000	―	―	―	―	―	―
資本金の修正	100,877,651	―	―	△100,877,651	―	―	△100,877,651
資本剰余金の受入れ	―	16,657	―	―	15,790	4,847,275	4,879,722
当年度純利益	―	―	―	―	―	―	―
積立金の使用	―	―	―	―	―	―	―
当年度末残高	96,213,286,363	2,311,153,102	46,482,383	356,369,978	1,472,841,331	184,302,686	4,371,149,480

（4）令和６年度長崎市水道事業剰余金処分計算書

単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	96,213,286,363	4,371,149,480	1,754,977,870
条例第5条による処分額	―	―	△ 905,237,007
減債積立金の積立て	―	―	△ 45,262,000
建設改良積立金の積立て	―	―	△ 859,975,007
基金積立金の積立て	―	―	―
条例第6条による資本金への組入れ	849,740,863	―	△ 849,740,863
処分後残高	97,063,027,226	4,371,149,480	（繰越利益剰余金） ―

単位：円

余					金	資本合計
利益剰余金						
減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	基金積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
42,488,000	17,476,942	807,252,863	—	2,402,118,575	3,269,336,380	102,171,005,598
58,941,000	—	1,066,493,855	53,384,817	△2,402,118,575	△1,223,298,903	—
58,941,000	—	1,066,493,855	53,384,817	△1,178,819,672	—	—
58,941,000	—	1,066,493,855	53,384,817	△1,178,819,672	—	—
—	—	—	—	△1,223,298,903	△1,223,298,903	—
—	—	—	—	△1,223,298,903	△1,223,298,903	—
101,429,000	17,476,942	1,873,746,718	53,384,817	(繰越利益剰余金) —	2,046,037,477	102,171,005,598
△42,488,000	—	△807,252,863	—	1,754,977,870	905,237,007	1,364,704,729
—	—	—	—	—	—	454,588,000
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	4,879,722
—	—	—	—	905,237,007	905,237,007	905,237,007
△42,488,000	—	△807,252,863	—	849,740,863	—	—
58,941,000	17,476,942	1,066,493,855	53,384,817	(当年度未処分利益剰余金) 1,754,977,870	2,951,274,484	103,535,710,327

（５）令和６年度費用構成表

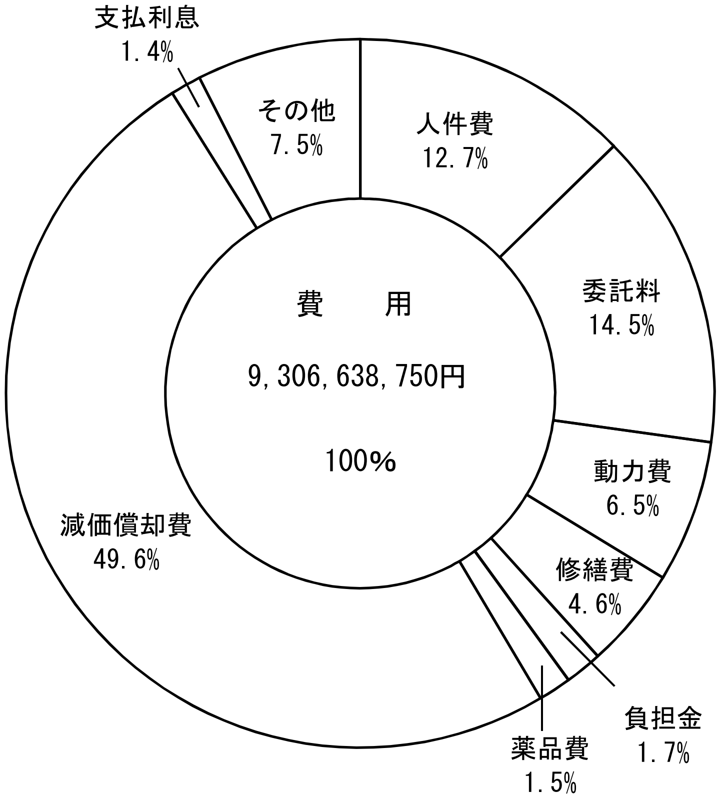

※消費税及び地方消費税相当額は含まない。

（６）令和６年度長崎市水道事業貸借対照表（令和７年３月３１日）

単位：円

資　産　の　部

1固　定　資　産				
（1）有 形 固 定 資 産				
イ　土　　　地		7,509,162,206		
ロ　立　　　木		8,125,964		
ハ　建　　　物	5,471,205,688			
減価償却累計額	△ 3,489,740,716	1,981,464,972		
ニ　構　築　物	181,887,303,461			
減価償却累計額	△ 90,616,800,512	91,270,502,949		
ホ　機械及び装置	26,345,280,655			
減価償却累計額	△ 18,791,414,037	7,553,866,618		
ヘ　車両運搬具	91,375,667			
減価償却累計額	△ 78,065,566	13,310,101		
ト　船　　　舶	622,500			
減価償却累計額	△ 591,375	31,125		
チ　工具、器具及び備品	510,521,671			
減価償却累計額	△ 412,038,020	98,483,651		
リ　リース資産	127,278,600			
減価償却累計額	△ 66,494,697	60,783,903		
ヌ　建設仮勘定		5,542,061,643		
有形固定資産合計			114,037,793,132	
（2）無 形 固 定 資 産				
イ　施設利用権		8,113,471,750		
ロ　ソフトウェア		98,388,049		
ハ　建設仮勘定		1,488,362,376		
無形固定資産合計			9,700,222,175	
（3）投資その他の資産				
イ　投資有価証券		2,094,713,111		
ロ　出　資　金		5,448,000		
ハ　基　　　金		1,172,956,756		
投資その他の資産合計			3,273,117,867	
固定資産合計				127,011,133,174
2流　動　資　産				
（1）現 金 ・ 預 金			13,068,175,397	
（2）未　収　金		1,785,958,089		
貸倒引当金		△ 12,508,656	1,773,449,433	
（3）有 価 証 券			70,000,000	
（4）貯　蔵　品			90,606,308	
流動資産合計				15,002,231,138
資　産　合　計				142,013,364,312

負　債　の　部

3 固定負債			
（1）企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,813,379,201		
企業債合計		6,813,379,201	
（2）リース債務		45,029,801	
（3）引当金			
イ 退職給付引当金	1,179,040,000		
ロ 修繕引当金	1,289,646,599		
引当金合計		2,468,686,599	
固定負債合計			9,327,095,601
4 流動負債			
（1）企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	948,929,397		
企業債合計		948,929,397	
（2）リース債務		21,832,492	
（3）未払金		1,820,162,746	
（4）前受金		851,940	
（5）引当金			
イ 賞与引当金	88,239,957		
ロ 法定福利費引当金	17,551,045		
ハ 修繕引当金	6,350,000		
引当金合計		112,141,002	
（6）預り金		38,119,680	
流動負債合計			2,942,037,257
5 繰延収益			
（1）長期前受金		61,430,525,826	
収益化累計額		△ 35,222,004,699	
繰延収益合計			26,208,521,127
負債合計			38,477,653,985

資　本　の　部

6 資本金			96,213,286,363
7 剰余金			
（1）資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,311,153,102		
ロ 工事負担金	46,482,383		
ハ 補助金	356,369,978		
ニ 補償金	1,472,841,331		
ホ その他資本剰余金	184,302,686		
資本剰余金合計		4,371,149,480	
（2）利益剰余金			
イ 減債積立金	58,941,000		
ロ 利益積立金	17,476,942		
ハ 建設改良積立金	1,066,493,855		
ニ 基金積立金	53,384,817		
ホ 当年度未処分利益剰余金	1,754,977,870		
利益剰余金合計		2,951,274,484	
剰余金合計			7,322,423,964
資本合計			103,535,710,327
負債資本合計			142,013,364,312

（７）財務分析

ア　財務分析

項目		算式	令和６年度基礎数値（千円）	比率（％）6年度	5年度	4年度
自己資本構成比率		資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益 ／ 負債・資本合計 ×100	129,744,231 ／ 142,013,364 ×100	91.4	90.1	89.6
固定資産対長期資本比率		固定資産 ／ 資本金＋剰余金＋評価差額等+固定負債＋繰延収益 ×100	127,011,133 ／ 139,071,327 ×100	91.3	90.7	90.8
流動比率		流動資産 ／ 流動負債 ×100	15,002,231 ／ 2,942,037 ×100	509.9	438.7	463.2
総収支比率		総収益 ／ 総費用 ×100	10,211,876 ／ 9,306,639 ×100	109.7	113.0	109.1
経常収支比率		経常収益 ／ 経常費用 ×100	10,210,760 ／ 9,137,556 ×100	111.7	112.6	109.2
企業債償還元金対減価償却費比率		企業債償還元金 ／ 減価償却費 ×100	991,595 ／ 4,613,066 ×100	21.5	22.0	23.2
料金収入に対する比率	企業債償還元金	企業債償還元金 ／ 料金収入 ×100	991,595 ／ 8,376,587 ×100	11.8	12.2	12.6
	企業債利息	企業債利息 ／ 料金収入 ×100	130,729 ／ 8,376,587 ×100	1.6	1.8	2.0
	企業債元利償還金	企業債償還元金＋企業債利息 ／ 料金収入 ×100	1,122,324 ／ 8,376,587 ×100	13.4	14.0	14.6
	職員給与費	職員給与費 ／ 料金収入 ×100	1,180,268 ／ 8,376,587 ×100	14.1	12.7	12.6
累積欠損金比率		累積欠損金（実質収入赤字） ／ 営業収益－受託工事収益 ×100	－	－	－	－
不良債務比率		流動負債－(流動資産－翌年度繰越財源) ／ 営業収益－受託工事収益 ×100	－	－	－	－

イ　経営分析

項目	単位	算式	令和６年度基礎数値	6年度	5年度	4年度
負荷率	%	1日平均給水量 ／ 1日最大給水量 ×100	113,848㎥ ／ 124,790㎥ ×100	91.2	91.8	77.2
施設利用率	%	1日平均給水量 ／ 給水能力 ×100	113,848㎥ ／ 176,150㎥ ×100	64.6	64.7	64.9
最大稼働率	%	1日最大給水量 ／ 給水能力 ×100	124,790㎥ ／ 176,150㎥ ×100	70.8	70.4	84.1
配水管使用効率	千m^3／km	年間総給水量 ／ 導送配水管延長	41,554千m^3 ／ 2,626㎞	15.8	15.9	15.9
固定資産使用効率	m^3／万円	年間総給水量 ／ 有形固定資産	41,554,380㎥ ／ 11,403,779万円	3.6	3.6	3.6
供給単価	円	給水収益 ／ 総有収水量	8,376,586,943円 ／ 36,027,990㎥	232.50	232.27	231.53
給水原価	円	経常費用－受託工事費等 ／ 総有収水量	9,101,900,833円 ／ 36,027,990㎥	252.63	248.27	253.48
職員１人当たり給水人口	人	現在給水人口 ／ 損益勘定職員	377,403人 ／ 164人	2,301.2	2,355.0	2,404.3
職員１人当たり有収水量	m^3	総有収水量 ／ 損益勘定職員	36,027,990㎥ ／ 164人	219,683	223,905	228,626
職員１人当たり営業収益	千円	営業収益－受託工事収益 ／ 損益勘定職員	8,739,158千円 ／ 164人	53,288	54,251	55,117
有収水量1万m^3／日当たり職員数	人	損益勘定職員 ／ 総有収水量／年間日数	164人 ／ 3,603万m^3/365日	17	16	16

(8) 水道料金原価

ア　部門別水道料金原価（１㎥当たり）

（単位：円）

項目＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業費用	原水及び浄水費	44.92	43.84	46.10	45.86	48.44
	配水費	23.27	23.45	24.15	24.18	24.82
	給水費	13.51	12.53	13.29	13.71	14.30
	業務費	14.47	14.71	15.29	16.16	15.79
	総係費	12.64	13.14	14.89	12.70	14.44
	減価償却費	121.01	122.85	125.70	128.39	128.04
	資産減耗費	12.26	9.12	9.27	3.10	3.10
	計（A）	242.08	239.64	248.69	244.10	248.93
営業外費用（B）		5.84	5.29	4.79	4.17	3.70
給水原価（A＋B）		247.92	244.93	253.48	248.27	252.63
供給単価		230.19	230.68	231.53	232.27	232.50

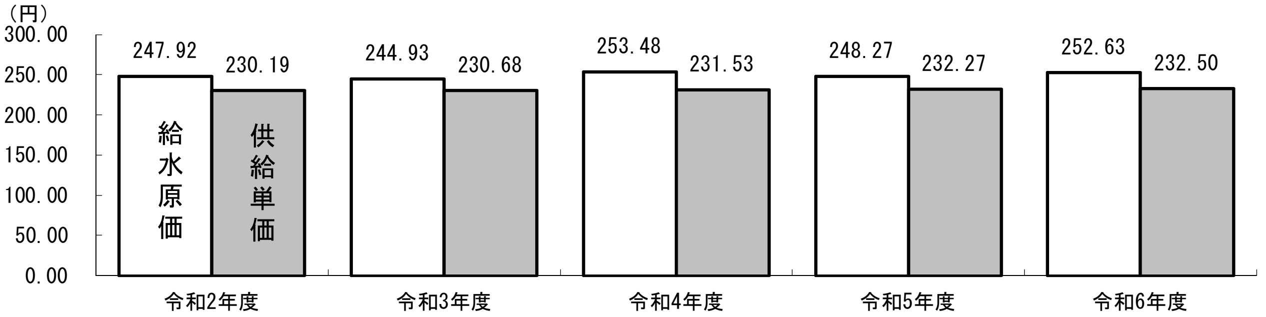

イ　目的別水道料金原価（１㎥当たり）

（単位：円）

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	30.24	30.60	28.79	28.96	32.13
委託料	36.41	32.98	35.53	37.07	37.49
修繕費	10.96	12.18	13.46	11.78	11.88
動力費	14.09	15.18	18.35	15.14	16.80
薬品費	2.69	2.51	3.10	3.98	4.01
減価償却費	121.01	122.85	125.70	128.40	128.04
資産減耗費	12.26	9.12	9.27	3.10	3.10
支払利息	5.84	5.29	4.71	4.17	3.63
その他	14.42	14.22	14.57	15.67	15.55
給水原価	247.92	244.93	253.48	248.27	252.63

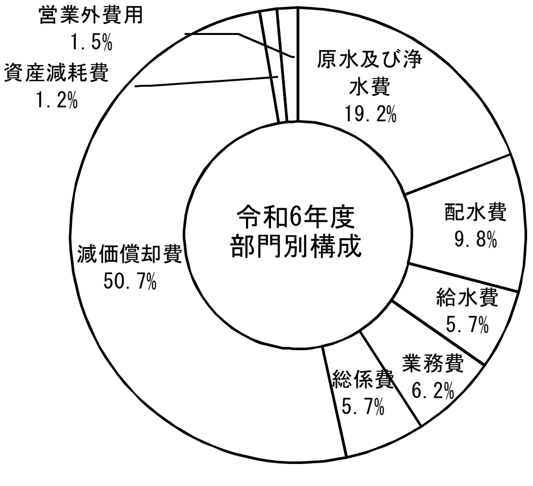

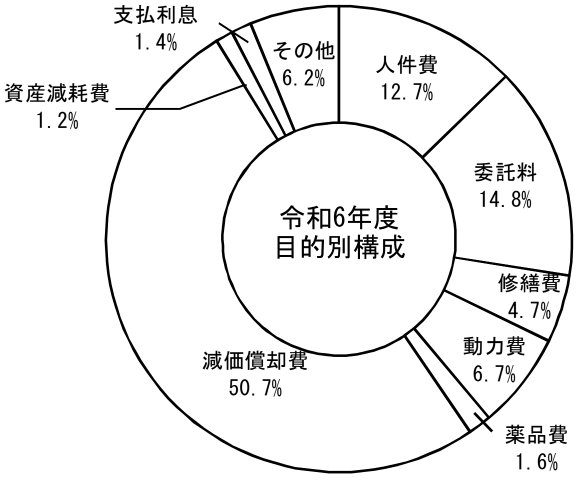

（9）令和6年度貯蔵品受払状況表（年間）

（単位:円）

区分 種別	前年度繰越高	購入高	受入高	支出高	たな卸増	たな卸減	在庫高
	1	2	3	4	5	6	1+2+3-4+5-6
鋳鉄直管	5,418,021	0	82,070	635,272	0	0	4,864,819
鋳鉄異形管	22,812,482	1,393,870	36,900	1,074,184	0	0	23,169,068
ガス管	5,380,713	432,700	0	667,173	0	0	5,146,240
ガス管継手類	10,504,236	1,259,440	6,012	1,241,538	0	0	10,528,150
ビニール管	3,027,440	3,581,199	54,247	606,309	0	0	6,056,577
石綿セメントコンクリート管	1,514,238	0	0	0	0	0	1,514,238
バルブ類	3,096,008	1,090,770	0	1,319,118	0	0	2,867,660
せん類	3,076,156	1,863,500	0	1,339,478	0	0	3,600,178
ボックス類	8,159,407	1,086,020	24,032	1,554,460	0	0	7,714,999
雑品	15,567,461	4,430,450	7,511	4,470,028	0	0	15,535,394
消耗工具器具備品	246,751	20,300	0	23,993	0	0	243,058
消耗物品	223,028	546,200	0	491,981	0	0	277,247
水道メーター	0	58,369,400	0	58,369,400	0	0	0
再用品	9,649,710	0	11,264	572,294	0	0	9,088,680
不用品	0	12,812,825	0	12,812,825	0	0	0
合計	88,675,651	86,886,674	222,036	85,178,053	0	0	90,606,308

(10) 令和７年度長崎市水道事業会計予算書

〈収益的収支〉

収　　入	金額（千円）	比率（%）
水道事業収益	11,019,119	100
給　水　収　益	9,140,271	83.0
長期前受金戻入	1,091,104	9.9
そ　の　他	787,744	7.1

支　　出	金額（千円）	比率（%）
水道事業費用	10,274,786	100
原水及び浄水費	2,198,565	21.4
配　水　費	1,082,770	10.6
給　水　費	575,895	5.6
受　託　工　事　費	23,358	0.2
業　務　費	658,054	6.4
総　係　費	586,566	5.7
減　価　償　却　費	4,716,676	45.9
支　払　利　息	112,765	1.1
そ　の　他	320,137	3.1

〈資本的収支〉

収　　入	金額（千円）	比率（%）
資本的収入	743,998	100
企　業　債	227,000	30.5
出　資　金	111,362	15.0
工　事　負　担　金	129,222	17.4
補　助　金	185,937	25.0
そ　の　他	90,477	12.1

支　　出	金額（千円）	比率（%）
資本的支出	5,052,407	100
建　設　改　良　費	3,903,832	77.3
建　設　受　託　費	5,093	0.1
企　業　債　償　還　金	950,967	18.8
投　　資	159,516	3.2
返　還　金	32,999	0.6

資本的収支不足額補てん財源内訳

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	362,803 千円
損益勘定留保資金	2,766,786 千円
減　債　積　立　金	58,941 千円
建　設　改　良　積　立　金	1,066,494 千円
基　金　積　立　金	53,385 千円
合　　計	4,308,409 千円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

(11) 令和７年度予算性質別費用構成割合

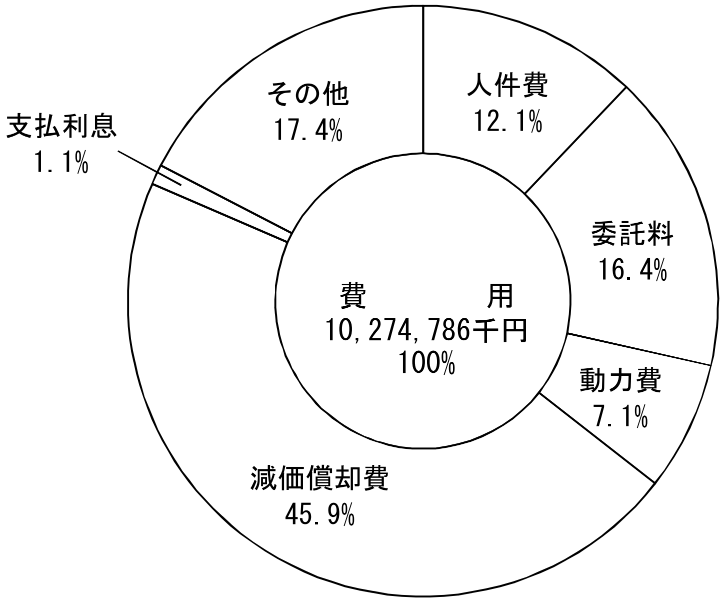

(12) 水道事業における企業債の状況

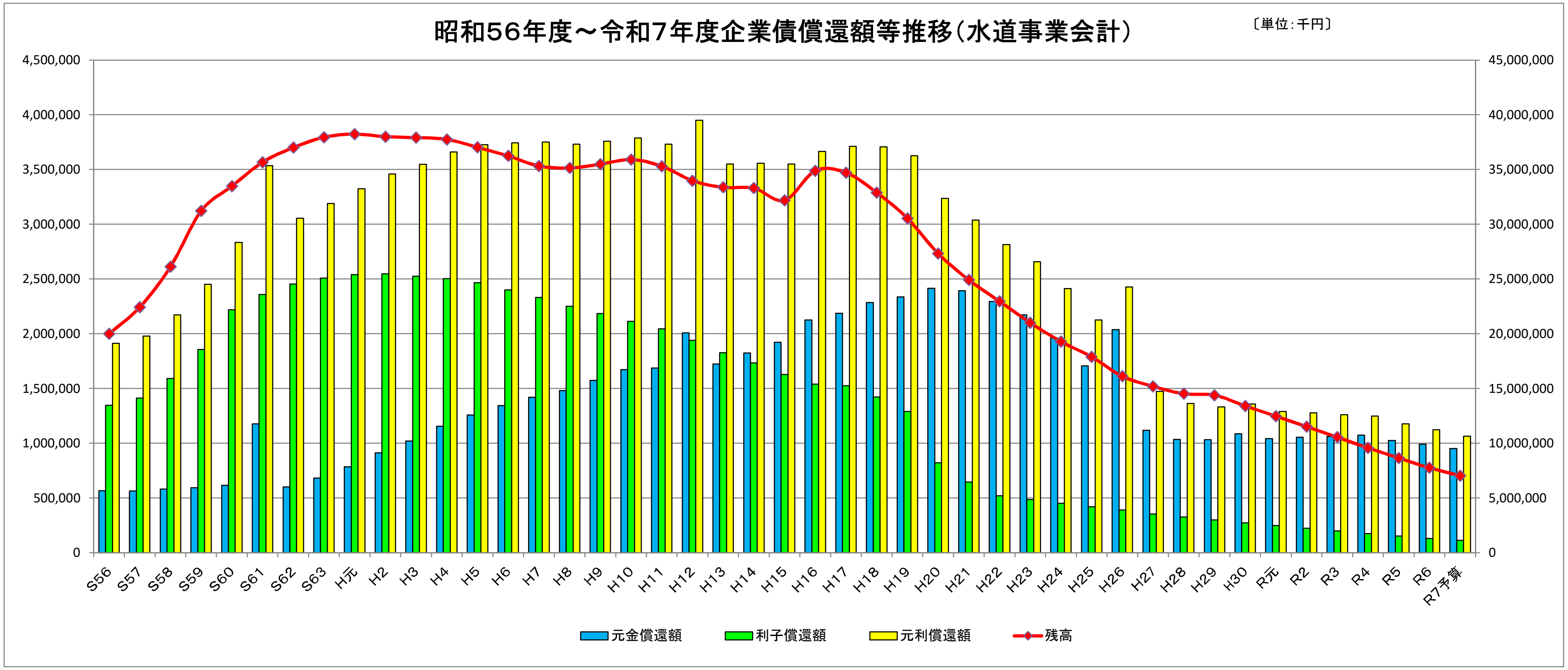

〔単位：千円〕

	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7
借　入　額	1,470,000	3,002,900	4,281,400	5,685,100	2,878,000	3,360,000	1,931,000	1,630,000	1,072,000	675,000	935,000	998,000	530,000	555,000	505,000
元金償還額	566,470	565,069	581,270	593,897	615,261	1,176,011	601,910	680,672	785,167	911,650	1,020,467	1,155,951	1,258,332	1,344,216	1,418,839
利子償還額	1,345,392	1,412,177	1,590,910	1,856,338	2,218,455	2,357,730	2,453,330	2,507,930	2,539,187	2,546,571	2,525,433	2,503,722	2,467,047	2,399,795	2,332,383
元利償還額	1,911,862	1,977,246	2,172,180	2,450,235	2,833,716	3,533,741	3,055,240	3,188,602	3,324,354	3,458,221	3,545,900	3,659,673	3,725,379	3,744,011	3,751,222
残　　高	19,998,150	22,435,981	26,136,111	31,227,314	33,490,053	35,674,042	37,003,132	37,952,460	38,239,293	38,002,643	37,917,176	37,759,225	37,030,893	36,241,677	35,327,838

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
借　入　額	1,305,000	1,916,500	2,096,300	1,073,200	688,700	1,110,900	1,751,300	810,600	2,437,300	734,000	464,100	517,300	250,200	498,600	334,700
元金償還額	1,481,658	1,573,698	1,672,875	1,685,893	2,008,114	1,722,316	1,824,248	1,921,823	2,124,552	2,186,409	2,284,274	2,337,276	2,414,063	2,391,652	2,295,269
利子償還額	2,249,631	2,183,718	2,113,141	2,045,088	1,940,024	1,827,413	1,733,709	1,628,066	1,540,191	1,524,113	1,421,366	1,289,180	821,320	645,381	519,038
元利償還額	3,731,289	3,757,416	3,786,016	3,730,981	3,948,138	3,549,729	3,557,957	3,549,889	3,664,743	3,710,522	3,705,640	3,626,456	3,235,383	3,037,033	2,814,307
残　　高	35,151,180	35,493,982	35,917,407	35,304,714	33,985,300	33,373,884	33,300,936	32,189,713	34,889,519	34,718,501	32,898,136	30,544,119	27,327,794	24,918,641	22,958,072

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7予算
借　入　額	228,900	232,700	312,900	263,300	205,300	359,000	900,500	102,000	61,700	136,900	100,000	100,000	100,000	100,000	227,000
元金償還額	2,172,930	1,960,815	1,707,415	2,038,140	1,119,119	1,035,708	1,031,049	1,085,629	1,042,002	1,053,249	1,062,852	1,073,632	1,024,828	991,595	950,967
利子償還額	485,384	451,511	418,911	387,926	354,354	326,275	299,077	272,894	246,572	222,303	197,733	173,577	151,322	130,729	112,765
元利償還額	2,658,314	2,412,326	2,126,326	2,426,066	1,473,473	1,361,983	1,330,126	1,358,523	1,288,574	1,275,552	1,260,585	1,247,209	1,176,150	1,122,324	1,063,732
残　　高	21,014,042	19,285,927	17,891,412	16,116,572	15,202,753	14,526,045	14,395,496	13,411,867	12,431,565	11,515,216	10,552,364	9,578,732	8,653,903	7,762,308	7,038,341

第３部　下水道事業

Ⅰ　下水道事業の概要

1　下水道の役割

下水道は、生活環境の改善、市街地における浸水防除及び公共用水域の水質保全の機能を持ち、安全で快適な環境をつくるために必要不可欠な都市施設です。

特に近年、生活雑排水を原因とする公共用水域の水質汚濁が社会的な関心事となり、下水道の役割が重要であるとの認識がますます高まっています。

更に今後は、下水汚泥の有効利用や、下水道施設の付加的な価値を持った多目的施設としての活用等、下水道の持つ資源・エネルギーの活用、空間・施設の活用が期待されることになります。

(1) 生活環境の改善

ア 周辺環境の改善

人間の消費生活又は生産活動によって発生する汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蝿の発生源となったり、また悪臭の発生源ともなり周辺環境を悪化させることになります。

下水道を整備することにより、汚水を速やかに排除し、周辺環境の改善を図ることができます。

イ トイレの水洗化

くみ取り式トイレは、個々の住宅にとって非衛生的であり、悪臭に悩む原因となるだけではなく地域社会にとってもくみ取り作業の際の悪臭など好ましくない状態が続くことになります。

しかし、下水道が整備されることにより、トイレの水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、し尿は、下水管中を他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効率的に処理されることになります。

(2) 雨水の排除（浸水の防除）

下水道は、河川、水路等と同様に雨水の排除のための機能を有しています。

河川が、流集する雨水を受けて線的に下流へ排除する治水上の根幹的施設であるのに対して、下水道は、河川流域内に降った雨水を面的に集めて河川、海域等へ排除するいわゆる内水排除施設の役割を受けもっています。

つまり雨水排除は、下水道と河川が一体となって総合排水機能を果たすものであり、下水道の果たす役割が大きくなっています。

(3) 公共用水域の水質の保全

汚水が処理されないまま、河川などの公共用水域に排出されると、その水質汚濁が進行することになります。

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与しています。

２　下水の排除方法

下水は、『汚水』と『雨水』とから構成されますが、その下水の排除方法には、汚水と雨水とを別々の下水管渠で集めて流す『分流式』と、同一の管渠を用いる『合流式』とがあります。

雨水と汚水とを同一の管渠で排除する合流式は、もともと合理的であるとは言えず、財政的にも負担が大きくなります。また、合流方式の場合、水質管理上の課題を残すことになり、近年では殆どの都市で分流式を採用しています。

本市も、昭和27年度の事業着手当初から分流式を採用しています。

３　下水道の種類

- （下水道法上の）下水道
  - (1) 公共下水道
    - ①　（狭義の）公共下水道
    - ②　特定環境保全公共下水道
    - ③　特定公共下水道
  - (2) 流域下水道
  - (3) 都市下水路

(1) 公共下水道

ア　（狭義の）公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます（汚水）。

また、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するものをいいます（雨水公共下水道）。

そのうち、終末処理場を有するものを『単独公共下水道』、流末を流域下水道に接続するものを『流域関連公共下水道』と呼んでいます。

イ　特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるもので、以下の目的により、施行されます。

・自然公園法第２条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの。（自然保護下水道）

・公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの。（農山漁村下水道）

・処理対象人口が概ね 1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。（簡易な公共下水道）

ウ　特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し又は付随する計画汚水量が概ね２／３以上を占めるものを特定公共下水道といいます。

(2) 流域下水道

流域下水道は、２以上の市町村の区域にまたがる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の公共下水道が接続される幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場からなっています。

(3) 都市下水路

都市下水路とは、主として市街地における浸水を防除するために地方公共団体が管理している下水道で、当該都市下水路の起点における内径または内のり0.5m以上の排水管渠で集水面積10ha以上のものです。

現在、都市下水路の整備は終わり、維持管理は土木部が行っています。

４　下水道の法手続き

下水道事業を実施する場合には、次のような法手続きが必要です。

(1) 都市計画決定

都市計画区域内で都市計画事業として下水道事業を始める場合は、原則としてまず、都市計画法に基づき、下水道を定める（都市計画の決定）ことになっています。

この手続きを経ることにより、住民や関係機関の意見の反映、調整を行い、都市施設としての下水道を定めることになります。

(2) 事業計画の策定

主として、下水道施設の配置、構造、能力等技術的な項目を下水道法に基づき定めるものであり、計画の策定又は変更をしようとするときは、県知事との協議が必要となります。

(3) 都市計画法事業認可

主として、都市計画との内容の整合性、実施時期の適否が審査されます。これにより、土地収用法、事業制限、受益者負担金の徴収、都市計画税の充当が可能となります。

5　下水道計画の概要

本市は、平坦地が少なく起伏に富んだ地形と丘陵部開発の進行により、雨水が短時間に低地に集中することになるため、雨水と汚水とを同一の管渠で排除する合流式は、もともと合理的であるとは言えず、財政的にも負担が大きくなることから、昭和27年4月の事業着手のときから分流式を採用しています。

汚水の処理計画については、

① 戦後の急速な都市化の進行によって市街地がスプロール的に拡大していき単一の系統によって汚水を集めることが困難であったこと。

② 大規模な処理施設を建設するための敷地を求めることができなかったこと。

③ 上水道水源の上流域等での開発により、早急に下水道を整備する必要があったこと。

等の理由から、市街化区域を基本として処理区を設定し整備を進めています。

雨水の排除計画については、降雨による浸水被害が頻繁に発生し、市民生活に多大な影響を及ぼすなど、緊急度の高いところから事業計画を策定し、令和5年度末現在、32排水区を設定し整備を進めています。

表Ⅰ－１　公共下水道の計画概要

（令和６年度末）

区分		全体計画	都市計画決定	下水道法事業計画
見直し年月日		令和5年11月27日	──	令和6年3月29日
目標年次		令和27年度	──	令和10年度
排水面積（ｈａ）	分流汚水	6,912.44（6,853.83）	約6,644	6,901.76（6,843.15）
	分流雨水	6,229.0		1,225.0
処理人口（人）		304,560（302,180）	──	371,100（368,480）
主要な管渠延長（m）	分流汚水	──	約13,110	182,540
	分流雨水	──		38,188
ポンプ場数	分流汚水	17	17	17
	分流雨水	2	3	2
処理場数		12	10	12
流量調整池		2	2	2
計画1日最大汚水量（m^3/日）		115,920	──	140,150

注）・排水面積、処理人口、計画1日最大汚水量の（　）は長与町の一部及び時津町の一部を除く。
・管渠延長は、主要な管渠
・都市計画決定（排水面積）約6,644haの内訳は、長崎 約6,099ha、伊王島 約43ha、三和 約188ha、琴海 約299ha、高島 約15haである。なお、長崎 約6,099haには長与町の一部及び時津町の一部を含む。
・都市計画決定（管渠延長）約12,930mの内訳は、長崎 約12,720m、伊王島 約120m、三和 約0m、琴海 約90m、高島 約180mである。
・処理場数には、機能停止済みの中部下水処理場・香焼浄化センターを含む。
・都市計画決定（ポンプ場数（分流雨水））には、中部茂里町第１雨水排水ポンプ場を含む。

６　下水道事業計画の沿革

(1)　公共下水道事業計画（旧認可）の沿革
（旧長崎市、第26次変更（平成22年）以降の新長崎市）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
昭和26年 3月31日 建設省告示第 343号		昭和26年3月31日 建設省告示第 344号		
昭和30年12月15日 建設省告示第1458号		昭和30年12月15日 建設省告示第1457号		
昭和33年 3月 1日 建設省告示第 276号	**当初事業計画** 昭和28年 4月27日 厚生省崎衛第293号	昭和33年 3月 1日 建設省告示第 276号	187.8	168.6
昭和37年 3月10日 建設省告示第 465号	**第１次変更** 昭和38年 3月27日 厚生省38都第137号 昭和38年 3月30日 厚生省収環第137号	昭和37年 3月10日 建設省告示第 465号	302.9	283.8
昭和39年12月23日 建設省告示第3490号		昭和39年12月23日 建設省告示第3490号		
昭和40年11月20日 建設省告示第3297号		昭和40年11月20日 建設省告示第3297号		
昭和42年 3月14日 建設省告示第 572号		昭和42年 3月14日 建設省告示第 572号		
昭和42年11月10日 建設省告示第3760号	**第２次変更** 昭和42年10月20日 建設省崎都下発第 6号	昭和42年11月10日 建設省告示第3760号	441.9	353.1
	第３次変更 昭和44年 9月29日 建設省崎都下発第 6号の 2		689.3	600.5
昭和46年11月27日 建設省告示第 208号	**第４次変更** 昭和46年12月13日 建設省崎都下事発第 9号	昭和46年12月 2日 長崎県告示第 944号	764.8	764.8
		昭和51年 3月23日 長崎県告示第 197号		
昭和51年 3月10日 長崎市告示第 48号	**第５次変更** 昭和51年 6月 3日 建設省崎都下公発第 2号	昭和51年 8月10日 長崎県告示第 623号	245.0	1,249.0

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (㎥/日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
				中部排水区
				中部排水区
55,500	14,430	1 (1)	1	中部処理区の追加 (168ha 55,500人　簡易処理) 中部排水区の追加
85,300	33,779	1 (1)	1	中部処理区の拡大(283.8ha 85,300人高級処理) 中部排水区の拡大
				北部処理区の追加
				北部処理区の変更
				執行年度割りの変更
62,000	30,380	1 (1)	1	中部処理区の拡大（353.1ha 62,000人） 中部排水区の拡大
102,000	30,380	3 (1)	2	北部処理区の追加(247.4ha 40,000人中級処理) 北部排水区の追加
126,300	59,315	4 (1)	3	西部小江原処理区追加（22.8ha 4,300人） 北部処理区の拡大（389ha 60,000人 高級処理) 西部小江原排水区の追加
				施工期間の延長
163,400	102,120	4 (1)	4	南部処理区の追加（110ha 12,500人） 中部処理区の拡大（727ha 97,500人） 北部処理区の変更（389ha 50,000人） 西部小江原処理区変更（23ha 3,400人） 中部・北部排水区の縮小 西部小江原排水区の廃止

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
昭和51年11月 5日 長崎市告示第177号	**第６次変更** 昭和51年11月12日 建設省崎都下公発第 9号	昭和51年12月14日 長崎県告示第1021号	245.0	1,295.0
昭和52年 9月 1日 長崎市告示第296号	**第７次変更** 昭和53年 1月13日 建設省崎都下公発第15号	昭和53年 2月17日 長崎県告示第 131号	245.0	1,440.0
	第８次変更 昭和53年 4月26日 建設省崎都下公発第 7号		245.0	1,440.0
昭和53年 8月 1日 長崎市告示第270号	**第９次変更** 昭和53年 8月 9日 建設省崎都下公発第18号	昭和53年 9月 1日 長崎県告示第 698号	245.0	1,440.0
	第10次変更 昭和55年 4月16日 建設省崎都下公発第 2号	昭和55年 5月 9日 長崎県告示第 412号	245.0	1,831.0
	第11次変更 昭和56年10月20日 建設省崎都下公発第 5号		245.0	1,831.0
昭和58年 8月12日 長崎市告示第224号	**第12次変更** 昭和58年12月28日 建設省崎都下公発第 2号	昭和59年 1月13日 長崎県告示第 38号	260.0	2,233.0
昭和59年 9月10日 長崎市告示第252号	**第13次変更** 昭和60年 1月 8日 建設省崎都下公発第 5号	昭和60年 1月25日 長崎県告示第 66号	260.0	2,688.0
昭和60年 2月28日 長崎市告示第65号	**第14次変更** 昭和60年 6月13日 建設省崎都下公発第 2号	昭和60年 7月16日 長崎県告示第609号	294.0	2,688.0
昭和61年 5月 2日 長崎市告示第155号	**第15次変更** 昭和62年 2月 3日 建設省崎都下公発第 6号	昭和62年 2月20日 長崎県告示第172号	294.0	3,667.0
昭和62年11月21日 長崎市告示第394号	**第16次変更** 昭和63年 2月25日 建設省崎都下公発第 2号	昭和63年 3月29日 長崎県告示第307号	331.0	3,667.0
昭和63年 3月 1日 長崎市告示第87号				

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 （人）	日最大汚水量 （m^3/日）	ポンプ場数 （箇所）	処理場数 （箇所）	事業計画（旧認可）の内容
163,400	102,120	4　(1)	4	北部処理区の拡大(435ha 50,000人)
170,600	116,120	4　(1)	5	三重処理区の追加(145ha 7,200人)
170,600	116,120	4　(1)	5	中部処理場の処理施設の変更
170,600	116,120	4　(1)	5	南部３号幹線のルート変更
218,100	143,995	4　(1)	5	中部処理区の拡大(1,118ha 145,000人) 三重処理区の計画下水量の変更
218,100	137,120	4　(1)	5	北部処理区の計画下水量の変更等 中部・南部処理場の汚泥処理方式の変更 三重処理場の用地拡張
236,400	157,070	4　(1)	5	中部処理区の拡大(1,180ha 140,000人) 北部処理区の拡大(465ha 50,000人) 南部処理区の拡大(420ha 36,000人) 基本計画、原単位の変更 中部第二排水区の追加
269,700	180,170	4　(1)	6	東部処理区の追加(383ha 28,000人) 三重処理区の拡大(217ha 12,300人)
269,700	180,170	4　(1)	6	中部シシトキ排水区の追加(25.94ha) 東部田中排水区の追加(7.91ha)
372,100	249,270	4　(1)	7	西部処理区の追加(903ha 100,000人) 三重処理区の拡大(293ha 14,700人) 中部処理場の汚泥処理方式の変更
372,100	249,270	4　(2)	7	中部出島排水区の追加(37ha)
				南部１号、東部２号、東部３号汚水幹線のルート変更

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画（旧認可） (下水道法４条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成元年12月 7日 長崎市告示第374号				
	第17次変更 平成 2年 5月 8日 建設省崎都下公発第 8号	平成 2年 5月25日 長崎県告示第586号	331.0	4,152.0
平成 3年 2月25日 長崎市告示第61号	**第18次変更** 平成 3年 3月18日 建設省崎都下公発第 3号	平成 3年 5月17日 長崎県告示第518号	331.0	4,152.0
平成 3年12月10日 長崎市告示第350号				
平成 4年 7月 4日 長崎市告示第223号				
	第19次変更 平成 4年12月24日 建設省崎都下公発第 7号	平成 5年 3月 2日 長崎県告示第181号	331.0	5,261.0
	平成 5年 8月16日 (県知事認可)			
平成 7年12月13日 長崎市告示第337号	**第20次変更** 平成 8年 3月28日 建設省崎都下公発第 2号	平成 8年 3月22日 長崎県告示第279号	331.0	5,488.1

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事業計画（旧認可）の内容
				三重処理区の排水面積、３号汚水幹線・放流管のルート変更等
416,600	279,970	5　(2)	7	南部処理区の拡大(　660ha　57,200人) 三重処理区の拡大(　314ha　14,700人) 東部処理区の拡大(　443ha　31,400人) 西部処理区の拡大(1,067ha 119,900人)
416,600	279,970	5　(3)	7	中部第一排水区の変更 中部茂里町第２雨水排水ポンプ場の追加
				南部・東部処理区の拡大 中尾地区（東部処理区）《特環》の追加 南部２号・東部１号・西部１号汚水幹線の変更 南部４号汚水幹線の追加 南部第一中継ポンプ場の追加 南部下水処理場の敷地面積の変更
				市街化区域の見直しに伴う区域の変更 北部処理区の変更(区画整理事業との整合) 北部処理場放流管・西部７号幹線の変更
493,100	334,970	6　(3)	7	中部処理区の変更(1,162ha 138,200人) 北部処理区の変更(　480ha　59,500人) 小江原処理区の変更(28ha　3,400人) 南部処理区の拡大(　915ha　80,000人) 三重処理区の拡大(　318ha　14,800人) 東部処理区の拡大(　752ha　50,000人) 西部処理区の拡大(1,605ha 147,200人) 中尾地区（東部処理区）《特環》の追加 北部処理場放流管の変更 南部処理場の敷地面積の変更 西部処理場の汚泥処理方式の変更（溶融設備）
				西部８号・１５号幹線の変更
499,700	347,670	8　(3)	7	三重処理区の拡大(　545ha　21,400人) 北部処理区の縮小(　303ha　37,300人) 西部処理区の拡大(1,783ha 169,400人) 南部処理場処理施設の変更 東部１号汚水幹線の変更

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成 8年 9月 9日 長崎市告示第274号	**第21次変更** 平成 8年12月12日 建設省崎都下公発第 7号	平成 9年 2月14日 長崎県告示第151号	569.0	5,488.1
平成10年 9月 1日 長崎市告示第331号	**第22次変更** 平成11年 1月12日 建設省崎都下公発 第11号-2	平成10年12月11日 長崎県告示第1345号	737.0	5,753.2
平成11年12月28日 長崎市告示第503号	**第23次変更** 平成12年 3月 9日 建設省崎都下公発第 3号	平成12年 3月24日 長崎県告示第360-2号	899.0	6,074.0

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 （人）	日最大汚水量 （m^3/日）	ポンプ場数 （箇所）	処理場数 （箇所）	事業計画（旧認可）の内容
499,700	347,670	8　(3)	7	中部第二排水区の拡大（　26ha） 柳田排水区の追加　　　（　18ha） 江川第一排水区の追加（　45ha） 江川第二排水区の追加（　32ha） 深堀第一排水区の追加（　46ha） 深堀第二排水区の追加（　34ha） 中園排水区の追加　　　（　27ha） 福田排水区の追加　　　（　25ha） 南部処理場の敷地面積の変更
516,000	362,100	8　(3)	7	北部処理区の変更（　258ha 31,800人） 西部小江原処理区の廃止 西部処理区の拡大（　2,121ha 194,600人） 相川排水区の追加（　5ha） 式見第一排水区の追加（　34ha） 式見第二排水区の追加（　35ha） 手熊排水区の追加（　35ha） 小江第一排水区の追加（　17ha） 小江第二排水区の追加（　42ha） 西部小江中継ポンプ場の追加 北部女の都中継ポンプ場の廃止 西部下水処理場流量調整池の追加
436,690	228,800	8　(3)	7	公共下水道全体計画の見直し 　中部処理区の拡大（1,214ha） 　北部処理区の廃止（西部へ） 　南部処理区の拡大（1,118ha） 　三重処理区の拡大（579ha） 　東部処理区の拡大（935ha） 　西部処理区の拡大（2,229ha） 　中部第三排水区の追加（81ha） 　田上排水区の追加（14ha） 　茂木第一排水区の追加（11ha） 　茂木第二排水区の追加（21ha） 　北浦排水区の追加（35ha） 　三重樫山中継ポンプ場の廃止 　南部茂木中継ポンプ場の追加 　西部処理区流量調整池の追加

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成13年 7月 6日 長崎市告示第274号	**第24次変更** 平成14年 1月29日 13下水第150号	平成14年 2月 5日 長崎県告示第117号	899.0	6,074.0
平成14年 3月13日 長崎市告示第 97号	**第25次変更** 平成15年4月11日 15都第24号	平成15年4月22日 長崎県告示第548号	1,053.0	6,227.0
平成21年10月15日 （長崎都市計画） 長崎市告示第609号 （三和都市計画） 長崎市告示第610号 （琴海都市計画） 長崎市告示第611号	**第26次変更** 平成22年8月17日 長崎県指令22水対第130号	平成22年9月10日 （長崎都市計画） 長崎県告示第803号 （長崎都市計画香焼） 長崎県告示第804号 （三和都市計画） 長崎県告示第800号 （琴海都市計画） 長崎県告示第801号	1,146.0	6,999.0

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 （人）	日最大汚水量 （m^3/日）	ポンプ場数 （箇所）	処理場数 （箇所）	事業計画（旧認可）の内容
436,690	228,800	9 (2)	7	中部茂里町第１雨水排水ポンプ場の廃止 南部新地中継ポンプ場の追加
446,250	233,900	9 (2)	7	公共下水道全体計画の見直し 中部処理区の拡大　(1,214ha) 南部処理区の拡大　(1,130ha) 三重処理区の拡大　(650ha) 東部処理区の拡大　(979ha) 西部処理区の拡大　(2,255ha) 東部平間排水区の追加　(36ha) 東部東排水区の追加　(40ha) 東部矢上排水区の追加　(45ha) 東部田中排水区の拡大　(41ha)
395,270	201,900	16 (2)	11	市町合併により自治体毎の下水道事業計画を本市公共下水道事業計画に統合した 下水道事業計画の変更に伴う排水区域の変更 中部処理区の縮小　(1,014ha) 南部処理区の拡大　(1,176ha) 三重処理区の拡大　(668ha) 東部処理区の拡大　(1,004ha) 西部処理区の拡大　(2,456ha) 香焼処理区の縮小　(124ha) 伊王島処理区　(39ha) 光西浜処理区　(15ha) 脇岬処理区　(38ha) 神浦処理区　(24ha) 黒崎処理区　(36ha) 三和処理区の拡大　(182ha) 琴海南部処理区の拡大　(186ha) 大平処理区　(37ha) 三重下水処理場放流管渠の変更

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成25年4月18日 （長崎都市計画） 長崎市告示第320号	**第27次変更** 平成25年8月20日 25水対第91号	平成25年8月20日 （長崎都市計画） 長崎県告示第862号 （三和都市計画） 長崎県告示第863号 （琴海都市計画） 長崎県告示第864号	1,146.0	7,031.0
	第28次変更 平成27年2月27日 26水対第231号		1,146.0	7,031.0
平成29年1月11日 （長崎都市計画） 長崎市告示第15号	**第29次変更** 平成29年3月31日 28水対第213号	平成29年3月31日 （長崎都市計画） 長崎県告示第274号	1,146.0	7,031.0
平成30年10月17日 （長崎都市計画） （三和都市計画） （琴海都市計画） 長崎市告示第615号	**第30次変更** 平成31年1月25日 30水対第230号	平成31年2月26日 （長崎都市計画） 長崎県告示第161号 （三和都市計画） 長崎県告示第160号 （琴海都市計画） 長崎県告示第159号	1,225.0	6,758.3

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事業計画（旧認可）の内容
397,640	185,900	16　(2)	11	下水道事業計画の変更に伴う排水区域の変更 南部処理区の拡大　(1,193ha) 東部処理区の拡大　(1,005ha) 西部処理区の拡大　(2,468ha) 三和処理区の拡大　(184ha) 西部下水処理場の用地縮小 (9.21ha)
397,640	185,900	16　(2)	11	中部処理区－西部処理区間におけるネットワーク管の追加
397,640	185,900	16　(2)	11	三重下水処理場の用地縮小 (3.74ha)
380,440	163,200	16　(2)	11	公共下水道全体計画の見直し 中部処理区の縮小 (982ha) 南部処理区の縮小 (1,170ha) 三重処理区の縮小 (536ha) 東部処理区の縮小 (978ha) 西部処理区の縮小 (2,416ha) 香焼処理区の縮小 (113ha) 三和処理区の拡大 (186ha) 琴海南部処理区の拡大 (186ha) 琴海大平処理区の拡大 (37ha) 文教排水区の追加 (38ha) 築町排水区の追加 (38ha) 小ヶ倉第四排水区の追加 (27ha) 琴海南部・大平浄化センターの高度処理の位置付け

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
令和3年12月28日 （長崎都市計画） 長崎市告示第748号	第31次変更 令和4年8月23日 4水対第142号	令和4年4月22日 （長崎都市計画） 長崎県告示第316号	1,225.0	6,758.3
    令和5年10月18日 （長崎都市計画） 長崎市告示第558号 令和5年10月18日 （三和都市計画） 長崎市告示第557号 令和5年10月18日 （琴海都市計画） 長崎市告示第559号	第32次変更 令和5年3月7日 4水対第280号 第33次変更 令和6年3月29日 5水対第296号	 令和6年3月29日 （長崎都市計画） 長崎県告示第203号 令和6年3月29日 （三和都市計画） 長崎県告示第204号 令和6年3月29日 （琴海都市計画） 長崎県告示第205号	1,225.0 1225.0	6,758.3 6,901.8

ポンプ場数の（　）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 （人）	日最大汚水量 （m^3/日）	ポンプ場数 （箇所）	処理場数 （箇所）	事 業 計 画 （ 旧 認 可 ） の 内 容
380,440	163,200	16 (2)	11	中部茂里町流量調整池の追加
380,440	163,200	16 (2)	11	排水区域の見直し 中部第一排水区の拡大（142ha） 中部第三排水区の縮小（82ha）
371,100	140,150	16 (2)	10	公共下水道全体計画の見直し 農業、漁業集落排水の公共下水道への統合を予定 処理区域に反映 中部処理区の拡大（982ha） 南部処理区の拡大（1,170ha） 三重処理区の拡大（536ha） 東部処理区の拡大（988ha） 西部処理区の縮小（2,415ha） 伊王島処理区の拡大（40ha） 光西浜処理区の拡大（22ha） 脇岬処理区の拡大（84ha） 黒崎処理区の拡大（36ha） 三和処理区の拡大（186ha） 琴海南部処理区の拡大（247ha） 琴海大平処理区の拡大（56ha）

※処理面積、処理人口、日最大汚水量には、長与町の一部及び時津町の一部を含む。

（旧香焼町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
昭和49年 5月 7日 香焼町告示第20号	昭和50年 2月13日 建設省崎都下事発第2号	昭和50年 3月 7日 長崎県告示第163号		165.8
	昭和50年12月16日 建設省崎都下公発第5号	昭和50年12月26日 長崎県告示第1024号		
	昭和53年 3月14日 建設省崎都下公発第4号	昭和52年11月16日 香焼町告示第46号		
	昭和55年 2月 6日 建設省崎都下公発第1号	昭和54年 3月16日 長崎県告示第198号		163.5
平成 3年 2月18日 香焼町告示第7号	平成 3年 4月18日 建設省崎都下公発第4号	平成 3年 6月18日 長崎県告示第601号	93.4	
平成13年 9月18日 香焼町告示第39号	平成13年 9月18日 13下水第89号	平成13年11月 9日 長崎県告示第1151号		168.4
平成17年12月28日 長崎市告示第732号	平成17年9月16日 県指令17都第304号	平成17年9月16日 長崎県告示第919号	93.4	168.4

（旧伊王島町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成10年12月 3日 伊王島町告示第29号	平成11年 1月20日 10下水第206号	平成11年 1月29日 長崎県告示第105号		34.80
	平成16年 9月17日 県指令16都第308号	平成16年 9月17日 長崎県告示第1099号		39.37

（旧高島町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成9年12月 1日 高島町告第74号	平成 9年12月 8日 9下水第157号	平成9年12月24日 長崎県告示第1537号		15.0

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事 業 計 画 （ 旧 認 可 ） の 内 容
11,000	5,700	7	1	香焼処理区
		7	1	
		7	1	
11,000	5,700	7	1	公共下水道全体計画の見直し
		7	1	
5,200	1,971	7	1	公共下水道全体計画の見直し
5,200	2,600	7	―	香焼町浄化センターの廃止 長崎市公共下水道南部４号汚水幹線への接続管渠

以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事 業 計 画 （ 旧 認 可 ） の 内 容
1,680 内観光　640	530	－	1	伊王島処理区（34.8ha　1,680人）
1,790 内観光　640	640	－	1	処理区域の拡大（39.37ha　1,790人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事 業 計 画 （ 旧 認 可 ） の 内 容
540	250	－	1	光西浜処理区（15ha　540人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

（旧外海町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
	平成 8年12月18日 8下水第217号			24
	平成14年 3月20日 13下水第206号			24
	平成14年12月11日 14下水第112号			60
	平成18年 5月23日 県指令18水対第47号			60

（旧野母崎町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
	平成11年 3月16日 10下水第256号			38.0
	平成15年 3月31日 14下水第177号			38.0
	平成21年 3月24日 県指令20水対第419号			38.0

（旧三和町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成12年10月18日 三和町告示第46号	平成12年11月 8日 12下水第148号	平成12年11月21日 長崎県告示第1167号		98.0
	平成13年 7月 5日 13下水第51号			98.0
平成14年 8月26日 三和町告示第58号	平成14年 9月 9日 14下水第81号	平成14年 9月17日 長崎県告示第1058号		98.0
平成17年 3月24日 長崎市告示第151号	平成16年12月24日 県指令16下水第469号	平成16年12月24日 長崎県告示第1414号		180.0

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事業計画（旧認可）の内容
1,140	580	－	1	神浦処理区（24ha　1,140人）
1,140	580	－	1	事業期間の変更
2,610	1,330	－	2	黒崎処理区の追加（36ha　1,470人）
1,140	580	－	1	黒崎浄化センターの計画を廃止 長崎市公共下水道三重１号汚水幹線への接続管渠

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事業計画（旧認可）の内容
3,260 内観光 1,160	1,090	－	1	脇岬処理区（38ha　2,100人）
2,770 内観光　870	930	－	1	処理場位置・処理人口・処理汚水量の変更 事業期間・施工延長・全体事業費の変更
2,770 内観光　870	930		1	事業期間の変更

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事業計画（旧認可）の内容
7,850	3,200	1	－	三和処理区（98ha　7,850人）
				三和1号汚水幹線のルート変更による 三和1-1汚水幹線の新設
				栄上ポンプ場敷地面積の変更 三和3号汚水幹線の1条管から2条管への変更
12,600	5,500	1	－	処理区の拡大（180ha　12,600人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

（旧琴海町）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法４条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
平成10年12月 4日 琴海町告示第23号	平成11年3月 5日 10琴下水第237号	平成11年 3月12日 長崎県告示第235号		98.0
平成13年 1月24日 琴海町告示第1号	平成13年 2月22日 12琴下水第206号	平成13年2月27日 長崎県告示第161号		108.0
	平成15年12月12日 長崎県指令15都第485号	平成15年12月12日 長崎県告示第1377号		185.0
平成16年 8月19日 琴海町告示第25号	平成16年10月 8日 長崎県指令16都第354号	平成16年10月 8日 長崎県告示第1166号		221.0
平成19年 7月17日 長崎市告示第509号	平成19年11月27日 長崎県指令19水対第188号	平成19年11月27日 長崎県告示第1050号		221.0

処理人口（人）	日最大汚水量（m^3/日）	ポンプ場数（箇所）	処理場数（箇所）	事 業 計 画 （ 旧 認 可 ） の 内 容
5,100	2,500		1	琴海南部処理区（98ha 5,100人）
5,400	2,700		1	琴海南部処理場の位置変更 琴海南部処理場処理方式の変更（回分式活性汚泥法から長時間エアレーション法に変更） 琴海南部処理場の位置変更に伴う処理場周辺地域の認可区域の拡大（10ha 300人）
7,800	3,790		1	処理区の拡大（77ha 2,400人）
9,200	4,420		2	琴海南部処理場用地の変更 琴海南部処理場放流管渠の位置変更 琴海大平処理区の追加（36ha 1,400人）
9,200	4,420		2	大平浄化センター処理方式の変更（長時間エアレーション法からオキシデーションディッチ法に変更）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

(2) 都市下水路事業計画（旧認可）等の沿革
（旧長崎市）

告示番号 告示年月日	件　　　　名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
建設省告示 第1,458号 30.12.15	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （松山地区排水路）	（計画決定・事業認可） 集水面積　8.4ha 施行延長　578m 事業期間　昭和31～32年度
建設省告示 第12号 36. 1.11	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （西町排水路）	（計画決定・事業認可） 事業期間　昭和35～36年度
建設省告示 第2,975号 36.12.26	長崎国際文化都市建設計画排水の部変更及びその執行年度割の変更 （西町排水路）	（計画決定・事業認可） 事業期間　昭和35～37年度
建設省告示 第2,318号 37. 9.21	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （岩屋排水路）	（計画決定・事業認可） 集水面積　110ha 施行延長　662m 事業期間　昭和37～39年度
建設省告示 第968号 38. 3.10	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （日見排水区）	（計画決定） 集水面積　369ha 施行延長　2,360m
建設省告示 第2,260号 38. 9. 2	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （日見排水区）	（事業認可） 集水面積　369ha 施行延長　760m 事業期間　昭和38～40年度
建設省告示 第566号 42. 3.14	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （下の川排水区）	（計画決定） 集水面積　344.5ha 施行延長　2,670m
建設省告示 第2,380号 42. 8.12	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加及びその執行年度割の決定 （下の川排水区）	（事業認可） 集水面積　344.5ha 施行延長　62m 事業期間　昭和42～44年度
建設省告示 第3,760号 42.11.10	長崎国際文化都市建設計画排水の部変更 （下の川排水区）	（計画決定） 集水面積　337ha
長崎県告示 第827号 45.12. 4	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　337ha 施行延長　898m 事業期間　昭和42～47年度
長崎市告示 第134号 49. 9.10	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （大浦都市下水路）	（計画決定） 集水面積　72ha 施行延長　940m

告示番号 告示年月日	件　　　名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第1,992号 49.10. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　72ha 施行延長　938m 事業期間　昭和49～53年度
長崎市告示 第453号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （岩屋排水路を葉山都市下水路に）	（計画決定） 施行延長　660m
長崎市告示 第455号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （西町排水路を含め整理し岩屋都市下水路に）	（計画決定） 集水面積　478ha 施行延長　5,600m
長崎市告示 第456号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （日見都市下水路）	（計画決定） 集水面積　89ha 施行延長　640m
長崎市告示 第457号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （戸町都市下水路）	（計画決定） 集水面積　116ha 施行延長　1,210m
長崎県告示 第5号 54. 1. 5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 岩屋都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　478ha 施行延長　2,900m 事業期間　昭和53～57年度
長崎県告示 第6号 54. 1. 5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　116ha 施行延長　820m 事業期間　昭和53～57年度
長崎県告示 第136号 54. 2.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間　昭和49～56年度
長崎市告示 第116号 55. 4. 3	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （大浦都市下水路）	（計画決定） 幅員の変更
長崎県告示 第447号 55. 5.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　337ha 施行延長　1,994m 事業期間　昭和55～59年度
長崎県告示 第448号 55. 5.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の事業計画の変更認可	（事業認可） 幅員の変更

告示番号 告示年月日	件　　　　名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第449号 55. 5.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 岩屋都市下水路の事業計画の変更認可 （延長・事業費・年度割）	（事業認可） 施行延長　3,750m 事業期間　昭和53～59年度
長崎市告示 第114号 56. 4. 3	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （笑都市下水路）	（計画決定） 集水面積　50ha 施行延長　1,070m
長崎県告示 第478号 56. 5. 8	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 笑都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　50ha 施行延長　987m 事業期間　昭和56～60年度
長崎市告示 第340号 56. 9.22	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （岩屋都市下水路）	（計画決定） 施行延長　5,540m
長崎県告示 第307号 58. 3.29	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間　昭和53～59年度
長崎市告示 第320号 58.11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （下の川都市下水路）	（計画決定） 施行延長　3,750m
長崎市告示 第321号 58.11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （戸町都市下水路）	（計画決定） 施行延長　1,600m
長崎市告示 第322号 58.11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （鳴滝都市下水路）	（計画決定） 集水面積　294ha 施行延長　1,300m
長崎県告示 第1,089号 58.12.13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 鳴滝都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　294ha 施行延長　1,103m 事業期間　昭和58～62年度
長崎県告示 第1,090号 58.12.13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （延長）	（事業認可） 施行延長　1,160m
長崎県告示 第1,091号 58.12.13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の事業計画の変更認可（延長・事業費・年度割）	（事業認可） 施行延長　2,889m 事業期間　昭和55～63年度

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第811号 59.10.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （年度割）	（事業認可） 事業期間　昭和53～62年度
長崎市告示 第66号 60. 2.28	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （江平都市下水路を 下の川都市下水路に）	（計画決定） 施行延長　3,760m
長崎県告示 第721号 60. 8.13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 笑都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間　昭和56～平成元年度
長崎県告示 第722号 60. 8.13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の事業計画の変更認可 （延長）	（事業認可） 施行延長　2,725m
長崎市告示 第198号 62. 6. 5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （椿谷都市下水路）	（計画決定） 集水面積　58ha 施行延長　1,080m
長崎県告示 第715号 62. 8.18	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 椿谷都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積　58ha 施行延長　550m 事業期間　昭和62～平成2年度

（旧高島町）

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
建設省告示 第198号 39. 7.31	（山手都市下水路）	（事業認可） 集水面積　12ha 施行延長　221.4m 事業期間　昭和39～41年度

長崎市の下水道事業等の概要

令和6年度現在

地区名		行政人口（人）A	下水道等計画							面整備率 F=C/B		下水道等普及率 G=E/A	
			整備手法	面積（ha）			人口（人）						
				全体計画	事業計画 B	整備済み C	全体計画	事業計画 D	整備済み E				
長崎市	旧長崎市	356,507	公共下水道事業（特環含む）	6,094.8	6,091.8	4,972.5	286,910	348,800	345,499	81.6%	81.7%	96.9%	97.0%
			農業集落排水事業		11.1	11.1		650	319	100.0%		0.1%	
	香焼地区	2,939	公共下水道事業	113.4	113.4	113.4	2,140	2,940	2,931	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%
	伊王島地区	579	公共下水道事業	43.2	39.7	30.2	270	440	550	76.1%	76.1%	95.0%	95.0%
	高島地区	237	公共下水道事業（特環のみ）	21.9	21.9	11.5	180	250	135	52.5%	76.6%	57.0%	100.0%
			漁業集落排水事業		22.5	22.5		849	102	100.0%		43.0%	
	野母崎地区	4,244	公共下水道事業（特環のみ）	84.4	84.4	36.6	1,600	2,260	1,027	43.4%	80.0%	24.2%	95.3%
			農業集落排水事業		36.5	36.5		2,400	1,106	100.0%		26.1%	
			漁業集落排水事業		117.9	117.9		6,120	1,910	100.0%		45.0%	
	外海地区	2,932	公共下水道事業（特環のみ）	60.6	60.6	58.4	750	1,230	1,370	96.4%	96.4%	46.7%	46.7%
	三和地区	9,125	公共下水道事業	186.3	186.3	170.2	5,450	8,010	8,170	91.4%	91.4%	89.5%	89.5%
	琴海地区	11,698	公共下水道事業	307.8	303.6	198.3	7,260	7,170	7,560	65.3%	74.9%	64.6%	88.8%
			農業集落排水事業		115.3	115.3		6,350	2,832	100.0%		24.2%	
計		388,261	公共下水道事業	6,912.4	6,901.7	5,591.1	304,560	371,100	367,242	81.0%	81.8%	94.6%	**96.2%**
			農業・漁業集落排水事業		303.3	303.3		16,369	6,269	100.0%		1.6%	

し尿処理概要		行政人口	整備手法						人口			普及率	
し尿処理概要	公共下水道、農業・漁業集落排水	388,261	公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業						373,511			96.2%	**98.0%**
	上記3事業以外のし尿処理		合併処理浄化槽						7,134			1.8%	
			単独処理浄化槽・汲取り						7,616			2.0%	**2.0%**

※特環…特定環境保全公共下水道事業

＊旧長崎市に長与町の一部及び時津町の一部（面積、人口）を含む

※農業集落排水事業…農業集落における汚水の処理

※漁業集落排水事業…漁業集落における汚水の処理

※合併処理浄化槽における人口は、環境政策課からの情報提供による

※単独処理浄化槽・汲取りにおける人口は、行政人口から集合処理（公共下水道事業、農業・漁港集落排水事業）、個別処理（合併処理浄化槽）の人口を控除した

※全体計画は、令和27年度を目標年次として令和5年11月27日に見直した

※事業計画は、令和10年度を目標年次として令和6年3月29日に見直した

7　下水道の現況

（1）　公共下水道の整備状況

令和6年度末現在、処理区域人口は367,242人で普及率は、94.6%となっている。
これは、全国平均を上回っており、汚水整備の進捗は順調である。
雨水整備については、949haが整備されており、事業計画面積1,225haに対する面整備率は77.5%となっている。
全体計画は、令和27年度を目標年次として、令和5年11月27日に見直した。また、事業計画は、令和10年度を目標年次として、令和6年3月29日に見直した。

ア　公共下水道（汚水）の整備状況

表Ⅰ－２　全体（公共下水道＋特定環境保全公共下水道事業）

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
全　体	面　　積（ha）	6,912.4	6,901.7	5,591.04	－
	人　　口（人）	304,560	371,100	367,242	357,456
	世 帯 数（戸）	－	－	193,575	188,209
	管渠延長（km）	－	182.54	1,854.3	－

注）
1．上表面積には、長与町の一部及び時津町の一部
（全体計画：58.6ha、事業計画 58.6ha）を含む。
2．上表人口には、長与町の一部及び時津町の一部
（全体計画：2,380 人、事業計画 2,620 人）を含む。

普及率＝	処理区域人口　行政人口 367,242　／　388,261＝94.6%
水洗化率＝	水洗化人口　処理区域人口 357,456　／　367,242＝97.3%

表Ⅰ－３　公共下水道事業　　※事業計画の管渠延長は、主要な管渠

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
中　部 処理区	面　　積（ha）	967.0	967.0	838.5	－
	人　　口（人）	53,970	65,700	66,881	65,985
	世帯数（戸）	－	－	38,702	38,185
	管渠延長（km）	－	23.71	270.4	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
南　部 処理区	面　　積（ha）	1,160.7	1,159.5	929.3	－
	人　　口（人）	54,600	66,390	64,205	62,283
	世帯数（戸）	－	－	34,699	33,630
	管渠延長（km）	－	34.44	311.7	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
三　重 処理区	面　　積（ha）	527.3	527.3	407.9	－
	人　　口（人）	14,380	17,510	19,102	18,919
	世帯数（戸）	－	－	8,267	8,173
	管渠延長（km）	－	10.56	119.3	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
東　部 処理区	面　　積（ha）	954.2	952.7	705.4	－
	人　　口（人）	32,760	39,810	40,663	40,061
	世帯数（戸）	－	－	18,916	18,635
	管渠延長（km）	－	22.73	228.0	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
西　部 処理区	面　　積（ha）	2,401.6	2,401.3	2,027.0	－
	人　　口（人）	129,120	156,860	152,432	148,358
	世 帯 数（戸）	－	－	80,249	77,994
	管渠延長（km）	－	58.96	646.1	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
香　焼 処理区	面　　積（ha）	113.4	113.4	113.4	－
	人　　口（人）	2,140	2,940	2,931	2,930
	世帯数（戸）	－	－	1,608	1,607
	管渠延長（km）	－	3.49	28.3	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
伊王島 処理区	面　　積（ha）	43.2	39.7	30.2	－
	人　　口（人）	270	440	550	422
	世帯数（戸）	－	－	380	293
	管渠延長（km）	－	0.81	9.9	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
三　和 処理区	面　　積（ha）	186.3	186.3	170.1	－
	人　　口（人）	5,450	8,010	8,170	7,281
	世帯数（戸）	－	－	4,179	3,706
	管渠延長（km）	－	6.73	76.9	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
琴海南部 処理区	面　　積（ha）	251.4	247.2	166.3	－
	人　　口（人）	6,200	5,900	6,642	6,294
	世帯数（戸）	－	－	3,284	3,111
	管渠延長（km）	－	9.55	45.9	－

		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
大　平 処理区	面　　積（ha）	56.4	56.4	32.0	－
	人　　口（人）	1,060	1,370	918	816
	世帯数（戸）	－	－	441	392
	管渠延長（km）	－	1.14	11.0	－

注）
1．西部処理区の面積には、長与町の一部及び時津町の一部
（全体計画：58.6ha、事業計画 58.6ha）を含む。
2．西部処理区の人口には、長与町の一部及び時津町の一部
（全体計画：2,380 人、事業計画 2,620 人）を含む。

表Ⅰ－４　特定環境保全公共下水道事業

中　部処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	15.2	15.2	12.7	－
	人　　口（人）	310	380	392	357
	世 帯 数（戸）	－	－	208	189
	管渠延長（km）	－	0	9.0	－

南　部処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	10.4	10.4	10.3	－
	人　　口（人）	260	310	303	246
	世 帯 数（戸）	－	－	163	133
	管渠延長（km）	－	0	12.1	－

三　重処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	9.0	9.0	6.2	－
	人　　口（人）	110	140	143	115
	世 帯 数（戸）	－	－	76	61
	管渠延長（km）	－	0	2.2	－

東　部処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	35.7	35.7	23.6	－
	人　　口（人）	790	960	620	580
	世 帯 数（戸）	－	－	289	270
	管渠延長（km）	－	0	20.5	－

西　部処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	13.8	13.8	11.6	－
	人　　口（人）	610	740	758	746
	世 帯 数（戸）	－	－	582	575
	管渠延長（km）	－	0	10.3	－

光西浜処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	21.9	21.9	11.5	－
	人　　口（人）	180	250	135	135
	世 帯 数（戸）	－	－	99	99
	管渠延長（km）	－	0.28	1.9	－

神　浦処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	24.1	24.1	24.1	－
	人　　口（人）	300	490	541	519
	世 帯 数（戸）	－	－	338	325
	管渠延長（km）	－	0.16	13.7	－

黒　崎処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	36.5	36.5	34.3	－
	人　　口（人）	450	740	829	525
	世 帯 数（戸）	－	－	478	300
	管渠延長（km）	－	4.51	24.9	－

脇　岬処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面　　積（ha）	84.4	84.4	36.6	－
	人　　口（人）	1,600	2,260	1,027	884
	世 帯 数（戸）	－	－	617	531
	管渠延長（km）	－	5.47	12.2	－

年度	年度別整備延長一覧(km)	
	延長(単年)	延長(累計)
昭和27	0.8	0.8
昭和28	2.3	3.1
昭和29	1.3	4.4
昭和30	0.0	4.4
昭和31	2.1	6.5
昭和32	0.1	6.6
昭和33	0.6	7.2
昭和34	1.6	8.8
昭和35	1.4	10.2
昭和36	2.9	13.1
昭和37	6.0	19.1
昭和38	5.8	25.0
昭和39	8.3	33.3
昭和40	9.0	42.3
昭和41	12.0	54.3
昭和42	4.0	58.3
昭和43	3.9	62.2
昭和44	2.2	64.4
昭和45	9.2	73.6
昭和46	10.8	84.4
昭和47	11.9	96.2
昭和48	21.6	117.8
昭和49	11.3	129.1
昭和50	19.2	148.4
昭和51	11.9	160.3
昭和52	26.3	186.6
昭和53	25.5	212.1
昭和54	14.8	226.9
昭和55	13.5	240.3
昭和56	32.1	272.4
昭和57	22.3	294.7
昭和58	19.9	314.6
昭和59	17.7	332.2
昭和60	23.8	356.0
昭和61	30.2	386.3
昭和62	58.5	444.8
昭和63	44.1	488.8
平成元	63.2	552.0
平成2	41.5	593.5
平成3	42.5	636.0
平成4	38.3	674.3
平成5	54.3	728.6
平成6	58.1	786.7
平成7	44.5	831.2
平成8	49.7	880.9
平成9	49.2	930.1
平成10	62.5	992.6
平成11	46.4	1039.0
平成12	55.3	1094.3
平成13	44.9	1139.2
平成14	43.8	1183.0
平成15	156.4	1339.4
平成16	116.3	1455.7
平成17	101.8	1557.5
平成18	46.2	1603.7
平成19	37.5	1641.2
平成20	27.0	1668.2
平成21	28.7	1696.9
平成22	36.4	1733.3
平成23	26.2	1759.5
平成24	24.7	1784.2
平成25	24.1	1808.3
平成26	11.7	1820.0
平成27	7.8	1827.8
平成28	4.7	1832.5
平成29	2.5	1835.0
平成30	3.1	1838.1
令和元	1.8	1839.9
令和2	2.7	1842.6
令和3	2.6	1845.2
令和4	2.9	1848.1
令和5	4.6	1852.7
令和6	1.6	1854.3

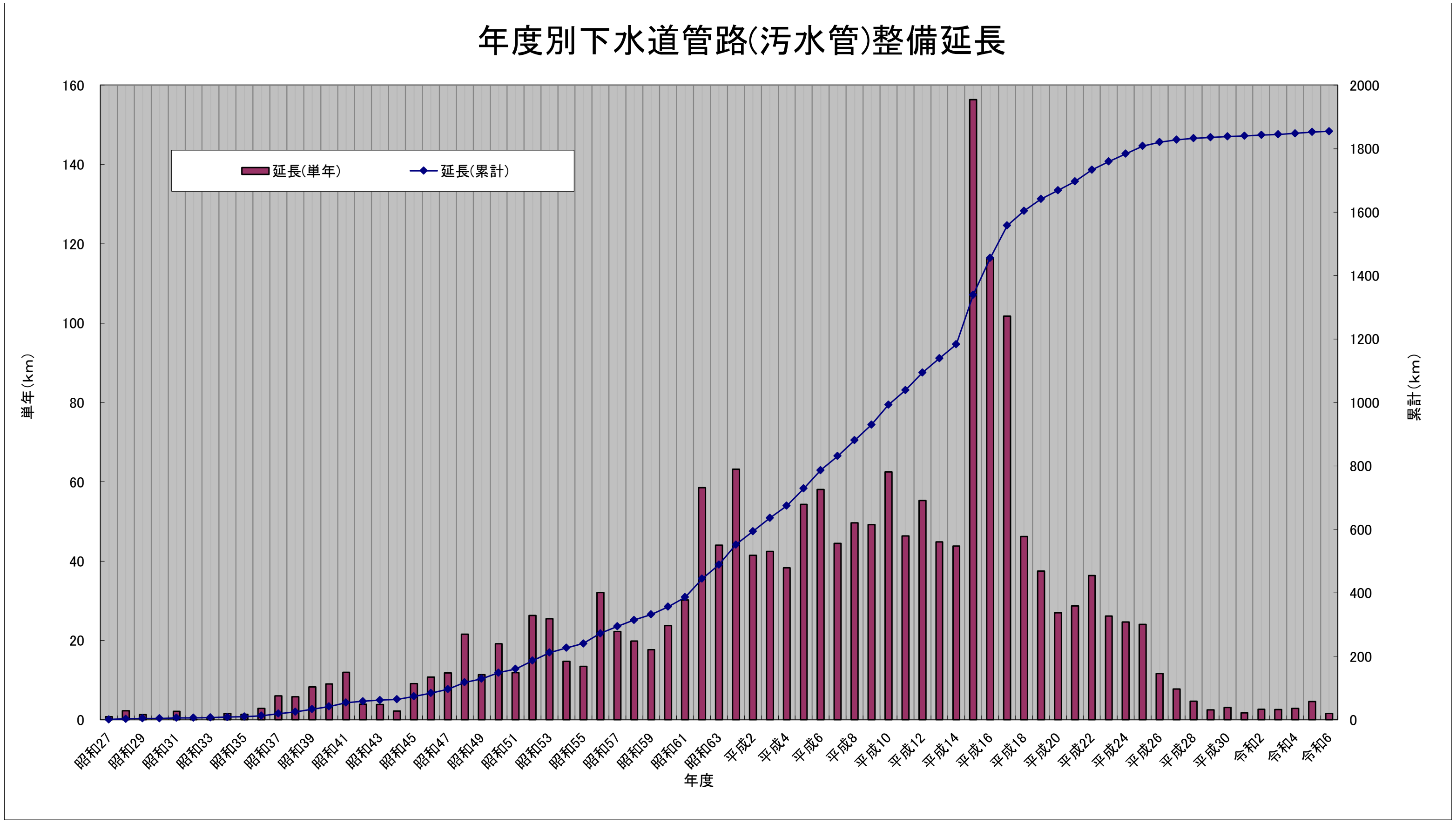

下水道管路における各管種の延長と割合

管種	延長	割合
コンクリート管	147.7km	8.0%
塩ビ管	1617.2km	87.2%
更生管	42.5km	2.3%
その他	46.9km	2.5%
計	1854.3km	100.0%

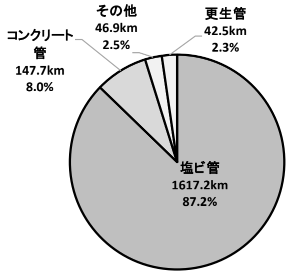

年齢別下水道管路(汚水管)布設状況

年齢別	延長	延長
～10年	34.3km	1.8%
11年～20年	364.3km	19.6%
21年～30年	669.0km	36.1%
31年～40年	454.5km	24.5%
41年～50年	203.1km	11.0%
51年～	129.1km	7.0%
計	1854.3km	100.0%

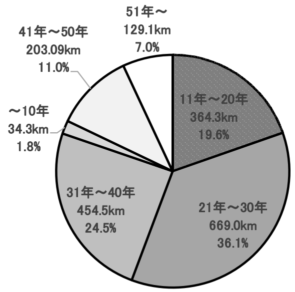

イ　公共下水道（雨水）の整備状況

公共下水道（雨水）については、令和６年度末現在、32排水区を指定しており、整備を進めている。

表Ⅰ－５　公共下水道（雨水）の現況

排水区名		事業計画			令和６年度末		
		面積(ha)	管渠延長(m)	ポンプ場数	面積(ha)	管渠延長(m)	ポンプ場数
中部	第　一	142	2,720	1	122.82	(4,786.3) 43,441.8	1
中部	第　二	26	340		15.75	(856.4) 1,139.2	
中部	第　三	82	690		63.94	(2,365.4) 3,752.0	
中部	シシトキ	26	0		23.87	(601.2) 949.5	
中部	出　島	37	290	1	35.79	(1,610.3) 9,194.0	1
北　部		101	2,990		101.00	(200.0) 6,700.0	
東部田中		41	770		33.01	(582.0) 14,740.0	
東部平間		36	100		8.54	(1,445.9) 1,493.5	
東部東		40	510		1.45	(347.1) 379.4	
東部矢上		45	0		41.82	(0.0) 23,864.8	
柳　田		18	830		14.64	(0.0) 4,843.8	
江川第一		44	360		31.52	(429.3) 7,040.4	
江川第二		32	440		23.24	(103.3) 14,769.2	
深堀第一		46	1,670		38.38	(757.2) 7,894.1	
深堀第二		34	700		25.06	(476.1) 7,698.4	
中　園		27	0		26.23	(610.7) 13,919.0	
福　田		25	770		22.67	(610.0) 7,397.2	
相　川		5	0		4.94	(0.0) 1,662.0	
式見第一		30	340		30.00	(0.0) 8,248.0	
式見第二		32	580		32.00	(0.0) 10,661.0	
手　熊		35	1,830		30.45	(0.0) 10,981.0	
小江第一		17	230		15.30	(0.0) 3,865.0	
小江第二		42	260		28.91	(0.0) 4,893.0	
田　上		13	2,320		11.45	(0.0) 7,796.0	
茂木第一		11	50		9.57	(154.1) 5,975.4	
茂木第二		20	710		17.34	(42.5) 6,554.0	
北　浦		34	1,030		27.37	(0.0) 11,462.0	
本　村		51	10,165		39.60	(904.0) 7,669.0	
安　保		30	5,663		17.17	(470.0) 3,039.0	
文　教		38	490		12.20	(0.0) 0.0	
築　町		38	600		26.58	(391.3) 480.6	
小ヶ倉第四		27	740		16.31	(0.0) 0.0	
合　計		1,225	38,188	2	948.92	(17,743.1) 252,502.2	2

注）１．上段（　　）書きは、内書きで補助延長
　　２．事業計画の管渠延長は、主要な管渠

面整備率＝ 整備面積 949/ 事業計画面積 1,225 ＝ 77.5%

（２） 都市下水路の整備状況

都市下水路については、令和６年度末現在、25都市下水路を指定しており、指定延長に対して全都市下水路が整備済である。現在、都市下水路の整備は終わり、維持管理は土木部が行っている。

表Ⅰ－６　都市下水路の整備状況　（令和６年度末）

指定告示番号	都市下水路名	水系名	指定延長(m)	整備済延長(m)	摘要
市告68号	戸町都市下水路	戸町都市下水路	1,032	1,032	S46. 4. 1指定
市告400号	瀬戸 〃	〃	570	570	S61.11. 1指定
市告400号	砥石 〃	〃	375	375	S61.11. 1指定
市告400号	大浦 〃	大浦都市下水路	2,103	2,103	S46. 4. 1指定 S61.11. 1変更
市告400号	大平 〃	〃	420	420	S61.11. 1指定
市告400号	笑 〃	〃	979	979	S46. 4. 1指定 S61.11. 1変更
市告68号	伊良林 〃	中島川	1,020	1,020	S46. 4. 1指定
市告68号	鳴滝 〃	〃	1,318	1,318	S46. 4. 1指定
市告68号	後谷 〃	西山川	520	520	S46. 4. 1指定
市告68号	岩原 〃	岩原都市下水路	1,629	1,629	S46. 4. 1指定
市告68号	下の川 〃	浦上川	3,446	3,446	S46. 4. 1指定
市告68号	江平 〃	〃	1,018	1,018	S46. 4. 1指定
市告68号	岩屋 〃	〃	3,847	3,847	S46. 4. 1指定
市告68号	西町 〃	〃	1,585	1,585	S46. 4. 1指定
市告400号	白木 〃	〃	290	290	S61.11. 1指定
市告68号	椿谷 〃	〃	892	892	S46. 4. 1指定
市告68号	江の浦 〃	江の浦都市下水路	1,129	1,129	S46. 4. 1指定
市告68号	田の頭 〃	〃	555	555	S46. 4. 1指定
市告68号	枇杷谷 〃	枇杷谷都市下水路	870	870	S46. 4. 1指定
市告68号	飽の浦 〃	飽の浦都市下水路	1,235	1,235	S46. 4. 1指定
市告68号	柳 〃	柳都市下水路	321	321	S46. 4. 1指定
市告68号	松山 〃	浦上川	525	525	S61.11. 1指定
市告68号	日見 〃	日見川	645	645	S61.11. 1指定
市告108号	西泊 〃	西泊都市下水路	303	303	S62. 4. 1指定
(旧高島町) 省告198号	山手 〃	山手都市下水路	12(ha)	211	S39. 7.31指定

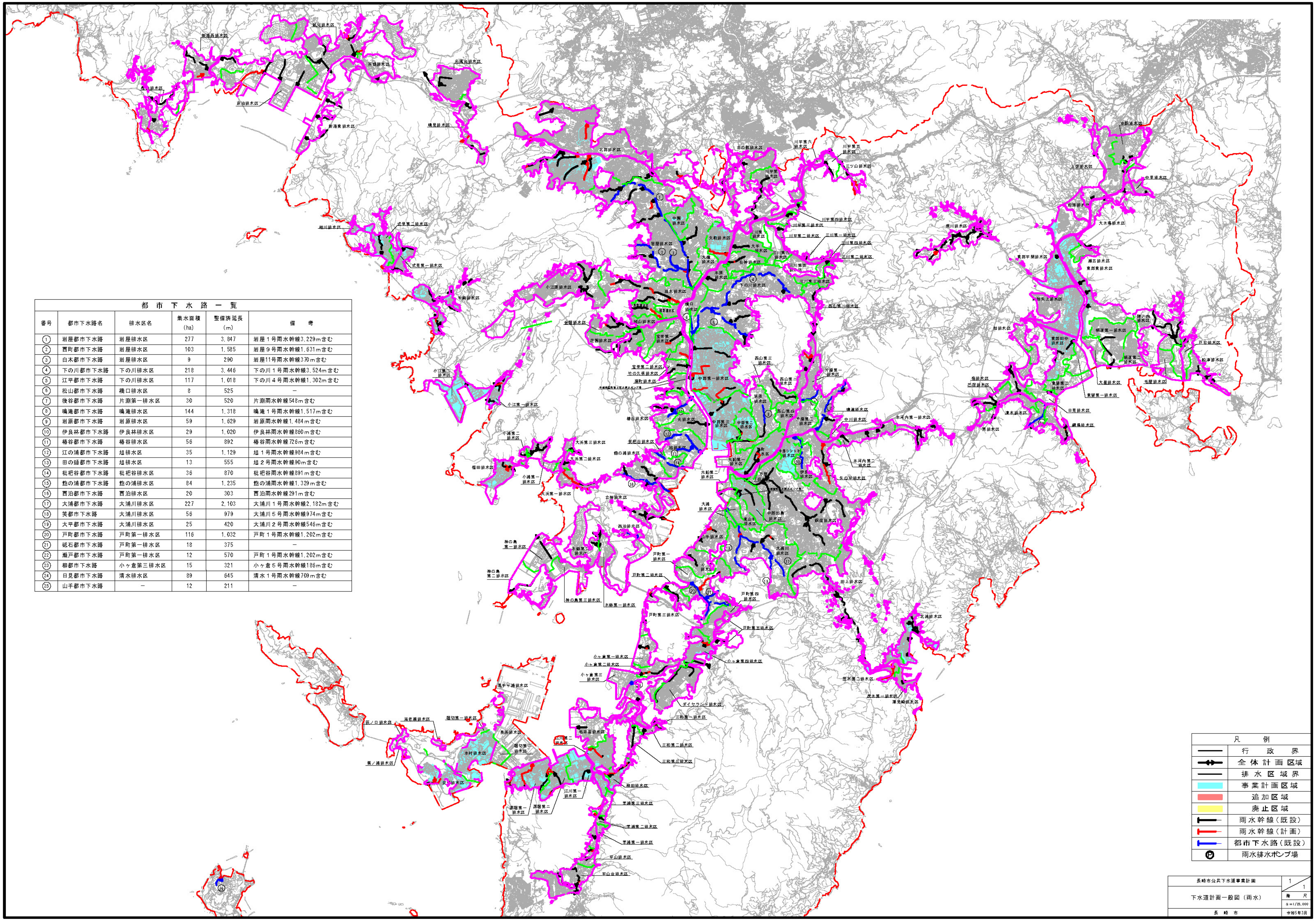

都 市 下 水 路 一 覧

番号	都市下水路名	排水区名	集水面積 (ha)	整備済延長 (m)	備考
①	岩屋都市下水路	岩屋排水区	277	3,847	岩屋１号雨水幹線3,229m含む
②	西町都市下水路	岩屋排水区	103	1,585	岩屋９号雨水幹線1,631m含む
③	白木都市下水路	岩屋排水区	9	290	岩屋11号雨水幹線370m含む
④	下の川都市下水路	下の川排水区	218	3,446	下の川１号雨水幹線3,524m含む
⑤	江平都市下水路	下の川排水区	117	1,018	下の川４号雨水幹線1,302m含む
⑥	松山都市下水路	橋口排水区	8	525	－
⑦	後谷都市下水路	片淵第一排水区	30	520	片淵雨水幹線548m含む
⑧	鳴滝都市下水路	鳴滝排水区	144	1,318	鳴滝１号雨水幹線1,517m含む
⑨	岩原都市下水路	岩原排水区	59	1,629	岩原雨水幹線1,484m含む
⑩	伊良林都市下水路	伊良林排水区	29	1,020	伊良林雨水幹線860m含む
⑪	椿谷都市下水路	椿谷排水区	56	892	椿谷雨水幹線726m含む
⑫	江の浦都市下水路	旭排水区	35	1,129	旭１号雨水幹線984m含む
⑬	田の頭都市下水路	旭排水区	13	555	旭２号雨水幹線90m含む
⑭	枇杷谷都市下水路	枇杷谷排水区	36	870	枇杷谷雨水幹線891m含む
⑮	飽の浦都市下水路	飽の浦排水区	84	1,235	飽の浦雨水幹線1,329m含む
⑯	西泊都市下水路	西泊排水区	20	303	西泊雨水幹線291m含む
⑰	大浦都市下水路	大浦川排水区	227	2,103	大浦川１号雨水幹線2,182m含む
⑱	笑都市下水路	大浦川排水区	56	979	大浦川５号雨水幹線974m含む
⑲	大平都市下水路	大浦川排水区	25	420	大浦川２号雨水幹線546m含む
⑳	戸町都市下水路	戸町第一排水区	116	1,032	戸町１号雨水幹線1,202m含む
㉑	砥石都市下水路	戸町第一排水区	18	375	－
㉒	瀬戸都市下水路	戸町第一排水区	12	570	戸町１号雨水幹線1,202m含む
㉓	柳都市下水路	小ヶ倉第三排水区	15	321	小ヶ倉５号雨水幹線186m含む
㉔	日見都市下水路	清水排水区	89	645	清水１号雨水幹線709m含む
㉕	山手都市下水路	－	12	211	－

凡 例

（黒線）	行 政 界
（黒太線）	全 体 計 画 区域
（黒線）	排 水 区 域 界
（水色）	事 業 計 画 区 域
（赤色）	追 加 区 域
（黄色）	廃 止 区 域
（黒）	雨 水 幹 線（既 設）
（赤）	雨 水 幹 線（計 画）
（青）	都 市 下 水 路（既 設）
Ⓟ	雨水排水ポンプ場

長崎市公共下水道事業計画	1/1
下水道計画一般図（雨水）	縮 尺 S＝1/25,000
長 崎 市	令和5年3月

８　排水設備の概要と普及促進制度

（１）　排水設備の概要

公共下水道とは、地方公共団体が公費をもって設置する排水施設であり、排水設備とは、宅地内の下水を公共下水道へ排除するために、個人が私費をもって設置する排水施設である。

下水道整備の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することにあり、排水設備はこの目的にそって土地建物の清潔を保ち、健康にして衛生的かつ快適な環境を整備することにある。

このように排水設備は、下水道整備の目的達成のために特に重要な施設であるが、公共下水道が整備されても排水設備が設置されなければ、その目的を達成することができないことから法律や条例等により使用の義務づけを図っている。

ア 設置義務者

下水道法第１０条により、排水設備設置義務者は、土地の所有者、使用者又は占有者であり、次のとおりに規定されている。

（ア）　建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

（イ）　建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者

（ウ）　道路その他の公共施設の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

イ 設置義務期限

処理区域内において、排水設備、浄化槽は次のとおり義務づけられている。

（ア）　下水道法第１１条の３の規定により、くみ取り便所は、供用開始の告示があった日から３年以内に水洗便所に改造しなければならない。

（イ）　排水設備は、長崎市下水道条例第３条の規定により、供用開始後６月以内に設置しなければならない。

（ウ）　浄化槽が設けられている建築物の所有者は、長崎市下水道条例第３条の規定により、供用開始後６月以内に浄化槽を適切な処置をし、これに連結されていた汚水管を公共下水道に接続するか、あるいは、浄化槽から排出される下水を公共下水道に流入させる排水設備を設けなければならない。

※　排水設備とは、長崎市下水道条例第２条第８号において、屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、浄化槽を除くこととされている。

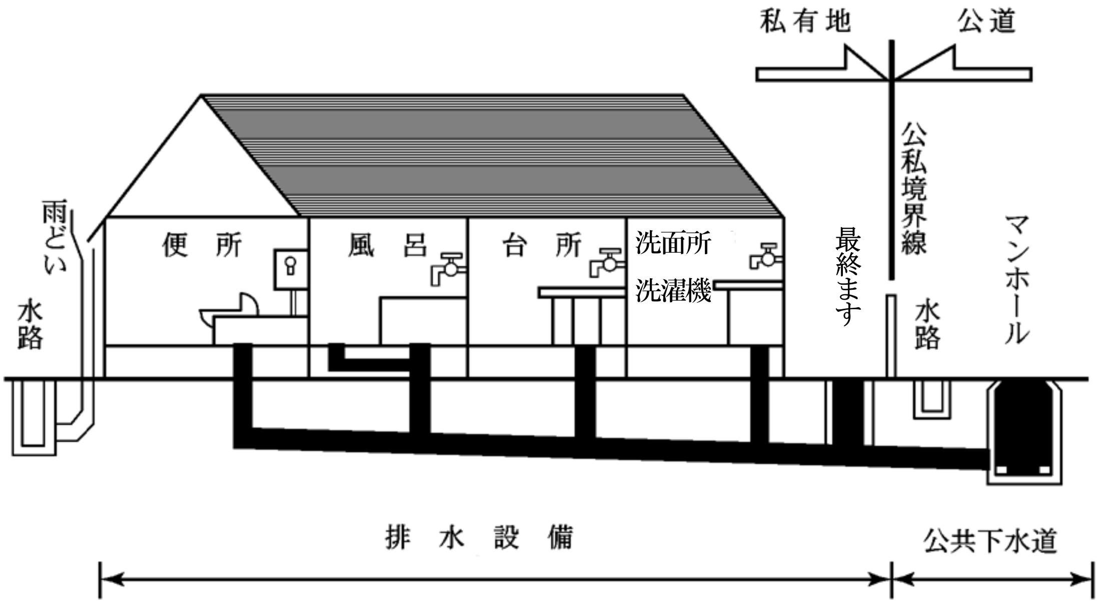

ウ 排水設備の手続き

くみ取り便所を水洗便所に改造するとともに、台所、風呂などの生活排水も公共下水道へ接続することになるが、これらの工事（排水設備工事）は、市が指定した「長崎市下水道排水設備指定工事店」が行うことになっている。

排水設備工事手続きの順序は下図のとおりである。

図Ⅰ－１　排水設備工事手続き

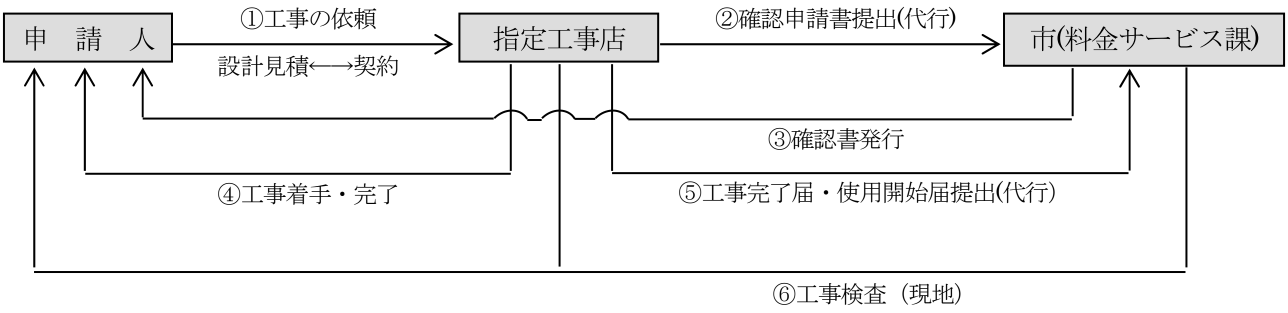

エ 下水道排水設備の指定工事店制度

下水道排水設備指定工事店制度とは、長崎市の条例に基づき、一定の技術力をもった者（責任技術者）が専属する工事店を長崎市が指定することにより、その指定を受けた工事店だけが下水道排水設備の工事を行うことができる制度である。これは、排水設備自体は個人の設備であるものの、その設備から排除される汚水は公共下水道に大きく影響を与えるため、誤接合等の不良工事を防止し、適正な工事の施工を担保する必要があることや、事故、故障の発生等緊急時に責任ある迅速な対応を図る必要があることから、全国の市町村において採用している制度である。

長崎県内の供用開始市町は、16市町（R6年3月末）であり、本市の指定工事店の指定要件は、次の４項目である。

（ア）　営業所ごとに責任技術者を１名以上選任していること
（イ）　工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
（ウ）　長崎県内に営業所があること
（エ）　法律上の行為能力が認められていない等の欠格要件に該当しないこと

なお、指定工事店の有効期間は５年間である。

長崎市下水道排水設備指定工事店
　令和7年3月31日現在　275社（市内　199社　　市外　76社）

オ 排水設備等の立ち入り検査について

公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を排水基準に適合させるため必要な限度において、排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査することができることになっている。

カ 責任技術者

排水設備工事が適正かつ安全に施工されるためにも、排水設備工事の施工は、市の排水設備指定工事店が行うこととしており、排水設備指定工事店は営業所ごとに責任技術者を必ず1名以上選任することとなっている。

この責任技術者の資格は、長崎県下水道協会が、年に1回下水道排水設備工事責任技術者共通試験を実施し、合格した者について認定している。

（２） 普及促進制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、私道敷内に汚水管を設けるときには、次のような貸付や助成を行っている。

ア 水洗便所改築資金貸付制度

処理区域において、くみ取り便所を水洗便所に改築する者に対して公共下水道の普及促進を図るため、昭和３７年度から無利子の改築資金の貸付を実施している。

（ア） 貸付の対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改築し、これと同時に施工する排水設備の設置並びにその他公共下水道の使用を図るための工事

（イ） 貸付の対象者

a 公共下水道の処理区域内の家屋であること

b くみ取り便所を水洗便所に改築する家屋の所有者（名義人）または当該改築工事について所有者の承諾を得た使用者であること

（新築家屋における便所の新築、既設家屋の便所の増設、会社等の法人は貸付の対象としない）

c 自己資金のみでは改築工事に要する費用を一時に負担することが困難である者

d 貸付を受けた資金の償還について支払可能である者

（ウ） 貸付の条件

a 無利子

b 借入の翌月から60ヵ月以内の均等償還

c 借入金額に応じた人数かつ条件を備えた連帯保証人をたてること

（エ） 貸付の限度

a １件につき６０万円以内

b 浄化槽の切替工事は、１件につき４０万円以内

c ポンプ施設設置工事は、１棟につき２０万円以内

d １人当たりの貸付限度は、件数で７件、金額で４２０万円以内

e 改築工事の件数は､便所については便槽個数､浄化槽については､槽の大きさにより次のとおりとする。

◎10人槽まで ……… １件　◎11～50人槽 ……… ２件　◎51人槽以上 ……… ３件

ただし､共同浄化槽(分譲マンションを含む)については､槽の大きさに関係なく､１戸当り１件とする。

イ 水洗便所改造費補助金交付制度

昭和48年に生活扶助世帯に対する国の補助制度が設けられたのに伴い、本市においても、昭和55年度に長崎市水洗便所改造費補助金交付要綱を制定し、「処理区域内にくみ取り便所を設けている自己所有の家屋を所持し、かつ当該家屋に居住している生活扶助世帯の世帯主」を対象に改造費の一部を補助している。

また、平成21年度に長崎市水洗便所改造費補助金交付要綱を改正し、「経済的な理由により水洗化が困難な市民税非課税世帯が所有する家屋」を対象に改造費の一部を補助している。

昭和55年10月15日施行

ウ 私道敷内の汚水管布設について

私道敷内の汚水管は、本来その所有者が設置及び維持管理することが原則であるが、土地条件等から公道内の汚水管に直接、接続することのできない宅地が多数ある。そこで、次の条件を備えた場合には、申請により公費で私道敷内に汚水管を布設することとし、下水道の普及促進を図っている。

私道公共下水道設置基準（主な基準）

① 私道で道路の形態を有し生活道路と認められ、当該公共下水道を利用する家屋が２戸以上であること。ただし、家屋の所有者が異なること。

② 公共下水道の工事施工に支障がなく、維持管理が容易なこと。

③ 汚水管が布設される土地について、当該土地所有者の承諾が得られること。

平成6年5月1日施行

エ 低地関係

私道において、家屋の敷地が周辺より低くなっており、河川や民有地の利用ができず自然流下による汚水の排除が困難な地区において次の要件を備えた場合、公費でポンプ施設設置による整備ができる。

（主な要件）

① 低地区域であることを管理者が認めるもの

② 対象家屋が５戸以上あり、それぞれの所有者が異なるもの

③ 土地の使用については、無償の承諾がとれること

④ 施工上・維持管理上支障がないこと

平成10年4月1日施行（平成10年3月31日長崎市告示第125号）

オ 共同排水設備設置補助金交付制度

公共の施設として整備するための要件に該当せず、個人負担による共同排水設備を設置する方法でしか水洗化ができない宅地について、次の要件を備えた場合、工事費の一部を補助する。

1 主な要件

(1) 共同排水設備を利用することとなる家屋が２戸以上であり、かつそれぞれの所有者が異なるもの

(2) 共同排水設備の工事について、土地所有者、その他利害関係者の承諾が得られるもの

(3) 市税や水道料金、下水道使用料および受益者負担金等の滞納がないもの

２　補助率

共同排水設備設置の工事費の５分の４以内。

平成12年4月1日施行（平成12年3月31日長崎市告示第150号）

カ 水洗化あっせん委員制度

公共下水道事業計画区域内において、水洗化に伴って生じる家主や地主等の利害関係者間の紛争を公正・中立な立場で和解の仲介を行うため、平成８年度から水洗化あっせん制度を設けていたが、令和４年度をもって制度を廃止した。

平成8年5月15日施行
令和4年4月1日廃止

キ 汚水ポンプ設備等設置補助金交付制度

道路より低い等の理由で、ポンプを設置しなければ水洗化ができない家屋の排水設備について、次の要件を備えた場合、ポンプ設備を設置する費用の一部を補助する。

１　主な要件

(1) 自然流下による下水道接続が困難であると認められるもの。

(2) 市税や水道料金、下水道使用料および受益者負担金の滞納がないもの。

２　補助率

ポンプ設備設置費（排水ポンプ、ポンプ槽、圧送管、電気設備等の費用）の５分の４以内（条件により補助金の限度額あり）

平成21年6月1日施行（平成21年3月27日長崎市告示第11号）

ク 集落排水事業水洗化促進費補助金交付制度

集落排水処理区域内において、くみ取り便所を設けている自己所有の家屋を所持し、かつ当該家屋に居住していて、くみ取り便所等を水洗化することが経済的理由により困難な生活扶助世帯又は市民税非課税世帯に属する者に対し、長崎市集落排水事業水洗化促進費補助金として改造費の一部を補助している。

令和6年4月1日施行

ケ 集落排水事業水洗化資金利子補給制度

集落排水処理区域内において、くみ取り便所等を水洗便所に改築する者に対し、無利子で改築工事に必要な資金を取扱金融機関へ融資あっせんし、取扱金融機関にその利子を補給している。

令和６年４月１日施行

Ⅱ　下水道施設

1　下水道の施設

(1) 下水道の施設

下水道とは、人間の消費生活又は生産活動によって発生した汚水を衛生的に処理するとともに雨水を速やかに排除するための施設で、管渠、ポンプ場及び終末処理場からなっている。

ア　管　渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場等から発生する汚水を終末処理場に送ったり、雨水を排除する機能を有している。また、その途中には、維持管理や点検のために多数のマンホール（人孔）を設置している。

イ　ポンプ場

ポンプ場には、雨水を排除する雨水排水ポンプ場と汚水を中継する汚水中継ポンプ場とがある。

(ｱ) 雨水排水ポンプ場

台風や大雨のとき、河川などの水位が高くなってきて、低地では雨水を河川などへ自然に流すことができなくなる。このような場所に雨水排水ポンプ場を設け雨水をくみ上げ、河川などに強制的に放流し浸水防除の役割を果たす。

(ｲ) 汚水中継ポンプ場

汚水は原則として自然流下で流すため、下流側になるほど管渠が深く埋設されることになり、建設費や維持管理の面からも適正でない。従って、汚水中継ポンプ場を設け、一旦地表近くまでくみ上げ再び汚水を下流に流す役割を果たす。

ウ　終末処理場

終末処理場とは、管渠、中継ポンプ場により運ばれてきた汚水を衛生的な水にするための重要な施設である。

終末処理場では、集まった汚水からゴミや砂を沈砂池で除去した後、沈みやすい浮遊物を最初沈殿池で除去する。次に、汚水を反応槽（曝気槽）に移し、そこに活性汚泥と空気を吹き込み混合させ、汚水中の有機物を分解させ沈みやすくし、最終沈殿池で沈殿させたうえ、きれいになった上澄水を消毒して海などに放流している。

(2) 下水道施設の現況

市内には、令和６年度末現在で下水処理場が12箇所あり、供用中10箇所、機能停止２箇所である。

ポンプ場は、現在19箇所で、南部新地の供用開始に伴い機能停止した南部出島を除く18箇所（内汚水16箇所、雨水２箇所）が稼動している。

また、自然流下での汚水の排除が困難な小規模な地区に対しては、必要に応じマンホールポンプを設置しており、令和６年度末現在、175箇所が稼働している。

表Ⅱ－１　下水処理場

（令和６年度末）

処理場名		中部 下水処理場	南部 下水処理場	三重 下水処理場	東部 下水処理場	西部 下水処理場	香焼 浄化センター
所在地		茂里町 2番2号	戸町５丁目 985番地	京泊２丁目 8番50号	田中町 279番地46	神ノ島町１丁目 367番地11	香焼町 924番地1
都市計画事業認可		S33. 3. 1	S51. 8.10	S53. 2.17	S60. 1.25	S62. 2.20	S50. 3. 7
工事着手		S34.12	S54. 7	S55.10	S61. 7	S63. 7	S50.11
供用開始年月日		S36.12. 1	S59. 4. 1	S59. 8. 1	H 1. 4. 1	H 4. 7. 1	S55. 7. 7
敷地面積（㎡）		28,000	43,200	37,400	37,000	92,100	10,400
排除方法		分流式					
処理方法		標準活性汚泥法					
処理水放流先		浦上川	長崎湾	西彼海域	網場湾	長崎湾	長崎湾
計画人口	全体計画（人）	西部へ統合	62,450	14,940	33,550	181,630	南部へ統合
	事業計画（人）	西部へ統合	77,650	18,390	40,770	221,060	南部へ統合
	現況（人） （処理区域人口）	67,273	75,609	20,074	41,283	153,190	南部へ統合
計画汚水量（日最大）	全体計画（㎥/日）	西部へ統合	23,840	6,095	11,590	70,350	南部へ統合
	事業計画（㎥/日）	西部へ統合	29,350	7,285	14,060	84,850	南部へ統合
水処理系列数	全体計画	廃止	初夕：３系 終沈：４系	初夕：１系 終沈：２系	３系	初夕：７系 終沈：６系	廃止
	事業計画	廃止	初夕：４系 終沈：４系	２系	４系	９系	廃止
	現況	R6.3.31 機能停止	４系	２系	４系	９系	H19.6.1 機能停止
水処理能力	全体計画（㎥/日）	廃止	27,000	7,300	14,000	70,800	廃止
	現況（㎥/日）	R6.3.31 機能停止	31,400	11,000	18,700	83,700	H19.6.1 機能停止

処理場名		伊王島 浄化センター	高島 浄化センター	神浦 浄化センター	脇岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大平 浄化センター	合計
所在地		伊王島町２丁目 1178番地5	高島町 2707番地34	神浦向町 293番地2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760番地3	琴海大平町 1250番地	－
都市計画事業認可		H11. 1.20	－	－	－	H11. 3.12	H16.10.8	－
工事着手		H11	H10. 7.22	H 9.11	H12	H14.12	H19	－
供用開始年月日		H15. 3.31	H12. 1. 1	H14. 4. 1	H21.3.31	H17. 3.30	H22.3.1	－
敷地面積（㎡）		3,500	3,000	6,150	3,100	9,300	2,500	275,650
排除方法		分流式						－
処理方法		ＯＤ法				長時間ｴｱﾚｰｼｮﾝ法	ＯＤ法	－
処理水放流先		塩町排水路	高島港外	神浦川	橘湾	村松川	形上湾	－
計画人口	全体計画(人)	270	180	300	1,600	6,200	1,060	302,180
	事業計画(人)	440	250	490	2,260	5,800	1,370	368,480
現況(人) (処理区域人口)		550	135	541	1,027	6,642	918	367,242
計画汚水量（日最大）	全体計画(㎥/日)	450	180	135	660	2,220	400	115,920
	事業計画(㎥/日)	650	250	215	900	2,080	510	140,150
水処理系列数	全体計画	１系	１系	１系	１系	３系	１系	－
	事業計画	１系	１系	１系	１系	３系	１系	－
	現況	１系	１系	１系	１系	３系	１系	－
水処理能力	全体計画(㎥/日)	600	200	600	900	2,400	700	124,500
	現況(㎥/日)	600	200	600	900	2,400	700	150,200

※西部下水処理場の処理人口は、長与町分除く。

※南部下水処理場の処理人口は、三和処理区及び香焼処理区（香焼浄化センター）の統合分を含む。

※三重下水処理場の処理人口は、黒崎処理区を含む。

※全体計画は、令和27年度を目標年次として令和5年11月27日に見直した。

※事業計画は、令和10年度を目標年次として令和6年3月29日に見直した。

※水処理能力（全体計画）は、全体計画（目標年度：令和27年度）の施設計画における、各処理工程の水処理能力を算出し、その最小値を水施設能力とするもの。

※水処理能力（現況）は現時点における、各処理工程の水処理能力を算出し、その最小値を水施設能力とするもの。

表Ⅱ－２　汚水中継ポンプ場

（令和６年度末）

ポンプ場名	位　置	運転開始 年　月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポ　ン　プ 口径(mm)	能力(㎥/分)	台数(台)
南部出島	出島町	S37.11	3.60	―	―	―	―
					―	―	―
西部滑石	横尾1丁目14番4号	S44. 8	5.00	60.41	150	2.55	2(1)
					250	2.40	2(1)
南部第一	末石町370番地36	H 9. 3	4.80	314.15	200	3.54	2(1)
					200	5.64	2(1)
南部茂木	茂木町76番1	H17. 4	7.20	74.97	200	2.83	1(1)
					200	3.04	1(1)
南部新地	新地町6番54	H17. 4	6.10	259.65	300	10.18	2(1)
					300	10.10	2(1)
三重多以良	多以良町2005番3	H 9. 3	6.90	33.14	100	1.14	1(1)
					100	0.82	1(1)
三　重	三重町3764番	H11.10	6.00	132.80	200	3.47	1(1)
					150	2.21	1(1)
東部戸石	戸石町354番地1	H 9. 3	4.80	125.55	150	2.55	1(1)
					100	2.50	1(1)
西部小江	小江町2179番1	H17. 4	6.30	157.50	200	3.68	1(1)
					200	3.74	1(1)
南部深浦	香焼町444番地54	S55. 7	3.25	113.40	150	1.77	1(1)
					150	3.05	1(1)
南部栄上	布巻町143番地1	H17. 4	15.00	185.70	150	2.83	1(1)
					150	3.30	1(1)
南部安保	香焼町1633番地4	S56. 8	1.83	34.94	150	1.77	1(1)
					150	1.60	2(1)
南部尾ノ上	香焼町1531番地5	S56.12	1.08	12.53	80	0.64	1(1)
					100	0.50	2(1)
南部里	香焼町1268番地4	S57. 2	1.30	9.79	80	0.64	1(1)
					80	0.45	2(1)
南部辰ノ口	香焼町2997番地1	S57. 6	2.00	10.03	80	0.46	1(1)
					100	0.17	1(1)
南部海老瀬	香焼町2432番地5	S57. 6	3.51	13.24	80	0.46	1(1)
					100	0.30	1(1)
南部栗ノ浦	香焼町2697番地	S58. 3	0.80	3.83	80	0.46	1(1)
					80	0.10	1(1)

注）１．台数の（　）は、外書きで予備台数
　　２．ポンプの上段は事業計画、下段は現有
　　３．南部出島中継ポンプ場は、平成18年当初に機能停止

表Ⅱ－３　流量調整池

（令和６年度末）

処理施設名	位　置	敷地面積 （a）	能　力	摘　要
西部道ノ尾流量調整池	西彼杵郡長与町高田郷77番2	51	揚水ポンプ　2台 滞留時間約4.3時間	北部下水処理場廃止後（H15.11.30）再利用
中部茂里町流量調整池	茂里町2番34号	58	排水ポンプ　2台	長崎市クリーンセンター廃止後（H28.3.31）再利用

表Ⅱ－４　雨水排水ポンプ場

（令和６年度末）

ポンプ場名	位　置	運転開始 年　月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポ　ン　プ				雨　水 放流先
					口径 (mm)	揚水能力 (m³／分)	台数(台)		
							計画	現有	
中　部　新　地	新地町 6番55号	H 4. 6	15.3	13.9	1000	127	2	0	長崎湾
					500	26	2	2	
中部茂里町第２	茂里町 14番1号	H10. 4	64.0	44.9	1650	346.2	1	1	浦上川
					1350	231	2	2	
					1000	115.2	2	2	

表Ⅱ－５　マンホールポンプ（ 175施設 ）　(令和６年度末)

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区分	目的	設置場所	ポンプ 口径 (㎜)	能力 (m³/分)	台数	運転開始 年月
中部 (24)	西山４丁目	公共	汚水中継	水道用地	80	0.40	2	平成７年11月22日
	愛宕１丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.45	2	平成９年６月１日
	片淵２丁目	公共	汚水中継	私道	50	0.18	2	平成11年11月24日
	愛宕３丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成11年12月８日
	中川１丁目	公共	汚水中継	公道上	50	0.18	2	平成12年８月24日
	本河内２丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成14年４月22日
	伊良林３丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成16年３月22日
	本河内３丁目	公共	汚水中継	河川敷	65	0.16	2	平成17年６月１日
	本河内４丁目	特環	汚水中継	公道上	65	0.28	2	平成18年４月１日
	田手原町	公共	汚水中継	公道上	80	0.70	2	平成20年10月１日
	田手原町（２）	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成22年４月１日
	片淵４丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成23年２月１日
	田手原町（３）	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成24年３月８日
	田手原町（４）	公共	汚水中継	里道	80	0.28	2	平成24年３月23日
	田手原町（５）	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成24年３月23日
	弥生町	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成25年３月13日
	田手原町（７）	特環	汚水中継	公道上	80	0.16	2	平成25年６月４日
	田手原町（８）	特環	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成25年６月４日
	田手原町（６）	特環	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成25年７月８日
	弥生町（２）	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成29年３月30日
	田手原町(９)	特環	汚水中継	民地・私道	65	0.16	2	平成30年３月30日
	本河内１丁目	公共	汚水中継	民地・私道	65	0.16	2	平成30年３月30日
	中部尾上町雨水排水	公共	雨水排水	公道上	300	13	2	令和３年３月25日
	茂里町	公共	汚水中継	公道上	150	3.54	2	令和６年２月26日
南部 (14)	土井首町	公共	汚水中継	臨港道路内	80	0.48	2	平成12年３月22日
	江川町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成12年８月１日
	末石町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成12年９月22日
	古道町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成13年４月１日
	茂木町（１）	公共	汚水中継	公道上	80	0.65	2	平成18年４月１日
	茂木町（２）	公共	汚水中継	公道上	65	0.46	2	平成18年４月１日
	茂木町（３）	特環	汚水中継	公道上	100	0.28	2	平成18年４月１日
	北浦町	特環	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成18年４月１日
	早坂町	特環	汚水中継	里道	80	0.16	2	平成21年４月１日
	星取２丁目（１）	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成23年12月28日
	星取２丁目（２）	公共	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成23年12月28日
	北浦町（２）	公共	汚水中継	公道上	80	0.64	2	平成24年12月17日
	磯道町	公共	汚水中継	民地	65	0.16	2	平成25年３月12日
	中小島１丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成25年３月13日
三重 (7)	鳴見町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成９年２月６日
	多以良町（１）	公共	汚水中継	臨港道路内	65	0.20	2	平成９年３月18日
	多以良町（２）	公共	汚水中継	臨港道路内	100	0.70	2	平成９年３月18日
	多以良町（３）	公共	汚水中継	私道	80	0.30	2	平成12年３月22日
	鳴見町（２）	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成14年４月１日
	樫山町	公共	汚水中継	公道上	150	1.25	2	平成14年４月１日
	三京町	公共	汚水中継	県有地	65	0.16	2	平成28年４月１日

処理区	ポンプ箇所名	公共･特環 区　分	目　的	設置場所	ポ　ン　プ			運転開始 年　　月
					口径 (mm)	能力 (m³/分)	台数	
東　部 (19)	田中町（７）	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成11年５月10日
	田中町（２）	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.39	2	平成11年５月１日
	戸石町（８）	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.30	2	平成11年４月１日
	田中町（１）	特環	汚水中継	公道上、河川	65	0.16	2	平成14年11月８日
	古賀町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成18年４月１日
	中里町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年４月１日
	中里町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成20年２月１日
	松原町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成20年12月１日
	中里町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年３月10日
	古賀町（２）	公共	汚水中継	私　　道	65	0.16	2	平成21年４月１日
	古賀町（３）	公共	汚水中継	農　　道	65	0.16	2	平成22年４月１日
	戸石町（９）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	戸石町（１０）	公共	汚水中継	国 有 地	65	0.16	2	平成24年３月23日
	現川町	公共	汚水中継	里　　道	65	0.16	2	平成24年３月23日
	東町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成25年３月11日
	東町（２）	公共	汚水中継	里　　道	65	0.16	2	平成26年３月28日
	東町（３）	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	令和２年11月10日
	戸石町（１１）	公共	汚水中継	下水道用地	65	0.16	2	平成28年３月１日
	現川町（２）	公共	汚水中継	民　　地	80	0.16	2	平成28年１月15日
西　部 (27)	葉山１丁目	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.30	2	平成元年４月１日
	西泊町	公共	汚水中継	公 園 内	80	0.65	2	平成６年４月１日
	木鉢町１丁目	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.45	2	平成６年10月１日
	神ノ島町２丁目	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.48	2	平成８年１月19日
	神ノ島町３丁目	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.30	2	平成７年12月15日
	本原町	公共	汚水中継	里　　道	50	0.16	2	平成12年３月22日
	泉２丁目	公共	汚水中継	水道用地	80	0.80	2	平成13年４月１日
	川平町（１）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成13年８月10日
	川平町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成13年８月10日
	西泊町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.60	2	平成14年４月22日
	小浦町	公共	地下水用	公 道 上	150	2.50	2	平成17年４月１日
	小江町	公共	地下水用	公 園 内	150	1.50	2	平成17年４月１日
	大浜町	公共	汚水中継	私　　道	65	0.16	2	平成17年４月１日
	旭町	公共	汚水中継	公 道 上	50	0.16	2	平成17年６月１日
	三ツ山町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年７月１日
	大浜町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成20年３月28日
	小浦町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成20年６月１日
	岩屋町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	油木町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年２月１日
	小江原5丁目	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成23年３月１日
	石神町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	向町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.17	2	平成24年７月10日
	向町（２）	公共	汚水中継	里　　道	65	0.16	2	平成25年３月21日
	相川町	公共	汚水中継	公 道 上	100	0.28	2	平成25年６月11日
	向町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成26年３月14日
	小江町（２）	公共	汚水中継	私　　道	65	0.16	2	平成29年３月30日
	三ツ山町（２）	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成19年５月22日

処理区	ポンプ箇所名	公共･特環 区　分	目　的	設置場所	ポンプ			運転開始 年　　月
					口径 (mm)	能力 (m³/分)	台数	
香　焼 (2)	海老瀬	公共	汚水中継	公共施設内	85	0.10	2	平成４年　月　日
	堀切西	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.50	2	平成19年５月22日
伊王島 (5)	仙崎	公共	汚水中継	公共敷地内	65	0.25	2	平成15年３月31日
	船津	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.55	2	平成15年３月31日
	西ノ浜	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.60	2	平成15年３月31日
	渡	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.25	2	平成16年12月15日
	馬込	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.47	2	平成16年１月20日
光西浜 (1)	高島町（No,19)	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.47	2	平成12年１月　日
脇　岬 (9)	脇岬町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	脇岬町（２）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	脇岬町（３）	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.69	2	平成21年４月１日
	脇岬町（４）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	脇岬町（５）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	脇岬町（６）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.27	2	平成21年４月１日
	脇岬町（７）	特環	汚水中継	臨港道路内	65	0.16	2	平成21年４月１日
	脇岬町（８）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.11	2	平成21年４月１日
	脇岬町（９）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.20	2	平成21年４月１日
神　浦 (5)	横町地区	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成14年４月１日
	夏井地区	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成14年４月１日
	地向地区	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成14年４月１日
	丸尾地区	特環	汚水中継	公 道 上	100	0.62	2	平成14年４月１日
	河川公園	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成14年４月１日
黒　崎 (13)	永田町（１）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年３月31日
	永田町（２）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年３月31日
	永田町（３）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年３月31日
	永田町（４）	特環	汚水中継	港湾空地	80	0.87	2	平成22年３月31日
	下黒崎町（１）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.68	2	平成22年３月31日
	下黒崎町（２）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.50	2	平成22年３月31日
	下黒崎町（３）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	下黒崎町（４）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	上黒崎町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	永田町（５）	特環	汚水中継	私　　道	65	0.16	2	平成23年４月１日
	永田町（６）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	永田町（７）	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	三重田町（１）	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年３月31日
三　和 (9)	蚊焼町	公共	汚水中継	公 園 内	150	1.19	2	平成17年４月１日
	椿が丘	公共	汚水中継	公 道 上	150	2.95	2	平成17年４月１日
	晴海台町	公共	汚水中継	下水道施設内	150	1.38	2	平成17年４月１日
	布巻町（元宮）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.56	2	平成17年４月１日
	布巻町（１）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.23	2	平成18年４月１日
	蚊焼町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年４月１日
	布巻町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年４月１日
	布巻町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.16	2	平成21年４月１日
	布巻町（４）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区　分	目　的	設置場所	ポンプ			運転開始 年　　月
					口径 (mm)	能力 (m^3/分)	台数	
三　和 (17)	蚊焼町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	蚊焼町（４）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	為石町	公共	汚水中継	学校敷地内	65	0.27	2	平成21年４月１日
	為石町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	150	2.17	2	平成22年６月１日
	為石町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.24	2	平成24年３月13日
	為石町（５）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成24年３月13日
	蚊焼町（５）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成24年３月29日
	川原町	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.84	2	平成24年３月29日
	為石町（４）	公共	汚水中継	公 園 内	65	0.16	2	平成25年３月11日
	宮崎町	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.35	2	平成26年３月13日
	布巻町（５）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成25年３月25日
	為石町（７）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成25年３月26日
	為石町（６）	公共	汚水中継	民　　地	65	0.16	2	平成26年12月８日
	宮崎町（２）	公共	汚水中継	公 園 内	65	0.16	2	平成27年２月６日
	川原町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成27年２月23日
	蚊焼町（６）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成28年４月１日
	布巻町（６）	公共	汚水中継	公 園 内	65	0.16	2	平成30年３月30日
琴海南部 (21)	西海町（No,30）	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.70	2	平成17年３月30日
	琴海村松町(No,100)	公共	汚水中継	公 道 上	100	0.42	2	平成17年３月30日
	西海町(No,200)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.29	2	平成17年３月30日
	西海町(No,320)	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.29	2	平成17年３月30日
	西海町(No,331)	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.64	2	平成17年３月30日
	西海町(No,336)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成17年３月30日
	西海町(No,381)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成17年３月30日
	西海町(No,540)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.23	2	平成17年３月30日
	西海町(No,550)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成17年３月30日
	西海町(No,630)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成17年３月30日
	西海町(No,660)	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.16	2	平成17年11月28日
	西海町(No,661)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.29	2	平成17年11月28日
	西海町(No,662)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.29	2	平成17年11月28日
	琴海村松町(No,733)	公共	汚水中継	公共敷地内	65	0.29	2	平成17年３月30日
	琴海村松町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年４月１日
	琴海村松町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	100	0.64	2	平成19年４月１日
	西海町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成20年４月１日
	西海町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	琴海村松町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年４月１日
	西海町（３）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年４月１日
	西海町（４）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成30年３月30日
大　平 (2)	琴海大平町	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.23	2	平成22年４月１日
	琴海大平町（２）	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成24年３月28日

２　下水道施設の維持管理

(1)　管渠施設の維持管理

下水道施設は、適切な維持管理を行うことにより、その機能を十分に発揮するものである。維持管理が適切でないと、管渠内に土砂が堆積して流下能力が落ちたり、管渠が破損することもある。これらは、浸水や道路陥没などの事故の原因となるので、定期的な点検、調査、清掃及び補修などは、欠かすことのできない業務である。

このため、維持管理業務委託（民間委託）により、古い管渠施設から順次巡視・点検をし、その機能確保のための清掃・補修等、また市民からの苦情等による修繕等を実施している。

(2)　ポンプ場の維持管理

ポンプ場では、常に変動する流入水に対応した運転管理を行うとともに、その施設の機能が十分に発揮できるように定期的に巡回し、施設の点検・整備を行っている。

令和６年度末現在、雨水排水ポンプ場２箇所、汚水中継ポンプ場16箇所の計18箇所が稼働している。

表Ⅱ－６　ポンプ場の運転実績（令和６年度）

ポンプ場名		汚　水　量（m^3）		雨水量（m^3）	廃棄物量（t/年）		電力使用量(料金より)
		年間総揚水量	日平均	年間総揚水量	沈砂量	し渣量	(kWh/年)
雨水	中部第２	――	――	485,741	0.0	2.22	317,248
	中部新地	――	――	76,660	0.0	0.0	69,081
汚水	西部滑石	414,896	1,137	――	――	――	82,371
	南部第１	1,287,913	3,529	――	――	――	195,022
	南部新地	3,075,703	8,427	――	――	――	312,114
	南部茂木	212,180	581	――	――	――	214,357
	南部栄上	717,556	1,966	――	――	――	167,904
	東部戸石	324,539	889	――	――	――	98,421
	三重多以良	56,799	156	――	――	――	23,345
	三　重	194,012	532	――	――	――	105,708
	西部小江	286,580	785	――	――	――	48,750
	南部深浦	304,319	834	――	――	――	52,185
	南部安保	-	-	――	――	――	8,942
	南部里	-	-	――	――	――	1,868
	南部尾ノ上	-	-	――	――	――	3,062
	南部海老瀬	-	-	――	――	――	4,551
	南部辰ノ口	-	-	――	――	――	7,128
	南部栗ノ浦	-	-	――	――	――	1,908

(3)　下水処理場の維持管理

下水道は、昼夜の別なく利用されていることから、下水処理場では、日夜運転管理が行われており、施設の機能が十分に発揮できるように、保守点検及び監視等を行っている。

また、施設への流入水量や水質は均一でなく時間的、季節的に変動するため、運転管理には専門知識及び経験が必要とされる。

令和６年度末現在、10下水処理場が稼働しており、全下水処理場への流入水量の合計は、１日平均約11.8万ｍ^{3}（年間約4,299万㎥）となっている（香焼浄化センターは平成19年6月1日をもって機能停止、大平浄化センターは平成22年3月1日供用開始、中部下水処理場は令和6年3月31日廃止）。

ア　汚泥処理の状況

下水処理に伴って発生する脱水汚泥の量は、令和６年度は約３万トンである。

なお、本市においては、全量を民間委託によりコンポスト化あるいは焼却し、緑農地等へ還元している。

イ　処理水の再利用

水資源の有効利用という観点から、処理水の再利用は有意義である。用途としては、消泡水や洗浄水等の雑用水として下水処理場内で活用しており、この量は１日約1,420㎥で、これは全処理水量の約1.2%に相当する。

表Ⅱ－７　下水処理場運転実績（令和６年度）

処理場名	流入下水量 (千m³)	発生汚泥量 (m³)	脱水ケーキ量 (t)	場内再利用水 (m³)	水道水使用量 (m³)	電力使用量 (千kW)
南　部	9,299	59,313	6,659	51,873	1,986	3,760
三　重	2,285	19,551	1,819	46,488	2,746	1,418
東　部	3,763	34,674	3,514	61,488	1,381	2,714
西　部	26,683	190,619	17,237	333,707	1,514	8,897
伊王島	97	1,066	0	0	181	103
高　島	16	130	0	0	39	22
脇　岬	73	468	0	20,480	130	212
神　浦	70	969	0	0	59	119
琴海南部	624	33,949	465	0	854	483
大　平	78	288	0	4,230	99	113
南風泊	8	21	0	0	27	29
野　母	190	638	0	0	24	383
樺　島	29	118	0	0	19	92
高浜本村・野々串	107	484	0	0	17	244
琴海中部	195	0	125	0	397	205
大江・形上太子	53	240	0	0	17	95
小　口	16	49	0	0	50	37
太田尾	25	72	0	0	137	52
合　計	43,609	342,650	29,820	518,266	9,677	18,977

(4)　水質の管理

ア　下水処理場の水質管理

下水道が普及すると、今まで未処理のまま川や海へ流されていた家庭や工場の汚水が、下水処理場で処理されて放流されることになり、公共用水域の水質保全に貢献している。

こうしたことから、下水処理場では、常に最良の放流水質が求められ、各処理工程での水質分析を行っている。

なお、本市の下水処理場は、標準活性汚泥法、オキシデーションディッチ法又は長時間エアレーション法による下水処理をしており、各処理場とも良好な処理がされている。

イ　事業場排水の指導

公共下水道の整備が進むにつれて、工場や事業場の排水も下水道へ排除されるようになるが、このような排水の中には、公共下水道施設の機能に障害を起こしたりする物質を含むものもある。このような問題を防ぐため、以下のような指導を行っている。

- ● 公共下水道施設の機能保全及び処理場からの放流水の水質確保という観点から下水道法及び長崎市下水道条例では下水の排除基準を定めている。（下水道法第12条の2、下水道法施行令第9条の4、市下水道条例第9条）
- ● 基準を越える悪質な下水を流す恐れのある工場や事業場には、排除基準に適合させるための除害施設の設置を義務づけている。（下水道法第12条、第12条の11、市下水道条例第9条の2,3）
- ● 悪質な下水を排除する恐れのある工場や事業場には、「立入検査」と「水質検査」を実施しており基準を超えている場合は水質指導を行っている。（下水道法第13条）
- ● 下水道法で規制が定められている特定事業場（令和7年3月末届出数355事業場）に対し、水質検査を実施し、違反事業場等に対しては行政指導を行っている。（下水道法第37条の2、第38条）

表Ⅱ－８　特定事業場水質指導状況（令和６年度）

項目 処理区	立入検査 実施事業場数	水質検査 実施事業場数	水質検査 違反数
中　部	１２	9	3
南　部	２２	１２	3
三　重	6	4	3
東　部	１０	2	1
西　部	１３	7	3
香　焼	0	0	0
伊王島	0	0	0
光西浜	0	0	0
脇　岬	0	0	0
神　浦	0	0	0
三　和	0	0	0
琴海南部	0	0	0
大　平	0	0	0
合　計	６３	３４	１３

2　各下水処理場の流入下水量

令和6年度

処理場	南部		三重		東部		西部		伊王島		高島		脇岬		神浦		琴海南部	
月別	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日
4月	768,425	25,614	195,861	6,529	316,640	10,555	2,220,040	74,001	7,870	262	1,269	42	6,026	201	5,827	194	51,001	1,700
5月	805,351	25,979	196,047	6,324	330,552	10,663	2,305,070	74,357	8,194	264	1,467	47	6,192	200	6,097	197	52,635	1,698
6月	851,172	28,372	205,830	6,861	332,596	11,087	2,438,460	81,282	8,089	270	1,470	49	6,010	200	5,908	197	54,794	1,826
7月	890,511	28,726	216,032	6,969	340,685	10,990	2,560,699	82,603	8,682	280	1,488	48	6,366	205	6,373	206	61,143	1,972
8月	788,394	25,432	185,500	5,984	308,154	9,940	2,214,210	71,426	9,132	295	1,394	45	6,519	210	6,571	212	51,394	1,658
9月	744,182	24,806	182,285	6,076	300,053	10,002	2,076,860	69,229	8,067	269	1,248	42	5,836	195	5,833	194	48,187	1,606
10月	769,662	24,828	188,038	6,066	309,544	9,985	2,161,470	69,725	8,122	262	1,428	46	6,016	194	5,715	184	49,907	1,610
11月	765,090	25,503	182,161	6,072	305,349	10,178	2,180,050	72,668	7,830	261	1,386	46	5,952	198	5,754	192	48,611	1,620
12月	732,440	23,627	190,563	6,147	312,874	10,093	2,196,640	70,859	7,703	248	1,413	46	6,187	200	5,620	181	52,063	1,679
1月	742,234	23,943	182,978	5,903	311,767	10,057	2,170,260	70,008	7,544	243	1,301	42	6,128	198	5,637	182	52,290	1,687
2月	680,767	24,313	168,104	6,004	283,422	10,122	1,970,080	70,360	7,073	253	1,179	42	5,325	190	4,929	176	47,852	1,709
3月	760,307	24,526	191,440	6,175	311,229	10,040	2,188,680	70,603	8,414	271	1,223	39	5,990	193	5,440	175	54,325	1,752

処理場	大平		南風泊		野母		樺島		高浜		琴海中部		形上		小口		太田尾		合計	
月別	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日	m³/月	m³/日
4月	6,713	224	537	18	15,272	509	2,501	83	8,956	299	16,653	555	4,448	148	879	29	2,056	69	3,630,974	121,032
5月	6,097	203	590	20	16,064	535	2,497	83	9,254	308	17,424	581	4,598	153	1,064	35	2,246	75	3,771,439	121,659
6月	6,731	224	1,214	40	17,020	567	2,627	88	9,931	331	18,048	602	4,662	155	1,715	57	2,411	80	3,968,688	132,290
7月	7,457	241	1,097	37	18,240	608	2,688	90	10,437	348	18,888	630	5,122	171	2,235	75	2,424	81	4,160,567	134,212
8月	6,333	204	688	23	17,291	576	2,512	84	9,297	310	15,871	529	4,486	150	2,620	87	2,095	70	3,632,461	121,082
9月	5,896	197	539	18	16,026	534	2,264	75	8,364	279	15,080	503	4,070	136	1,970	66	1,958	65	3,428,718	110,604
10月	6,113	197	534	18	16,386	546	2,295	77	8,727	291	15,759	525	4,334	144	1,545	52	1,960	65	3,557,555	118,585
11月	6,469	216	537	18	15,267	509	2,237	75	8,605	287	15,396	513	4,468	149	1,398	47	1,979	66	3,558,539	114,792
12月	6,369	205	457	15	14,624	487	2,342	78	8,684	289	15,701	523	4,294	143	750	25	2,014	67	3,560,738	118,691
1月	6,568	212	448	15	14,965	499	2,344	78	8,686	290	15,801	527	4,367	146	738	25	1,994	66	3,536,050	114,066
2月	5,984	214	449	16	13,347	477	2,043	73	7,663	274	14,475	517	4,012	143	597	21	1,788	64	3,219,089	114,967
3月	6,829	220	505	17	15,671	522	2,280	76	8,505	284	15,949	532	4,410	147	726	24	1,924	64	3,583,847	115,608

処理場	南部	三重	東部	西部	伊王島	高島	脇岬	神浦	琴海南部	大平	南風泊	野母	樺島	高浜	琴海中部	形上	小口	太田尾	合計
年合計	9,298,535	2,284,839	3,762,865	26,682,519	96,720	16,266	72,547	69,704	624,202	77,559	7,595	190,173	28,630	107,109	195,045	53,271	16,237	24,849	43,608,665
月平均	774,878	190,403	313,572	2,223,543	8,060	1,356	6,046	5,809	52,017	6,463	633	15,848	2,386	8,926	16,254	4,439	1,353	2,071	3,634,055
日平均	25,475	6,260	10,309	73,103	265	45	199	191	1,710	212	21	521	78	293	534	146	44	68	119,476
各処理場晴天時最大	30,213	8,085	11,559	83,590	341	58	236	231	2,031	256	34	748	101	360	658	190	135	78	－
	9月19日	7月18日	7月17日	7月17日	8月12日	11月20日	1月2日	9月20日	7月17日	1月2日	7月17日	9月19日	5月4日	7月17日	5月10日	4月11日	2月27日	1月1日	－
各処理場雨天時最大	60,589	10,522	17,312	154,539	357	72	262	286	3,860	484	275	1,022	243	756	1,278	311	139	167	－
	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	8月15日	7月15日	7月15日	7月14日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月14日	7月14日	11月2日	7月15日	－
各処理場晴天時平均	24,322	6,218	10,079	69,494	264	44	199	188	1,654	205	17	505	76	282	517	139	42	65	－
全処理場晴天時最大 7/17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	135,137
全処理場雨天時最大 7/15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	251,826

※雨天時とは、0.5mm以上の降雨があった日及びその翌日を含む。晴天時は雨天時以外。
※全処理場晴天時最大及び雨天時最大とは、長崎海洋気象台の雨量に基づき全処理場流入水を晴天時と雨天時に分別し最大値を算出。

農業･漁業集落排水処理施設の概要

（令和6年度末）

地区別		長崎地区	琴海地区					計
処理場区別		太田尾	大江・形上			小口	琴海中部	
農集・漁集の区別		農集	農集		小計	農集	農集	
整備地区名		太田尾	大江・形上	大子		小口	琴海中部	
区域面積	ha	11.1	18.0	4.5	22.5	4.7	88.1	126.4
計画人口（観光人口含）	人	650	780	270	1,050	100	5,030	6,830
事業年度		H8～H13	H4～H8	H14～H18		H10～H14	H7～H13	
供用開始		H13. 4. 1	H9.4.1	H18.4.1		H15.4.1	H13.4.1	
整備済人口	人	319	342	137	479	131	2,222	3,151
水洗化人口	人	285	304	94	398	106	1,981	2,770
水洗化戸数	戸	143	169	52	221	56	962	1,382
水洗化率	人数比(%)	89.3	88.9	68.6	83.1	80.9	89.2	87.9
終末処理場 処理施設	箇所	1	1	大江･形上に増設	1	1	1	4
終末処理場 処理場敷地面積	㎡	1,388	702		702	683	3,200	5,973
終末処理場 処理型式		嫌気 +接触曝気	流調、 嫌気+曝気			沈殿分離 +接触曝気	回分活性汚泥	
終末処理場 JARUS類型		Ⅲ	Ⅲ			Ⅰ	Ⅺ	
終末処理場 濃縮汚泥発生量	m^3/年	72.0	240.3		240.3	49.3	脱水ケーキ 124.9t	361.6及び脱水ケーキ124.9t
終末処理場 計画 日平均汚水量	m^3/日	176	211	73	284	73	1,358	1,891
終末処理場 計画 日最大汚水量	m^3/日	195	234	81	315	81	1,509	2,100
終末処理場 実績 日平均汚水量	m^3/日	68	146			44	534	
終末処理場 実績 晴天時平均汚水量	m^3/日	65	139			42	517	
終末処理場 実績 雨天時最大汚水量	m^3/日	167	311			139	1,278	
終末処理場 実績 晴天時最大汚水量	m^3/日	78	190			135	658	
終末処理場 計画 BOD放流水質	mg/L	20	20			20	20	
終末処理場 計画 SS放流水質	mg/L	50	40			40	40	
終末処理場 実績 BOD（流入）	mg/L	310	149			105	222	
終末処理場 実績 BOD（放流）	mg/L	6.0	5.3			3.3	1.0	
終末処理場 実績 SS（流入）	mg/L	340	170			111	208	
終末処理場 実績 SS（放流）	mg/L	5	2			4	1	
管路施設 管路延長	m	6,261	7,489	5,259	12,748	3,398	31,832	54,239
管路施設 中継ﾎﾟﾝﾌﾟ(MP)	箇所	2	10	6	16	7	43	68

※雨天時とは、0.5mm以上の降雨があった日及びその翌日を含む。晴天時は雨天時以外。

農業・漁業集落排水処理施設の概要

（令和6年度末）

地区別			野母崎地区							計	総計
処理場区別			高浜				野母	樺島	南風泊		
農集・漁集の区別			農集		漁集	小計	漁集	漁集	漁集		
整備地区名			高浜本村	黒浜・以下宿	野野串		野母	樺島	南風泊		
区域面積		ha	30.4	6.1	15.2	51.7	84.0	18.7	22.5	176.9	303.3
計画人口（観光人口含）		人	1,160		290	1,450	4,630	1,200	849	8,129	14,959
事業年度			H5～H10	H9～H13	H7～H9		H3～H9	S60～H3	H2～H6		
供用開始			H10. 4. 1	H13. 4. 1	H10. 4. 1		H8. 1. 22	H3. 4. 1	H6.10. 1		
整備済人口		人	870	236	130	1,236	1,413	367	102	3,118	6,269
水洗化人口		人	781	209	116	1,106	1,273	342	99	2,820	5,590
水洗化戸数		戸	414	122	63	599	783	218	71	1,671	3,053
水洗化率		人数比(%)	89.8	88.6	89.2	89.5	90.1	93.2	97.1	90.4	89.2
終末処理場	処理施設	箇所	1			1	1	1	1	4	8
終末処理場	処理場敷地面積	㎡	2,064			2,064	3,277	894	700	6,935	12,908
終末処理場	処理型式		回分式				回分式	回分式	接触曝気式		
終末処理場	JARUS類型		Ⅺ				Ⅺ	Ⅺ	Ⅰ		
終末処理場	濃縮汚泥発生量	m^3/年	483.7			483.7	638.2	118.1	21.0	1261.0	1622.6及び脱水ケーキ124.9t
終末処理場	計画 日平均汚水量	m^3/日	491	157	79	727	1,230	330	288	2,575	4,466
終末処理場	計画 日最大汚水量	m^3/日	546	174	87	807	1,500	410	352	3,069	5,169
終末処理場	実績 日平均汚水量	m^3/日	293				521	78	21		
終末処理場	実績 晴天時平均汚水量	m^3/日	282				505	76	17		
終末処理場	実績 雨天時最大汚水量	m^3/日	756				1,022	243	275		
終末処理場	実績 晴天時最大汚水量	m^3/日	360				748	101	34		
終末処理場	計画 BOD放流水質	mg/L	10				10	10	30		
終末処理場	計画 SS放流水質	mg/L	10				10	10	50		
終末処理場	実績 BOD（流入）	mg/L	141				170	147	164		
終末処理場	実績 BOD（放流）	mg/L	0.6				0.7	0.5未満	2.6		
終末処理場	実績 SS（流入）	mg/L	165				150	198	187		
終末処理場	実績 SS（放流）	mg/L	1未満				1未満	1未満	3		
管路施設	管路延長	m	18,344	5,000	4,556	27,900	23,586	5,126	8,400	65,012	119,251
管路施設	中継ﾎﾟﾝﾌﾟ(MP)	箇所	20	12	1	33	10	9	1	53	121

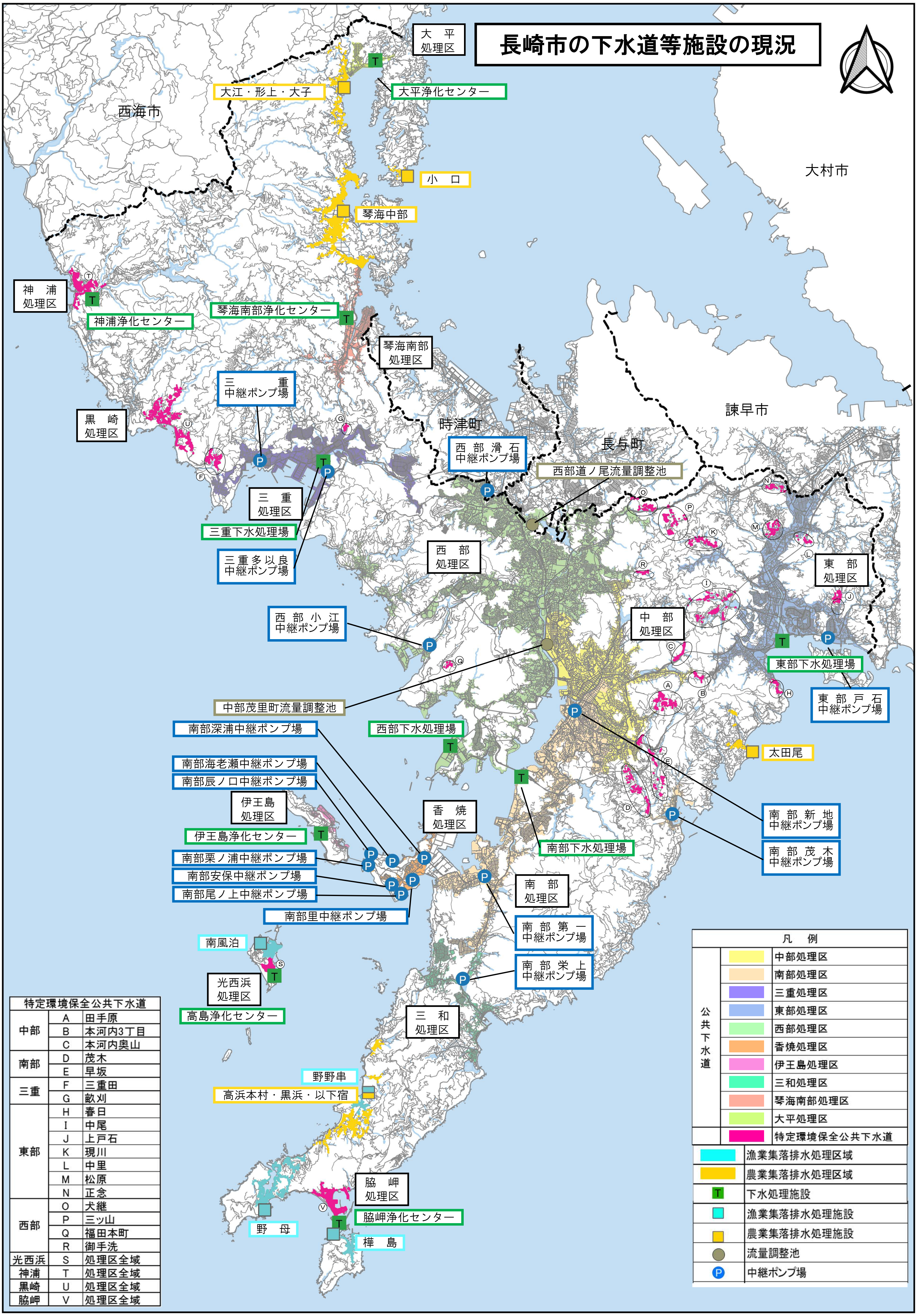

特定環境保全公共下水道		
中部	A	田手原
	B	本河内3丁目
	C	本河内奥山
南部	D	茂木
	E	早坂
三重	F	三重田
	G	畝刈
東部	H	春日
	I	中尾
	J	上戸石
	K	現川
	L	中里
	M	松原
	N	正念
西部	O	大継
	P	三ッ山
	Q	福田本町
	R	御手洗
光西浜	S	処理区全域
神浦	T	処理区全域
黒崎	U	処理区全域
脇岬	V	処理区全域

凡　例	
公共下水道	中部処理区
	南部処理区
	三重処理区
	東部処理区
	西部処理区
	香焼処理区
	伊王島処理区
	三和処理区
	琴海南部処理区
	大平処理区
	特定環境保全公共下水道
	漁業集落排水処理区域
	農業集落排水処理区域
T	下水処理施設
	漁業集落排水処理施設
	農業集落排水処理施設
	流量調整池
P	中継ポンプ場

Ⅲ　下水道統計

1　主要統計

(1) 普及率の状況

ア　普及率の推移

年度	行政区域		処理区域		水洗化		普及率	水洗化率	全国普及率
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	(%)	(%)	(%)
36	350,230	85,178	5,262	1,265	454	108	1.5	8.6	6.4
37	376,048	92,525	6,592	1,644	1,990	483	1.8	30.2	6.7
38	395,652	98,698	11,094	2,825	4,828	1,254	2.8	43.5	7.4
39	399,258	102,026	14,874	3,904	7,099	1,898	3.7	47.7	7.9
40	407,541	103,897	18,838	5,012	8,993	2,378	4.6	47.7	8.3
41	412,266	107,414	20,454	5,381	11,569	3,024	5.0	56.6	10.1
42	417,343	110,661	22,654	6,136	13,921	3,749	5.4	61.5	11.1
43	418,970	115,667	27,035	7,100	16,165	4,927	6.5	59.8	12.7
44	418,810	119,329	29,942	8,150	19,418	5,977	7.1	64.9	14.0
45	422,474	117,804	32,535	9,200	22,115	6,878	7.7	68.0	15.6
46	425,279	122,686	38,524	10,295	26,472	8,299	9.1	68.7	16.6
47	430,338	126,550	45,831	13,151	31,624	9,799	10.7	69.0	18.5
48	440,048	130,540	51,702	16,007	38,729	11,922	11.7	74.9	19.5
49	444,392	140,343	56,116	18,862	47,357	15,109	12.6	84.4	20.5
50	444,994	142,089	67,060	22,187	53,265	17,244	15.1	79.4	22.8
51	444,776	143,018	72,267	24,116	57,759	18,758	16.2	79.9	24.0
52	446,189	144,169	75,107	25,067	61,995	20,298	16.8	82.5	25.7
53	444,111	136,676	87,722	29,525	67,940	22,478	19.8	77.4	26.6
54	444,602	138,348	90,530	30,772	74,592	25,231	20.4	82.4	28.0
55	445,133	142,551	96,794	33,347	82,312	28,442	21.7	85.0	29.5
56	447,026	145,020	105,842	36,837	89,688	30,797	23.7	84.7	30.7
57	446,962	146,664	110,585	38,859	94,708	32,824	24.7	85.6	32.1
58	447,183	148,669	115,272	40,810	99,938	34,657	25.8	86.7	33.4
59	446,740	150,034	134,148	47,560	109,654	38,502	30.0	81.7	34.4
60	446,008	148,222	141,569	50,568	119,290	42,108	31.7	84.3	35.9
61	446,393	149,813	149,605	54,003	128,914	45,899	33.5	86.2	37.4
62	445,124	150,771	157,676	57,674	139,261	50,058	35.4	88.3	39.0
63	443,498	151,786	173,849	64,009	144,272	53,002	39.2	83.0	40.5
元	442,367	161,222	188,342	70,047	159,886	59,183	42.6	84.9	42.2
2	441,913	163,028	197,530	74,261	173,989	65,144	44.7	88.1	43.8
3	440,732	164,604	204,468	77,787	182,614	69,167	46.4	89.3	45.5
4	439,129	165,917	227,932	88,063	193,429	74,245	51.9	84.9	47.3

年度	行政区域		処理区域		水洗化		普及率	水洗化率	全国普及率
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	(%)	(%)	(%)
5	437,917	167,429	240,083	93,892	203,221	78,950	54.8	84.6	49.1
6	435,530	168,423	253,736	100,172	214,277	84,064	58.3	84.4	51.1
7	433,268	169,577	264,063	105,703	225,371	89,679	60.9	85.3	53.5
8	430,109	170,357	281,895	113,979	235,480	94,832	65.5	83.5	54.7
9	427,518	171,008	289,236	118,112	247,406	100,665	67.7	85.5	56.0
10	425,671	172,210	297,393	122,693	261,812	107,553	69.9	88.0	58.0
11	423,021	173,050	305,225	127,177	272,592	113,174	72.2	89.3	60.0
12	421,106	173,937	310,911	130,335	278,899	116,562	73.8	89.7	62.0
13	419,901	175,192	320,207	135,251	289,628	122,152	76.3	90.5	63.5
14	418,523	176,231	349,552	148,591	314,328	133,128	83.5	89.9	65.2
15	417,146	177,342	358,437	153,836	322,727	138,093	85.9	90.0	66.7
16	444,690	190,651	365,790	158,507	332,639	143,755	82.3	90.9	68.1
17	455,210	196,444	384,342	167,121	351,243	152,343	84.4	91.4	69.3
18	452,064	197,465	384,871	169,233	358,825	157,234	85.1	93.2	70.5
19	448,911	198,464	386,756	171,916	361,982	160,425	86.2	93.6	71.7
20	446,668	199,761	391,549	175,984	365,252	163,874	87.7	93.3	72.7
21	444,757	201,108	396,753	180,090	370,266	167,829	89.2	93.3	73.7
22	442,291	202,270	398,877	182,863	374,188	171,316	90.2	93.8	75.1
23	439,903	203,206	400,066	185,199	377,552	174,588	90.9	94.4	75.8
24	439,539	205,513	401,777	188,094	380,239	177,830	91.4	94.6	76.3
25	437,315	206,858	405,131	191,705	384,467	181,813	92.6	94.9	77.0
26	434,332	207,566	404,592	193,339	386,699	184,646	93.2	95.6	77.6
27	433,729	210,535	405,156	196,241	389,235	188,320	93.4	96.1	77.8
28	430,026	210,344	403,058	197,158	388,835	190,001	93.7	96.5	78.3
29	424,094	208,293	398,577	195,632	386,393	189,470	94.0	96.9	78.8
30	418,998	207,444	394,114	194,955	382,363	188,948	94.1	97.0	79.3
元	413,845	206,633	390,148	194,554	379,069	188,820	94.3	97.2	79.7
2	409,158	206,213	385,972	194,210	375,380	188,667	94.3	97.3	80.1
3	403,628	205,350	381,084	193,559	370,867	188,158	94.4	97.3	80.6
4	398,747	205,395	376,668	193,636	366,521	188,207	94.5	97.3	81.0
5	393,052	205,061	371,559	193,433	361,645	188,074	94.5	97.3	81.4
6	388,261	205,139	367,242	193,575	357,456	188,209	94.6	97.3	81.8

（注）・人口、世帯数は年度末日の住民基本台帳に基づく。

・全国普及率について、平成２３年度末は、岩手県、福島県において、東日本大震災の影響で調査不能な市町村があったため対象外としている。また、平成２４～２６年度末は、同理由により福島県を対象外としている。平成２７～令和４度末は、同理由により福島県における調査不能な一部の市町村を対象外としている。

イ　長崎県内の普及状況

（令和６年度末）

市町名	供用開始 年 月 日	行政区域人口 （人）	処理人口 （人）	水洗化人口 （人）	普 及 率 （%）	水洗化率 （%）
長 崎 市	S36.12. 1	388,261	367,242	357,456	94.6	97.3
佐世保市	S36. 9. 1	231,017	141,970	131,814	61.5	92.8
諫 早 市	S48. 4. 1	133,034	91,569	79,942	68.8	87.3
大 村 市	S56. 4.15	99,485	90,830	89,128	91.3	98.1
南島原市	H16. 5. 1	40,257	5,251	3,476	13.0	66.2
雲 仙 市	S61. 3.25	40,416	13,311	9,190	32.9	69.0
西 海 市	H21. 3.31	24,715	3,452	2,494	14.0	72.2
壱 岐 市	H10. 7. 1	23,399	3,179	2,434	13.6	76.6
松 浦 市	H20. 3.31	20,249	5,092	3,920	25.1	77.0
長 与 町	S56. 3.31	39,269	39,047	38,853	99.4	99.5
時 津 町	H 3. 3.30	28,995	28,136	27,738	97.0	98.6
波佐見町	H16. 3.31	14,039	7,122	6,257	50.7	87.9
佐 々 町	H 9. 4. 1	13,835	12,839	11,475	92.8	89.4
川 棚 町	H 8.10. 1	12,827	9,238	7,746	72.0	83.8
東彼杵町	H16. 4. 1	7,309	3,545	3,006	48.5	84.8
小値賀町	H16. 4. 1	2,054	1,175	990	57.2	84.3

※長崎県 県民生活環境部 水環境対策課 生活排水班 提供データ

ウ　都道府県別下水道処理人口普及率

（令和６年度末）

都道府県名	普及率（%）	順位	都道府県名	普及率（%）	順位
北 海 道	92.1	7	福 井 県	84.0	14
			滋 賀 県	93.4	6
青 森 県	64.2	35	京 都 府	95.8	4
岩 手 県	64.3	34	大 阪 府	97.0	3
宮 城 県	84.2	12	兵 庫 県	94.4	5
秋 田 県	69.6	29	奈 良 県	83.8	15
山 形 県	79.7	17	和歌山県	30.8	46
福 島 県	56.5	41			
			鳥 取 県	75.2	22
茨 城 県	66.0	31	島 根 県	53.8	42
栃 木 県	70.4	26	岡 山 県	70.9	25
群 馬 県	57.2	39	広 島 県	77.9	21
埼 玉 県	84.0	13	山 口 県	70.2	27
千 葉 県	78.1	20			
東 京 都	99.7	1	徳 島 県	19.6	47
神奈川県	97.2	2	香 川 県	47.4	43
山 梨 県	70.2	28	愛 媛 県	60.6	38
長 野 県	86.0	10	高 知 県	43.1	45
新 潟 県	78.9	18	福 岡 県	84.7	11
富 山 県	87.9	8	佐 賀 県	65.1	33
石 川 県	86.1	9	長 崎 県	65.1	32
			熊 本 県	71.5	24
岐 阜 県	78.6	19	大 分 県	56.8	40
静 岡 県	66.4	30	宮 崎 県	62.2	36
愛 知 県	82.1	16	鹿児島県	44.0	44
三 重 県	61.9	37			
			沖 縄 県	72.3	23
			全　　国	81.8	

（注）・都道府県の下水道処理人口普及率には政令都市分を含む。
・下水道処理人口普及率は小数点以下２桁を四捨五入している。

エ　中核市別下水道処理人口普及率

（令和６年度末）

中核市名	普及率(%)	順位	行政人口(人) ※参考	中核市名	普及率(%)	順位	行政人口(人) ※参考
函館市	91.0	31	236,515	豊田市	78.6	47	414,750
旭川市	97.4	16	316,183	大津市	98.5	10	343,600
青森市	82.0	43	263,512	豊中市	100.0	1	405,955
八戸市	70.8	55	215,080	吹田市	99.9	3	384,506
盛岡市	90.3	33	277,423	高槻市	99.7	5	345,589
秋田市	96.1	20	293,729	枚方市	97.9	15	392,328
山形市	98.0	14	236,164	八尾市	96.5	19	259,158
福島市	67.8	58	264,652	寝屋川市	99.7	5	224,378
郡山市	76.4	50	312,433	東大阪市	99.1	9	477,700
いわき市	55.1	61	303,171	姫路市	93.4	25	523,181
水戸市	81.1	45	267,467	尼崎市	100.0	1	457,508
宇都宮市	91.4	29	514,595	明石市	99.7	5	307,235
前橋市	72.3	53	329,120	西宮市	99.9	3	480,818
高崎市	77.8	48	365,972	奈良市	92.6	26	347,187
川越市	87.6	38	352,805	和歌山市	38.7	62	352,941
川口市	89.1	35	607,447	鳥取市	82.4	42	179,215
越谷市	84.4	40	342,327	松江市	86.5	39	194,313
船橋市	92.2	27	649,393	倉敷市	82.9	41	473,670
柏市	91.0	31	437,634	呉市	89.1	35	201,242
八王子市	99.4	8	559,083	福山市	76.9	49	455,028
横須賀市	98.4	11	379,041	下関市	81.4	44	243,422
富山市	93.6	24	403,757	高松市	64.5	59	417,660
金沢市	98.2	13	443,123	松山市	72.7	52	496,666
福井市	91.2	30	254,029	高知市	68.6	57	312,228
甲府市	97.1	18	183,850	久留米市	88.4	37	300,199
長野市	94.8	21	362,609	長崎市	94.6	22	390,551
松本市	97.3	17	234,111	佐世保市	61.5	60	233,507
岐阜市	94.3	23	399,127	大分市	71.9	54	472,898
豊橋市	75.8	51	366,089	宮崎市	92.0	28	394,504
岡崎市	90.0	34	382,656	鹿児島市	79.7	46	591,263
一宮市	70.1	54	376,861	那覇市	98.3	12	313,424

※行政人口(参考)については、令和7年1月1日現在の数値
（総務省HP中核市施行時特例市「中核市一覧」より抜粋）

(2)　排水設備等計画確認申請書届出件数

（単位：件）

区分＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設	824	839	713	639	635
改造	129	127	111	85	71
切替	40	30	25	15	12
増設	95	150	111	124	134
計	1,088	1,146	960	863	852

※ 仮設は新設に含む。　管布設は増設に含む。

(3)　普及促進制度

ア　水洗便所改築資金貸付の状況

（単位：件、円）

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗便所改築	件数	41	31	23	11	16
	金額	24,060,000	17,430,000	11,789,000	5,790,000	9,354,000
浄化槽切替	件数	10	3	0	1	0
	金額	4,000,000	1,064,000	0	330,000	0
ポンプ施設設置	件数	0	0	0	0	1
	金額	0	0	0	0	200,000
利子補給制度	件数	0	0	0	0	6
	金額	0	0	0	0	27,636
計	件数	51	34	23	12	23
	金額	28,060,000	18,494,000	11,789,000	6,120,000	9,581,636

イ　生活扶助世帯に対する補助の状況

（集落排水処理区を含まず）

年度	交付額	件数	財源内訳（円）		補助率	補助対象の限度額
			国庫補助金	一般市費		
平成元～5	2,873,700	14	951,000	1,922,700	1/3	～H3　19.5万円/件 H4～　22.5万円/件
7~9	1,060,800	4	352,000	708,800	1/3	25.5万円/件
10~21	4,384,504	17	廃止	4,384,504	−	25.5万円/件
22	1,874,250	7	937,000	937,250	1/2	25.5万円/件
23	2,945,250	11	1,472,000	1,473,250	1/2	25.5万円/件
24	1,338,750	5	669,375	669,375	1/2	25.5万円/件
25	1,071,000	4	535,500	535,500	1/2	25.5万円/件
26	3,213,000	12	1,606,500	1,606,500	1/2	267,750円/件（税込）
27	803,250	3	401,625	401,625	1/2	267,750円/件（税込）
28	1,606,500	6	803,250	803,250	1/2	267,750円/件（税込）
29	535,500	2	267,750	267,750	1/2	267,750円/件（税込）
30	535,500	2	267,750	267,750	1/2	267,750円/件（税込）
令和元~3	0	0	0	0	―	267,750円/件（税込）
4	535,500	2	0	535,500	―	267,750円/件（税込）
5～6	0	0	0	0	―	267,750円/件（税込）

※平成６年度は異常渇水により実施せず

ウ　市民税非課税世帯に対する補助の状況

（集落排水処理区を含まず）

年度	件数	補助金額(円)	備考
平成21～22	227	58,883,000	
23	105	27,300,000	
24	84	21,840,000	
25	113	29,380,000	
26	132	34,212,000	
27	70	18,200,000	
28	31	8,060,000	
29	24	6,240,000	
30	32	8,320,000	
令和元	21	5,460,000	
2	10	2,600,000	
3	20	5,200,000	

4	14	3,640,000	
5	5	1,300,000	
6	8	2,080,000	

エ　汚水ポンプ設備等設置に対する補助の状況

年　度	件　数	補助金額(円)	備　考
平成21～22	59	46,901,000	
23	17	10,800,000	
24	9	5,708,000	
25	14	8,768,000	
26	11	7,432,000	
27	7	4,200,000	
28	6	4,200,000	
29	2	1,200,000	
30	7	4,200,000	
令和元	3	1,999,000	
2	0	0	
3	4	2,400,000	
4	3	2,200,000	
5	3	1,800,000	
6	3	1,800,000	

オ　共同排水設備設置補助状況

年度	件数	水洗家屋数	補助金額（円）	備考
平成12～22	114	360	39,029,000	ポンプ4件
23	6	16	2,544,000	
24	12	31	5,394,000	ポンプ1件
25	10	31	7,451,000	ポンプ1件
26	16	37	5,341,000	
27	9	22	4,094,000	
28	4	12	1,507,000	
29	5	12	1,613,000	
30	9	27	5,554,000	
令和元	4	10	4,260,000	ポンプ1件
2	4	14	3,827,000	
3	2	7	1,844,000	
4～6	0	0	0	
計	195	579	82,458,000	ポンプ7件

カ　私道下水道管工事申請件数状況

処理区／年度	中部	北部	南部	三重	東部	西部	琴海	三和	外海	計	施工済	未施工
昭和43～63	887	87	145	1	22	8	0	0	0	1150	1150	0
平成元～10	183	0	290	17	77	672	0	0	0	1239	1239	0
11	17	0	42	10	7	123	0	0	0	199	199	0
12	16	0	27	11	5	84	0	0	0	143	143	0
13	11	0	15	8	9	63	0	0	0	106	106	0
14	6	0	9	7	24	61	0	0	0	107	107	0
15	7	0	15	4	3	40	0	0	0	69	69	0
16	5	0	17	3	7	22	0	0	0	54	54	0
17	2	0	11	0	12	31	0	2	0	58	58	0
18	4	0	7	0	5	29	0	1	0	46	46	0
19	6	0	7	1	4	26	1	7	0	52	52	0
20	5	0	5	0	8	10	2	1	0	31	31	0
21	2	0	9	0	2	15	3	4	0	35	35	0
22	4	0	12	0	3	8	1	4	1	33	33	0
23	4	0	16	1	4	14	1	3	1	44	44	0
24	1	0	17	0	2	20	1	3	0	44	44	0
25	1	0	12	0	3	6	0	4	0	26	26	0
26	1	0	13	0	0	10	0	6	0	30	30	0
27	1	0	9	0	0	5	0	2	0	17	17	0
28	2	0	4	0	0	2	0	0	0	8	8	0
29	1	0	5	0	2	2	0	0	0	10	10	0
30	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4	4	0
令和元	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
2	2	0	1	0	0	2	0	0	0	5	5	0
3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1
6	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	2	1
計	1,170	87	693	63	199	1,258	9	37	2	3,518	3,517	

(4)　維持管理

ア　管渠施設の点検、調査

項目 年度	管渠施設巡視点検(m)	宅地内誤接調査(箇所)	管渠ＴＶカメラ調査(m)
平成5年度	2,299	(208)	(3,783)
6	2,927	(231)	(4,035)
7	2,541	(142)	(3,772)
8	2,865	(574)	(4,400)
9	18,970	(250)	(3,918)
10	12,039	(1,124)	(14,680)
11	3,751	(902)	(7,487)
12	2,692	(256)	(6,071)
13	2,772	(955)	(7,914)
14	2,996	(477)	(7,862)
15	2,412	(0)	(259)
16	3,391	(0)	(1,396)
17	3,844	(0)	(851)
18	2,645	(0)	(3,235)
19	4,077	(0)	(5,639)
20	2,151	(0)	(8,623)
21	128,045(118,930)	(0)	(4,147)
22	120,959(95,200)	(0)	(42,515)
23	(49,404)	(0)	(23,042)
24	(22,535)	(0)	(6,263)
25	(53,252)	(0)	(24,287)
26	(57,059)	(0)	(37,042)
27	(39,497)	(0)	0
28	(57,624)	(0)	(7,229)
29	(58,617)	(0)	(33,870)
30	(59,874)	(0)	(13,375)
令和元年度	(42,241)	(0)	(118,914)
2	(25,267)	(0)	(85,177)
3	(13,786)	(0)	(96,388)
4	(34,218)	(0)	(17,041)
5	(17,409)	(0)	(12,576)
6	(3,839)	(0)	(4,946)

(注)　(　)は委託分。平成22年度から管渠TVカメラ調査に管渠目視調査を含む。

イ　管渠施設の清掃、修繕等

項目 / 年度	清掃・浚渫の状況		修繕等の状況			管更生工事[浸入水対策](m)
	汚水管(m)	伏越人孔(箇所)	汚水管取付管(m)	人　孔(箇所)	汚水桝(箇所)	
H5	(42,725) 44,359	(37) 116	(19) 69	(149) 207	(103) 196	442
6	(45,890) 47,927	(9) 89	(22) 82	(127) 206	(116) 224	468
7	(41,990) 44,155	(10) 97	(36) 70	(195) 347	(159) 219	519
8	(38,262) 42,662	(18) 91	(78) 185	(237) 313	(209) 258	717
9	12,140	88	331	197	218	822
10	518	92	105	290	5	557
11	2,312	73	103	296	186	2,598
12	918	69	157	192	128	2,931
13	(2,772) 3,755	(0) 78	(43) 209	(179) 471	(368) 505	2,130
14	(2,996) 4,629	(0) 77	(56) 111	(233) 614	(630) 691	131
15	(2,412) 3,331	(0) 79	(12) 50	(351) 717	(628) 713	1,943
16	(3,336) 4,466	(0) 75	(31) 94	(227) 710	(597) 723	1,091
17	(3,844) 5,212	(0) 68	(152) 222	(454) 798	(1,405) 1,579	473
18	(2,433) 4,312	(0) 55	(169) 202	(518) 875	(537) 664	871
19	(4,075) 6,500	(0) 55	(43) 109	(478) 863	(766) 951	259
20	(2,037) 4,448	(0) 57	(15) 49	(269) 693	(879) 1,255	511
21	(4,103) 5,586	(0) 57	(0) 52	(170) 1,158	(354) 1,083	918
22	(2,035) 6,921	(0) 57	(0) 41	(161) 1,038	(799) 1,560	708
23	(1,319) 6,531	(0) 59	(0) 61	(118) 759	(867) 1,781	743
24	(1,450) 3,676	(0) 59	(0) 37	(851) 1,544	(811) 1,528	689
25	(1,453) 2,822	(0) 59	(0) 40	(193) 973	(969) 1,395	2,458
26	(1,533) 2,084	(0) 59	(0) 43	(139) 679	(1,376) 1,723	3,061
27	(1,185) 1,703	(0) 59	(0) 46	(102) 523	(337) 647	1,307
28	(2,216) 2,707	(0) 72	(0) 46	(76) 580	(311) 738	2,847
29	(2,291) 2,511	(0) 81	(0) 13	(132) 529	(860) 1,138	5,971
30	(2,475) 2,797	(0) 83	(0) 22	(108) 417	(703) 1,032	2,711
R元	(5,014) 5,504	(0) 83	(0) 40	(88) 427	(575) 841	2,617
2	(2,435) 2,913	(0) 77	(0) 189	(47) 395	(378) 532	858
3	(3,842) 4,389	(0) 81	(0) 37	(28) 230	(143) 321	1,647
4	(1,783) 1,912	(0) 81	(0) 8	(32) 271	(299) 491	1,274
5	(3,163) 3,497	(0) 81	(0) 15	(72) 347	(258) 435	437
6	(4,386) 4,527	(0) 79	(0) 11	(158) 382	(349) 680	2,265

（注）上段（）は、平成21年度までは内書で直営分であり、平成22年度から内書で維持管理業務委託分

ウ　下水処理場年度別流入下水量

（単位：㎥／年）

処理場名／年度	中　部	北　部	西　部 小江原	南　部	三　重	東　部	西　部	合　計
7	15, 917, 619	4, 848, 367	253, 310	2, 523, 947	1, 659, 994	2, 095, 120	4, 448, 410	31, 746, 767
8	17, 110, 040	4, 767, 846	250, 570	2, 745, 691	1, 851, 693	2, 309, 610	5, 568, 821	34, 604, 271
9	19, 576, 812	4, 634, 660	282, 590	2, 982, 147	1, 991, 396	2, 573, 500	7, 329, 958	39, 371, 063
10	19, 408, 436	4, 436, 786	275, 789	3, 616, 641	1, 981, 343	2, 944, 800	8, 551, 451	41, 215, 246
11	16, 902, 043	3, 827, 116	281, 354	3, 874, 294	2, 016, 706	3, 159, 487	9, 811, 017	39, 872, 017
12	15, 166, 173	3, 620, 629	248, 395	4, 228, 108	2, 029, 839	3, 253, 920	10, 458, 870	39, 005, 934
13	16, 084, 070	3, 355, 571	242, 729	4, 671, 938	2, 034, 568	3, 253, 720	11, 337, 430	40, 980, 026
14	16, 292, 516	3, 171, 438	236, 278	4, 822, 891	2, 062, 087	3, 295, 481	12, 158, 971	42, 039, 662
15	16, 988, 408	1, 689, 434	213, 777	4, 895, 718	2, 123, 297	3, 371, 339	14, 559, 717	43, 841, 690
16	16, 584, 585	－	166, 942	4, 970, 411	2, 118, 093	3, 435, 700	16, 318, 835	43, 594, 566
17	15, 386, 672	－	－	5, 460, 163	2, 156, 937	3, 533, 950	16, 733, 785	43, 271, 507
18	16, 478, 303	－	－	5, 836, 658	2, 260, 631	3, 711, 760	17, 579, 755	45, 867, 107
19	13, 594, 731	－	－	8, 476, 540	2, 217, 166	3, 640, 750	17, 252, 063	45, 181, 250
20	13, 249, 928	－	－	9, 931, 373	2, 252, 052	3, 655, 030	17, 622, 613	46, 710, 996
21	13, 525, 969	－	－	9, 969, 023	2, 275, 050	3, 715, 670	17, 427, 364	46, 913, 076
22	12, 977, 848	－	－	10, 462, 566	2, 296, 024	3, 781, 094	17, 978, 731	47, 496, 263
23	13, 461, 045	－	－	10, 743, 173	2, 326, 663	3, 836, 118	18, 527, 647	48, 894, 646
24	12, 329, 627	－	－	10, 794, 220	2, 355, 569	3, 849, 067	18, 255, 343	47, 583, 826
25	13, 124, 779	－	－	9, 823, 078	2, 410, 404	3, 862, 011	17, 696, 360	46, 916, 632
26	12, 299, 226	－	－	10, 773, 197	2, 418, 221	3, 982, 131	18, 472, 300	47, 945, 075
27	12, 499, 699	－	－	10, 922, 044	2, 399, 737	3, 946, 530	18, 873, 880	48, 641, 890
28	7, 764, 893	－	－	11, 021, 965	2, 416, 834	4, 017, 100	21, 163, 720	46, 384, 512
29	5, 857, 419	－	－	10, 981, 219	2, 470, 553	4, 026, 940	22, 827, 190	46, 163, 321
30	5, 308, 440	－	－	9, 938, 852	2, 483, 874	4, 031, 000	24, 080, 720	45, 842, 886
R1	5, 608, 328	－	－	10, 258, 961	2, 459, 785	4, 015, 310	23, 364, 090	45, 706, 474
R2	6, 143, 894	－	－	10, 055, 310	2, 528, 703	4, 048, 162	24, 191, 280	46, 967, 349
R3	5, 573, 143	－	－	9, 541, 415	2, 445, 719	3, 950, 786	23, 528, 696	45, 039, 759
R4	5, 464, 790	－	－	9, 141, 303	2, 417, 488	3, 802, 554	21, 916, 803	42, 742, 938
R5	2, 954, 335	－	－	9, 408, 090	2, 394, 081	3, 833, 933	24, 136, 440	42, 726, 879
R6	－	－	－	9, 298, 535	2, 284, 839	3, 762, 865	26, 682, 519	42, 028, 758

※ 北部下水処理場は平成15年11月、西部小江原下水処理場は平成17年 3月、中部下水処理場は令和6年3月に廃止

浄化センター

（単位：㎥／年）

処理場名＼年度	香焼	伊王島	高島	神浦	琴海南部	脇岬	大　平	合　計	年度合計
16	372,865	77,266	43,531	88,648	-	-	-	582,310	44,176,876
17	349,350	79,809	39,447	93,059	171,331	-	-	732,996	44,004,503
18	403,648	92,359	36,761	92,237	387,031	-	-	1,012,036	46,879,143
19	51,585	107,900	34,730	96,795	390,347	-	-	681,357	45,862,607
20	-	89,309	33,191	96,687	415,427	-	-	634,614	47,345,610
21	-	100,164	32,912	96,043	530,312	40,166	-	799,597	47,712,673
22	-	99,316	30,739	95,735	562,167	68,440	46,780	903,177	48,399,440
23	-	111,141	27,817	94,751	587,894	75,893	57,318	954,814	49,849,460
24	-	105,831	26,421	92,971	550,168	79,223	61,480	916,094	48,499,920
25	-	104,177	25,836	92,628	564,150	81,077	65,563	933,431	47,850,063
26	-	103,421	24,119	89,581	570,081	80,579	67,783	935,564	48,880,639
27	-	97,218	24,177	89,469	602,341	80,956	69,403	963,564	49,605,454
28	-	99,781	23,855	89,065	608,406	81,620	69,874	972,601	47,357,113
29	-	90,545	23,189	86,745	597,279	80,857	71,655	950,270	47,113,591
30	-	98,302	22,471	88,667	600,974	79,130	75,940	965,484	46,808,370
R1	-	103,963	22,914	85,786	622,102	77,604	77,434	989,803	46,696,277
R2	-	97,134	21,062	80,980	648,393	78,896	82,242	1,008,707	47,976,056
R3	-	100,779	19,140	77,823	620,269	76,677	82,502	977,190	46,016,949
R4	-	105,322	17,132	71,115	589,414	74,350	77,217	934,550	43,677,488
R5	-	100,116	15,696	71,451	619,443	74,362	77,929	958,997	43,685,876
R6	-	96,720	16,266	69,704	624,202	72,547	77,559	956,998	42,985,756

※香焼浄化センターは、平成19年6月1日をもって機能停止

農業漁業集落排水施設

（単位：㎥／年）

処理場名＼年度	南風泊	野　母	樺　島	高浜本村・野々串	琴海中部	大江・形上・太子	小　口	太田尾	合　計	年度合計
R1	9,031	191,732	33,715	113,661	216,088	59,336	11,044	26,127	660,735	47,357,012
R2	10,858	190,680	34,715	116,617	227,035	58,899	11,609	26,871	677,284	48,653,340
R3	10,470	192,804	31,894	116,161	209,855	56,649	14,009	24,158	656,000	46,672,949
R4	8,021	186,045	29,062	109,835	204,427	52,023	15,968	23,809	629,190	44,306,678
R5	7,905	188,130	29,557	109,039	203,890	54,387	16,386	26,886	636,180	44,322,056
R6	7,595	190,173	28,630	107,109	195,045	53,271	16,237	24,849	622,909	43,608,665

エ　下水処理場放流水水質試験結果（年平均値）

（令和６年度）

区分	項　目	南　部	三　重	東　部	西　部	排 水 基 準
生活環境保全に関する項目	pH値	7.1	6.9	7.4	6.8	5.8～8.6
	SS	4	2	＜ 1	1	40以下
	BOD	2.5	4.4	3.0	2.2	15以下 (東部14以下)
	COD	10.7	12.4	11.7	11.0	基準値は下段に示す
		平20 最25	平120 最160	平120 最160	平120 最160	
	大腸菌群数	48	6	4	20	3,000個/cm^{3}以下
	フェノール類	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	5
	ノルマルヘキサン抽出物質	＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1	動植物油脂類 30 鉱油類 5
	銅	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	3
	亜鉛	＜ 0.02	0.03	0.03	＜ 0.02	2
	全クロム	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	2
	溶解性鉄	0.09	0.06	＜ 0.05	0.06	10
	溶解性マンガン	0.04	0.06	0.02	0.03	10
	全窒素	18.4	17.0	20.7	13.3	基準値は下段に示す
		平60 最120	－	－	－	
	全燐	0.2	1.1	0.2	0.7	基準値は下段に示す
		平8 最16	－	－	－	
有害物質	シアン	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	1
	カドミウム	＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003	0.03
	鉛	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	0.1
	六価クロム	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	0.5
	ひ素	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	0.1
	総水銀	＜ 0.0005	＜ 0.0005	＜ 0.0005	＜ 0.0005	0.005
	ｱﾙｷﾙ水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	PCB	＜ 0.0005	＜ 0.0005	＜ 0.0005	＜ 0.0005	0.003
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	0.1
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	0.1
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	0.2
	四塩化炭素	＜ 0.002	＜ 0.002	＜ 0.002	＜ 0.002	0.02
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	＜ 0.004	＜ 0.004	＜ 0.004	＜ 0.004	0.04
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	1
	ｼｽ-1,2ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	＜ 0.04	＜ 0.04	＜ 0.04	＜ 0.04	0.4
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	＜ 0.001	3
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	＜ 0.006	＜ 0.006	＜ 0.006	＜ 0.006	0.06

項目		南部	三重	東部	西部	排水基準
有害物質	1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.002	＜ 0.002	＜ 0.002	＜ 0.002	0.02
	チウラム	＜ 0.006	＜ 0.006	＜ 0.006	＜ 0.006	0.06
	シマジン	＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003	0.03
	チオベンカルブ	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	0.2
	ベンゼン	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	0.1
	セレン	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	0.1
	有機燐	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	1
	ふっ素	0.06	0.21	0.07	0.14	海域以外8、海域15
	ほう素	0.22	0.33	0.05	0.31	海域以外10、海域230
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	9.1	11.8	10.0	8.5	100
	1,4-ジオキサン	＜ 0.005	＜ 0.005	＜ 0.005	＜ 0.005	0.5
ダイオキシン類		－	－	－	0.00140	10pg-TEQ／ℓ以下

項目		伊王島	高島	神浦	脇岬	琴海南部	大平	排水基準
生活環境保全に関する項目	pH値	6.8	6.8	7.0	6.9	6.9	7.0	5.8～8.6
	SS	2	2	2	2	3	2	40以下
	BOD	0.9	1.4	1.0	0.9	1.5	0.8	15以下
	COD	6.4	6.8	5.9	6.0	9.2	7.1	基準値は下段に示す
		平120 最160	平120 最160	-	平120 最160	-	平20 最30	
	大腸菌群数	8	22	0	1	20	3	3,000個/cm^{3}以下
	フェノール類	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	5
	ノルマルヘキサン抽出物質	＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1	動植物油脂 30 鉱油類 5
	銅	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	3
	亜鉛	0.03	0.04	0.05	0.03	0.08	0.05	2
	全クロム	＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05	2
	溶解性鉄	0.03	0.01	0.03	0.04	0.01	＜ 0.01	10
	溶解性マンガン	0.12	0.02	0.01	0.01	0.05	＜ 0.01	10
	全窒素	2.3	2.7	1.2	1.7	2.9	1.7	基準値は下段に示す
		-	-	-	-	平60 最120	平60 最120	
	全燐	1.5	2.0	1.2	2.4	0.9	2.2	基準値は下段に示す
		-	-	-	-	平8 最16	平8 最16	

（基準値の平は日平均値、最は日最大値）（単位：mg/ℓ ただしpH値・大腸菌群数・ダイオキシン類は除く）

項目		伊王島	高島	神浦	脇岬	琴海南部	大平	排水基準
有害物質	シアン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
	カドミウム	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
	鉛	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	六価クロム	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.5
	ひ素	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
	ｱﾙｷﾙ水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	ＰＣＢ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
	四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1
	ｼｽ-1,2ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	3
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
	チウラム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
	シマジン	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	セレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	有機燐	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
	ふっ素	< 0.05	< 0.05	0.09	< 0.05	< 0.05	< 0.05	海域以外8、海域15
	ほう素	0.6	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	海域以外10、海域230
	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	1.4	1.8	0.5	1.1	0.9	0.7	100
	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.5

（基準値の平は日平均値、最は日最大値）　　　　（単位：mg/ℓ）

項目		南風泊	野母	樺島	高浜本村・野々串	琴海中部	大江・形上・太子	小口	太田尾	排水基準
環境保全に関する項目	pH値	6.9	6.8	6.9	6.9	6.8	7.1	7.1	6.8	5～9（協定値5.8～8.6）
	ＳＳ	3	＜1	＜1	＜1	1	2	4	5	40以下
	ＢＯＤ	2.6	0.7	＜0.5	0.6	1.0	5.3	3.3	6.0	15以下
	ＣＯＤ	12.5	6.2	5.3	6.0	7.6	12.4	12.2	16.1	基準値は下段に示す
		平120 最160	平120 最160	平120 最160	平120 最160	平20 最30	平20 最30	-	平120 最160	
	大腸菌群数	19	66	1	2	24	1	0	24	3,000個/cm^3以下
	全窒素	14.2	1.9	3.7	4.0	3.6	21.7	12.0	15.8	60（小口、大江形上）
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	13.0	0.6	5.2	1.1	3.0	14.0	6.0	17.0	基準値は下段に示す
		100	100	100	100	100	－	－	100	
	全燐	3.1	3.0	2.7	2.4	2.4	2.7	2.0	2.5	8（小口、大江形上）

（基準値の平は日平均値、最は日最大値）（単位：mg/ℓ ただしpH値・大腸菌群数は除く）

オ　排水基準値（水質汚濁防止法による）

単位：mg/ℓただし、ｐＨ値、大腸菌群数は除く

項目		排水基準
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度（ｐＨ）	５．８以上８．６以下
	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	１５以下（東部１４以下）
	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	日平均　２０以下、日最大　２５以下　※(注1)
	浮遊物質量（ＳＳ）	４０以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類 ３０以下、鉱油類 ５以下
	フェノール類含有量	５以下
	銅含有量	３以下
	亜鉛含有量	２以下
	溶解性鉄含有量	１０以下
	溶解性マンガン含有量	１０以下
	クロム含有量	２以下
	大腸菌群数	３，０００個／cm^3以下
	窒素含有量	日平均　６０以下　日最大　１２０以下　※(注2)
	燐含有量	日平均　８以下　日最大　１６以下　※(注2)
人の健康の保護に関する項目	カドミウム及びその化合物	０．０３以下
	シアン化合物	１以下
	有機燐化合物	１以下
	鉛及びその化合物	０．１以下
	六価クロム化合物	０．２以下
	砒素及びその化合物	０．１以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	０．００５以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	０．００３以下
	トリクロロエチレン	０．１以下
	テトラクロロエチレン	０．１以下
	ジクロロメタン	０．２以下
	四塩化炭素	０．０２以下
	1,2－ジクロロエタン	０．０４以下
	1,1－ジクロロエチレン	１以下
	シス－1,2－ジクロロエチレン	０．４以下
	1,1,1－トリクロロエタン	３以下
	1,1,2－トリクロロエタン	０．０６以下
	1,3－ジクロロプロペン	０．０２以下
	チウラム	０．０６以下
	シマジン	０．０３以下
	チオベンカルブ	０．２以下
	ベンゼン	０．１以下
	セレン及びその化合物	０．１以下
	ほう素及びその化合物	海域以外１０、海域２３０
	ふっ素及びその化合物	海域以外８、海域１５
	アンモニア性窒素､亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	１００以下　※(注3)
	1,4-ジオキサン	０．５以下
ダイオキシン類		１０pg-TEQ／ℓ 以下　※(注4)

(注1) COD基準は、南部下水処理場にのみ適用（長崎湾内放流、昭和48年12月23日長崎県条例第64号）。三重、東部、西部等の海域放流については、日平均120、日最大160。大平浄化センターの海域放流については、日平均20、日最大30。ただし、河川放流は適用されない。

(注2) 窒素含有量・燐含有量については、南部下水処理場及び琴海南部、大平浄化センターに適用（長崎、大村湾内への流入河川及び両湾内への放流）。

(注3) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(注4) ダイオキシン類は西部のみ適用

カ　下水道法及び長崎市下水道条例に基づく下水排除基準

対象物質又は項目 ＼ 対象者			終末処理場を設置している公共下水道の使用者		
			特　定　事　業　場		非特定事業場
排　水　量（m^3／日）			50m^3／日以上	50m^3／日未満	
条例で定める基準	温　度		45℃（40℃）未満	45℃（40℃）未満	45℃（40℃）未満
	水素イオン濃度（ｐH）		５を超え９未満 (5.7を超え8.7未満)	５を超え９未満 (5.7を超え8.7未満)	５を超え９未満 (5.7を超え8.7未満)
	生物化学的酸素要求量（BOD）		600（300）未満	600（300）未満	600（300）未満
	浮遊物質量（SS）		600（300）未満	600（300）未満	600（300）未満
	よう素消費量		220未満	220未満	220未満
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類含有量	30以下	30以下	30以下
政令の基準	フェノール類		5以下	5以下	5以下
	銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下
	亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下
	鉄及びその化合物（溶解性）		10以下	10以下	10以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）		10以下	10以下	10以下
	クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下
	カドミウム及びその化合物		0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアン化合物		1以下	1以下	1以下
	有機燐化合物		1以下	1以下	1以下
	鉛及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物		0.2以下	0.2以下	0.2以下
	砒素及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005以下	0.005以下	0.005以下
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）		0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素		0.02以下	0.02以下	0.02以下
	１，２－ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	0.04以下
	１，１－ジクロロエチレン		1以下	1以下	1以下
	シス－1,2－ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	0.4以下
	１，１，１－トリクロロエタン		3以下	3以下	3以下
	１，１，２－トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	0.06以下
	１，３－ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下	0.02以下
	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）		0.06以下	0.06以下	0.06以下

対象者 対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者					
		特定事業場				非特定事業場	
排水量（m^3／日）		50m^3／日以上		50m^3／日未満			
政令の基準	2－クロロ－4,6－ビス（エチルアミノ）－S－トリアジン（別名シマジン）	0.03 以下		0.03 以下		0.03 以下	
	S－4－クロロベンジル＝N,N－ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	0.2 以下		0.2 以下		0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下		0.1 以下		0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下		0.1 以下		0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	海域以外 10 以下	海域 230 以下	海域以外 10 以下	海域 230 以下	海域以外 10 以下	海域 230 以下
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 以下	海域 15 以下	海域以外 8 以下	海域 15 以下	海域以外 8 以下	海域 15 以下
	1，4－ジオキサン	0.5 以下		0.5 以下		0.5 以下	
	ダイオキシン	10 ピコグラム/ℓ以下		10 ピコグラム/ℓ以下		10 ピコグラム/ℓ以下	

注１　単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン以外はすべてmg/ℓで示す。

２　■内は、直罰対象の排除基準を示す。

３　□内は、除害施設の設置等の義務づけに係る排除基準を示す。

４　「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。

５　「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。

６　温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の（　）内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の１/４以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。

７　フェノール類からふっ素及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準になる。

８　フェノール類からふっ素化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾きりが縮小されている場合は、50m^3／日未満の事業場も直罰の対象となる。

９　水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量について直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が認められているときは、その基準が限度となる。

10　「海域以外」とは、「河川その他の公共用水域」をいう。

＜参　考＞

(特定事業場)　水質汚濁防止法において、同法施行令第１条に規定する施設を有する工場及び事業所を特定事業場として定めているが、下水道法にてもこれらの施設を有する工場及び事業所を特定事業場として規制している。

(非特定事業場)　特定事業場以外にも、著しく公共下水道の施設を妨げ、公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を排出する工場及び事業所に、除害施設等の設置を義務づけている。

下水道法において、特定事業場、非特定事業場（特定施設は設置していないが除害施設を必要とする事業場）からの排水を「悪質下水」として規制し、これらの排除をしようとするものに対し公共下水道の使用の開始、「悪質下水」の量及び水質、量の変更、水質の変更、休止、廃止、再開等の場合の届け出を義務づけている。

Ⅳ　下水道使用料

1　下水道使用料及び受益者負担金

(1) 下水道使用料

下水道法第20条、ならびに長崎市下水道条例第13条の規定により、公共下水道の使用者に対し、下水道使用料が課せられる。

本市の下水道使用料は、昭和36年12月に徴収を開始し、その後、数次にわたって改定が行われてきたが、現行の使用料は、平成13年度から16年度までの財政計画に基づき、平成13年５月分から適用している。

この使用料は、下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の維持管理費及び建設時に借り入れた地方債の元利償還金（資本費）の一部に充てられている。

また、集落排水処理施設使用料については長崎市集落排水処理施設条例第14条により、公共下水道と同様の集落排水処理施設使用料が課せられる。

ア　使用料金表（消費税を除く）　（平成13年5月分から適用）　（１か月につき）

種　別	基本料金	従量料金	
		単　位	金　額
一般汚水	1,000円	１m^3 ～ 10m^3 （１m^3につき）	20円
		11m^3 ～ 50m^3 （１m^3につき）	180円
		51m^3 ～ 100m^3 （１m^3につき）	395円
		101m^3以上 （１m^3につき）	460円
浴場業汚水	1,000円	１m^3につき	10円

イ　下水道使用料改定の推移

改　定　年　月	算定期間	改 定 率	使用料算入経費（汚水分のみ）
昭和36年12月(適用)	―	―　％	制定　維持管理費の一部
昭和51年４月	３年	198.56％	維持管理費の 66％
昭和56年４月	３年	86.39％	維持管理費の100％
昭和59年４月	３年	28.37％	維持管理費の100％ + 資本費の10％
昭和63年４月	４年	35.15％	維持管理費の100％ + 資本費の25％
平成４年４月	４年	33.96％	維持管理費の100％ + 資本費の30％
平成８年４月	４年	35.26％	維持管理費の100％ + 資本費の50％
平成13年５月分から	４年	11.52％	維持管理費の100％ + 資本費の55％

ウ　有収水量の推移

（単位：m³、%）

区分＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間処理水量	47,976,056	46,016,949	43,677,488	43,685,876	43,608,665
有収水量	37,321,164	36,758,619	36,179,106	35,761,184	36,281,052
有収率	77.79	79.88	82.83	81.86	83.20

※令和6年度から集落排水処理施設分を含む

エ　下水道使用料調定状況

（単位：件、円）

区分＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
件数	2,290,666	2,292,311	2,291,921	2,291,489	2,334,637
金額	8,493,337,972	8,215,643,632	8,148,108,803	8,124,574,608	8,298,516,669

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※令和6年度から集落排水処理施設分を含む

オ　下水道使用料収納状況

（上段：件数（件）、下段：金額（円））

区分＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
口座振替	1,616,603	1,586,921	1,555,279	1,526,073	1,541,854
	5,957,730,545	5,844,057,501	5,760,498,626	5,721,969,319	5,805,633,517
金融機関窓口	76,687	72,524	64,820	64,576	67,570
	1,047,184,540	1,000,436,725	927,815,054	910,029,952	940,278,667
コンビニ	303,421	305,620	323,211	332,590	339,952
	611,850,015	609,128,905	634,378,876	642,471,392	660,214,077
料金サービス課窓口等	75,502	70,670	69,687	69,080	71,661
	179,623,814	164,043,228	161,165,083	156,932,356	161,615,100
クレジット	222,391	255,102	278,743	298,284	313,946
	577,580,046	644,342,108	686,322,573	721,296,132	762,337,540
収納合計	2,294,604	2,290,837	2,291,740	2,290,603	2,334,983
	8,373,968,960	8,262,008,467	8,170,180,212	8,152,699,151	8,330,078,901

※ 収納額には、過年度分の下水道使用料も含む。

※令和6年度から集落排水処理施設分を含む

(2) 下水道事業受益者負担金制度

本市においては、公共下水道を計画的に、しかも早期に整備し、かつ国の補助金や起債の優先的確保を図るうえから都市計画法第75条の規定に基づく「受益者負担金制度」を採用することとし、昭和４４年１２月、市議会の議決を得て、同月２４日「長崎国際文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を公布、昭和４６年４月１日から当該制度を実施している。

なお、同条例は、平成１３年４月１日に「長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例」が施行されたことに伴い廃止された。

また、集落排水事業においても、地方自治法第224条の規定に基づき、集落排水処理施設分担金の制度を設けており、令和６年４月１日から集落排水事業に地方公営企業法を適用し、上下水道局の所管になったことから、「長崎市集落排水処理施設条例施行規程」を公布し、当該制度を実施している。

制度の概要

① 条例制定年月日　　昭和44年12月24日（公共下水道事業）
　　　　　　　　　　平成12年12月25日（集落排水事業）

② 開始年次　　昭和46年度（公共下水道事業）
　　　　　　　　平成13年度（集落排水事業）（※地方公営企業法の適用は令和6年度から）

③ 対象受益者　　処理開始の告示を受けた区域内に存する土地の所有者
　　　　　　　　ただし、地上権、賃貸借による権利等の目的となっている土地については、それぞれの権利を有する者

④ 負担金の額　　土地の面積に対して１㎡当たり２００円

⑤ 負担金の納付方法　　納付制、３年分割

第１年度	第２年度	第３年度	納　　期
第　１　期	第　５　期	第　９　期	8月15日から同月末日まで
第　２　期	第　６　期	第１０期	10月15日から同月末日まで
第　３　期	第　７　期	第１１期	12月15日から同月25日まで
第　４　期	第　８　期	第１２期	2月15日から同月末日まで

⑥ 一括納付に伴う前納報奨金

負担金（当該年度分を除く。）を納期前に納付した受益者には、納期前納付に係る各期別納付額の100分の0.6に納期前に係る月数（１月未満の端数がある場合においては切り捨てる。）を乗じて得た額の合算額を前納報奨金として支給する。ただし、当該受益者の未納に係る負担金の納付額があるとき、又は当該受益者が国及び地方公共団体であるときは、前納報奨金は支給しない。

$$前納報奨金 = 期別納付額 \times \frac{0.6}{100} \times 前納延月数$$

ア　下水道建設事業費に占める受益者負担金の割合（公共下水道事業）

（単位：千円、%）

年度／区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
建設事業費	3,626,643	4,835,244	3,127,353	4,079,822	2,435,244
受益者負担金	15,538	16,623	10,690	9,726	8,335
率	0.43	0.34	0.34	0.24	0.34

イ　汚水管渠単独建設事業費に占める受益者負担金の割合（公共下水道事業）

（単位：千円、%）

年度／区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
建設事業費	576,942	1,406,173	651,571	490,573	465,687
受益者負担金	15,538	16,623	10,690	9,726	8,335
率	2.69	1.18	1.64	1.98	1.79

ウ　下水道建設事業費に占める受益者負担金の割合（集落排水事業）

（単位：千円、%）

年度／区分	令和６年度
建設事業費	16,006
受益者負担金	202
率	1.26

エ　汚水管渠単独建設事業費に占める受益者負担金の割合（集落排水事業）

（単位：千円、%）

年度／区分	令和６年度
建設事業費	828
受益者負担金	202
率	24.40

Ｖ　財政

１　下水道事業の財源

下水道事業の財源は、施設（処理場・ポンプ場・管渠）の建設費と完成した施設の維持管理費とに大別され、その財源内訳は次のとおりである。

- 下水道事業費
  - 建設事業費
    - 国　費（国庫補助金）
    - 地方費
      - 一般市費
      - 地方債
      - 受益者負担金
  - 維持管理費
    - 使用料
    - 一般市費

(1) 建設事業費の財源

下水道の建設には巨額の費用を要するが、この財源は、国庫補助金、地方債、受益者負担金及び一般市費で構成されている。

なお、起債の充当率は、受益者負担金等で充当すべき額（５％）を除いた事業費に対し１００％認められている。これら起債が建設事業費の大きな財源となっている。

図Ｖ－１　公共下水道建設財源内訳（令和６年度）

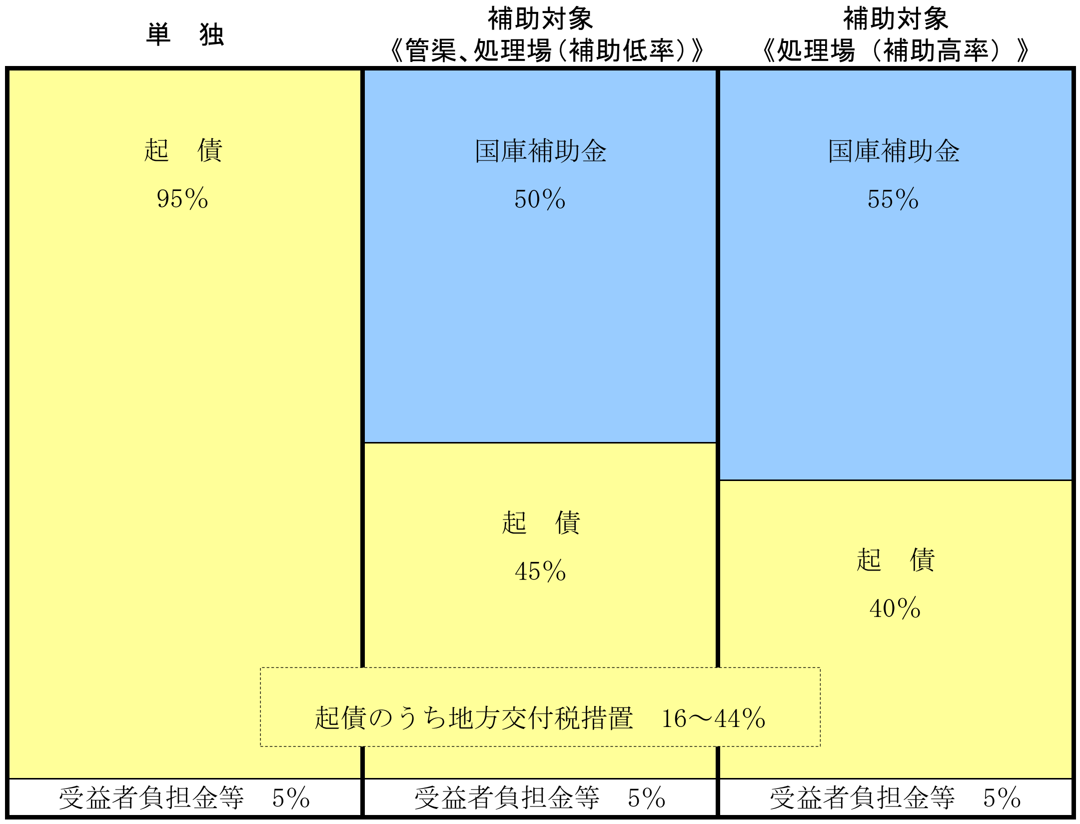

(2) 維持管理費の財源

維持管理費は、施設の拡大に伴い、その額は年々増加している。維持管理費は、下水道使用料、一般市費等で賄われている。

２　収支概況

（1）　令和６年度長崎市下水道事業決算報告書

ア　収益的収入及び支出

収　　　入

区　　分	予算額 当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款　下水道事業収益	12,683,143,000	−	−
第1項　営業収益	9,981,213,000	−	−
第2項　営業外収益	2,700,602,000	−	−
第3項　特別利益	1,328,000	−	−

支　　　出

区　　分	予算額 当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計
第1款　下水道事業費用	11,786,178,000	△47,747,000	−	−	−	11,738,431,000
第1項　営業費用	10,727,573,000	△47,747,000	−	△2,552,041	−	10,677,273,959
第2項　営業外費用	1,022,815,000	−	−	−	−	1,022,815,000
第3項　特別損失	34,790,000	−	−	2,552,041	−	37,342,041
第4項　予備費	1,000,000	−	−	−	−	1,000,000

イ　資本的収入及び支出

収　　　入

区　　分	予算額 当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額
第1款　資本的収入	4,611,019,000	895,340,000	5,506,359,000	1,353,374,259	−
第1項　企業債	1,404,900,000	405,400,000	1,810,300,000	802,300,000	−
第2項　出資金	2,045,114,000	−	2,045,114,000	−	−
第3項　受益者負担金・分担金	9,327,000	−	9,327,000	−	−
第4項　工事負担金	34,805,000	−	34,805,000	−	−
第5項　補助金	825,983,000	489,940,000	1,315,923,000	533,371,059	−
第6項　補償金	114,821,000	−	114,821,000	17,703,200	−
第7項　貸付金償還金	17,332,000	−	17,332,000	−	−
第8項　固定資産売却代金	158,737,000	−	158,737,000	−	−

支　　　出

区　　分	予算額 当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額
第1款　資本的支出	8,014,047,000	974,091,000	−	8,988,138,000	1,648,452,786	10,616,010
第1項　建設改良費	2,135,949,000	974,091,000	−	3,110,040,000	1,648,452,786	10,616,010
第2項　企業債償還金	5,812,932,000	−	−	5,812,932,000	−	−
第3項　投資	65,166,000	−	−	65,166,000	−	−

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額346,951,500円を除く。）が資本的支出額に不足251,609,050円、損益勘定留保資金3,195,400,202円及び減債積立金1,092,699,960円で補てんした。

ウ　特例的収入及び支出

地方公営企業法施行令第４条第４項の規定による特例的収入及び支出の額は次のとおりである。

特例的収入　　11,071,282円

特例的支出　　57,288,847円

(単位：円)

合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
12,683,143,000	12,710,304,672	27,161,672	
9,981,213,000	9,985,028,311	3,815,311	(うち仮受消費税及び地方消費税 754,398,040円)
2,700,602,000	2,723,121,370	22,519,370	(うち仮受消費税及び地方消費税 747,539円)
1,328,000	2,154,991	826,991	

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
-	11,738,431,000	11,342,460,373	-	395,970,627	
-	10,677,273,959	10,317,773,376	-	359,500,583	(うち仮払消費税及び地方消費税 323,386,999円)
-	1,022,815,000	996,152,155	-	26,662,845	
-	37,342,041	28,534,842	-	8,807,199	(うち仮払消費税及び地方消費税 540,442円)
-	1,000,000	-	-	1,000,000	

(単位：円)

合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
6,859,733,259	4,127,735,031	△ 2,731,998,228	
2,612,600,000	769,700,000	△ 1,842,900,000	翌年度繰越額に対する財源充当額 863,300,000円
2,045,114,000	2,045,387,214	273,214	
9,327,000	9,080,694	△ 246,306	
34,805,000	27,689,385	△ 7,115,615	
1,849,294,059	1,062,789,384	△ 786,504,675	翌年度繰越額に対する財源充当額 346,951,500円 を含む 翌年度繰越額に対する財源充当額 740,000,675円
132,524,200	37,905,887	△ 94,618,313	翌年度繰越額に対する財源充当額 40,536,600円
17,332,000	16,445,030	△ 886,970	
158,737,000	158,737,437	437	

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	翌年度繰越額 継続費逓次繰越額	翌年度繰越額 合計	不用額	備考
10,647,206,796	8,436,925,645	1,475,245,842	378,208,252	1,853,454,094	356,827,057	
4,769,108,796	2,590,391,588	1,475,245,842	378,208,252	1,853,454,094	325,263,114	(うち仮払消費税及び地方消費税 219,772,732円)
5,812,932,000	5,786,980,057	-	-	-	25,951,943	
65,166,000	59,554,000	-	-	-	5,612,000	

する額4,656,142,114円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,432,902円、繰越工事資金

（2）　令和６年度　長崎市下水道事業損益計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

単位：円

1 営業収益			
（1）下水道使用料	7,544,118,629		
（2）負担金	1,573,671,950		
（3）補助金	111,729,212		
（4）その他の営業収益	1,110,480	9,230,630,271	
2 営業費用			
（1）管渠費	342,326,646		
（2）処理場費	2,743,508,361		
（3）雨水排水費	42,989,742		
（4）普及奨励費	16,047,414		
（5）業務費	396,787,005		
（6）総係費	284,354,811		
（7）減価償却費	6,153,638,264		
（8）資産減耗費	14,734,134	9,994,386,377	
営業損失			△ 763,756,106
3 営業外収益			
（1）受取利息	11,193,042		
（2）負担金	390,743,000		
（3）長期前受金戻入	2,302,403,692		
（4）雑収益	18,122,061	2,722,461,795	
4 営業外費用			
（1）支払利息	670,331,261		
（2）雑支出	13,716,120	684,047,381	2,038,414,414
経常利益			1,274,658,308
5 特別利益			
（1）過年度損益修正益	829,290		
（2）その他特別利益	1,325,701	2,154,991	
6 特別損失			
（1）固定資産売却損	15,015,251		
（2）過年度損益修正損	5,284,976		
（3）その他特別損失	7,694,173	27,994,400	△ 25,839,409
当年度純利益			1,248,818,899
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,092,699,960
当年度未処分利益剰余金			2,341,518,859

（３）令和６年度長崎市下水道事業剰余金計算書
（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

	資本金	剰 資本剰余金 受贈財産評価額	補助金	受益者負担金・分担金	補償金
前年度末残高	65,476,771,110	88,397,906	47,275,353	―	―
前年度処分額	795,713,881	―	―	―	―
条例第5条による処分額	―	―	―	―	―
積立て	―	―	―	―	―
条例第6条による処分額	795,713,881	―	―	―	―
組入れ	795,713,881	―	―	―	―
処分後残高	66,272,484,991	88,397,906	47,275,353	―	―
当年度変動額	2,091,724,295	―	―	―	―
出資金の受入れ	2,045,387,214	―	―	―	―
資本金の受入れ	48,424,158	―	―	―	―
資本金の返還	△ 2,087,077	―	―	―	―
当年度純利益	―	―	―	―	―
積立金の使用	―	―	―	―	―
当年度末残高	68,364,209,286	88,397,906	47,275,353	―	―

※資本金及び資本剰余金うち補助金については、前年度末残高に集落排水事業の引継ぎ分を含む。

（４）令和６年度長崎市下水道事業剰余金処分計算書

単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	68,364,209,286	135,673,259	2,341,518,859
条例第5条による処分額	―	―	△ 1,248,818,899
減債積立金の積立て	―	―	△ 1,248,818,899
条例第6条による資本金への組入れ	1,092,699,960	―	△ 1,092,699,960
処分後残高	69,456,909,246	135,673,259	（繰越利益剰余金） ―

単位：円

余	金				
	利益剰余金				資本合計
資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
135,673,259	1,092,699,960	795,713,881	1,888,413,841	67,500,858,210	
—	—	△ 795,713,881	△ 795,713,881	—	
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	
—	—	△ 795,713,881	△ 795,713,881	—	
—	—	△ 795,713,881	△ 795,713,881	—	
135,673,259	1,092,699,960	(繰越利益剰余金) —	1,092,699,960	67,500,858,210	
—	△ 1,092,699,960	2,341,518,859	1,248,818,899	3,340,543,194	
—	—	—	—	2,045,387,214	
—	—	—	—	48,424,158	
—	—	—	—	△ 2,087,077	
—	—	1,248,818,899	1,248,818,899	1,248,818,899	
—	△ 1,092,699,960	1,092,699,960	—	—	
135,673,259	—	(当年度未処分利益剰余金) 2,341,518,859	2,341,518,859	70,841,401,404	

（５）　令和６年度長崎市下水道事業貸借対照表（令和７年３月３１日）

単位：円

資　産　の　部

1 固　定　資　産				
（1）有　形　固　定　資　産				
イ　土　　　　　地		13,103,490,066		
ロ　建　　　　　物	7,952,188,769			
減価償却累計額	△ 4,066,763,515	3,885,425,254		
ハ　構　　築　　物	215,531,650,869			
減価償却累計額	△ 86,481,274,682	129,050,376,187		
ニ　機械及び装置	40,588,431,463			
減価償却累計額	△ 27,209,712,673	13,378,718,790		
ホ　車両運搬具	12,695,410			
減価償却累計額	△ 11,239,341	1,456,069		
ヘ　工具、器具及び備品	176,522,193			
減価償却累計額	△ 146,418,076	30,104,117		
ト　リース資産	21,646,200			
減価償却累計額	△ 10,705,538	10,940,662		
チ　建設仮勘定		2,504,235,602		
有形固定資産合計			161,964,746,747	
（2）無　形　固　定　資　産				
イ　施設利用権		877,520,784		
ロ　ソフトウェア		102,540,050		
無形固定資産合計			980,060,834	
（3）投資その他の資産				
イ　長期貸付金		66,356,191		
ロ　出　　資　　金		18,365,000		
ハ　投資有価証券		450,000,000		
投資その他の資産合計			534,721,191	
固定資産合計				163,479,528,772
2 流　動　資　産				
（1）現　金　・　預　金			13,763,558,881	
（2）未　　収　　金		946,046,112		
貸倒引当金		△ 13,936,770	932,109,342	
（3）貯　　蔵　　品			34,866,478	
流動資産合計				14,730,534,701
資　産　合　計				178,210,063,473

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	46,102,750,380		
企業債合計		46,102,750,380	
(2) リース債務		7,272,565	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	530,317,000		
引当金合計		530,317,000	
固定負債合計			46,640,339,945
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,637,601,869		
企業債合計		5,637,601,869	
(2) リース債務		4,762,164	
(3) 未払金		1,180,650,222	
(4) 前受金		10,000	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	44,099,864		
ロ 法定福利費引当金	8,794,115		
引当金合計		52,893,979	
(6) 預り金		113,506,574	
流動負債合計			6,989,424,808
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		99,567,715,797	
収益化累計額		△ 45,828,818,481	
繰延収益合計			53,738,897,316
負債合計			107,368,662,069

資　本　の　部

6 資本金			68,364,209,286
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	88,397,906		
ロ 補助金	47,275,353		
資本剰余金合計		135,673,259	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,341,518,859		
利益剰余金合計		2,341,518,859	
剰余金合計			2,477,192,118
資本合計			70,841,401,404
負債資本合計			178,210,063,473

（６）　令和７年度長崎市下水道事業会計当初予算総括表

収益的収入　（単位：千円）

款	項	目	令和７年度当初
1	下水道事業収益		12,717,515
	1	営業収益	9,960,818
		1 下水道使用料	8,225,427
		2 負担金	1,524,380
		3 補助金	210,965
		4 その他の営業収益	46
	2	営業外収益	2,727,712
		1 受取利息	19,975
		2 負担金	372,069
		3 長期前受金戻入	2,327,521
		4 雑収益	8,147
	3	特別利益	28,985
		1 固定資産売却益	1
		2 過年度損益修正益	8
		3 その他特別利益	28,976

収益的支出　（単位：千円）

款	項	目	令和７年度当初
1	下水道事業費用		11,689,582
	1	営業費用	10,849,599
		1 管渠費	430,969
		2 処理場費	3,215,168
		3 雨水排水費	58,195
		4 普及奨励費	17,373
		5 業務費	459,947
		6 総係費	431,174
		7 減価償却費	6,159,369
		8 資産減耗費	77,403
		9 その他営業費用	1
	2	営業外費用	798,491
		1 支払利息	638,782
		2 消費税及び地方消費税	157,586
		3 雑支出	2,123
	3	特別損失	40,492
		1 固定資産売却損	1
		2 固定資産譲渡損	28,975
		3 過年度損益修正損	11,516
	4	予備費	1,000

なお、営業外費用中企業債利息638,782千円の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）46,000千円を借り入れる。

資本的収入　　　　　　（単位：千円）

款	項	目	令和７年度当初
1 資本的収入			6,974,187
	1 企業債		3,346,000
	2 出資金		2,089,546
		1 他会計出資金	2,089,546
	3 受益者負担金・分担金		9,105
	4 工事負担金		96,336
		1 他会計負担金	94,536
		2 その他負担金	1,800
	5 補助金		1,335,112
		1 国庫補助金	1,335,112
	6 補償金		85,297
	7 貸付金償還金		12,790
		1 水洗便所改築資金貸付金償還金	12,790
	8 固定資産売却代金		1

資本的支出　　　　　　（単位：千円）

款	項	目	令和７年度当初
1 資本的支出			10,412,690
	1 建設改良費		4,636,145
		1 単独公共下水道建設事業費	1,503,967
		2 単独公共下水道雨水建設事業費	262,722
		3 単独特定環境保全公共下水道事業費	19,294
		4 単独農業集落排水施設建設事業費	4,340
		5 単独漁業集落排水施設建設事業費	2,160
		6 補助公共下水道建設事業費	1,678,915
		7 補助公共下水道雨水建設事業費	892,000
		8 補助特定環境保全公共下水道事業費	50,600
		9 汚水改良事業費	133,539
		10 新市庁舎建設事業費	29,444
		11 営業設備費	53,723
		12 リース債務支払額	5,441
	2 企業債償還金		5,712,545
	3 投資		64,000
		1 長期貸付金	14,000
		2 投資有価証券購入費	50,000
補てん財源	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額		259,573
	損益勘定留保資金		3,178,930
	減債積立金		－

(7)下水道事業における企業債の状況

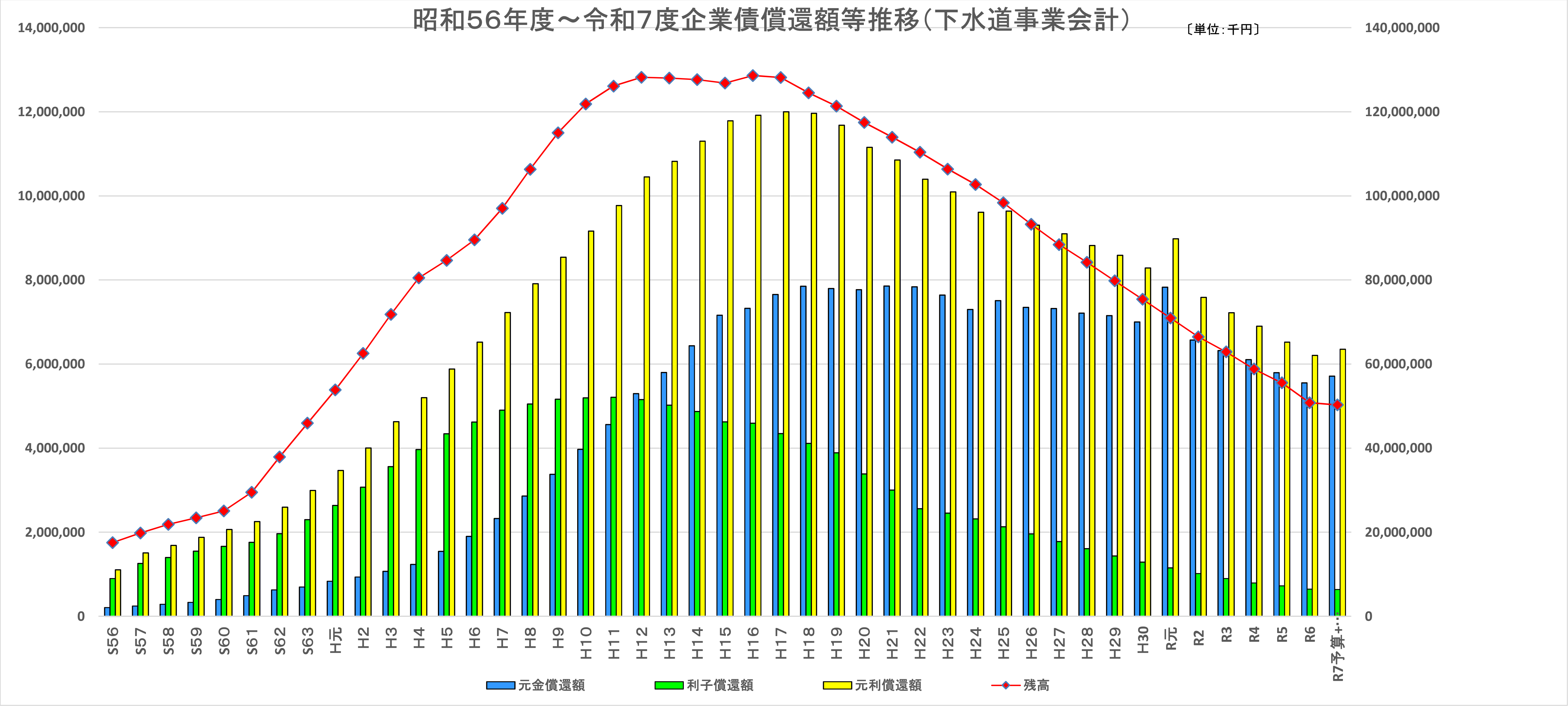

〔単位:千円〕

	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7
借　入　額	5,116,400	2,537,360	2,331,440	1,899,300	2,032,400	4,954,380	9,010,200	8,727,120	8,776,820	9,593,740	10,330,913	9,931,220	8,436,400	8,627,600	9,826,900
元金償還額	208,891	247,562	287,890	330,930	399,434	493,469	629,910	698,106	834,330	935,714	1,069,955	1,235,098	1,543,594	1,901,760	2,324,917
利子償還額	897,830	1,257,917	1,395,809	1,548,184	1,663,111	1,757,897	1,965,299	2,295,754	2,635,272	3,068,335	3,558,099	3,967,044	4,339,156	4,617,727	4,900,979
元利償還額	1,106,721	1,505,479	1,683,698	1,879,114	2,062,545	2,251,366	2,595,209	2,993,860	3,469,602	4,004,049	4,628,053	5,202,142	5,882,749	6,519,487	7,225,895
残　　　高	17,527,997	19,817,795	21,861,345	23,429,715	25,062,681	29,523,593	37,903,882	45,932,896	53,875,386	62,533,412	71,794,371	80,490,492	84,669,299	89,522,339	97,024,322

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
借　入　額	12,154,080	12,032,460	10,856,700	8,809,700	7,377,000	5,603,200	6,081,300	6,355,360	6,148,000	5,229,000	4,203,800	4,657,200	3,875,700	4,350,300	4,247,400
元金償還額	2,858,892	3,376,240	3,970,365	4,559,435	5,294,931	5,799,967	6,432,504	7,162,044	7,324,346	7,652,697	7,852,197	7,794,684	7,767,949	7,854,371	7,836,395
利子償還額	5,049,649	5,164,143	5,194,371	5,210,098	5,155,495	5,021,310	4,869,552	4,623,069	4,594,090	4,347,644	4,113,820	3,886,488	3,386,330	3,000,831	2,557,977
元利償還額	7,908,541	8,540,383	9,164,736	9,769,533	10,450,426	10,821,277	11,302,056	11,785,114	11,918,435	12,000,340	11,966,017	11,681,172	11,154,278	10,855,202	10,394,372
残　　　高	106,319,510	114,975,730	121,862,065	126,112,330	128,194,399	127,997,632	127,646,428	126,839,743	128,614,724	128,156,018	124,507,621	121,349,704	117,456,927	113,952,668	110,363,673

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7(予算+繰越)
借　入　額	3,648,000	3,613,400	3,162,800	2,248,000	2,496,200	2,990,500	2,739,000	2,613,600	3,382,908	2,079,000	2,745,900	2,040,400	2,502,300	826,200	4,255,300
元金償還額	7,639,856	7,295,679	7,508,421	7,347,248	7,319,034	7,211,832	7,149,937	6,999,731	7,827,404	6,568,861	6,321,270	6,105,201	5,793,554	5,786,980	5,712,545
利子償還額	2,453,111	2,314,878	2,127,707	1,958,791	1,777,813	1,606,089	1,434,904	1,285,593	1,150,069	1,018,348	900,021	796,040	725,951	670,331	638,782
元利償還額	10,092,968	9,610,558	9,636,128	9,306,039	9,096,847	8,817,921	8,584,841	8,285,324	8,977,473	7,587,209	7,221,291	6,901,241	6,519,505	6,457,311	6,351,327
残　　　高	106,371,817	102,689,378	98,343,757	93,244,508	88,421,675	84,200,343	79,789,406	75,403,275	70,958,780	66,468,918	62,893,548	58,828,746	55,537,492	(931,789) 51,740,352	50,283,107

※民間資金借換債及び公的資金借換債の借入額並びに当該借換額に係る償還額は含まない。
※本年度末残高の上段（　）書きは、集落排水事業の法適用に伴う引継分のうち、残高を内書き。

Ⅵ　その他

１　組織の変遷

下水道事業着手時

・建設部水道課において下水道事業着手

昭和２７年１０月機構改革

・水道局新設（下水道業務は工務課所管）

水道局
- 業　務　課…管理係、経理係、管財係、料金係
- 工　務　課…庶務係、施設係、給水係、浄水係

昭和３３年７月機構改革

・水道局内の２課を廃止し４課を新設（下水道業務は施設課所管）

水道局
- 管　理　課…管理係、経理係、管財係、出納係
- 業　務　課…料金係、計量係、徴収係
- 給　水　課…庶務係、給水係、配水係、浄水係
- 施　設　課…庶務係、調査係、工務係

昭和３５年１０月機構改革

・下水道部新設

下水道部 ―― (次長)―― 庶務係、施設係

昭和３８年１０月機構改革

・業務課、施設課新設

下水道部
- 業　務　課…業務係、料金係
- 施　設　課…施設係、計画係

昭和４０年３月機構改革

・下水道部が課に機構縮小（土木部所管）

土木部
- 下 水 道 課…庶務係、料金係、計画係、工務係
- 下水処理場

昭和４３年４月１日機構改革

・下水道課、下水処理場が土木部より建設部へ移管

- 建設部
  - 下　水　道　課…庶務係、料金係、計画係、工務係
  - 下 水 処 理 場

昭和４４年７月１日機構改革

・施設係、負担金係新設

下　水　道　課…庶務係、料金係、負担金係、計画係、工務係、施設係

昭和４６年８月１日機構改革

・都市計画部に移管され下水道課を２課に分割

・下水処理場に管理係、水質係新設

- 都市計画部
  - 下水道業務課…庶務係、負担金係、普及係、施設係
  - 下水道建設課…計画係、工事第１係、工事第２係
  - 下 水 処 理 場…管理係、水質係

昭和４７年４月１日機構改革

・下水道建設課に管理係、工事第３係新設

下水道建設課…計画係、工事第１係、工事第２係、工事第３係、管理係

昭和４８年４月１日機構改革

・下水道部新設

- 下水道部
  - 業　　務　　課…庶務係、料金係、負担金係、普及係、維持係
  - 建　　設　　課…計画係、工事第１係、工事第２係、工事第３係、工事第４係
  - 下 水 処 理 場…水質係、管理第１係、管理第２係

昭和４９年４月１日機構改革

・河川課新設

- 下水道部
  - 業　　務　　課…庶務係、料金係、負担金係、普及係、維持係
  - 建　　設　　課…計画係、工事第１係、工事第２係、工事第３係、工事第４係
  - 河　　川　　課…管理係、工事係
  - 下 水 処 理 場…水質係、管理第１係、管理第２係

昭和５０年８月４日機構改革

・河川課に計画係新設

河　川　課…管理係、工事係、計画係

昭和５２年９月１日機構改革

・業務課を管理課へ改称

・業務課の普及係、維持係を建設課へ移管

・下水処理場に中部処理係、北部処理係、小江原処理係新設（管理第１、第２係廃止）

下水道部
- 管　理　課…庶務係、料金係、負担金係
- 建　設　課…計画係、工事第１係、工事第２係、工事第３係、工事第４係、普及係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事係、計画係
- 下水処理場…水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係

昭和５６年４月１日機構改革

・建設課を２課に分割

・管理課を下水道管理課へ改称

下水道部
- 下水道管理課…庶務係、料金係、負担金係
- 下水道建設課…計画係、施設係、電機係、工事第１係、工事第２係
- 普　及　課…普及指導係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事係、計画係
- 下水処理場…水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係

昭和５９年４月１日機構改革

・河川防災室新設

・下水処理場に南部処理係、三重処理係新設

下水道部
- 下水道管理課…庶務係、料金係、負担金係
- 下水道建設課…計画係、施設係、電機係、工事第１係、工事第２係
- 普　及　課…普及指導係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事係、計画係
- 河川防災室…管理係、都市下水路係、雨水渠係
- 下水処理場…水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係、南部処理係、三重処理係

昭和６２年６月１日機構改革

・河川防災室廃止、下水道計画課新設

・下水道建設課係の名称変更

下水道部
- 下水道管理課…庶務係、料金係、負担金係
- 下水道計画課…計画係、施設係、電機係
- 下水道建設課…管渠第１係、管渠第２係、管渠第３係、管渠第４係
- 普　及　課…普及指導係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事係、計画係
- 下水処理場…水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係、南部処理係、三重処理係

昭和６３年６月１日機構改革

・下水処理場に管理係新設

下水処理場…管理係、水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係、南部処理係、三重処理係

平成元年４月１日機構改革

・下水処理場を中部下水処理場（管理係、水質係、処理係）へ改称

・係の名称変更

・東部下水処理場新設

中部下水処理場…管理係、水質係、処理係、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場

平成３年８月１日機構改革

・課係の名称変更

下水道総務課…総務係、料金係、負担金係

下水道普及課…普及指導係、維持係

下水道建設課…管渠１係、管渠２係、管渠３係、管渠４係

平成４年７月１日機構改革

・中部下水処理場に西部下水処理場新設

中部下水処理場…管理係、水質係、処理係、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場、西部処理場

平成６年４月１日機構改革

・下水処理管理事務所新設
・下水道建設課に管渠企画係新設

下水道部
- 下水道総務課…総務係、料金係、負担金係
- 下水道計画課…計画係、施設係、電機係
- 下水道建設課…管渠企画係、管渠１係、管渠２係、管渠３係、管渠４係
- 下水道普及課…普及指導係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事係、計画係
- 下水処理管理事務所…管理係、水質係、中部処理場、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場、西部処理場

平成７年４月１日機構改革

・下水道普及課に普及係新設
・係の名称の変更

下水道普及課…指導係、普及係、維持係

平成９年４月１日機構改革

・河川課、下水道部より土木部へ移管
・下水道計画課に雨水係新設

下水道計画課…計画係、施設係、電機係、雨水係

平成１１年４月１日機構改革

・下水道計画課雨水係を下水道建設課へ移管
・下水道建設課に管渠５係新設
・下水道普及課に管理係新設
・下水処理管理事務所管理係を企画管理係へ名称変更

下水道部
- 下水道総務課…総務係、料金係、負担金係
- 下水道計画課…計画係、施設係、電機係
- 下水道建設課…管渠企画係 、管渠１係、管渠２係、管渠３係、管渠４係、管渠５係
- 下水道普及課…管理係、指導係、普及係、維持係
- 下水処理管理事務所…企画管理係、水質係、中部処理場、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場、西部処理場

平成１２年４月１日機構改革

・河川課、土木部より下水道部へ移管

・下水道建設課管渠５係を廃止し、河川課へ移管

下水道部
- 下水道総務課…総務係、料金係、負担金係
- 下水道計画課…計画係、施設係、電機係
- 下水道建設課…管渠企画係、管渠１係、管渠２係、管渠３係、管渠４係
- 下水道普及課…管理係、指導係、普及係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事１係、工事２係
- 下水処理管理事務所…企画管理係、水質係、中部処理場、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場、西部処理場

平成１３年４月１日機構改革

・公営企業準備室新設

・下水道総務課料金係と負担金係を統合

下水道部
- 下水道総務課…総務係、料金係
- 下水道計画課…計画係、施設係、電機係
- 下水道建設課…管渠企画係、管渠１係、管渠２係、管渠３係、管渠４係
- 下水道普及課…管理係、指導係、普及係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事１係、工事２係
- 公営企業準備室
- 下水処理管理事務所…企画管理係、水質係、中部下水処理場、北部下水処理場、西部小江原下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成１４年４月１日機構改革

・下水道計画課と下水道建設課を統合

・下水道普及課管理係と指導係を統合

・下水処理管理事務所企画管理係を施設係に改称

下水道部
- 下水道総務課…総務係、料金係
- 下水道建設課…企画係、建設１係、建設２係、建設３係、電機係
- 下水道普及課…管理指導係、普及係、維持係
- 河　川　課…管理係、工事１係、工事２係
- 公営企業準備室
- 下水処理管理事務所…施設係、水質係、中部下水処理場、北部下水処理場、西部小江原下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成１５年４月１日機構改革

・河川課、下水道部より道路公園部へ移管

- 下水道部
  - 下水道総務課…総務係、料金係
  - 下水道建設課…企画係、建設１係、建設２係、建設３係、電機係
  - 下水道普及課…管理指導係、普及係、維持係
  - 公営企業準備室
  - 下水処理管理事務所…施設係、水質係、中部下水処理場、北部下水処理場、西部小江原下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成１６年４月１日機構改革

・地方公営企業法の全面適用による、水道局との組織統合

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総務課…総務係、職員係
    - 経理課…経理係、管財係
    - 料金課…料金係、計量係、収納係
    - 給排水設備課…業務係、給水装置係、排水設備係
  - 水道部
    - 水道管理課…管理係、企画係
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、調査係
    - 給水課…給水管理係、維持係
    - 浄水課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
  - 下水道部
    - 下水道管理課…管理係、企画係
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、電機係、調査係
    - 下水道施設維持課…処理施設係、管渠維持係、水質係、中部下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成１７年１月４日機構改革

・旧長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町との市町村合併による組織統合

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総務課…総務係、職員係
    - 経理課…経理係、管財係
    - 料金課…料金係、計量係、収納係
    - 給排水設備課…業務係、給水装置係、排水設備係
  - 水道部
    - 水道管理課…管理係、企画係、香焼・伊王島・高島・野母崎外海・三和水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、調査係
    - 給水課…給水管理係、維持係
    - 浄水課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
  - 下水道部
    - 下水道管理課…管理係、企画係、香焼・伊王島・高島・野母崎外海・三和下水道事務所
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、電機係、調査係
    - 下水道施設維持課…処理施設係、管渠維持係、水質係、中部下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成１８年１月４日機構改革

・琴海町との市町村合併による組織統合

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総務課…総務係、職員係
    - 経理課…経理係、管財係
    - 料金課…料金係、計量係、収納係
    - 給排水設備課…業務係、給水装置係、排水設備係
  - 水道部
    - 水道管理課…管理係、企画係、香焼・伊王島・高島・野母崎 外海・三和・琴海水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、調査係
    - 給水課…給水管理係、維持係
    - 浄水課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
  - 下水道部
    - 下水道管理課…管理係、企画係、香焼・伊王島・高島・野母崎 外海・三和・琴海下水道事務所
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、電機係、調査係
    - 下水道施設維持課…処理施設係、管渠維持係、水質係、中部下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成２０年４月１日機構改革

・料金課と給排水設備課を統合

・水道部と下水道部を統合

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総務課…総務係、職員係
    - 経理課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係、普及調整係 南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給水課…給水管理係、維持１係、維持２係
    - 浄水課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、電機係
    - 下水道維持課…処理施設係、管渠維持係、水質係、中部下水処理場、南部下水処理場、三重下水処理場、東部下水処理場、西部下水処理場

平成２２年４月１日機構改革

・下水道維持課組織改正

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総　　務　　課…総務係、職員係
    - 経　　理　　課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係、普及調整係　南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給　　水　　課…給水管理係、維持１係、維持２係
    - 浄　　水　　課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、電機係
    - 下水道維持課…施設管理係、管渠管理係、水質係、東部施設係、西部施設係

平成２４年４月１日機構改革

・下水道建設課及び下水道維持課の業務分担を見直し、下水道建設課及び下水道施設課に組織改正

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総　　務　　課…総務係、職員係
    - 経　　理　　課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係、普及調整係　南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給　　水　　課…給水管理係、維持１係、維持２係
    - 浄　　水　　課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係、維持係
    - 下水道施設課…施設管理係、電機係、水質係、東部施設係、西部施設係

平成２６年４月１日機構改革

・下水道建設課組織改正

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総　務　課…総務係、職員係
    - 経　理　課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係、普及調整係
南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給　水　課…給水管理係、維持１係、維持２係
    - 浄　水　課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、
道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、維持係
    - 下水道施設課…施設管理係、電機係、水質係、東部施設係、西部施設係

平成３１年４月１日機構改革

・南北上下水道事務所に係る組織改正

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総　務　課…総務係、職員係
    - 経　理　課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係、普及調整係
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給　水　課…給水管理係、維持１係、維持２係
南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 浄　水　課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、
道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、維持係
    - 下水道施設課…施設管理係、電機係、水質係、東部施設係、西部施設係

令和3年４月１日機構改革

・普及調整係を廃止し、料金サービス課給排水相談係に統合

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総　務　課…総務係、職員係
    - 経　理　課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、水道企画係、下水道企画係
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給　水　課…給水管理係、維持１係、維持２係
南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 浄　水　課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、
道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、維持係
    - 下水道施設課…施設管理係、電機係、水質係、東部施設係、西部施設係

令和5年８月１日機構改革

・新浄水場整備室を事業管理課の課内室として新設。事業管理課の水道企画係と下水道企画係を統合させ企画係とし、給水課の給水管理係を廃止。

- 上下水道局
  - 業務部
    - 総務課…総務係、職員係
    - 経理課…経理係、管財係
    - 料金サービス課…収納管理係、受付サービス係、給排水相談係
  - 事業部
    - 事業管理課…管理係、企画係
      - 新浄水場整備室
    - 水道建設課…建設１係、建設２係、建設３係
    - 給水課…維持１係、維持２係、南部上下水道事務所、北部上下水道事務所
    - 浄水課…浄水施設係、電機係、手熊浄水場、浦上浄水場、道ノ尾浄水場、東長崎浄水場、小ヶ倉浄水場
    - 水質管理室
    - 下水道建設課…建設１係、建設２係、維持係
    - 下水道施設課…施設管理係、電機係、水質係、東部施設係、西部施設係

2　下水道事業年表

（旧長崎市）

年	月	沿　　　　　　　革
昭和27年	4	公共下水道事業に着手
	10	長崎市水道局開局
28年	4	**公共下水道事業計画認可（当初）**（中部処理区、中部排水区）
	10	長崎市下水道条例制定
32年	8	中部茂里町雨水排水ポンプ場工事着手
33年	4	新下水道法公布
34年	5	中部茂里町雨水排水ポンプ場運転開始
	12	茂里町下水道終末処理場（現中部下水処理場）工事着手
35年	10	下水道部発足
36年	3	下水道使用料制度制定
	12	茂里町下水道終末処理場簡易処理運転開始（中部処理区供用開始）
		管渠工事で初めて推進工法採用（内径700粍　千馬町）
37年	11	中部出島汚水中継ポンプ場運転開始
		茂里町下水道終末処理場高級処理施設工事着手
38年	3	**第１次事業計画変更**（中部処理区、中部排水区の拡大）
	10	下水道部在来の１課を２課（業務課・施設課）に増強
39年	9	茂里町下水道終末処理場高級処理運転開始
	11	滑石道の尾地区（現北部処理区）管渠工事着手〈県事業〉
40年	1	滑石道の尾地区下水道終末処理場（現北部下水処理場）工事着手〈県事業〉
	3	下水道部が課に機構縮小（土木部所管）
	8	滑石道の尾地区下水道終末処理場中級処理運転開始（北部処理区供用開始）
42年	4	中部下水処理場し尿処理運転開始（100kl/日）
	10	**第２次事業計画変更**（中部処理区、中部排水区の拡大）
43年	9	川口町除塵機室工事着手
44年	2	北部滑石汚水中継ポンプ場工事着手＜県事業＞
	6	時津町・長与町と協定（公の施設の区域外設置に伴う経費の負担について）を締結
		北部滑石汚水中継ポンプ場運転開始
	9	**第３次事業計画変更**（北部処理区、北部排水区の追加）

44年	12	「長崎国際文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定
45年	4	滑石道の尾地区公共下水道事業施設（北部下水処理場等）を県より譲り受ける
		中部処理区漏水調査実施（46年度も実施）
		中部下水処理場し尿処理施設の増設（200kl/日）
		川口町除塵機運転開始
46年	4	１７都市下水路指定
	8	機構改革で２課に増強（下水道業務課、下水道建設課、下水処理場〈都市計画部所管〉）
	12	北部下水処理場高級処理施設工事着手
		第４次事業計画変更（北部処理区拡大、西部小江原処理区の追加）
47年	1	北部排水区雨水渠工事着手
	2	西部小江原下水処理場工事着手
48年	1	北部下水処理場高級処理運転開始（防臭装置設置）
		西部小江原下水処理場高級処理運転開始
		西部小江原汚水中継ポンプ場運転開始
	3	北部女の都汚水中継ポンプ場運転開始
	4	機構改革により下水道部を新設（２課、処理場）
49年	4	機構改革により河川課を追加する（３課、処理場）
	6	中部茂里町雨水排水ポンプ場増設工事着手
51年	3	下水道使用料改定
	6	**第５次事業計画変更**（中部処理区の拡大、南部処理区の追加）
	10	中部下水処理場増設工事着手（60,000人系列）
	11	**第６次事業計画変更**（北部処理区の拡大）
52年	4	中部茂里町雨水排水ポンプ場増設機器運転開始
	10	中部下水処理場脱臭設備装置設置
		南部処理区管渠工事着手
	12	「長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例」を制定（これに伴い昭和44年12月制定の条例は廃止）
53年	1	**第７次事業計画変更**（三重処理区の追加）
	4	**第８次事業計画変更**（中部下水処理場の処理施設の変更）
	8	**第９次事業計画変更**（南部３号幹線のルートの変更）
	11	三重処理区管渠工事着手

54年	7	南部下水処理場敷地造成工事着手
	9	北部下水処理場で全国初の全面曝気方式を採用
55年	4	**第10次事業計画変更**（中部処理区の拡大）
	7	南部下水処理場工事着手
	10	三重下水処理場工事着手（日本下水道事業団委託）
56年	3	下水道使用料改定
	4	機構改革により普及課を追加する（４課、処理場）
	10	**第11次事業計画変更**（中部・南部処理場の汚泥処理方式の変更）
57年	7	長崎大水害（ 7月23日）により処理場施設及び管渠施設に被害発生
58年	12	**第12次事業計画変更**（中部・北部・南部処理区の拡大、中部第二排水区の追加）
59年	1	中部第二排水区雨水渠工事着手
	3	下水道使用料改定
	4	機構改革により河川防災室を追加する（５課、処理場）
		南部下水処理場高級処理運転開始（南部処理区供用開始）
	7	北部下水処理場Ｂ系列水処施設工事着手
	8	三重下水処理場高級処理運転開始（三重処理区供用開始）
60年	1	**第13次事業計画変更**（三重処理区の拡大、東部処理区の追加）
	6	**第14次事業計画変更**（中部シシトキ排水区、東部田中排水区の追加）
	8	東部処理区管渠工事着手
		東部田中排水区雨水渠工事着手
61年	2	北部下水処理場Ｂ系列水処理施設工事完了
	7	東部下水処理場工事着手
	11	促進事業（東部処理区）着手　　６都市下水路指定　　２都市下水路指定変更
62年	2	**第15次事業計画変更**（三重処理区の拡大、西部処理区の追加）
	3	西部処理区管渠工事着手
	4	１都市下水路指定
	6	機構改革により河川防災室閉室、下水道計画課追加（５課、処理場）
	8	中部シシトキ排水区雨水渠工事着手
63年	2	**第16次事業計画変更**（中部出島排水区の追加）
	3	下水道使用料改定

63年	7	西部下水処理場工事着手
	8	中部出島排水区雨水渠工事着手
平成元年	4	東部下水処理場高級処理運転開始（東部処理区供用開始）
	7	中部新地雨水排水ポンプ場下部築造工事着手
	9	補助事業による改築事業に着手（中部初沈汚泥引抜ポンプ設備）
2年	5	**第17次事業計画変更**（南部・三重・東部・西部処理区の拡大）
	10	長崎市クリーンセンター運転開始（環境事業部所管）
		これに伴い中部下水処理場でのし尿受入廃止
3年	3	**第18次事業計画変更**（中部第一排水区の変更）
	9	台風19号により処理場施設に被害発生
4年	3	下水道使用料改定
	6	中部新地雨水排水ポンプ場運転開始
		中部２号雨水幹線内径 3,750粍シールド工事着手
	7	西部下水処理場高級処理運転開始（西部処理区供用開始）
	9	三重多以良汚水中継ポンプ場下部築造工事着手
		三重処理場放流渠布設工事着手
	12	**第19次事業計画変更**（南部・東部・西部処理区の拡大）
5年	4	「公共下水道の区域外設置に関する協定書」を長与町と締結
	6	特定環境保全公共下水道事業に着手（東部処理区中尾地区）
6年	3	東部戸石汚水中継ポンプ場下部築造工事着手
	4	機構改革により下水処理管理事務所新設（６課）
	6	南部第一汚水中継ポンプ場（下部）築造工事着手
		北部下水処理場放流渠工事着手
		南部下水処理場水処理施設増設工事着手
	8	三重処理場放流渠供用開始（畝刈湾へ放流）
	11	中部茂里町第２雨水排水ポンプ場下部築造工事着手
7年	6	東部下水処理場水処理施設増設工事着手
8年	3	**第20次事業計画変更**（三重・西部処理区の拡大、北部処理区の縮小、南部処理場処理施設の変更）
	3	下水道使用料改定
	12	**第21次事業計画変更**（中部第二排水区の拡大、柳田排水区他６排水区の追加、南部処理場の敷地の縮小）

9年	3	北部女の都汚水中継ポンプ場の廃止（従来の処理対象区域は自然流下により西部処理区へ切替）
		南部第一・三重多以良・東部戸石汚水中継ポンプ場の運転開始
	9	三重中継ポンプ場建設主体工事着手
10年	4	中部茂里町第２雨水排水ポンプ場運転開始
	9	西部下水処理場水処理施設増設工事着手
11年	1	**第22次事業計画変更**（西部処理区の拡大、北部処理区の縮小、西部小江原処理区の廃止、西部小江中継ポンプ場の追加、北部女の都中継ポンプ場の廃止、雨水６排水区の追加、西部流量調整池の追加）
	3	西部下水処理場流量調整槽築造工事着手
	10	三重中継ポンプ場運転開始
	11	女の都中継ポンプ場解体工事着手
12年	3	**第23次事業計画変更**（公共下水道事業全体計画見直し、北部処理区の廃止、中部・南部・三重・東部・西部処理区の拡大、雨水５排水区の追加、三重樫山中継ポンプ場の廃止、南部茂木中継ポンプ場の追加、西部処理区流量調整池の追加）
	6	南部茂木中継ポンプ場建設主体工事着手
	12	下水道使用料改定
14年	1	**第24次事業計画変更**（南部新地中継ポンプ場の追加、中部茂里町第１雨水排水ポンプ場の廃止）
	6	南部新地中継ポンプ場建設主体工事着手
	9	西部小江中継ポンプ場建設主体工事着手
15年	4	**第25次事業計画変更**（公共下水道全体計画の見直し、中部・南部・三重・東部・西部処理区の拡大、東部田中排水区の拡大、東部平間・東部東・東部矢上排水区の追加）
	11	北部下水処理場廃止
16年	4	水道事業と下水道事業の組織統合を行い、公共下水道事業へ地方公営企業法を全面適用
17年	1	市町村合併（長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、外海町、野母崎町及び三和町）
	3	西部小江原下水処理場廃止
	4	南部茂木・西部小江・南部新地中継ポンプ場運転開始
		三和地区の汚水流入開始（南部下水処理場）
18年	1	市町村合併（長崎市、琴海町）
22年	8	**第26次事業計画変更**（市町合併した自治体毎の下水道事業計画を本市公共下水道事業計画に統一、三重下水処理場放流管渠の変更）

平成24年	9	三重処理場放流渠布設（ルート変更）工事着手 西部下水処理場水処理施設（7系）増設工事着手
25年	8	**第27次事業計画変更**（南部・東部・西部・三和処理区の拡大、西部下水処理場の用地縮小）
27年	2	**第28次事業計画変更**（中部処理区－西部処理区間におけるネットワーク管の追加）
29年	3	**第29次事業計画変更**（三重下水処理場の用地縮小）
30年	1	**第30次事業計画変更**（中部・南部・三重・東部・西部・香焼処理区の縮小、三和・琴海南部・大平処理区の拡大、文教・築町・小ヶ倉第四排水区の追加、琴海南部浄化センター・大平浄化センターの高度処理の位置付け）
令和4年	8	**第31次事業計画変更**（中部茂里町流量調整池の追加）
5年	3	**第32次事業計画変更**（中部第三排水区の一部を中部第一排水区へ変更）
6年	3	**第33次事業計画変更**（公共下水道全体計画の見直し、農業、漁業集落排水の公共下水道への統合を予定処理区域に反映、中部・南部・三重・東部・伊王島・光西浜・脇岬・黒崎・三和・琴海南部・琴海大平処理区の拡大、西部処理区の縮小） 中部下水処理場機能停止

（旧香焼町）

年	月	沿　　　　　革
昭和47年		公共下水道事業着手の方針決定
48年		町内各地で全町民対象の説明会を開催 都市計画法決定の知事承認を受ける
50年	2	**公共下水道事業計画認可（当初）**（香焼処理区）、公共下水道事業に着手 中継ポンプ場用地買収、管渠実施設計
50年	12	**第１回事業計画変更**（処理場の位置の変更、ポンプ場（２カ所）の位置の変更） 香焼浄化センター用地買収、用地造成
51年		処理場土木工事に着手（コンクリート躯体・初沈・終沈）
53年	3	**第２回事業計画変更**（事業期間の変更、管渠のルート一部変更） 香焼浄化センター：水処理土木・エアタン・滅菌池・沈砂池・管理棟 中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事
53年		香焼浄化センター：沈砂池・管理棟・機械電気設備及び場内整備 中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事
55年	2	**第３回事業計画変更**（公共下水道事業全体計画の見直し、香焼処理区の変更）

		香焼浄化センター：機械電気設備
		放流管布設
		中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事、安保ポンプ場の用地買収、土木工事
昭和55年	7	香焼浄化センター運転開始（香焼処理区供用開始）
		香焼浄化センター：脱水機、水質設備
		中継ポンプ場：安保ポンプ場（建築･機械･電気）、里･尾ノ上ポンプ場（土木･建築･機械･電気）
56年		香焼浄化センター：脱水機、水質設備
		中継ポンプ場：辰ノ口･海老瀬ポンプ場（土木･建築･機械･電気）
57年		香焼浄化センター：放流口整備
		中継ポンプ場：栗ノ浦ポンプ場（土木･建築･機械･電気）
58年		香焼浄化センター：（水質試験棟増設）
		中継ポンプ場：辰ノ口ポンプ場（植栽）
平成３年	4	**第４回事業計画変更**（本村・安保排水区の追加）
12年		下水道施設整備計画作成（香焼浄化センター、深浦中継ポンプ場）
13年		下水道料金改定
	9	**第５回事業計画変更**（公共下水道事業全体計画の見直し、香焼処理区の拡大）
	9	香焼浄化センター改築更新実施設計事業
		深浦ポンプ場改築更新実施設計事業
17年	9	**第６回事業計画変更**（香焼浄化センターの廃止）
19年	6	香焼浄化センター機能停止
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧伊王島町）

年	月	沿　　革
平成６年		公共下水道基本計画策定
11年	1	**公共下水道事業計画認可（当初）**（伊王島処理区）
		公共下水道事業着手
12年	10	幹線管渠工事着手
13年	9	伊王島浄化センター工事着手
14年	9	下水道条例制定
15年	3	県過疎代行事業完成
		伊王島浄化センター運転開始（伊王島処理区供用開始）

		幹線管渠完成
16年	9	**第１回事業計画変更**（伊王島処理区の拡大）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧高島町）

年	月	沿　　　革
昭和39年	7	１都市下水路指定
平成８年	10	公共下水道基本計画策定
９年	7	公共下水道事業着手
	12	**特定環境保全公共下水道事業計画認可（当初）**（光西浜処理区）
12年	1	高島浄化センター運転開始（光西浜処理区供用開始）
		下水道条例制定
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧外海町）

年	月	沿　　　革
平成８年	12	**特定環境保全公共下水道事業計画認可（当初）**（神浦処理区）
９年	9	神浦浄化センター用地購入
	11	公共下水道事業着手、管渠工事着手
10年		神浦浄化センター管理用道路工事着手
11年		神浦浄化センター用地造成工事着手
12年		神浦浄化センター建設工事着手
13年		マンホールポンプ設置工事着手
14年	3	**第１回事業計画変更**（期間延長）
		下水道条例及び下水道受益者分担金条例制定
	4	神浦浄化センター運転開始（神浦処理区供用開始）
	12	**第２回事業計画変更**（黒崎処理区追加）
16年	3	黒崎処理区管渠工事着手
18年	5	**第３回事業計画変更**（黒崎浄化センター建設計画廃止）
22年	3	黒崎処理区供用開始（三重下水処理場へ送水）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧野母崎町）

年	月	沿　　　　　革
平成11年	3	**特定環境保全公共下水道事業計画認可（当初）**（脇岬処理区）
11年		脇岬処理区管渠工事着手
15年	3	**第１回事業計画変更**（公共下水道事業全体計画の見直し）
16年	3	脇岬浄化センター用地造成工事着手
21年	3	**第２回事業計画変更**（期間延長）
21年	4	脇岬浄化センター運転開始（脇岬処理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧三和町）

年	月	沿　　　　　革
平成５年		公共下水道基本計画策定
12年		公共下水道都市計画決定
	11	**公共下水道事業計画認可（当初）**（三和処理区）
	12	協定の締結（公共下水道の長崎市南部下水処理場への受け入れ）
	12	栄上ポンプ場地質調査業務委託
13年	7	**第１回事業計画変更**（管渠変更）
14年	9	**第２回事業計画変更**（ポンプ場敷地面積の変更）
	12	南部栄上汚水中継ポンプ場建設工事着手
16年	12	**第３回事業計画変更**（三和処理区の拡大）
17年	4	南部栄上汚水中継ポンプ場運転開始（三和処理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧琴海町）

年	月	沿　　革
平成４年		琴海町公共下水道基本計画策定
10年	12	公共下水道都市計画決定
11年	3	**公共下水道事業認可**（当初）
12年	11	琴海南部処理区管渠工事着手
13年	2	**第１回事業計画変更**（琴海南部処理区の処理場の位置、処理方式及び区域拡大）
	6	琴海南部浄化センター用地購入
15年	1	琴海南部浄化センター建設工事着手
	12	**第２回事業計画変更**（琴海南部処理区の区域拡大）
16年	10	**第３回事業計画変更**（琴海南部処理区処理場用地及び放流管渠位置の変更）
		（大平処理区の追加）
17年	1	大平処理区管渠工事着手
	3	琴海南部浄化センター運転開始（琴海南部処理区供用開始）
19年	11	**第４回事業計画変更**（大平処理区処理場水処理方法、汚泥処理方法及び放流管渠位置の変更、計画放流水質の設定）
20年	2	大平浄化センター用地購入
	3	大平浄化センター建設工事着手
22年	3	大平浄化センター運転開始（大平処理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

資　料

主要施設の所在地

長崎市上下水道局	〒850-8563	長崎市魚の町4番1号	TEL 095-829-1203
水質管理室	〒851-0134	長崎市田中町608番地7 （東長崎浄水場管理本館内）	TEL 095-838-5037

【上下水道事務所】

南部上下水道事務所	〒851-0403	長崎市布巻町111番地1	TEL 095-833-7810
北部上下水道事務所	〒851-3102	長崎市琴海村松町703番地14	TEL 095-814-3420

【浄水場】

手熊浄水場	〒851-1135	長崎市手熊町277番地	TEL 095-841-0193
三重浄水場（無人）	〒851-2206	長崎市三京町1545番地2	TEL 095-850-1850
浦上浄水場	〒852-8145	長崎市昭和3丁目196番地	TEL 095-844-1785
道ノ尾浄水場	〒851-2127	西彼杵郡長与町高田郷38番地	TEL 095-856-0044
本河内浄水場（無人）	〒850-0012	長崎市本河内3丁目4番36号	TEL 095-823-2817
小ヶ倉浄水場	〒850-0953	長崎市上戸町4丁目8番1号	TEL 095-879-2801
東長崎浄水場	〒851-0134	長崎市田中町608番地7	TEL 095-838-3279

【下水処理場】

中部下水処理場 （令和5年度末廃止）	〒852-8104	長崎市茂里町2番2号	TEL 095-845-0045
南部下水処理場	〒850-0952	長崎市戸町5丁目985番地	TEL 095-878-6560
三重下水処理場	〒851-2211	長崎市京泊2丁目8番50号	TEL 095-850-1851
東部下水処理場	〒851-0134	長崎市田中町279番地46	TEL 095-837-0450
西部下水処理場	〒850-0078	長崎市神ノ島町1丁目367番地11	TEL 095-865-4544
伊王島浄化センター	〒852-1201	長崎市伊王島町2丁目1178番地5	TEL 095-898-2229
高島浄化センター	〒851-1315	長崎市高島町2707番地34	TEL 095-896-3676
神浦浄化センター	〒851-2405	長崎市神浦向町293番地2	
脇岬浄化センター	〒851-0506	長崎市脇岬町3803番地6	TEL 095-893-2299
琴海南部浄化センター	〒851-3102	長崎市琴海村松町760番地3	TEL 095-884-2520
大平浄化センター	〒851-3214	長崎市琴海大平町1250番地	TEL 095-885-2544

記念施設等

長崎水道創設 100 周年記念施設『小ヶ倉水園』　長崎市上戸町 4 丁目 8 番 1 号
（小ヶ倉浄水場横）

長崎水道創設 90 周年記念施設『水道資料室』　長崎市田中町 608 番地 7
（水道創設 130 周年記念　リニューアル）　（東長崎浄水場管理本館内）

長崎水道創設 100 周年記念碑　長崎市本河内 3 丁目 4 番 36 号
（本河内浄水場構内）

長崎水道創設 70 周年記念碑　長崎市本河内 3 丁目 4 番 36 号
（本河内浄水場構内）

長崎下水道供用開始 60 周年記念
『弱虫ペダルマンホール』　長崎市松が枝町 7 番 8 号ほか 26 ヵ所
（松が枝国際ターミナル周辺）

文化財等

国指定重要文化財

本河内水源地水道施設　長崎市本河内 1 丁目 208 番 2 他
平成 29 年 7 月 31 日（登録番号 建第 2669 号）

文化庁登録有形文化財

小ヶ倉ダム　長崎市上戸町 4 丁目 397-4 他
平成 22 年 5 月 20 日登録（登録番号 42-0089 号）

小ヶ倉ダム管理橋　長崎市上戸町 4 丁目 367 地先
平成 22 年 5 月 20 日登録（登録番号 42-0090 号）

近代化産業遺産（経済産業大臣認定）

本河内高部ダム　長崎市本河内町 3 丁目 845 番～4 丁目 2512 番地
平成 21 年 2 月 23 日認定

長崎市指定文化財有形文化財

本河内高部貯水池内石橋『幻の石橋』　長崎市本河内町（本河内高部ダムの水底）
昭和 53 年（1978）12 月 20 日指定

土木学会選奨土木遺産

本河内高部ダム堰堤（平成 19 年 11 月 18 日　㈳土木学会認定）
小ヶ倉（水道）堰堤（平成 21 年 11 月 18 日　㈳土木学会認定）

長崎市上下水道事業概要（令和６年度版）

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

編集・発行　**長 崎 市 上 下 水 道 局**

〒850－8563　長崎市魚の町４番１号

電　話 095-829-1203

ＦＡＸ 095-829-1205

http://www.city.nagasaki.lg.jp/index.html

（R7.10）

信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道